

国土交通省の政策評価 (平成22年度予算概算要求等関係)

平成21年8月

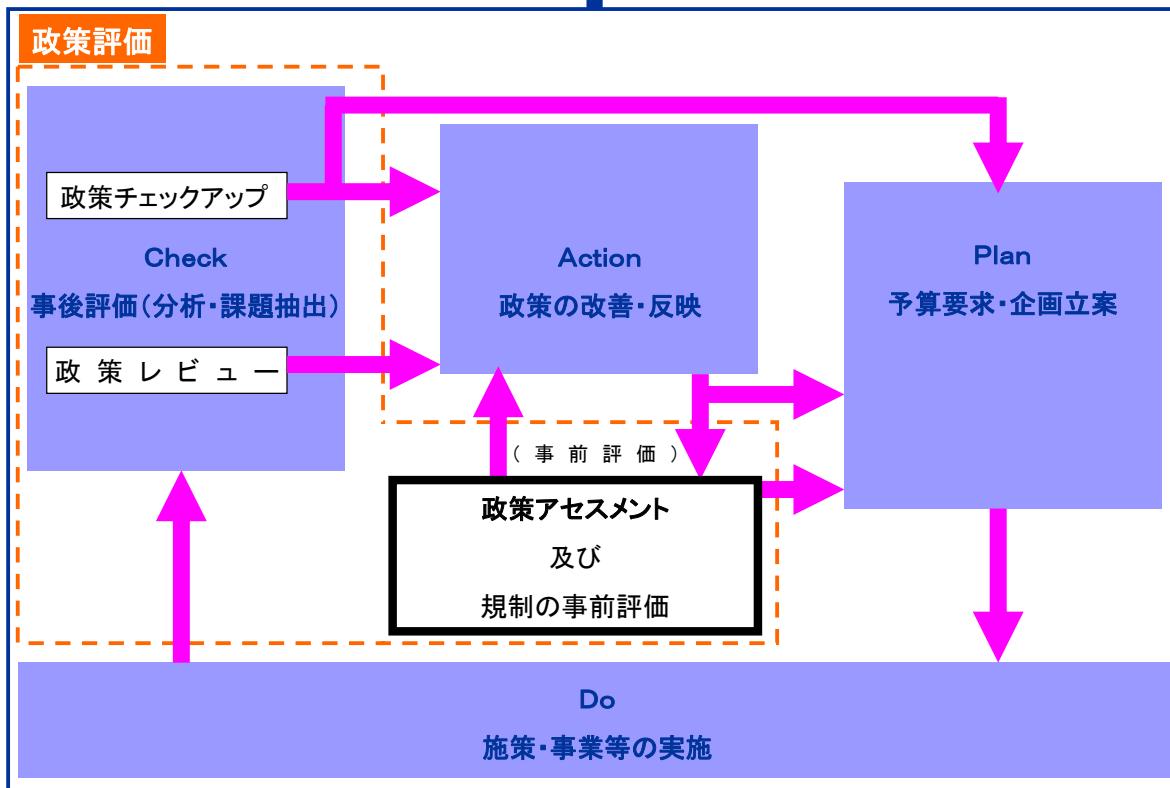
国 土 交 通 省

目 次

1. 平成22年度予算概算要求等に係る評価書について ·····	2
2. 政策アセスメント ······ ······ ······ ······ ·····	3
3. 個別公共事業の評価 ······ ······ ······ ······ ·····	147
4. 個別研究開発課題の評価 ······ ······ ······ ······ ·····	163

平成22年度予算概算要求等に係る評価書について

政策目標（「暮らし・環境」「安全」「活力」の3分野）の達成及び職員の意識向上



このほか、個別公共事業及び個別研究開発課題について、今回、事前・中間評価を実施

- 平成22年度予算概算要求等に向けて、新規施策等を対象とした政策アセスメント、個別公共事業に係る評価、個別研究開発課題に係る評価の3つを実施。

1. 政策アセスメント

新規施策等については、真に必要な施策の企画立案を目指し、目標に照らして、必要性、効率性、有効性等をチェックする。

平成22年度予算概算要求等に係る49の新規施策等について評価を実施。

2. 公共事業

平成22年度新規採択事業及び実施中の事業のうち、個別箇所で予算内示される事業について実施。

新規事業採択時評価 ······ 18件

再評価 ······ 26件

3. 研究開発課題

平成22年度の予算概算要求に反映することを目的として、外部評価を活用しつつ、事前評価を実施。

事前評価 ······ 36件

平成22年度予算概算要求等に係る政策アセスメント

平成21年8月31日 国土交通省

国土交通省政策評価基本計画（平成21年3月31日改正）に基づき、平成22年度予算概算要求等にあたって、49件の施策について政策アセスメント（事業評価方式）を行った。本評価書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律第10条の規定に基づき作成するものである。

1. 政策アセスメントの概要について

政策アセスメントは、新規に導入しようとする施策等について、必要性、有効性、効率性等の観点から評価を実施し、施策等の導入の採否や選択等に資する情報を提供するとともに、政策意図と期待される効果を明確に説明するものである。目標に照らした政策アセスメントを実施することにより、新規施策等の企画立案に当たり、真に必要な質の高い施策を厳選するものである。

政策アセスメントは、新たに導入を図ろうとする施策等（予算、税制、法令等）や、既存の施策等のうち、その改廃等を図ろうとするものを対象として実施する。評価は、各局等及び各外局が実施し、それをもとに政策統括官が評価書を取りまとめる。

（評価の観点、分析手法）

評価にあたっては、まず、当該施策が省全体の政策目標（アウトカム目標）のどの目標に関連するものかを明確にした上で、その目標の達成手段としての当該施策の妥当性を、必要性、効率性、有効性の観点等から総合的に評価する。

施策の必要性については、「ロジカル・フレームワーク」と呼ぶ分析手法を用いて評価を行うこととしている。ロジカル・フレームワークとは、具体的には以下の①から④のそれぞれについて分析し、それらのロジカル（論理的）なつながりを構築するものである。

①目標と現状のギャップ分析

②現状が目標を達成していないことの原因分析

③目標を達成するためには現在のシステムを見直す（改善する）必要があること（＝政策課題）を示す

④当該政策課題を実現するための具体的な手法・手段（＝施策、事務事業）を提示する

また、効率性については、施策の実施のために要する費用と効果等について説明し、有効性については、導入しようとする施策等の実施が目的、目標を実現する上で、どの程度効果的であるかを説明する。さらに、事後検証又は事後評価の実施方法及び時期を明らかにする。

（第三者の知見活用）

評価の運営状況等について、中立的観点からの第三者の意見等を聴取するため、国土交通省政策評価会を必要に応じて開催することとしている（国土交通省政策評価会の議事録等については、国土交通省政策評価ホームページ（<http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka>）に掲載することとしている）。また、個々の施策ごとにも、必要に応じて学識経験者等の助言を活用することとしている。

2. 今回の評価結果について

今回は、平成22年度予算概算要求にあたって、予算概算要求等に係る49の施策について評価を実施した。施策の一覧は別添1、様式は別添2、個別の評価結果は別添3のとおりである。

以上

政策アセスメント 施策一覧（平成22年度予算概算要求等関係）

No	施策等名	ページ
政策目標1. 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進		
1	民間賃貸住宅の契約の適正化・紛争処理の円滑化に係る支援制度の創設	8
政策目標2. 良好的な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
2	地域における継続的な海岸漂着ゴミ対策の推進	11
3	200海里海域の特性に応じた海洋マネジメントビジョンの策定	14
4	地域交通、物流の革新を促す新たな低炭素実用車両の開発促進	17
5	自動車運送事業者によるCO2削減努力の評価手法、付加価値創出手法の開発	20
6	歴史的水辺環境改善下水道事業の創設	23
7	資源・エネルギー循環下水道事業の創設	25
8	まちを元気づける水辺整備を推進するための「お濠再生プロジェクト」の創設	28
政策目標3. 地球環境の保全		
9	エコモビリティ都市の推進	30
政策目標4. 水害等災害による被害の軽減		
10	緊急地震速報等の高度化	33
11	集中豪雨・局地的大雨対策の強化	35
12	地球温暖化に関する観測・監視体制の強化	38
13	下水道浸水被害軽減総合事業の強化	42
14	都市機能保全型老朽管対策事業の創設	45
15	砂防設備等の緊急改築制度の創設	48
16	土砂災害に対する警戒避難体制の強化に関する制度の創設	51
17	ゲリラ豪雨等に対しても安心して暮らせる「100㍉/h安心プラン(仮称)」の策定	54
18	気候変動に伴う集中豪雨の激化に対応する河川整備及び流域対策の推進(流域治水対策河川事業費補助の創設)	57
19	沿岸域一帯の危機管理・減災対策の創設	59
20	地球温暖化に伴う海面上昇等への緊急的な適応策としての高潮・高波対策等の推進	61
21	広域侵食対策事業の創設	63
政策目標5. 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		
22	運輸の安全性向上のための官民における戦略的取組の推進	65
政策目標6. 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
23	産業活性化のための港湾機能の強化	68
24	物流施設の耐震強化	71
25	観光魅力を活かした船旅の振興	74
26	訪日外国人旅行者の受入環境整備事業	78
政策目標7. 都市再生・地域再生等の推進		
27	停滞プロジェクト早期完了支援事業の創設	83
28	交通結節点の利便性向上と周辺の一体的整備を重点支援する制度の創設	85
29	歴史的風致維持向上施設整備事業の創設	88
政策目標8. 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上		
30	生活支援機能の集積による駅機能高度化～コミュニティ・ステーション化～の推進	91
31	バス交通における環境整備モデル事業の創設	95
32	外海離島等の運航費軽減・需要喚起方策の調査	98
33	海上交通の低炭素化・利便性向上等総合事業の創設	100

政策目標9. 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
34	観光地の魅力創出インフラ整備の推進	102
35	宅地建物取引業・賃貸不動産管理業等に係る新規制度の導入	104
36	人口減少の進展等を踏まえた土地管理の適正化の推進	107
37	不動産市場の活性化のための情報基盤の構築	110
38	建設業と地域の相互発展促進事業の実施	113
39	建設業の施工力の強化	116
40	都市部官民境界基本調査の創設	119
41	都市再生街づくり支援調査の創設	121
42	山村境界基本調査の創設	123
政策目標10. 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備		
43	集落生活安定化へ向けた中間支援業務の普及促進モデル事業の創設	125
44	広域地方計画推進交付金（仮称）の創設	128
45	広域自立成長推進事業（仮称）の創設	131
政策目標11. ICTの利活用及び技術研究開発の推進		
46	運輸技術に関する総合的技術戦略プロセス推進に資する技術戦略ロードマップの構築	134
47	地域交通IT基盤確立プログラムの推進	137
政策目標12. 国際協力、連携等の推進		
48	アジア諸国を中心とした交通分野における気候変動対策の国際的な推進強化	140
49	官民連携による海外交通プロジェクトの推進	144

政策アセスメント評価書（個票）

施策等			
担当課	・局・課	担当課長名	課長 ····
施策等の概要	<p>対象施策等の内容を簡潔かつ明確に記載。</p> <p>予算関係、税制関係、法令関係等の区別を明確に記載。</p>		
施策等の目的	対象施策等の目的を簡潔かつ明確に記載。		
政策目標	どの政策目標の実現に資するかを明記。		
施策目標	どの施策目標の実現に資するかを明記。		
業績指標	どの業績指標に関連するかを明記。		
検証指標	関係する業績指標がない場合、当該施策等が目的を達成したか否かを事後に明らかにするために設定。		
目標値	業績指標又は検証指標の目標値を記載。		
目標年度	業績指標又は検証指標の目標年度を記載。		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ 目標と現状のギャップを明示。</p> <p>ii 原因の分析 ギャップが生じている原因を分析。</p> <p>iii 課題の特定 目標を達成するためには、現在のシステムの見直しや改善が必要であること（＝政策課題）を明示。</p> <p>iv 施策等の具体的内容 政策課題を解決するための具体的手法・手段を提示。</p>		
社会的ニーズ	対象施策等が社会や国民等のニーズに適っていることを説明。		
行政の関与	行政の関与の必要性を説明。		
国の関与	国の関与の必要性を説明。		

政策アセスメント評価書（個票）

施策等の効率性		
本案	費用	対象施策等の実施のために必要となる費用について推計・測定し、可能な限り定量的に説明。
	効果	対象施策等の実施によって実現すると予測される効果について推計・測定し、可能な限り定量的に説明。
	比較	対象施策等の実施により費用に見合った効果が得られているか検討。
代替案	概要	対象施策等以外の選択肢（代替案）設定し、その内容を説明。
	費用	代替案の実施のために必要となる費用について推計・測定し、可能な限り定量的に説明。
	効果	代替案の実施によって実現すると予測される効果について推計・測定し、可能な限り定量的に説明。
	比較	代替案の実施により費用に見合った効果が得られているか検討。
本案と代替案の比較		対象施策等と代替案の比較を可能な限り定量的に記載。
施策等の有効性		施策等の実施による効果が、業績指標又は検証指標の目標値の達成にどの程度寄与しているかを明示。
その他特記すべき事項		<ul style="list-style-type: none"> ・審議会答申等、企画立案過程における有識者等の意見 ・関連する閣議決定、施政方針演説等における位置づけ ・目標達成に際して影響を与える外部要因として考えられるもの ・政策レビュー、政策チェックアップ等との関係 ・事後評価又は事後検証の実施方法及び時期 等

【No. 1】

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	民間賃貸住宅の契約の適正化・紛争処理の円滑化に係る支援制度の創設		
担当課	住宅局住宅総合整備課	担当課長名	課長 本東 信
施策等の概要	<p>健全な民間賃貸住宅市場の形成を図るため、以下のような施策を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紛争解決の円滑化に向けた裁判外紛争処理の仕組みの導入等に伴う体制整備に対する支援（予算関係） ・取立行為等に係るガイドラインの策定（予算関係） ・原状回復ガイドライン・賃貸住宅標準契約書の改訂（予算関係） <p>【予算要求額：700百万円】</p>		
施策等の目的	<p>「住生活基本計画」（平成18年9月19日閣議決定）及び「規制改革推進のための3ヵ年計画（改定）」（平成21年3月31日）において、民間賃貸住宅については、合理的かつ適正な維持管理を促進するための仕組みづくり、トラブルの未然防止やトラブルを円滑に処理するための仕組みの普及・実現、定期借家制度の活用等を含めた良質な賃貸住宅の供給の促進等を図ることとされているところであり、社会资本整備審議会住宅宅地分科会民間賃貸住宅部会の審議も踏まえ、住宅の賃貸業務、家賃債務保証業務の適正化、民間賃貸住宅市場の環境整備を進め、適正な維持管理による良質なストックの形成を図る必要がある。</p>		
政策目標	1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進		
施策目標	2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する		
業績指標	5 既存住宅の流通シェア		
検証指標	—		
目標値	19%		
目標年度	平成22年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>民間賃貸住宅市場においては、敷金返還や退去時の原状回復を巡り多くの紛争が発生するといった問題が従来から指摘されているとともに、近時、住宅の賃貸業務や家賃債務保証業務等を巡るトラブルも発生している。さらに、持家に比べてバリアフリー化の遅れや旧耐震基準でのストックが多いなど、賃貸住宅の質の面での課題も存在する。こうした民間賃貸住宅市場における諸課題も相まって、我が国の既存住宅の流通シェアは諸外国と比較して低い数値で推移している。</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>民間賃貸住宅をめぐるトラブルの原因として多い契約内容・管理内容に関する情報について、事前に消費者が入手する仕組みが整っていないほか、紛争が発生した場合の円滑な解決のための方策が十分に整っていない。さらに、悪質な取立行為等の抑制を図るための方策についても不十分である。</p>		

	<p>iii 課題の特定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○紛争解決の円滑化に向けた裁判外紛争処理の仕組みの導入等を図る必要がある。 ○違法又は不適切な取立行為が発生しないようするため、家賃の集金や家賃債務保証に係る求償権の行使に当たってのガイドラインを策定する必要がある。 ○賃貸住宅市場における原状回復ガイドライン・賃貸住宅標準契約書等の普及を通じて住宅に関するトラブルの未然防止を図る必要がある。 <p>iv 施策等の具体的な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○紛争解決の円滑化に向けた裁判外紛争処理の仕組みの導入等に伴う体制整備に対する支援などを行う。 ○取立行為等に係るガイドラインの策定を行う。 ○原状回復ガイドライン・賃貸住宅標準契約書の改訂を行う。
社会的ニーズ	民間賃貸住宅については、住宅ストック全体の3割（約1,260万戸）を占めていること、また全国の消費生活センターに寄せられる民間賃貸住宅の相談件数は3万件を超える水準で推移するとともに、近時、家賃債務保証を巡るトラブルも増加していることから、国民が豊かな住生活を享受するため、民間賃貸住宅を巡る課題の解決が求められている。
行政の関与	このまま民間賃貸住宅市場に委ねた場合、今後も、民間賃貸住宅を巡る紛争の未然防止機能、紛争の円滑な解決機能等は期待できないため、行政の関与が必要である。
国の関与	住宅は国民生活の基盤であり、国民の住生活の安定・向上という観点から、国が主体となり健全な民間賃貸住宅市場の形成を図るための施策を講じる必要がある。
施策等の効率性	
本案	<p>費用</p> <p>700百万円（平成22年度予算要求額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○紛争解決の円滑化に向けた裁判外紛争処理の仕組みの導入等に伴う体制整備に対する支援などに要する費用 ○取立行為等に係るガイドラインの策定に要する費用 ○原状回復ガイドライン・賃貸住宅標準契約書の改訂に要する費用 ○取立行為等に係るガイドラインの策定及び明け渡しマニュアルの策定に係る調査・分析のための費用
	<p>効果</p> <p>民間賃貸住宅を巡る紛争の未然防止、紛争の円滑な解決、滞納・明け渡しを巡る紛争の縮小、及び民間賃貸住宅ストックの質の向上が期待される。</p>
	<p>比較</p> <p>民間賃貸住宅を巡る紛争の未然防止、紛争の円滑な解決、滞納・明け渡しを巡る紛争の縮小等によって、個別の紛争において入居者の利益が害される状況が改善されるとともに、市場の機能が発揮され、契約・管理面も含めて良質な民間賃貸住宅が供給され、入居希望者が市場において、良質な民間賃貸住宅を選択することが可能となる。結果として、国民が豊かな住生活を享受することにも寄与する。</p>

代替案	概要	裁判外紛争処理の仕組みの導入は行わずに、本案と同様の取立行為等に係るガイドラインの策定や原状回復ガイドライン・賃貸住宅標準契約書の改訂等のみを行う。
	費用	○取立行為等に係るガイドラインの策定に要する費用 ○原状回復ガイドライン・賃貸住宅標準契約書の改訂に要する費用 ○取立行為等に係るガイドラインの策定及び明け渡しマニュアルの策定に係る調査・分析のための費用
	効果	裁判外紛争処理の仕組みを導入しなかった場合、紛争の円滑な解決が期待できず、また、賃貸人・賃借人等にとって少額での紛争処理が困難となる。
	比較	施策に投じる国費は少額で済むが十分な効果を得ることは困難であり、健全な民間賃貸住宅市場の整備に係る国の責務を十分に果たすことは出来ないと考える。
本案と代替案の比較		本案においては、代替案に比べて、紛争解決の円滑化に向けた裁判外紛争処理の仕組みの導入等に伴う体制整備に対する支援などの費用を要するものの、国民の住生活の安定・向上という観点から、より健全な民間賃貸住宅市場の形成を実現することが可能であり、代替案より著しく効果がある。 従って、本案は効率的であると考えられる。
施策等の有効性		民間賃貸住宅を巡る紛争の未然防止、紛争の円滑な解決、滞納・明け渡しを巡る紛争の縮小等によって、個別の紛争において入居者の利益が害される状況が改善されるとともに、市場の機能が発揮され、契約・管理面も含めて良質な民間賃貸住宅が供給され、入居希望者が市場において、良質な民間賃貸住宅を選択することが可能となる。 これにより、既存住宅の流通シェアの増大に寄与するものと考えられる。
その他特記すべき事項		○平成22年度政策チェックアップ（平成23年度実施）により事後評価を実施。 ○大臣からの諮問（平成21年1月28日）を受け、社会資本整備審議会において「安心して暮らすことができる民間賃貸住宅政策のあり方について」を現在審議中である。 [諮問理由] （略）住宅の賃貸業務、家賃債務保証業務等の適正化や民間賃貸住宅市場の環境整備を進めるとともに、適正な維持管理による良質なストックの形成が図られるよう、安心して暮らすことができる民間賃貸住宅政策のあり方について検討する必要がある。

【No. 2】

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	地域における継続的な海岸漂着ゴミ対策の推進		
担当課	港湾局海岸・防災課	担当課長名	課長 梶原 康之
施策等の概要	地域の海岸における継続的な海岸漂着ゴミ対策の実現に向けて、海岸管理者と協働しつつ、地域の住民、企業などの参加を結集し、地域の実情に応じた自主的な取り組みを展開するためのNPO等の育成に必要な条件、支援策等について検証を行う。 【予算要求額：12百万円】		
施策等の目的	地域の海岸において、海岸の清掃、海岸利用の促進、安全パトロール等の継続的な活動を推進し、海岸・沿岸域における良好な環境を創出することを目的とする。		
政策目標	2 良好的な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
施策目標	4 海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する		
業績指標	19 水辺の再生の割合（海岸）		
検証指標	一		
目標値	約4割		
目標年度	平成24年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> 海岸に漂着する大規模な流木及びゴミ等を処理するため、これまで補助事業（「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」）の拡充を図ってきたが、日常的に漂着する小規模な漂着ゴミに対しては支援が難しく、十分な対策がとられていない地域が多い。 <p>ii 原因の分析</p> 地域の海岸において、海岸の清掃、海岸利用の促進、安全パトロール等の活動を担う主体が育っておらず、日常的に漂着する小規模な漂着ゴミに対し、地域ごとの自主的かつ継続的な取り組みが行われていない。 <p>iii 課題の特定</p> 地域の海岸において、海岸の清掃、海岸利用の促進、安全パトロール等の継続的な活動を担う主体を育成する必要がある。 <p>iv 施策等の具体的な内容</p> 海岸管理者と協働しつつ、地域の住民、企業などの参加を結集し、地域の実情に応じた自主的な取り組みを展開するためのNPO等の育成に必要な条件、支援策等について検証を行う。		

社会的ニーズ	平成21年7月に、議員立法により「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」が公布・施行されており、その中で、海岸管理者等に対して海岸漂着物等の処理に必要な措置が義務づけられていることから、海岸管理者等を中心とした地域の関係者の協働による円滑な海岸漂着ゴミ処理を実現するために、早急に検討を開始する必要がある。	
行政の関与	平成21年7月に、議員立法により「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」が公布・施行されており、その中で、海岸管理者等に対して海岸漂着物等の処理に必要な措置が義務づけられていることから、早急に、地域の海岸において継続的に漂着ゴミ処理が行われるための体制づくりに向けた検討を行う必要がある。	
国の関与	海岸漂着ゴミは、海外を含む他地域から大量に漂着しており、県境に関係なく、広範囲にわたり深刻な影響を及ぼしている。また、海岸管理者の組織、定員や支出できる日常的な維持管理経費には限界があり、漂着ゴミの対応については、地域の住民、NPO等の団体の協力が不可欠である。そのため、国として、海岸管理者、都道府県、市町村、NPO等の多様な関係者間の調整を行い、全国の海岸で漂着ゴミに対応した活動の促進を図る必要がある。	
施策等の効率性	モデル地区において得られた成果を活用することにより、継続的かつ広域的に海岸の清掃、海岸利用の促進、安全パトロール等が実施されるなど、大きな効果を上げるため効率的である。	
本案	費用	12百万円（平成22年度予算要求額：モデル地区における実験的な漂着ゴミ処理の取り組み等にかかる費用）
	効果	一時的にモデル地区における漂着ゴミ処理が図られるほか、当該地区における継続的な活動が実施されるとともに、成果を全国に展開することにより、効果が広域的に波及することが期待される。
	比較	上記の費用によりモデル地区における検証結果を全国に展開することで、効果が継続的かつ広域的に波及することが期待され、効率的である。
代替案	概要	個々の海岸管理者が既存の制度を活用し、漂着ゴミ処理を行う。
	費用	国費はなし
	効果	一時的に処理を行った地域において限定的に海岸環境の保全が図られるが、効果は継続しないと考えられる。
	比較	国費はゼロであるものの、一時的かつ地域限定的な漂着ゴミ対策を行う度に海岸管理者等の独自予算が必要となり、非効率である。

	本案と代替案の比較	本案の方が、効果が継続的かつ広域的に波及するなど、大きな効果を上げるので効率的である。
	施策等の有効性	多様な主体による継続的な活動が行われることにより、日常的に漂着ゴミが処理され、良好な水辺空間が形成される。その結果、水辺の再生の割合（海岸）という業績指標の目標値達成に寄与するものと考えられる。
	その他特記すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ○国土形成計画（平成20年7月4日）第2部 第6章 第5節 海域の利用と保全 ○社会资本整備重点計画（平成21年3月31日）第5章 事業分野別の取組 <海岸事業> ○平成24年度政策チェックアップ（平成25年度実施）により事後評価を実施。

【No. 3】

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	200海里海域の特性に応じた海洋マネジメントビジョンの策定		
担当課	総合政策局海洋政策課	担当課長名	課長 天谷 直昭
施策等の概要	<p>21世紀の我が国の持続可能な発展のためには、世界で6番目に広大な我が国200海里海域における海洋資源や空間を有効に活用する必要があることから、海域毎の特性や海洋に関する各種のニーズを踏まえ、適正な海洋管理を行うために必要な海洋管理拠点のあり方をまとめたビジョン（海洋マネジメントビジョン）を策定する。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：20百万円】</p>		
施策等の目的	海域毎の特性や海洋に関する多様なニーズを踏まえ、我が国の海洋管理を適正に行う。		
政策目標	2 良好的な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
施策目標	4 海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する		
業績指標	一		
検証指標	我が国200海里海域における海洋管理拠点のあり方をまとめたビジョンの策定		
目標値	我が国200海里海域における海洋管理拠点のあり方をまとめたビジョンが策定されている		
目標年度	平成23年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>21世紀の我が国の持続可能な発展のためには、世界で6番目に広大な我が国200海里海域における海洋資源や空間を有効に活用することが不可欠である。このため、今後、海洋基本法（平成19年成立）の「海洋の総合的管理」の理念を踏まえ、関係諸機関が連携して、200海里海域のより一層の効果的・効率的な海洋管理が求められている状況にあるが、そのために必要な海洋管理拠点のあり方をまとめた総合的かつ計画的なビジョンが示されていない状況にある。</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>我が国海域を有効に利活用するためには、海洋の管理を適正に行っていく必要があります、そのためには前提となる海洋管理の拠点が不可欠である。国としても、海洋基本法及び、海洋基本計画（平成20年閣議決定）に基づき、海上の安全や離島の保全など総合的な施策を推進してきているが、海洋の適正な管理のための具体的な拠点のあり方についての取組はこれからの状況である。</p>		

	<p>iii 課題の特定</p> <p>海洋管理拠点は、複合的な機能を有するものであり、また世界で6番目に広大な我が国200海里海域における海洋資源や空間を有効に活用する必要があるため、関係諸機関の連携の下で、総合的かつ計画的に推進するための海洋政策上の位置づけが必要である。</p> <p>iv 施策等の具体的な内容</p> <p>①200海里海域における地質・気象・海象に関するデータ把握や、海洋資源、海洋の安全、海洋調査等の海洋管理に関する各種ニーズについての調査等を行う。②関係省庁、学識経験者、民間等から構成される検討委員会を設置し、外洋海域における管理拠点のモデルケースや、海洋マネジメントビジョンの策定に向けた検討を行う。</p>	
社会的ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年成立の海洋基本法、20年閣議決定の海洋基本計画において「海洋の総合的管理」が掲げられており、また、大陸棚延長申請（平成20年11月国連に申請）により将来的に我が国の海底権益が広がる可能性もあるなど、今後、関係諸機関が連携して、200海里海域のより一層の効果的・効率的な海洋管理が求められている ○ 「海洋基本法フォローアップ研究会」の「新たな海洋立国の実現に関する提言」（平成21年4月 麻生総理大臣提出）において、我が国EEZ海域の海洋資源・空間の有効活用のため、「無人離島及びその周辺海域の保全・管理と有効活用に資するプロジェクトの実施」及び「海洋域における洋上基地（海洋観測、科学調査、資源探査等の支援基地）の設置等」が重要課題として掲げられており、海域の利活用の前提となる海洋管理拠点施策の推進が強く求められている ○ 経済財政改革の基本方針2009（骨太の方針）において「海洋資源の探査・開発促進」が記載されていることから社会的ニーズは高い。 	
行政の関与	海洋の適正な管理は、海上交通の安全の確保、海洋資源の開発及び利用、海洋環境の保全などの我が国の権益や国際公益に関わるものであることから、行政の関与が必要である。	
国の関与	上記に加えて、海洋基本法第8条に記載の通り、国は「基本理念にのっとり、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する」ものとされている。	
施策等の効率性	海域毎の特性や海洋に関する各種ニーズを踏まえた総合的・計画的なビジョンである、海洋マネジメントビジョンを策定することにより、海洋拠点管理のあり方が明確化される。これにより、必要な拠点整備が推進されることで、海洋資源・エネルギー等の資源開発・海洋調査の推進など、世界で6番目に広大な我が国200海里海域を効果的・効率的に管理することが可能となる。	
本案	費用	20百万円（平成22年度予算要求額：海洋マネジメントビジョンの策定に必要な基礎データ収集費用、検討委員会に係る諸費用）
	効果	世界で6番目に広大な我が国200海里海域の効果的な利活用（海洋資源開発、海洋調査の推進、海上の安全確保等）が図られる。

	比較	我が国の200海里海域全体を俯瞰し、海域毎の特性や海洋に関する各種ニーズを踏まえたビジョンを策定することで、適正な海洋管理を行うための拠点のあり方が示されるため、海洋資源開発・海洋調査等、海洋における多様なニーズに対応することができ、効果は極めて大きい。
代替案	概要	関係諸機関がそれぞれの行政ニーズに応じて独自に海洋管理拠点のあり方を検討する。
	費用	関係諸機関が独自に海洋拠点のあり方を検討し拠点を整備した場合、それぞれの機関が単一目的で拠点を整備することとなるため、関係機関が共同で検討する場合に比べ費用が大きくなる。
	効果	海域毎の特性や海域に関する各種ニーズを踏まえない検討になってしまい、それぞれの機関が単一目的で拠点を整備することとなるため、適正な海洋管理を行うために必要な海洋管理拠点が整備されない。
	比較	関係諸機関が独自に海洋拠点のあり方を検討した場合、それぞれの機関が単一目的で拠点を整備することとなるため、本来必要な海洋管理拠点が整備されない。その結果、海域毎の特性や海洋に関する各種ニーズに対応することができないため、それに要する費用に比較して、効果は限定的である。
本案と代替案の比較		本案により、総合的・計画的ビジョンを策定し、関係諸機関が連携して海洋管理拠点を整備することで、海域毎の特性や海洋に関する各種ニーズに効率的に対応することができるため、費用は代替案の方が要する一方で、効果は本案の方が期待され効率的である。
施策等の有効性		本施策の実施により、海洋マネジメントビジョンが策定されることで、各海域の特性に応じた海洋管理拠点のあり方が示され、総合的かつ計画的な海洋管理拠点施策の推進が可能となる。これにより、海域毎の特性や海洋に関する多様なニーズを踏まえた適正な海洋管理を行うことができ、海洋環境の保全等が推進されるため、本施策目標の達成に資する。
その他特記すべき事項		<ul style="list-style-type: none"> ○ 我が国は、平成20年11月に「大陸棚延長申請」を国連の委員会に提出したところであり、近々、日本の海底権益が拡大する可能性が大きいことから、具体的な施策の前提となる海洋マネジメントビジョンの策定を、22年度から可及的速やかに推進する必要がある。 ○ 平成24年度に事後検証シートにより事後検証を実施。

【No. 4】

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	地域交通、物流の革新を促す新たな低炭素実用車両の開発促進		
担当課	自動車交通局技術安全部環境課	担当課長名	課長 小田曜作
施策等の概要	地域交通、地域物流の革新を促す新型低炭素実用車両の開発、導入を促進する。具体的には、社会実証試験等による新型車両の実用性・環境性能・安全性の立証、車両の開発・実用化指針及び最適利用環境の整備指針策定等を行い、得られた成果を自動車メーカー、運送事業者、自治体等に提示していく。（予算関係） 【予算要求額：80百万円】		
施策等の目的	地域交通、地域物流の革新を促す新型低炭素実用車両の開発、導入を促進することで、2020年CO2削減中期目標（05年比15%削減）を、他の多くの交通政策課題（高齢化、物流効率化等）と両立しつつ着実に実現することを目的とする。		
政策目標	2 良好的な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
施策目標	5 快適な道路環境等を創造する		
業績指標	26 クリーンエネルギー自動車の普及台数		
検証指標	—		
目標値	69万台以上		
目標年度	平成22年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> 運輸部門のCO2排出量の約9割を占める自動車からのCO2排出量削減に向けて、地方自治体のイニシアチブによる低炭素パーソナルモビリティ導入意識の高まりや、事業者による地域内小口輸送への新型低炭素車両の導入の動き等があるものの、地域交通、地域物流に低炭素車両の浸透・普及はあまり進んでいない。 <p>ii 原因の分析</p> 地域交通、地域物流への新型低炭素車両の浸透・普及が進まない原因として、地域交通に関しては、使用環境（街路、充電施設等）の未整備や、自治体の活用モデルに対する不安感等が挙げられ、また、地域物流に関しては、輸送ニーズと車両性能（航続距離、積載量、積載スペース、駐車スペース等）の不整合、利便性、安全性、活用モデルに対する運送事業者の不安感が挙げられる。メーカーにおいても、利用環境の未整備や、各種制度による制約などに起因した市場可能性に対する不透明感により、開発が進まない状況がある。 <p>iii 課題の特定</p> 新型低炭素車両が浸透・普及する上で、iiで挙げたボトルネックについて、都市・地域整備局、関係省庁等と連携しつつ、解消していく必要がある。 <p>iv 施策等の具体的な内容</p> 社会実証試験等の実施を通じ、新型低炭素車両の実用性・環境性能・安全性を立証		

		する。また、車両の開発・実用化指針のほか、最適利用環境（インフラ）の整備指針を策定し、自動車メーカー、運送事業者、自治体等に提示していくことでボトルネックを解消する。
	社会的ニーズ	自動車からのCO ₂ 排出量削減、高齢者対策、市街地・観光地活性化等の視点から、地方自治体のイニシアチブによる低炭素パーソナルモビリティ導入意欲の高まりがある。また、地域物流において地域内小口輸送に最適化された車両（自転車以上、軽自動車未満）の必要性が叫ばれており、社会的なニーズは高い。
	行政の関与	現在新型低炭素車両導入のボトルネックとなっている事項は、活用モデルの不安感や、使用環境（インフラ）の未整備、各種制度の制約等であり、行政が積極的に関与し、それらを解消していく必要がある。
	国の関与	国が車両の開発・実用化指針や、最適利用環境（インフラ）の整備指針を策定・提示していくことで、運送事業者、自治体等が新型低炭素実用車両を導入する上での課題を解消していく必要がある。
	施策等の効率性	自動車交通局として車両単体性能や交通、運送事業の側面からだけではなく、特に都市・地域整備局と密接に連携することにより、利用環境（インフラ）整備の側面からのアプローチも可能となり、効率的に新たな低炭素実用車両の導入が進められる。
本案	費用	80百万円【平成22年度予算要求額】 (社会実証試験等の実施費用、新型車両の開発を含めた車両の開発・実用化指針の検討費用、最適利用環境（インフラ）の整備指針の検討費用)
	効果	これまで、クリーンエネルギー自動車が浸透していなかった領域への低炭素実用車両の導入が促進されることにより、運輸部門のCO ₂ 削減に貢献すると同時に地域交通、物流の革新が促される。
	比較	新型低炭素車両の導入・利用に必要となる利用環境（インフラ）の整備が同時に進むことにより、導入が格段に加速され、投入した費用に対し高い効果が得られることが期待される。
代替案	概要	自動車交通局単独で、車両単体性能や交通、運送事業の側面のみから低炭素実用車両の導入を進める。
	費用	仮に本案と同額とする (社会実証試験等の実施費用、新型車両の開発を含めた車両の開発・実用化指針の検討費用)
	効果	これまで、クリーンエネルギー自動車が浸透していなかった領域への低炭素実用車両の導入がある程度促進されることにより、運輸部門のCO ₂ 削減に貢献する。
	比較	新型低炭素車両の導入・利用に必要となる利用環境（インフラ）が整備されないため、導入台数が限定され、投入費用に対する効果は限定的となる。

本案と代替案の比較	代替案においては、都市・地域整備局との連携がなされないため、新型低炭素実用車両の最適利用環境整備の観点からの検討が行われず、地域交通、地域物流への効果は限定的となると考えられる。よって、本案の方が効果が大きくなるので効率的である。
施策等の有効性	車両の開発・実用化指針や、最適利用環境（インフラ）の整備指針の提示、活用モデルの提示により、新型低炭素実用車両が浸透・普及する上でのボトルネックが解消され、これまで、クリーンエネルギー自動車が浸透していなかった領域への低炭素実用車両の導入が促進されることにより、運輸部門のCO ₂ 削減に貢献すると同時に地域交通、物流の革新が促される。よって、業績指標の達成に直接寄与することから有効である。
その他特記すべき事項	平成22年度政策チェックアップ（平成23年度実施）により事後評価を実施。その後、業績指標の目標年度の延長等を検討する。

【No. 5】

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	自動車運送事業者によるCO ₂ 削減努力の評価手法、付加価値創出手法の開発		
担当課	自動車交通局技術安全部環境課	担当課長名	課長 小田曜作
施策等の概要	自動車運送事業の健全な発展と、CO ₂ 排出量の更なる削減を高い次元で両立するため、運送事業者相対評価手法の開発及びそれを活用した付加価値・経済価値の創出方策の検討を行う。（予算関係） 【予算要求額：26百万円】		
施策等の目的	運送事業者相対評価手法の確立、付加価値の創出により、運送事業者等による積極的な取組みが市場原理により後押しされ、交通関係者（運送事業者、荷主、商品消費者、交通利用者）による経済原則に従った活動が低炭素化の取り組みにつながり、地球温暖化対策の2020年中期目標に向けた更なるCO ₂ 削減と、自動車運送事業の構造改善を同時に実現することを目的とする。		
政策目標	2 良好的な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
施策目標	5 快適な道路環境等を創造する		
業績指標	26 クリーンエネルギー自動車の普及台数		
検証指標	—		
目標値	69万台以上		
目標年度	平成22年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> 自動車運送事業の各分野（トラック、バス、タクシー）は、その事業構造に起因して、収益性が低い、経営基盤が脆弱、過当競争にさらされているなどの構造的問題を抱えており、経営・顧客評価に必ずしも直結しないCO ₂ 削減については、自発的取組が進みにくい状況となっている。		
	<p>ii 原因の分析</p> 上記のギャップを埋め、CO ₂ 削減を進めるためには、削減を進めた事業者が正当に評価され、経営改善に結びつく何らかの仕組みの構築が必要と考えられるが、評価の材料となる各事業者（ドライバー）の燃料消費量、輸送キロ等のデータ管理が十分で無い上、それらを公平な形で評価する手法も未整備である。		
	<p>iii 課題の特定</p> 各事業者（ドライバー）の燃料消費量、輸送キロ等のデータ管理を促進し、それらのデータを用いた相対評価手法の開発、相対評価制度を活用した付加価値・経済価値の創出を進める必要がある。		
	<p>iv 施策等の具体的な内容</p> 現在業界・民間で行われている各運送事業者のCO ₂ 削減努力の定量化（燃料消費		

	量等データ管理のための体制整備支援等) 等の取組と連携しつつ、国としては、原単位指標の検討、ベンチマークの設定、業態等の外的要因の考慮方法の検討等により、事業者間の公平な相対評価手法を確立し、それを活用した付加価値・経済価値創出のための将来制度を構築する。
社会的ニーズ	今後、地球温暖化対策の野心的中期目標（2020年にCO ₂ 排出量を2005年比15%減。2009年6月総理発表）の達成に向けて、運輸部門のCO ₂ 排出量の約半分を占める自動車運送事業分野についても、更なる対策の実施が求められている。また、自動車運送事業（トラック、バス、タクシー）は、我が国の物流・人流を支え、国民生活に大きな影響を与える重要な産業であり、その安定化と健全な発達が社会的に求められている。
	それぞれの運送事業者のCO ₂ 削減の取組について、公平な形で指標を設定した上で相対的に評価し、また、その評価結果を用いた付加価値創出のための制度構築を行うためには行政が主体的に関与する必要がある。
	自動車運送事業は、全国のあらゆるところに存在しており、それらを統一的に相対評価するためには、国が主体的に関与する必要がある。
施策等の効率性	本件分野の更なるCO ₂ 削減対策を推進する上で、関係事業者の費用負担を前提とした規制的手法には限界があり大きな効果が期待できないことを考慮すると、誘導的な手法の活用により現在のボトルネック（対策費用のコスト負担等）を解消し、業界の自発的な取組により対策を更に推進する本案は、効率的である（最小の費用により高い効果が期待できる）。
本案	費用 （事業者相対評価手法の開発のための検討費用、運用試験での検証費用、付加価値・経済価値創出方策の検討費用）
	効果 地球温暖化対策の2020年中期目標に向けた更なるCO ₂ 削減と、自動車運送事業の構造改善を同時に実現する。
	比較 相対的に費用が抑えられる誘導的手法（対策実施に関する経営上のインセンティブの強化）により、現在のボトルネックが解消し、更なる対策が推進される。
代替案	概要 現在の省エネ法（輸送に係る措置）の見直しを行い、省エネ計画の策定義務等を課す特定輸送事業者の範囲を拡大するなどの規制強化により、関係事業者による更なるCO ₂ 削減努力を推進する。
	費用 仮に本案と同額とする。 (現行規制見直しのための検討（計画策定の方法、簡易計算手法の開発、検証試験等）の費用)
	効果 規制強化に伴い、データ管理、従業員教育等に係るコスト負担を関係事業者に強いこととなるため、理解が得られず、対策が進まない。

	比較	規制見直しのための検討を実施しても実質的な改善、効果が限定され、費用対効果が低い。
	本案と代替案の比較	本件分野の更なるCO ₂ 削減対策を推進する上で、関係事業者の費用負担を前提とした規制的手法には限界があり大きな効果が期待できないことを考慮すると、誘導的な手法を活用した本案は代替案に比して費用対効果が高い。
	施策等の有効性	運送事業者相対評価手法の確立と付加価値の創出がなされることにより、運送事業者等による、クリーンエネルギー自動車の導入等のCO ₂ 削減の積極的な取組みが市場原理により後押しされ、交通関係者（運送事業者、荷主、商品消費者、交通利用者）による経済原則に従った活動が低炭素化の取り組みにつながり、自動車運送事業分野でのクリーンエネルギー自動車の導入や、エコドライブの推進等による更なるCO ₂ 削減と、自動車運送事業の構造改善を同時に実現することができる。よって、業績指標の達成に直接寄与することから有効である。
	その他特記すべき事項	平成22年度政策チェックアップ（平成23年度実施）により事後評価を実施。その後、業績指標の目標年度の延長等を検討する。

【No. 6】

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	歴史的水辺環境改善下水道事業の創設		
担当課	都市・地域整備局 下水道部下水道事業課	担当課長名	課長 岡久宏史
施策等の概要	地域の歴史的景観を形成する城郭周辺のお濠などの水辺環境の改善を図るため、水質改善施設の建設を支援する。（予算関係） 【予算要求額：1,500百万円】		
施策等の目的	城郭周辺のお濠等の歴史的水辺は地域の景観を形成する重要な要素となっているが、閉鎖的な水辺空間であり、雨水以外に外部からの流入水がほとんどないため、アオコの発生や悪臭等の水質上の問題が生じ、景観や周辺生活環境に悪影響を与えている場合が多い。このため、お濠等の歴史的水辺の環境改善を図る。		
政策目標	2 良好的な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
施策目標	8 良好的な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理の確保、下水道資源の循環を推進する		
業績指標	3.9 合流式下水道改善率		
検証指標	—		
目標値	約63%		
目標年度	平成24年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> 都市における水辺の消失や水量減少等の進行により、市街地における潤いの消失、ヒートアイランド現象の激化など、都市の快適性の低下や、観光面等からの都市の魅力の低下を招いており、周辺生活環境等に悪影響を及ぼしている。 <p>ii 原因の分析</p> 地方公共団体における厳しい財政状況等を踏まえると、環境改善対策を推進するには地方公共団体単独での対応は困難であることから、お濠等の歴史的水辺の環境改善が進んでいない。 <p>iii 課題の特定</p> 限られた財源の中で効果的な環境改善対策を実施するためには、関係者が連携して対策を講じる必要がある。 <p>iv 施策等の具体的な内容</p> 地域の歴史的景観を形成する城郭周辺のお濠などの水辺環境の改善を図るため、水質改善施設の建設を支援する。		

社会的ニーズ	第171回国会等においても皇居外苑濠の環境改善についての議論が行われるなど、都市の良好な水辺環境へのニーズは高まっており、水量確保や水質改善といった環境改善対策の実施が求められている。
行政の関与	公共用水域の環境を良好に保つには行政の関与が不可欠である。
国の関与	国にとって価値の高い、歴史ある水辺空間を良好に保ち、周辺生活環境等を守るのには下水道法の法目的にも合致する国の責務であり、地方公共団体単独では費用負担は困難であることから、国の補助制度が必要である。
施策等の効率性	国にとって価値のある、歴史ある水辺空間であり、環境改善の必要がある地域に限定して、関係者が一体となって対策を講じることにより、単独の対策に比べ即地的かつ効率的な対策の実施が期待される。
本案	費用 1, 500百万円（平成22年度予算要求額） 歴史的水辺環境改善下水道事業に必要な事業費
	効果 国にとって価値のある、歴史ある水辺空間であり、環境改善の必要がある地域に限定して、関係者が連携して環境改善に必要な施設整備を実施することにより、歴史的水辺の環境改善が図られる。
	比較 歴史的水辺環境改善下水道事業は5年間のプロジェクト方式により実施するため、5年以内に事業が完了する。完了後は、長期間にわたり都市の快適性の向上や、観光面等からの都市の魅力の向上などが実現することから、費用に見合った十分な効果が比較的早期に得られる。
代替案	概要 通常の下水道事業により対策を実施する。
	費用 通常の下水道事業による対策に必要な事業費。
	効果 合流式下水道の改善や下水処理水の再利用等により、環境改善が図られる。
	比較 事業完了後は、長期間にわたり都市の快適性の向上や、観光面等からの都市の魅力の向上などが実現することから、費用に見合った効果が得られる。 しかし、事業実施期間が定められていないため、事業の効果が早急に発揮されない。
本案と代替案の比較	本案は、環境改善すべき歴史的水辺に対して重点的に支援を行い、関係者と連携して事業を実施することにより、都市の快適性や都市の魅力向上、周辺生活環境の改善などが図されることから、代替案と比較して短期間に重点的に環境改善対策を実施することができるため、効率的であるといえる。
施策等の有効性	環境改善対策の実施により、地域の歴史的景観を形成する城郭周辺のお濠などの水辺環境が改善されることにより、地域の良好な景観を保全・形成し、都市の快適性や都市の魅力の向上、周辺生活環境の改善を図ることができ、業績指標である合流式下水道改善率の向上に寄与することから、十分な有効性を有する。
その他特記すべき事項	平成24年度の政策チェックアップ（平成25年度実施）により事後検証を実施。

【No. 7】

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	資源・エネルギー循環下水道事業の創設		
担当課	都市・地域整備局 下水道部下水道事業課	担当課長名	課長 岡久宏史
施策等の概要	<p>低炭素社会及び循環型社会構築を推進するため、下水熱・下水道バイオガスの有効利用のために必要な施設、下水道施設を活用した太陽光・風力発電施設等の建設を支援する。(予算関係)</p> <p>【予算要求額：1,100百万円】</p>		
施策等の目的	<p>京都議定書目標達成計画において、下水道における省エネルギー・新エネルギー対策及び高温焼却の推進による温室効果ガスの削減が位置づけられており、この目標を実現し、下水道として地球温暖化対策に貢献する必要があることから、新エネルギー対策の推進等により目標達成計画の確実な達成を図り、下水道資源の循環を推進する。</p>		
政策目標	2 良好的な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
施策目標	8 良好的な水循環・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理の確保、下水道資源の循環を推進する		
業績指標	40 下水道バイオマスリサイクル率		
検証指標	—		
目標値	約39%		
目標年度	平成24年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>下水道は、下水や汚泥の処理過程で多くのエネルギーを消費し、温室効果ガスを排出しており、普及率の向上や高度処理、下水汚泥の有効利用の推進、合流式下水道の改善等に伴って今後も増大傾向にある。また、京都議定書目標達成計画において、下水道における新エネルギー対策及び下水汚泥の高温焼却等が位置づけられており、下水道として地球温暖化対策に貢献する必要がある。しかしながら、平成18年度の下水道バイオマスリサイクル率が約23%と下水道施設における太陽光、風力等の新エネルギー利用や余剰バイオガスの有効活用はあまり進んでいない状況にある。</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>新エネルギー利用による発電及び余剰バイオガスの場外利用、焼却炉の燃焼の高度化は、地球温暖化対策としての効果は大きいものの、設備の導入・維持管理費を含めた場合、多額の費用が必要であり、地方公共団体の厳しい財政状況の中、導入が進んでいない。</p>		

	<p>iii 課題の特定</p> <p>地球温暖化問題が世界的な重要課題となっている状況を踏まえ、地域全体における温室効果ガスの削減対策の一環として、新エネルギー対策や余剰バイオガスの有効利用についても強力に推進する必要がある。</p> <p>iv 施策等の具体的な内容</p> <p>このため、高度処理等に伴い増大するエネルギー消費に対応するための太陽光・風力発電施設及び下水熱・下水道バイオガスの有効利用のために必要な施設等の建設を支援することで、温室効果ガスの削減のための新エネルギー対策の推進等により、目標達成計画の確実な達成を図り、下水道資源の循環を推進する。</p>
社会的ニーズ	地球温暖化問題は社会・国民にとって早急に解決・克服すべき最重要課題であり、下水道事業としても下水道資源の循環の観点から、上述の対策を講ずることが必要不可欠である。また、「経済財政改革の基本方針2009」においても、「京都議定書目標達成計画」及び「低炭素社会づくり行動計画」に基づく取組みを推進し、温室効果ガスの削減目標を確実に達成することが求められている。
行政の関与	京都議定書目標達成計画において、下水道における省エネルギー・新エネルギー対策の推進及び下水汚泥の高温焼却による温室効果ガスの削減が位置づけられており、下水道管理者である各地方公共団体は、取組みを強化する必要がある。
国の関与	京都議定書目標達成計画の確実な達成に向けて、あらゆる施策を講じる必要があることから、国が財政的な支援を行い、対策を推進する必要がある。
施策等の効率性	高度処理等に伴い増大するエネルギー消費に対応する場合の太陽光・風力発電利用の設置に補助対象を限定しており、十分な効率性を有する。
本案	費用 資源・エネルギー循環下水道事業に必要な事業費 1, 100百万円（平成22年度予算要求額）
	効果 新エネルギーの活用や、処理場内外での下水処理水や下水汚泥、その他バイオマスの活用を推進することにより、下水道事業を含め地域全体でのバイオマスを効率的に処理、有効活用することが可能となり、地域全体での化石燃料の使用量、温室効果ガスの削減が図られる。
	比較 資源・エネルギー循環下水道事業は、下水道事業における温室効果ガス增加要因に補助対象を重点化し、バイオガスの外部供給により地域全体の取組を推進することにより、温室効果ガス排出量を効率的に減らすことが可能となる。また、早期に施策を実施することにより、事業完了後、長期間にわたり施策効果が得られる。
代替案	概要 通常の下水道事業により、場内でバイオガスを活用するための消化槽や省エネ機器の導入等の温暖化対策を実施する。
	費用 通常の下水道事業による温暖化対策に必要な事業費。

	効果	バイオガスの活用や消費電力の削減により、下水道事業における温暖化対策につながる。
	比較	下水道事業における温室効果ガス排出の削減に寄与するが、余剰バイオガス等の地域での利活用が図られず、施策効果が処理場内にとどまり、最大化されない。また、高度処理等の導入に伴い増加する消費エネルギーの削減に寄与しない。
本案と代替案の比較		本案は、高度処理等に伴い増大するエネルギー消費に対応する場合の太陽光・風力発電利用や処理場外でのバイオガスの利活用を推進することから、高度処理の導入促進と地域全体での温室効果ガス削減につながり、代替案と比較してはるかに効果的であり、温暖化対策、処理水の水質向上を図ることができるため、効率的であるといえる。
施策等の有効性		太陽光・風力発電等の新エネルギーの活用及び処理場外でのバイオガス活用等により、下水道事業及び地域における温室効果ガス排出の削減が期待され、業績指標であるバイオマスリサイクル率の向上に寄与することから、十分な有効性を有する。
その他特記すべき事項		平成24年度の政策チェックアップ（平成25年度実施）により事後検証を実施。

【No. 8】

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	まちを元気づける水辺整備を推進するための「お濠再生プロジェクト」の創設		
担当課	河川局河川環境課	担当課長名	課長 中嶋 章雅
施策等の概要	まちを元気づける水辺整備を推進するため、「かわまちづくり計画」に位置づけられた地域のシンボルとなるお濠等の水質浄化対策や水辺環境整備を支援する「お濠再生プロジェクト」を創設する。（予算関係）【予算要求額：31百万円】		
施策等の目的	地域のシンボルであるお濠等の水環境改善により、賑わいのある水辺環境を形成し、地域の魅力向上を河川サイドから支援する。		
政策目標 施策目標 業績指標 検証指標 目標値 目標年度	2 良好的な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
	8 良好的な生活環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理の確保、下水道資源の循環を推進する		
	47 かわまちづくり整備自治体数		
	一		
	29市		
	平成24年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>水辺はまちを元気づけるポテンシャルを有しているが、都市部を流れるお濠等は、閉鎖的な水辺空間であるため、水質上の問題が生じており、水辺環境としての魅力を失っている。</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>河川でないお濠等について、当該管理者と河川管理者との連携が必ずしも十分でなかったことが考えられる。</p> <p>iii 課題の特定</p> <p>河川・下水道・公園等、それぞれの管理者間で連携し、お濠等の水環境改善に取り組む必要がある。</p> <p>iv 施策等の具体的な内容</p> <p>「かわまちづくり計画」に位置づけられた地域のシンボルとなるお濠等を対象に、河川・下水道・公園関係者が連携して河川環境整備事業による水質浄化対策や水辺環境整備を実施する。</p>		
	<p>社会的ニーズ</p> <p>身近な水辺空間については、散策路、親水公園の整備やイベント・店舗等での利用など、各地でまちづくりと一体となった取組みが進んでおり、その水環境改善や利活用に対するニーズは高い。</p> <p>行政の関与</p> <p>公共空間である水辺の整備については、財政支援や一定基準に基づく判断が必要であり、国・自治体が主体的に取り組む必要がある。</p>		

	国の関与	水辺環境整備により地域の活性化が望まれるなか、それぞれの地域がその特性に応じた整備を機動的及び集中的に推進するために、全国的見地からの知見や情報を有する国の関与は必要である。
	施策等の効率性	
本案	費用	国の負担率（補助率） 「お濠再生プロジェクト」直轄1/2、補助1/2, 1/3
	効果	地方公共団体の財政負担の軽減がインセンティブとなり、都市部を流れるお濠等の水環境改善が図られる。
	比較	地域のシンボルであるお濠等の水環境改善により、賑わいのある水辺環境が形成され、費用を上回る効果が得られる。
代替案	概要	当施策に取り組まなかった場合。（従来どおり）
	費用	河川でないお濠等については、財政支援は不可。
	効果	地方公共団体の財政負担は軽減されないため、都市部を流れるお濠等の水環境改善が図られにくい。
	比較	本案と比べて、効果発現までに長期間を要する。
本案と代替案の比較		地方公共団体にとって財政負担が軽減されることで、都市部を流れるお濠等の水環境改善が図られ、事業効果が早期に発現する。従って、本案の方が効率的である。
施策等の有効性		地域のシンボルであるお濠等の水環境改善により、賑わいのある水辺環境を形成することができ、河川サイドから地域の魅力向上に寄与することができる。 よって、良好な生活環境・水辺空間の形成の推進（施策目標）に有効であるといえる。
その他特記すべき事項		平成24年度政策チェックアップ（平成25年度実施）により事後評価を実施。

【No. 9】

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	エコモビリティ都市の推進		
担当課	総合政策局環境政策課	担当課長名	課長 大塚 洋
施策等の概要	<p>低炭素型の交通を実現するための施策にまちぐるみで総合的に取り組み、CO2削減に向けた先導的な計画を策定しようとする都市を「エコモビリティ都市」として国が支援し、交通施策とまちづくり、人流・物流施策の一体的取組み等の低炭素型交通を実現するための施策や、CO2削減量の把握、評価手法等を内容とする計画を策定する。（予算関係）</p> <p style="text-align: right;">【予算要求額：200百万円】</p>		
施策等の目的	CO2削減に資する交通分野の取組みについて、都市・地域内でのCO2削減量の把握手法を確立するとともに、施策の連携を促進することにより、ポスト京都議定書に向けて交通分野におけるCO2排出量の更なる削減を目指す。		
政策目標	3 地球環境の保全		
施策目標	9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う		
業績指標	一		
検証指標	都市・地域内での交通分野のCO2削減量の把握手法の確立		
目標値	都市・地域内での交通分野のCO2削減量の把握手法が確立されている		
目標年度	平成24年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ 2012年度が最終年度である京都議定書の目標達成や、ポスト京都議定書を見据えた低炭素社会の実現へ向け、交通分野において大幅なCO2削減を実現するため、交通施策とまちづくり、人流・物流施策に一体的に取り組むことが効果的である。しかしながら、低炭素型交通を推進する都市・地域内でのCO2削減量の把握手法が確立されていない。</p> <p>ii 原因の分析 一体的な取組みによるCO2削減量の把握手法の確立には、豊富な事例・データが必要であり、ひとつの都市・地域のみでの取組みが困難であることが、ギャップが生じている原因であると考えられる。</p> <p>iii 課題の特定 複数の都市・地域における事例・データを蓄積し、低炭素型交通を推進する都市・地域におけるCO2削減量の把握手法の確立、都市・地域内での各種施策の一体的取組</p>		

	<p>みによるCO2削減の上積み効果の把握を行うための仕組みが必要である。</p> <p>iv 施策等の具体的な内容</p> <p>低炭素型の交通を実現するための施策にまちぐるみで総合的に取り組み、CO2削減に向けた先導的な計画を策定しようとする都市を「エコモビリティ都市」として国が支援し、交通施策とまちづくり、人流・物流施策への一体的取組み等の低炭素型交通を実現するための施策や、CO2削減量の把握、評価手法等を内容とし、試行運行の実施結果を踏まえた計画を、地域協議会と協力しつつ策定する。さらに、策定された計画の実施状況の検証を通じ、国において、①低炭素型交通を推進する都市・地域におけるCO2削減量の把握手法を確立し、都市・地域ごとのCO2削減効果のより正確な評価を行うとともに、②都市・地域内での各種施策の一体的取組みによるCO2削減の上積み効果を明らかにする。</p>	
社会的ニーズ	低炭素型交通を推進する都市・地域におけるCO2削減量の把握手法を確立することにより、都市・地域での一体的な取組みを評価することが可能となるため、本施策は、CO2削減に取組む意欲のある都市・地域のニーズがある。	
行政の関与	本施策は、CO2削減に資する交通分野の取組みについて、都市・地域内での連携を全国的に波及させ、ポスト京都に向けて交通分野におけるCO2排出量の更なる削減を目指すことを目的としており、中・長期的な視点に立って実施する必要がある。また、都市・地域全体でのCO2削減を視野に入れた取組みであり、非常に幅広い主体が関わるものである。そのため、民間のみでの対応は困難であり、行政の関与が必要である。	
国の関与	本施策は、先進的な都市・地域における取組みを強化するのみにとどまらず、都市・地域内での連携を全国的に波及させ、ポスト京都に向けて交通分野におけるCO2排出量の更なる削減を目指すものであり、全国的な取組みであるため、国の関与が必要である。	
施策等の効率性		
本案	費用	1都市・地域当たり4,000万円程度を想定している。1年当たりでは5都市・地域を想定し2億円程度を想定している。
	効果	CO2削減に資する交通分野の取組みについて、連携施策を含めた都市・地域内でのCO2削減量の把握手法を確立することにより、都市・地域内での連携を全国的に促進できる。
	比較	CO2削減は、京都議定書において我が国の国際約束が定められているものであり、CO2削減の波及効果が見込まれる本案の効果は費用を上回ると考えられる。
代替案	概要	国が、地方自治体の費用負担による、一体的取組等の低炭素型交通を実現するための施策や、CO2削減量の把握、評価手法等を内容とする計画策定を促進する。
	費用	費用は、地方自治体の規模等による。

	効果	取組みを実施した都市・地域においては、それによるCO2排出量の削減が見込まれる。
	比較	各都市・地域で取組みが完結するため、波及的な効果が見込まれず、費用以上の効果は得られないと考えられる。
本案と代替案の比較		本案は、特定の都市・地域における効果のみならず波及的な効果が期待できるため、代替案に比べ効果的であり、費用が同じであればより効率的である。
施策等の有効性		<p>①対象施策等の効果 CO2削減に資する交通分野の取組みについて、連携施策を含めた都市・地域内でのCO2削減量の把握手法を確立することにより、都市・地域内での連携を全国的に促進できる。</p> <p>②関連する業績指標等との関係 「エコモビリティ都市」でCO2削減量の把握、評価手法や目標を含む計画を策定し、その検証を行うことにより、検証指標の達成を図ることができるため、本施策は有効である。</p>
その他特記すべき事項		<ul style="list-style-type: none"> ○「低炭素社会づくり行動計画」（平成20年7月29日閣議決定）において、「日本としても2050年までの長期目標として、現状から60～80%の削減を行う」ことが掲げられており、本施策はその達成に寄与するものである。 ○「京都議定書」（平成17年2月16日発効）において、我が国の二酸化炭素排出量を第1約束期間（2008年度～2012年度）で1990年度比6%削減することが定められており、本施策はその達成に寄与するものである。 ○平成25年度に事後検証シートにより事後検証を実施する。

【No. 10】

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	緊急地震速報等の高度化		
担当課	気象庁 地震火山部管理課	担当課長名	課長 宇平 幸一
施策等の概要	<p>緊急地震速報は直下型地震に対して被害軽減効果が低いため、震源により近い大深度地震計データを活用した場合、どの程度の迅速化が可能か、短縮時間の定量的評価及び実証実験を行なうための収集・解析装置を整備する。また、巨大津波を引き起こす長周期地震への対応のため、全国10箇所に長周期地震計を設置し、巨大津波に関する観測監視体制を整備する。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：396百万円】</p>		
施策等の目的	<p>首都圏には人口が集中し、国の中核機能や社会資本が集積、密集している。しかし、緊急地震速報は直下型地震には間に合わず被害軽減の効果が低いことが予想される。これに対処するため、震源により近い大深度地震計データを活用して緊急地震速報をより早く発表し、強い揺れが到達するまでの猶予時間を増やすことにより、首都直下地震に対する被害軽減効果を高めることを目的とする。</p>		
政策目標	4 水害等災害による被害の軽減		
施策目標	10 自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する		
業績指標	60 地震発生から地震津波情報発表までの時間		
検証指標	—		
目標値	3.0分未満		
目標年度	平成23年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>緊急地震速報は、震源に近い地震計で捉えた地震波形を解析して各地の揺れの大きさを推定し速報するものである。このため、震源のごく近傍、例えば直下型地震の震源直上付近では、緊急地震速報は間に合わない、または時間的猶予が少ない。</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>地表付近の地震計しか活用していない。</p> <p>iii 課題の特定</p> <p>いち早く地震波を検知、緊急地震速報に活用できるようにする。</p> <p>iv 施策等の具体的な内容</p> <p>平成22年度は、①防災科学技術研究所が所有する大深度地震計データの収集、②収集したデータを評価するための装置の整備、③大深度地震計の利用により短縮される時間の定量的評価等の実証実験、④実用化にあたっての課題の整理、を行う。</p>		
社会的ニーズ	日本は世界有数の地震国であり、近年も大規模な地震による災害が発生し、被害をもたらしている。このように地震が発生した場合、大きな揺れが到達する前に、国民が安全確保行動をとれるように、迅速で信頼性の高い緊急地震速報を発表することが求められている。		

	行政の関与	地震は、国民の安全・安心に影響を及ぼすものであり、これらの被害を軽減するためには行政が責任もって減災につながる情報を提供する必要がある。このため気象庁は、全国に地震計を整備し、緊急地震速報や津波警報等の発表を行なっている。
	国の関与	地震は地域を問わず発生し、また、ほとんどの場合、広範囲に影響を及ぼすものである。また地震により津波が発生すれば、被害もより大きくなる。したがって、地方ではなく国の責務として気象庁は全国に地震計を整備し、減災につながる緊急地震速報や津波警報等を提供する必要がある。情報の利用等にあたっては、地方気象台等が地方自治体等と適切に連携し、より効果的な情報活用（適切な安全確保行動の普及）を進める必要がある。
	施策等の効率性	緊急地震速報の迅速化には、本案により震源のより近傍に地震計を設置することが効果的であり、費用も低減できる。なお、地震計の性能や耐久性が未知であるため、経費と効果を見極めるべく実証実験を行う。
本案	費用	396百万円（平成22年度予算要求額）
	効果	防災科学技術研究所が所有する大深度地震計データの利用により緊急地震速報をどの程度迅速化できるか、短縮される時間の定量的評価等の実証実験、実用化にあたっての課題の整理を行うことができる。
	比較	既存の大深度地震計を活用することで費用を抑えることができるだけでなく、今後、大深度地震計の活用方策を効率的、効果的に推進することができる。
代替案	概要	気象庁が関東に大深度地震計を一斉に整備する。
	費用	大深度地震計の設置費用は1箇所あたり約1,000～2,000百万円かかる。さらに、設置後の維持費用として年間12百万円程度かかる。
	効果	緊急地震速報の迅速化が図られることが期待されるが、どの程度迅速化されるのか直ちに測定できない。
	比較	事前の検証なく整備するため、費用に見合った効果が確実に得られる保証がない。
	本案と代替案の比較	首都直下地震対策としての緊急地震速報の迅速化には、大深度地震計を整備する以外に手段がない。このため、代替案の内容そのものは必要となり得るが、まずは本案のとおり実証実験を行なってから代替案を実施することが、費用対効果・効率性の観点から適切である。
	施策等の有効性	緊急地震速報をどの程度迅速化できるか、短縮される時間の定量的評価等の実証実験、実用化にあたっての課題の整理を行うことができる。 緊急地震速報の震源の位置及び地震の規模を地震津波情報に活用していることから、業績指標である地震津波情報の迅速化には本施策が不可欠である。
	その他特記すべき事項	平成21年2月に設置した、有識者等により構成される「緊急地震速報評価・改善検討会」において、地震計を地中深くに整備するなど猶予時間を少しでも稼ぐような対策を検討していくことの重要性につき指摘された。 平成22年度政策レビュー「緊急地震速報の利用の拡大」において事後検証を実施。

【No. 11】

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	集中豪雨・局地的大雨対策の強化		
担当課	気象庁予報部業務課	担当課長名	課長 永田 雅
施策等の概要	<p>集中豪雨、局地的大雨等による被害の防止・軽減に向けて、次世代予報スーパーコンピュータの導入、観測網の維持・強化を図るとともに、気象情報の改善、防災知識の普及等多面的対策を推進する。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：2,139百万円】</p>		
施策等の目的	<p>集中豪雨や局地的大雨の監視、予測技術を強化・改善するとともに、必要なときに必要な情報を得られるよう気象情報の普及環境を整え、情報を元に自ら安全確保できるよう安全知識を普及することによって、集中豪雨や局地的大雨による被害を軽減する。</p>		
政策目標	4 水害等災害による被害の軽減		
施策目標	10 自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する		
業績指標	—		
検証指標	改善した気象情報を利活用できる都道府県の数		
目標値	47都道府県		
目標年度	平成25年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>平成20年夏には局地的大雨、平成21年夏には集中豪雨による被害が相次いだ。気象庁は気象情報の改善を進めているが、集中豪雨や局地的大雨のような狭い範囲で起こる現象を的確に把握・予測するには、現行のシステムでは十分満足できる水準にない。</p> <p>また、さまざまな場所、時間、形態で活動している人々が気象情報を活用していない、あるいは、利用できていない状況である。加えて、短時間で危険な状況になるにもかかわらず、危険性に対する知識や危険を回避する行動に対する普及啓発が進んでいない。</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>集中豪雨や局地的大雨のような狭い範囲で起こる現象を把握・予測するには、現行の観測網・観測システムや現行の解像度の予測システムでは、現象を的確に把握できない場合がある。また、より精密で高解像度の予測をしようとすると、計算機の計算能力が不足する。</p>		

	<p>また、屋内外を問わず必要なときに必要な気象情報を入手できる環境が整っていない。加えて、気象情報などを活用して自らの判断で安全確保の行動が取れるような実践的な取り組みが少ない。</p> <p>iii 課題の特定</p> <p>観測網の維持・強化や精緻な予測によって気象情報を改善する。また、情報の入手手段拡大を促進するとともに、自ら危険を回避できるよう安全知識の普及啓発を推進する。</p> <p>iv 施策等の具体的な内容</p> <p>基盤的観測網の維持・強化により実況監視体制を強化するとともに、次世代スーパーコンピュータの整備により予測技術を改善する。処理や加工の容易な最新の情報通信基盤を導入し、気象情報が広く伝えられるよう環境を整えるとともに、集中豪雨や局地的大雨の危険性や、気象情報の入手経路、自らの判断により危険を回避する方法など、安全知識の普及啓発を推進する。</p>	
社会的ニーズ	<p>平成20年夏に局地的大雨による被害が相次いだことを受けて、平成21年6月交通政策審議会気象分科会において、局地的な大雨による被害の軽減に向けた気象業務のあり方について、提言を受けた。それによると、局地的大雨は、大雨注意報や警報に至らないような状況でも、突然大雨が降ることによって、日常生活の身近なところで危険が発生することから、国民の安全・安心の確保に向けた対策が必要であるとされた。</p> <p>また平成21年夏の集中豪雨による被害を受けて、その防止や軽減に向けた要望が高まっている。</p>	
行政の関与	集中豪雨や局地的大雨に対する監視体制の強化や予測技術の改善、また気象情報の改善などについては、観測技術の高度化や予測技術の専門性などに鑑み、国民の安全・安心の要請に応えられるよう、引き続き行政の関与が必要である。	
国の関与	気象庁は、総合的な観測網や高度な予測技術を持ち、また、日常の業務を通じて気象や災害の特性について熟知している。その専門性を活かして自治体や教育機関を積極的に支援していくことが求められているため、引き続き国の関与が必要である。なお、安全知識の普及啓発などについては、地方自治体や教育機関などと連携・協力して実施する。	
施策等の効率性	気象観測網の維持・強化や精緻な予測、また、気象情報の改善や安全知識普及など、多面的な対策を講じることによって、集中豪雨や局地的大雨による被害を軽減することができる。	
本 案	費用	2,139百万円（平成22年度予算要求額。基盤的観測網の維持・強化や次世代スーパーコンピュータの整備、また、気象情報の入手手段拡大の促進や安全知識の普及啓発など）
	効果	<p>観測網の維持・強化や予測技術の向上によって、気象情報の改善を進めるとともに、国民が必要なときに必要な情報を入手できるよう、都道府県が気象情報を利活用できる環境を整える。</p> <p>また、安全知識の普及により情報の利活用が促進されることにより、集中豪雨や局地的大雨による被害の軽減が図られる。</p>

	比較	2,139百万円の費用がかかるが、集中豪雨や局地的大雨の予測精度の向上とともに、安全知識が普及することによって、気象情報の利活用が促進され、被害を大幅に軽減することができることから、効率的といえる。
代替案	概要	現行の情報形式による気象情報の提供を継続する。
	費用	1,996百万円（平成22年度予算要求額。基盤的観測網の維持・強化や次世代スーパーコンピュータの整備、安全知識の普及啓発など）
	効果	利用者が改善された気象情報を処理加工することが容易でなく、気象情報の利活用が促進されない。
	比較	気象情報の入手手段拡大の促進に関わる費用を抑えることができるが、気象情報の利活用が促進されず、集中豪雨や局地的大雨による被害の軽減に結びつかない。
本案と代替案の比較		本案は、代替案に比べ143百万円の費用がかかるが、改善した気象情報の利活用が促進され、ひとたび発生すると人的被害や多くの経済損失をもたらす集中豪雨や局地的大雨による被害の軽減が図されることから、本案が代替案に比べはるかに効果的であるため、より効率的といえる。
施策等の有効性		<p>観測網の維持・強化や予測技術の向上によって、気象情報の改善を進めるとともに、国民が必要なときに必要な情報を入手できるよう、都道府県が気象情報を利活用できる環境を整える。</p> <p>また、安全知識の普及により情報の利活用が促進されることにより、集中豪雨や局地的大雨による被害の軽減が図られる。</p> <p>高度かつ利活用しやすい情報が提供され、また、住民にその利活用のための安全知識が普及することは、集中豪雨や局地的大雨による被害の軽減のために改善された気象情報を利活用する都道府県の数（検証指標）の増加に大きく寄与するものである。</p>
その他特記すべき事項		<p>平成21年6月16日交通政策審議会気象分科会において、局地的な大雨による被害の軽減に向けた気象業務のあり方について、提言を受けた。</p> <p>平成24年度に事後検証シートにより事後検証を実施。</p>

【No. 12】

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	地球温暖化に関する観測・監視体制の強化		
担当課	気象庁地球環境・海洋部 地球環境業務課	担当課長名	課長 横山辰夫
施策等の概要	<p>地球温暖化の進行に伴い、気温の上昇や異常気象の増加といった気候変動の社会・経済活動への影響が世界的に懸念されている。地球温暖化の緩和策・適応策の的確な策定に必要となる詳細で確度の高い温暖化の監視・予測情報の提供を行うために、海洋気象観測船や航空機による観測を強化する。さらに、温暖化に伴い増加する気候リスクの軽減に資する気候情報の提供を行うために、その利活用技術を開発し、利用・普及の促進を図る。（予算関係）</p> <p>【予算要求額 671 百万円】</p>		
施策等の目的	地球温暖化の監視・予測に関する情報の提供及び気候リスク軽減に資する情報の利活用技術の普及を図り、緩和策・適応策の推進による地球温暖化対策に貢献することにより、災害による被害を軽減することを目的とする。		
政策目標	4 水害等災害による被害の軽減		
施策目標	10 自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する		
業績指標	—		
検証指標	新たに公表する北西太平洋海域における産業革命後からの二酸化炭素の積算蓄積量及び年間蓄積（放出）量に関するデータへの専門家からのHPアクセス数を、関連する既存のデータへのアクセス数と同等以上にする。		
目標値	月平均 700件以上		
目標年度	平成26年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの排出量を削減する緩和策と、温暖化による影響・被害を軽減するための適応策を的確に策定することが重要である。しかし、現状において、地球温暖化の実効的な緩和策・適応策に必要とされる精度の高い温暖化予測が困難となっている。</p> <p>また、地球温暖化によって増大することが懸念されている異常気象およびそれに伴う気候リスクに対し、リスクを軽減するための適切な対策を講じるにあたって、気候情報（数ヶ月先を対象にした予報など）が十分に利用されていない。</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>地球温暖化予測の不確実性の要因の一つとしては、予測モデルに組み込むための大気及び海洋中での正確な二酸化炭素の吸収や放出などの收支が解明されていないことが挙げられる。</p> <p>また、地球温暖化に伴う影響（気候リスク）が産業によって多岐にわたるにもかかわらず、それぞれの分野においてリスクを軽減するために気候情報を利用する技術（例えば農業分野において生育管理に気候情報を利用する技術など）が開発・確立されていないことが、気候情報の利用・普及が進まないことの原因として挙げられる</p>		

	<p>◦</p> <p>iii 課題の特定</p> <p>温室効果ガスの収支等を解明するには、温室効果ガスの吸収・放出に大きな影響を及ぼす、海洋や大気中における温室効果ガスの高精度な観測を長期継続的に実施する必要がある。</p> <p>また、産業分野ごとに多岐にわたる気候リスクの軽減を目的とした気候情報の利用を普及させるためには、ニーズに即した気候情報を提供するとともに、情報利用の成功事例を活用し広く普及させる必要がある。このためには、各分野ごとに温暖化に伴う気候リスクを調査・分析し、このうち気候情報の利用によって軽減される要素を特定したうえで、情報を作成・提供する技術の開発も必要となる。</p> <p>iv 施策等の具体的な内容</p> <p>二酸化炭素の収支の解明に資するため、海洋気象観測船による海洋中の二酸化炭素濃度等を北西太平洋域で高精度に観測する。また航空機観測のための観測装置を整備し、航空機を利用した厚木～南鳥島間の温室効果ガスの観測を行う。</p> <p>さらに、全球異常気象監視システムを整備し、温暖化監視に関する情報等の充実を図るとともに、産業分野ごとの気候リスク軽減に資する情報の利活用技術を開発し、気候情報の利用を促進する。</p>
社会的ニーズ	地球温暖化の進行に伴い、気温の上昇や異常気象の増加といった気候変動とともに、社会・経済活動への影響が世界的に懸念されている。地球温暖化の緩和策・適応策の的確な策定が必要であり、そのために詳細で確度の高い温暖化予測及び温暖化監視に関する情報の充実や各産業分野の気候リスク軽減に資する気候情報の利活用技術の開発が求められている。
行政の関与	地球温暖化による影響・被害は、治水・利水対策や食料需給対策など国民の安全・安心に関わるものであり、地球温暖化対策に必要な温暖化監視に関する情報は、行政が責任を持って提供する必要がある。
国の関与	地球温暖化による影響・被害は地球上の地域を問わず発生し、また、ほとんどの場合広範囲に影響を及ぼすものである。また、そのような広範囲に及ぶ情報の作成にあたっては、国内外の関係機関と緊密に連携・協力して、国の責務として統一的な手法により行う必要がある。 <p>また、関係国際機関と連携を図り、避けられない温暖化に対応するための気候情報サービスの充実や気候応用技術の開発を実施する必要がある。さらに、気象庁は台風・集中豪雨から気候や地球温暖化に至る様々な時間スケールの現象について科学的な手法による観測・監視・予測を国際機関との連携のもと一体的に実施しており、本施策を効果的かつ効率的に実施することができる国内唯一の機関である。</p>
施策等の効率性	地球温暖化がこのまま進行した場合の経済的な損失は、世界の国の国内総生産の5～20%に及ぶという報告があり、また、温室効果ガスの排出を削減したとしても、当分は温暖化が継続し様々な影響が出るとされる。温室効果ガス濃度を含む温暖化に関する監視情報は温室効果ガスの排出削減（緩和策）に寄与する。さらに、地球温暖化の影響予測及び産業分野毎の気候リスク軽減に資する情報の利活用技術の普及は適応策を支援する。これらにより地球温暖化による経済的な損失を軽減することができる。

	費用	671百万円（平成22年度予算要求額）
本案	効果	二酸化炭素の収支の解明が進み、地球温暖化予測の不確実性の低減が可能となる。さらに、地球温暖化監視に関する情報の高度化、産業界の気候リスク軽減に資する情報の利活用事例の普及を通じて、地球温暖化に対する適応策、緩和策をより的確に実施することができる。
	比較	671百万円の費用により、北西太平洋域の人為起源二酸化炭素吸収量の解明による地球温暖化予測の不確実性の低減等、地球温暖化に対する適応策、緩和策のより的確な実施に資する情報の提供が可能となる。 「地球温暖化問題に関する懇談会第7回中期目標検討委員会」に提出された国立環境研究所の試算によれば、温暖化に伴う雨の強度と頻度の増加に伴い、洪水氾濫による浸水被害コストの増加は、適応策をとらなかった場合、どのような削減策を講じたとしても、2050年頃には最大で年間約5兆円弱に達すると試算されており、本施策により的確な適応策の策定を支援することによって経済的な損失を軽減できる。
代替案	概要	海洋については、これまでの観測船による観測に加え、海洋二酸化炭素センサーを搭載した中層フロートを開発しこれを運用するとともに既に開発されている二酸化炭素観測用漂流ブイの運用により、北西太平洋での海中及び海上の二酸化炭素観測を強化する。上空については、民間航空機を活用した観測を実施する。これにより北西太平洋域において、海中から上空まで三次元的に二酸化炭素の状況を把握し、北西太平洋が吸収する人為起源の二酸化炭素量を明らかにする。
	費用	約960百万円（本案に約290百万円の追加経費が必要）
	効果	本案同様代替案においても、二酸化炭素の収支の解明が進み、地球温暖化予測の不確実性の低減が可能となる。さらに、地球温暖化監視に関する情報の高度化、産業界の気候リスク軽減に資する情報の利活用事例の普及を通じて、温暖化に対する適応策、緩和策の策定を支援することができる。
本案と代替案の比較	比較	約960百万円の費用により、温暖化に対する適応策、緩和策の策定を支援する情報の提供が可能となる。
		代替案は、二酸化炭素センサーを搭載した中層フロートの技術開発経費、フロート・ブイなどの経費、民間航空機の機体改修及び大気採取装置作成に経費を必要とし、本案より平成22年度で約290百万円追加的な経費を要する。 また、本案では、北西太平洋域の人為起源の二酸化炭素蓄積量を明らかにするための高密度高精度観測を平成22年度より開始できる一方、代替案では、二酸化炭素センサーを搭載した中層フロートの技術開発に5年を要することから、海中に蓄積された二酸化炭素量に関する高密度な観測データは、平成27年度以降でなければ取得できず、待ったなしで対応が求められる地球温暖化対策に対して、我が国が遅れをとることとなる。
さらに、海洋観測について、北西太平洋は6000mを超える深さがあり、本案では、最新の観測装置を搭載した海洋観測船により、海底から海上まで高密度高精度観測が実施できる一方、代替案では、中層フロートを用いることから、深さ2000mより深い海中の観測データは得られない。これにより、代替案においては、産業革命以降の北西太平洋が吸収した二酸化炭素の正確な積算蓄積量は明らかにできない。		
航空機観測について、本案は厚木～南鳥島間を定期的に運航している自衛隊機を用いることから、定期的な観測データの取得が可能である一方、代替案の民間航空機を用いる方法においては、長期にわたって同じ航路を定期的に観測機器を搭載した機体で運航する保証は無いことから、北西太平洋域について長期的・定期的な観測データの取得は困難であり、上空と海洋の一体的な解析ができず、二酸化炭素の收		

		支の解明が充分にできない。 したがって、本案が代替案に比べ、効率的である。
施策等の有効性		<p>北西太平洋海域における産業革命後からの二酸化炭素の積算蓄積量及び年間蓄積（放出）量の提供は、従来からの地球温暖化に関する監視情報を拡充し、温室効果ガスの排出を削減するための意志決定（緩和策）、さらには異常気象による災害等、緩和策を講じたとしても避けることのできない当面の地球温暖化への的確な適応策の策定・実施を促進する重要な材料となる。</p> <p>このような重要な情報の提供は、検証指標である、より多くの専門家からの地球温暖化に関する監視情報へのアクセスに直結するものである。</p>
その他特記すべき事項		<ul style="list-style-type: none"> ・「京都議定書目標達成計画」（平成20年3月28日改定案閣議決定）で、「気候変動に係る研究の推進、観測・監視体制の強化」に取り組むこととされた。 ・北海道洞爺湖サミットの成果文書では、「気候変動及び水資源管理に関し、観測・予測及びデータ共有を強化」することが言及された。 ・交通政策審議会第10回気象分科会で了承された気象庁の今後の地球環境業務の重点施策において、「地球温暖化等の監視・予測には、衛星、観測船・アルゴフローント、地上観測等の信頼性の高い観測が必要不可欠であることから、国内外の関係機関と連携しつつ観測網の維持・強化を図ること」とされた。 ・総合科学技術会議の「平成22年度の科学技術に関する予算等の資源配分の方針」において「気候変動適応策に資する技術開発を推進」することとされている。 ・平成26年度に事後検証シートにより事後検証を実施。

【No. 13】

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	下水道浸水被害軽減総合事業の強化		
担当課	都市・地域整備局 下水道部下水道事業課	担当課長名	課長 岡久宏史
施策等の概要	<p>一定規模の浸水実績があるなど浸水対策の必要性が高い地域において、浸水被害の軽減を図ることを目的として、雨水貯留浸透施設等のハード対策、降雨情報の提供等のソフト対策、住民自らの取組みを含めた総合的な浸水対策を推進するための支援を拡充する。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：18,600百万円】</p>		
施策等の目的	<p>近年、集中豪雨の多発や都市化の進展に伴い、短時間に大量の雨水が流出し、内水氾濫の被害リスクが増大している。また、IPCC報告書においては、今後、気候変動により、大雨の頻度増加、台風の激化等の懸念が指摘されている。</p> <p>以上を踏まえ、浸水被害の軽減に向けて、地方公共団体と関係住民が一体となって、総合的な浸水対策を推進する。</p>		
政策目標	4 水害等災害による被害の軽減		
施策目標	1.1 住宅・市街地の防災性を向上する		
業績指標	<p>6.6 下水道による都市浸水対策達成率（①全体、②重点地区） 7.0 ハザードマップを作成・公表し、防災訓練を実施した市町村の割合（内水）</p>		
検証指標	—		
目標値	<p>6.6 ①全体：約55% ②重点地区：約60% 7.0 100%</p>		
目標年度	<p>6.6 ①全体：平成24年度 ②重点地区：平成24年度 7.0 平成24年度</p>		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>IPCC第4次評価報告書統合報告書（平成19年11月）において、地球温暖化に伴う気候変動により、大雨の増加や台風の激化等の懸念が指摘されており、近年頻発する集中豪雨や、都市化の進展に伴う不浸透化による雨水の地下浸透の阻害により、短時間に大量の雨水が流出し、内水氾濫のリスクが増大している。</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>増大する内水氾濫リスクを早急に解消するためには、地方公共団体が行う下水道管等の整備のみでは、十分な対応は困難。</p>		

	<p>iii 課題の特定</p> <p>限られた財源の中で効果的な浸水対策を実施するためには、関係主体が一体となって、雨水貯留浸透施設の整備等のハード対策に加えて、それらを補完するソフト対策、自助対策を含めた総合的な浸水対策に取り組む必要がある。</p> <p>iv 施策等の具体的な内容</p> <p>地方公共団体や関係住民等が一体となった、雨水貯留浸透施設等の流出抑制対策に加えて、被災を想定した内水ハザードマップの公表等を含めた総合的な浸水対策を推進するための支援を拡充する。</p>	
社会的ニーズ	「経済財政改革の基本方針2009」においても、集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、大規模水害等への防災・減災対策を戦略的・重点的に実施することが求められている。	
行政の関与	浸水対策は、国民の生命・財産を守る最も基本的な事業であり、行政の関与が不可欠である。	
国の関与	浸水対策は、国民の生命・財産を守る最も基本的な事業であり、全国民がその成果を等しく享受すべきものである。また、地方公共団体単独では短期間に多額の負担は困難であるため、国の補助制度が必要である。	
施策等の効率性	浸水対策に取り組む必要性が高い地域に限定して、浸水実績やシミュレーションによる被害想定等を踏まえて、ハード、ソフト、自助等の総合的な対策を盛り込んだ計画に基づいて、関係主体が一体となって事業を推進することにより、ハード対策のみによる対策に比べ即地的かつ効果的な対策の実施が期待される。	
本案	費用	18,600百万円（平成22年度予算要求額） 下水道浸水被害軽減総合事業に必要な事業費。
	効果	浸水実績がある浸水対策に取り組む必要性が高い地区において、ハード対策のみならず、ソフト対策、自助の取り組みを含めた総合的、効率的な浸水被害の軽減が図られる。（平成19年度の内水氾濫による全国の被害額は約29,343百万円（平成19年度水害統計））
	比較	下水道浸水被害軽減総合事業は、原則として事業実施期間を5年以内としている。都市化の進展、集中豪雨の多発、土地利用の高度化等により都市部における内水氾濫の被害リスクが増大しているが、事業完了後は長期間にわたり浸水被害の軽減が図られることから、費用に見合った十分な効果が比較的早期に得られる。 また、浸水実績がある浸水対策に取り組む必要性が高い地区において重点的に事業を実施するため、高い効率性を有する。
代替案	概要	通常の下水道事業により浸水対策を実施する。
	費用	通常の下水道事業による浸水対策に必要な事業費。

	効果	雨水管等のハード対策の整備により、浸水被害の軽減が図られる。（平成19年度の内水氾濫による全国の被害額は約29,343百万円（平成19年度水害統計））
	比較	<p>都市化の進展、集中豪雨の多発、土地利用の高度化等により都市部における内水氾濫の被害リスクが増大しているが、事業完了後は長期間にわたり浸水被害の軽減が図られることから、費用に見合った効果が得られる。</p> <p>しかし、ハード対策の整備には長期間を要し、ソフト対策や自助の取り組みに対する支援を行えないため、事業の効果が早急に発揮されない。</p>
本案と代替案の比較		本案は、浸水対策に取り組む必要性が高い地区に対して重点的に支援を行い、事業実施期間を定めてハード対策、ソフト対策、自助の取り組みを組み合わせた総合的な浸水対策を実施することにより、早期に効果の発揮が期待されることから、代替案と比較して効率的な浸水対策を実施できる。
施策等の有効性		地方公共団体によるハード対策に加えて、内水ハザードマップの公表や降雨情報提供システムの整備等のソフト対策や、関係主体による各戸貯留浸透施設、止水板の設置等の自助対策等を組み合わせた総合的な対策を講じることにより、浸水被害の軽減が期待され、業績指標である下水道による都市浸水対策達成率やハザードマップを作成・公表し、防災訓練を実施した市町村の割合（内水）の向上に寄与することから、十分な有効性を有する。
その他特記すべき事項		平成24年度政策チェックアップ（平成25年度実施）により事後評価を実施。

【No. 14】

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	都市機能保全型老朽管対策事業の創設		
担当課	都市・地域整備局 下水道部下水道事業課	担当課長名	課長 岡久宏史
施策等の概要	<p>都市機能の保全を図るため、DID地区における老朽管の点検・調査、ターミナル駅の周辺などの都市機能集積地区における老朽管の改築を推進する。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：5,000百万円】</p>		
施策等の目的	<p>下水道整備の進展にともない、管路延長は約41万kmにのぼるなど、下水道ストックが増大している。また、管路の老朽化等に起因した道路陥没も増加傾向にあり、平成20年度の発生件数は約4,100箇所にのぼっている。</p> <p>以上を踏まえ、日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故発生や機能停止を未然に防止するため、都市部における老朽管の計画的な改築を推進する。</p>		
政策目標	4 水害等災害による被害の軽減		
施策目標	1.1 住宅・市街地の防災性を向上する		
業績指標	6.9 防災拠点と処理場を結ぶ下水管きょの地震対策実施率		
検証指標	一		
目標値	約56%		
目標年度	平成24年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>下水道整備の進展にともない、管路延長は約41万kmにのぼるなど、下水道ストックが増大しており、管路の老朽化等に起因した道路陥没の発生件数は平成20年度には約4,100箇所にのぼっている。</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>老朽化したストックが増大している下水道施設の点検・調査、改築には多額の費用が必要であり、地方公共団体の厳しい財政状況等を踏まえると、地方公共団体のみでは十分な老朽管対策は困難。</p> <p>iii 課題の特定</p> <p>日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故発生や機能停止を未然に防止するには、計画的な点検・調査及びこれらの結果にもとづく改築の実施など、発生対応型から予防保全型の管理へ転換する必要がある。</p>		

	iv 施策等の具体的な内容	このため、老朽管の点検・調査、都市機能集積地区内の老朽管の改築により、DID地区における計画的な改築の一層の推進を図る。
社会的ニーズ	「経済財政改革の基本方針2009」においても、社会资本ストックの予防保全対策を戦略的・重点的に実施することが求められている。	
行政の関与	社会资本ストックの予防保全対策は、国民の生命・財産を守る最も基本的な事業であり、行政の関与が不可欠である。	
国の関与	社会资本ストックの予防保全対策は、国民の生命・財産を守る最も基本的な事業であり、全国民がその成果を等しく享受すべきものである。また、地方公共団体単独では短期間に多額の負担は困難であるため、国の補助制度が必要である。	
施策等の効率性	DID地区において布設後一定期間経過した老朽管に限定して点検・調査を行うとともに、老朽管対策の必要性が高い都市機能集積地区内に限定して改築を行うことにより、予防保全型の維持管理、長寿命化対策を含めた計画的な改築が推進されるため、十分な効率性を有する。	
本案	費用	5,000百万円（平成22年度予算要求額） 都市機能保全型老朽管対策事業に必要な事業費
	効果	DID地区において布設後一定期間経過した老朽管の点検・調査、老朽管対策の必要性が高い都市機能集積地区等における面的に整備された下水管路網の改築を行うことにより、下水管路の老朽化に起因した事故発生や機能停止を未然に防止するとともに、事業量の平準化によるライフサイクルコストの最小化が図られる。
	比較	都市機能保全型老朽管対策事業は、事業実施期間を5年以内としている。下水道整備の進展にともない下水道ストックが増大し、下水管路の老朽化に起因した道路陥没が多く発生しており、本制度による事業完了後は長期間にわたり事故発生や機能停止の未然防止が図られることから、費用に見合った十分な効果が比較的早期に得られる。 また、DID地区において布設後の経過年数により調査・点検の対象となる管路を限定するとともに、都市機能が集中している老朽管対策に取り組む必要性が高い地区において重点的に事業を実施するため、高い効率性を有する。
代替案	概要	通常の下水道事業で老朽管の改築・更新を実施する。
	費用	通常の下水道事業による管渠の改築・更新に必要な事業費。
	効果	通常の補助対象となる主要な下水道管渠の改築・更新が行える。

	比較	<p>下水道整備の進展にともない下水道ストックが増大し、下水管路の老朽化に起因した道路陥没は多く発生しており、事業完了後は長期間にわたり事故発生や機能停止の防止が図られることから、費用に見合った十分な効果が得られる。</p> <p>しかし、通常の補助対象となる主要な下水道管渠の改築・更新しか行えないため、面的に整備されている下水道管渠網の効率的な老朽化対策を促進することができない。</p>
	本案と代替案の比較	<p>本案は、老朽管の調査・点検、老朽管対策に取り組む必要性が高い地区において重点的に下水道管渠網の改築を実施することにより、事故発生や機能停止の未然防止が図られるとともに、事業実施期間を定めることにより、早期に効果の発揮が期待されることから、代替案と比較して効率的な老朽管対策を実施できる。</p>
	施策等の有効性	<p>老朽管の点検・調査、長寿命化対策を含めた計画的な改築を推進することにより、下水管路の老朽化等に起因した事故発生や機能停止を未然に防止し、都市機能集積地区等の安心・安全の確保、ライフサイクルコストの最小化、予算の平準化が期待され、業績指標である防災拠点と処理場を結ぶ下水管きょの地震対策実施率の向上に寄与することから、十分な有効性を有する。</p>
	その他特記すべき事項	<p>平成25年度政策レビュー「社会資本ストックの戦略的維持管理」により事後評価を実施。</p>

【No. 15】

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	砂防設備等の緊急改築制度の創設		
担当課	河川局砂防部保全課	担当課長名	課長 森山裕二
施策等の概要	<p>集中豪雨の頻発など土砂災害のおそれが増大するなかで、古い年代に設置された砂防設備の調査、緊急的な改築対策計画の策定、施設機能の強化対策工事を実施する。（砂防設備等緊急改築対策の創設） （予算関係） 【予算要求額 1,100百万円】</p>		
施策等の目的	<p>近年の集中豪雨により、石積み構造の砂防設備等の被災が発生しており、これらの既設砂防施設等の評価及びその改築対策を短期集中的に実施（概ね5年）することにより、集中豪雨の頻発等による砂防堰堤の被災とそれに伴う土砂流出を防止し、地域の安全度の向上を図る。</p>		
政策目標	4 水害等災害による被害の軽減		
施策目標	12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する		
業績指標	75 土砂災害から保全される人口		
検証指標	一		
目標値	約300万人		
目標年度	平成24年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>近年頻発する集中豪雨から地域の安全を確保するためには、砂防設備が想定される外力に対し、所期の機能を発揮することが必要であるが、古い年代に設置された石積み構造の砂防設備等は内部構造が不明であるなど、その状態が十分に把握されていない状況にある。</p>		
	<p>ii 原因の分析</p> <p>既設砂防施設の評価と対策は被災を受けて初めて必要性が認識される状況にあり、補助事業が砂防堰堤等の「新設」を中心に実施していることと相まって、既設施設に対する対策が行われにくい。</p>		
	<p>iii 課題の特定</p> <p>既設の砂防施設の機能を適切に発揮させるためには、施設の現況調査により状態を把握し、施設の安全度と下流域への影響等の必要を検討して、対策を計画的に実施することが必要。</p>		
	<p>iv 施策等の具体的な内容</p> <p>該当する施設について調査・計画・工事をセットにして集中的（概ね5年程度）に対策を実施する新たな事業を創設する。（総合流域防災事業を拡充）</p>		

社会的ニーズ	近年、短時間で非常に強い降雨となる集中豪雨が各地で発生して土砂災害が頻発しており、計画想定規模を超過するケースも見られ、平成20年には実際に石積み堰堤が被災するケースが発生するなど、既設砂防堰堤等の被災による土砂流出によって土砂災害の被害をさらに拡大するおそれがある。
行政の関与	地域住民の生命・財産を保全し、安心して暮らせる状況をつくり、国民の生命・財産の安全を確保することは、国の責務である。 また、土砂災害対策は、新規開発住宅地等のごく一部を除き、国及び地方自治体等の行政機関により実施されている。
国の関与	国民の安全安心の確保は、国のもっと重要な責務の一つであり、砂防法第13条で、砂防工事に要する費用の一部を国が負担することとされている。
施策等の効率性	事前の改築対策を実施しない場合には、集中豪雨によって砂防設備等が被災し、災害復旧事業等により施設を大規模に新設・復旧することとなるため、これらの費用を大幅に節約することができ、施策の効率性は高い。
本案	費用 既設の砂防堰堤を補強・増厚するなどの既設施設の改築対策の費用が必要となる。
	効果 あらかじめ、既設設備を改築することで、施設が被災した場合の下流での被害（土砂流出による被害人家数等）を防止することができる。
	比較 下流の被害が発生することを事前に予防できる点で、改築対策をあらかじめ事前に実施することは効果的であり、新設に比べても費用の点で効率的である。
代替案	概要 被災後に施設を災害復旧等により設置する（事後復旧案）。あるいは、同等の機能を持つ砂防堰堤等を下流側に新設する（代替施設新設案）。
	費用 事後復旧案の場合、施設を復旧する費用と既設の取り壊し等に要する費用のほか、下流部に流出した土砂を撤去する費用が必要となる。代替施設新設案の場合、施設を新設するための費用（用地費等を含む）が必要となる。
	効果 事後復旧案の場合、被害人家数等の軽減は図れない。また、代替施設新設案の場合は、本案と同等の被害軽減が図られる。
	比較 事後復旧案の場合、被害人家数等の軽減はできない。また、代替施設新設案の場合、被害軽減では同等の効果が期待できるが費用が増加する。
本案と代替案の比較	事後復旧案場合、被害の発生自体を防止できない点で本案に比べて劣る。また、代替施設新設案の場合、既設を活用する場合と比べて、新たな用地費や施設新設の費用が生じ、費用と迅速さの点で本案に比べて劣る。

施策等の有効性	<p>短時間で非常に強い降雨量となる豪雨を受けて、これらの施設が被災した場合、自然災害による土砂流出に加え、砂防堰堤等で安定化が図られている土砂があわせて流出し、下流域での被害が拡大するおそれがあり、あらかじめ既存の施設を有効に活用して経済的かつ集中的に施設の強化を実施しておくことでこれらの被害発生・拡大を防止することができる。</p> <p>よって、土砂災害から人命を守ことができ、土砂災害の防止・減災の推進に有効である。</p>
その他特記すべき事項	平成24年度政策チェックアップ（平成25年度実施）により事後評価を実施。

【No. 16】

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	土砂災害に対する警戒避難体制の強化に関する制度の創設		
担当課	河川局砂防部砂防計画課	担当課長名	課長 南哲行
施策等の概要	<p>土砂災害における警戒避難体制を強化するために、国土交通大臣あるいは都道府県知事は、土砂災害の発生のおそれがあると認める場合は、緊急調査（仮称）を一定の期間継続して実施し、その中で必要と認めるときは、緊急警戒区域（仮称）を定めて、住民に対して避難の指示を行うべきことを市町村長に対して指示することとする。（予算関係、法令関係）</p> <p>【予算要求額：58百万円】【土砂災害防止法の一部を改正する法律案】</p>		
施策等の目的	土砂災害の発生危険性が高まった際に、市町村長が危険区域内の住民等に避難指示を円滑に発令することが可能となるため、国民の安全・安心の向上が図られる。		
政策目標	4 水害等災害による被害の軽減		
施策目標	12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する		
業績指標	82 リアルタイム火山ハザードマップ整備率		
検証指標	一		
目標値	約80%		
目標年度	平成24年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ 土砂災害による犠牲者ゼロを実現するためには、土砂災害の発生危険性が高まった際に、そのことを市町村長が的確に把握し、危険区域内の住民に対して避難指示等を円滑に発令する必要があるが、過去の土砂災害発生事例において、必ずしも適切に避難指示等が発令されているとは言えない。</p> <p>ii 原因の分析 土砂災害の発生危険性が高まった際の避難指示等の発令は市町村長の責務であるが、土砂災害の経験の少ない市町村では、発令対象区域の特定等が困難なため、適切な避難指示等の発令が困難。</p> <p>iii 課題の特定 土砂災害の発生危険性が高まった際には、国や都道府県が、市町村に対して、危険箇所についての情報提供を行うことができるような仕組みが必要。特に天然ダムの決壊により生ずる土石流等、特殊な土砂災害については、非常に高度な技術力を必要とするため、国の関与が不可欠。</p> <p>iv 施策等の具体的な内容 土砂災害防止法の改正及び予算新規制度の創設により、国土交通大臣あるいは都道</p>		

	府県知事は、土砂災害の発生のおそれがあると認める場合は、緊急調査（仮称）を一定の期間継続して実施し、その中で必要と認めるときは、緊急警戒区域（仮称）を定めて、住民に対して避難の指示を行うべきことを市町村長に対して指示することとする。なお、天然ダムの決壊に伴う土石流等の特殊な土砂災害については、都道府県の要請を受け国が緊急調査や緊急警戒区域の指定を実施する仕組みを設ける。	
社会的ニーズ	土砂災害の発生危険性が高まった際に、警戒避難体制が強化されることにより、円滑な避難が可能となるため、国民の安全・安心に直結し、社会的ニーズは高い。	
行政の関与	土石流等の氾濫範囲や避難のタイミング等の判断等、国民の生命、身体及び財産を災害から保護することは、災害対策基本法に記されている通り行政機関の責務である。	
国の関与	中越地震や岩手・宮城内陸地震等の事例より、天然ダムの決壊等による土石流等、特殊な土砂災害の対応については、高度な技術力が必要となるため、国の関与が必要である。	
施策等の効率性	特殊な土砂災害は、発生に偏在性があることから、専門技術者を有する国が一元的に対応することが効率的。	
本案	費用	特殊な土砂災害への対応に必要な調査や資機材等の整備に係る費用が必要となる。
	効果	過去の特殊な土砂災害における対応を蓄積しているため、高度な技術に裏付けられた判断を行うことができ、迅速な対応が可能。
	比較	上記の費用が発生するものの、高度な技術力を持つ国が、特殊な土砂災害発生時の対応を行うことで、市町村長は円滑に適切な避難指示等を発令することができ、国民の安全・安心に寄与。
代替案	概要	特殊な土砂災害の発生危険性が高まった際に、都道府県が緊急調査・土砂災害緊急警戒区域の指定・警報発令を行う。
	費用	特殊な土砂災害は、発生に偏在性があることから、都道府県毎に対応に必要な資機材等の整備や管理を行う費用が必要となる。
	効果	特殊な土砂災害の経験が少ない都道府県では、ノウハウが蓄積されていないため、適切な調査等を迅速に実施することができない可能性がある。
	比較	各都道府県が、特殊な土砂災害対応に必要な資機材を管理し、ノウハウを蓄積するのは、非効率である。
本案と代替案の比較	特殊な土砂災害への対応については、費用・効果両面の観点から、本案により実施する方が費用を抑えて、より効果を上げることができることから効率的である。	

施策等の有効性	<p>当施策により、土砂災害の発生危険性が高まった際に、市町村長が、国や都道府県の高度な技術力に基づき、危険区域内の住民等に迅速かつ的確に避難指示等を発令することが可能となる。</p> <p>よって、土砂災害の防止・減災の推進に有効である。</p>
その他特記すべき事項	<p>「特殊な土砂災害等の警戒避難に関する法制度委員会」を平成21年度に開催（8月6日：第1回委員会開催）。</p> <p>平成24年度政策チェックアップ（平成25年度実施）により事後評価を実施。</p>

【No. 17】

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	ゲリラ豪雨等に対しても安心して暮らせる「100㍉/h安心プラン（仮称）」の策定		
担当課	河川局河川計画課	担当課長名	課長 池内 幸司
施策等の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会資本整備等を通じて、ゲリラ豪雨等の局所的な集中豪雨から地域住民の安全・安心を確保する「100㍉/h安心プラン（仮称）」を推進する。 ○ きめ細やかな情報提供、都市部における地下河川や調整池等の浸水対策など、ハード・ソフト対策を実施する。 (予算関係) 【予算要求額：95百万円】 		
施策等の目的	これまでの整備方法にとらわれず、有効な治水対策を国及び関係機関と一体となって計画し、重点的に整備を実施することで治水安全度の向上を図る。		
政策目標	4 水害等災害による被害の軽減		
施策目標	12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する		
業績指標	83 近年発生した床上浸水の被害戸数のうち未だ床上浸水の恐れがある戸数		
検証指標	一		
目標値	約7,3万戸		
目標年度	平成24年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>中小河川にかかる整備目標として50㍉/hを目標に河川改修を実施してきたものの、近年、これを上回る100㍉/hを超えるような集中豪雨が頻発し、浸水被害が発生している状況。</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>従来、過去に実際に降った雨量や降雨分布、波形パターンを元に計画を策定し、これに基づき治水対策を実施してきたが、近年、時間100㍉を超えるような短時間強雨の発生回数に増加の傾向が見られる他、2008年の愛知県岡崎市をはじめとして各地で過去の降雨量記録を更新するなど、これまでの想定外力と異なる降雨が頻発している。</p> <p>また、これら集中豪雨の発生時には、河川の氾濫のみならず、排水不良等、河川への流出過程でも浸水被害が発生。</p> <p>iii 課題の特定</p> <p>近年の降雨状況及びその特性を踏まえた対策の検討が必要。特に都市部では、資産密度等が高く対策が急がれる一方、家屋密集に伴う用地買収案件多数等の制約を踏まえた対策の検討が必要。</p> <p>浸水被害に対する地域住民の安全・安心確保にあたっては、河川からの氾濫防御</p>		

	<p>対策のみでは困難。下水道の整備、貯留・浸透機能の強化等、様々な社会資本整備を通じた取組が必要。</p> <p>iv 施策等の具体的な内容</p> <p>ゲリラ豪雨等局所的な豪雨への対応策として、省内関係部局で「100ミリ/h安心プラン（仮称）」について検討。その結果も踏まえ、各地で「100ミリ安心プロジェクト（仮称）」を立ち上げ、事業の実施に向け、国及び関係機関の参画による協議会を設置するなど、水災害防止に向けた検討の枠組みを構築する。これにより、ゲリラ豪雨に対して戦略的かつ重点的な対策を推進する。</p> <p>都市部の治水対策として、地下河川や調整池の整備などを検討。</p>	
社会的ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 近年、集中豪雨の頻発により激甚な浸水被害が多発し、特に都市圏（都市部および地方都市部）における被害の発生は、我が国の経済活動にも影響する恐れがある。例えば、都賀川（神戸市）において、昨年7月に周辺で発生した集中豪雨により、10分間で水位が1.34m急上昇して5名の死者を出すなど、その対応策について社会的に注目されている。 ○ 平成17年6月に内閣府により実施された「水害・土砂災害等に関する世論調査」においても「他の施策を遅らせてても、水害・土砂災害対策は現在よりもさらに進めるべき」と答えたものの割合が33.1%、「他の施策を遅らせてても、水害・土砂災害対策は現在と同程度は進めるべき」と答えた者の割合が34.9%となっており、水害・土砂対策に対する国民のニーズは非常に高い。 	
行政の関与	水害等の災害から国民の生命・財産を守り、安全・安心を確保することは、国・自治体の基本的な責務であり、それらの対策については行政が主体的に対策を講じる必要がある。	
国の関与	我が国の経済活動にも影響する都市圏の水害に対しては、その被害が発生した場合の甚大さを踏まえ、国が戦略的かつ重点的に推進する必要がある。また、事業実施に向けた関係機関との調整にあっては、全国的見地からの知見や情報を有する国の関与が必要である。	
施策等の効率性		
本案	費用	従来の整備に要する費用と同等の費用が必要。
	効果	本川及び支川など河川整備を一体的に実施することで、特にゲリラ豪雨による浸水被害に対して、より高い効果が期待できる。
	比較	費用を上回る効果が得られると共に、河川整備を一体的に実施することで、効果発現までの期間が短縮される。
代替案	概要	従来どおり、それぞれ事業者毎に整備を実施する。（事業者毎の予算事情、事業展開を踏まえた調整の結果により、実施内容が定まる。）
	費用	従来の整備に要する費用が必要。
	効果	従来どおりの治水効果が得られる。
	比較	従来どおりの費用を上回る効果は得られるが、事業効果発現までにより長い期間を要するとともに、ゲリラ豪雨に対して有効な対策とはならない場合がある。

	本川と代替案の比較	本川及び支川など河川整備を一体的に実施することにより、増加傾向にあるゲリラ豪雨による浸水被害に対して、同等の費用で事業効果の早期発現が図られる。よって本案の方が効率的である。
施策等の有効性		本施策を推進することにより、ゲリラ豪雨に対して有効な対策の促進が図られ、都市圏における致命的な水害を回避することができる。 よって、ゲリラ豪雨による浸水被害を軽減することができ、水害等災害による被害の軽減の実現に有効である。
その他特記すべき事項		平成24年度政策チェックアップ（平成25年度実施）により事後評価を実施。

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	気候変動に伴う集中豪雨の激化に対応する河川整備及び流域対策の推進 (流域治水対策河川事業費補助の創設)		
担当課	河川局河川環境課	担当課長名	課長 中嶋 章雅
施策等の概要	今後の温暖化に伴うゲリラ豪雨の増加に対応し、河道整備と併せた調節池等整備事業等の流域対策のさらなる充実を図るため、対象地域についての要件の緩和と併せて、流域治水対策河川事業費補助を創設する (予算関係) 【予算要求額：9,236百万円】		
施策等の目的	ゲリラ豪雨対策を進めるため、河道整備と合わせた流域対策を推進することより重層的な治水安全度の向上を図る。		
政策目標	4 水害等災害による被害の軽減		
施策目標	12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する		
業績指標	83 近年発生した床上浸水の被害戸数のうち未だ床上浸水の恐れがある戸数		
検証指標	一		
目標値	約7.3万戸		
目標年度	平成24年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>地球温暖化の影響により、ゲリラ豪雨の激化・頻発が各地で予想される中、河道整備と併せた流域対策の更なる充実を図る必要があるが流域一体としての整備が進んでいない。</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>厳しい予算の制約等により、重点的な投資が困難であること等が、原因として考えられる。</p> <p>iii 課題の特定</p> <p>河川整備は主に広域河川改修事業で実施している一方、調節池や流域貯留浸透事業などの流域対策は流域治水対策事業で実施している。予算費目が別立てとなっており、重点的な投資に当たっての阻害要因のひとつとなっている。</p> <p>iv 施策等の具体的内容</p> <p>「河川で安全を確保する対策」に加えて「流域における対策で安全を確保する治水対策」を一体となった制度として実施するため、流域治水対策河川事業費補助を創設する。これにより、流域対策と一体的に河川整備を重点的に推進する。</p>		
社会的ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 近年、ゲリラ豪雨の頻発により激甚な浸水被害が多発。 ○ 平成17年6月に内閣府により実施された「水害・土砂災害等に関する世論調査」においても「他の施策を遅らせて、水害・土砂災害対策は現在よりもさらに進めるべき」と答えた者の割合が33.1%、「他の施策を遅らせて、水害・土砂災害対策は現在と同程度は進めるべき」と答えた者の割合が34.9%となっており、水害・土砂対策に対する国民のニーズは非常に高い。 		

	行政の関与	水害等の災害から国民の生命・財産を守り、安全・安心を確保することは、国・自治体の基本的な責務であり、それらの対策については行政が主体的に対策を講じる必要がある。
	国の関与	近年、各地で集中豪雨が頻発している中、様々なリスク要因の増加を踏まえ、それぞれの地域がその特性に応じた対策を機動的及び集中的に推進するために、全国的見地からの知見や情報を有する国の関与が必要である。
施策等の効率性		
本案	費用	従来の整備に要する費用と同等の費用が必要。
	効果	河川整備と流域対策を一体的に整備することは、短時間に大量の降雨があるゲリラ豪雨について、抜本的対策である河川への流下とピーク流量対策を担う調節池等によって対応することであり、浸水被害の防止へのより高い効果が期待できる。
	比較	費用を上回る治水効果が得られると共に、一体的な整備により相乗効果が期待でき、従来の整備と比べ、同じ事業効果が発現するまでの期間が短縮される。
代替案	概要	従来どおり、流域対策と河川整備をそれぞれ別に実施する。
	費用	従来の整備に要する費用が必要。
	効果	従来どおりの治水効果が得られる。
	比較	費用を上回る治水効果が得られるが、一体的な整備となっていないため、本案と比較して、同じ事業効果が発現するまでにより長い期間を要する。
本案と代替案の比較		流域対策と河川整備を一体的に実施することにより、近年増加傾向にあるゲリラ豪雨による浸水被害に対して、同一の費用で事業効果の早期発現が図られる。よって、本案の方が効率的である。
施策等の有効性		本施策を推進することにより、流域一体の河川整備の促進が図られ、床上浸水等の被害を防止または軽減することができる。 よって、床上浸水被害の軽減が図られ、水害等災害による被害の軽減の実現に有効である。
その他特記すべき事項		平成24年度政策チェックアップ（平成25年度実施）により事後評価を実施。

【No. 19】

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	沿岸域一帯の危機管理・減災対策の創設		
担当課	河川局砂防部保全課海岸室	担当課長名	室長 五十嵐崇博
施策等の概要	<p>河川と連携した土砂流量や沿岸域の広域かつ詳細な地形等の観測、高潮・高波による越波や浸水を予測するシステムや危機管理情報を提供するシステム等の開発・整備・運用管理等、沿岸域一帯の危機管理対策の強化を行う。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：295百万円】</p>		
施策等の目的	沿岸域一帯の危機管理対策の強化を行い、海岸の保全、災害時の緊急対応、情報提供等に活用する。		
政策目標	4 水害等災害による被害の軽減		
施策目標	13 津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する		
業績指標	89 ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合（津波・高潮）		
検証指標	一		
目標値	約8割		
目標年度	平成24年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ 海面上昇や台風の激化等により、高潮など沿岸域の災害リスクが増大するとともに、全国規模で海岸侵食が深刻化するおそれがある。</p> <p>ii 原因の分析 沿岸域の広域かつ詳細な地形等が十分に観測されておらず、海岸における越波や浸水を予測するシステムの構築や、予防的な海岸侵食対策の実施が困難。</p> <p>iii 課題の特定 従来のハード整備と合わせて、ソフト対策と一体となった沿岸域一帯の危機管理・減災対策の強化が必要。</p> <p>iv 施策等の具体的な内容 沿岸域の地形等の観測、越波や浸水を予測するシステムや危機管理情報を提供するシステム等の開発、整備、運用管理等を実施。</p>		
社会的ニーズ	平成20年2月の富山県での高波災害等、近年高潮・高波による浸水被害が発生しており、沿岸域一帯の危機管理・減災対策の強化が求められている。		
行政の関与	高潮・高波等の災害から、国民の生命・財産を守ることは国の基本的な責務であり、それらの対策については国が主体的に対策を講じる必要がある。		
国の関与	高潮・高波等の災害から、国民の生命・財産を守ることは国の基本的な責務であり、それらの対策については国が主体的に対策を講じる必要がある。		

施策等の効率性	ハード・ソフト一体となった沿岸域一帯の危機管理・減災対策が強化される。
本案	費用 従来の海岸保全施設整備と合わせて、土砂流量や地形等の観測、越波や浸水を予測するシステムや危機管理情報を提供するシステム等の開発、整備、運用管理等にかかる費用が必要となる。
	効果 ハード・ソフト一体となった沿岸域一帯の危機管理・減災対策が強化される。
	比較 土砂流量や地形等の観測、越波や浸水を予測するシステムや危機管理情報を提供するシステム等の開発、整備、運用管理等により、ハード・ソフト一体となった危機管理・減災対策が図られ、費用を上回る効果が得られる。
代替案	概要 従来の通り、海岸保全施設整備のみを推進。
	費用 海岸保全施設の整備にかかる費用が必要となる。
	効果 高潮・侵食対策等に対する海岸保全施設整備が実施される。
	比較 従来の通り、整備にかかる費用を上回る効果が得られる。
本案と代替案の比較	代替案のハード整備のみによって想定外力に対する安全性を確保するためには相当時間を要する。ハード・ソフト一体となった対策により、想定外力等に対する安全性の確保が早期に可能となる。 よって本案の方が効率的である。
施策等の有効性	本施策を推進することにより、ハード・ソフト一体となった沿岸域一帯の危機管理・減災対策の強化が図られる。 よって、津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災の推進に有効である。
その他特記すべき事項	平成24年度政策チェックアップ（平成25年度実施）により事後評価を実施。

【No. 20】

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	地球温暖化に伴う海面上昇等への緊急的な適応策としての高潮・高波対策等の推進		
担当課	河川局砂防部保全課海岸室 港湾局海岸・防災課	担当課長名	室長 五十嵐 崇博 課長 梶原 康之
施策等の概要	<p>【海岸堤防等老朽化・地球温暖化対策緊急事業】 越波による浸水被害に脆弱な地域において、十分な機能を有する排水対策を実施し、堤防の整備、強化等を行う。</p> <p>【地球温暖化適応戦略推進事業】（制度事業） 人口・資産が集積し浸水被害に対して極めて脆弱な地域である三大湾において、災害リスクの評価を行い、ハード・ソフト一体となった地球温暖化適応戦略を海岸管理者、国が連携して策定し、既存事業を活用して対策を推進する。 (予算関係) 【予算要求額：1,861百万円】</p>		
施策等の目的	越波による浸水被害を軽減し、背後地の人命・資産を防護することを目的とし、地球温暖化による海面水位の上昇等に伴う災害リスクへの対応に資する。		
政策目標	4 水害等災害による被害の軽減		
施策目標	13 津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する		
業績指標	91 老朽化対策が実施されている海岸保全施設の割合		
検証指標	一		
目標値	約6割		
目標年度	平成24年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ 地球温暖化に伴う海面水位の上昇や台風の激化等により、高潮、高波等の災害リスクが増大するおそれがある。</p> <p>ii 原因の分析 地球温暖化による災害リスクの増大が懸念される一方で、海岸堤防等の設計は既往データを用いており、将来の地球温暖化の影響が考慮されていない。</p> <p>iii 課題の特定 高潮等による被害から背後地の人命・資産を守るため、増大する外力に対し、海岸保全施設の整備を行うことが必要。</p> <p>iv 施策等の具体的な内容 越波に対し堤防の整備・強化等を行うとともに、新たに十分な機能を有する排水対策を実施。また、三大湾において、地球温暖化適応戦略を策定し、対策を推進。</p>		

社会的ニーズ	気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第4次評価報告書において海面水位の上昇や熱帯低気圧の強大化等が予測されており、高潮、高波等の災害リスクの増大への対応が求められる。
行政の関与	国民の人命・資産を守るために海岸保全施設の機能強化等については、行政が主体的に対策を講じる必要がある。
国の関与	地球温暖化は我が国のみならず、全世界的に進行する現象であり、特に四方を海に囲まれた我が国の沿岸域において予測される影響は大きい。こうした課題に対して、対策を講じることは国の重要な責務である。
施策等の効率性	十分な機能を有する排水対策や地球温暖化適応戦略の策定のための検討等により、幅広い対応が可能なため、効率的である。
本	<p>費用</p> <p>1,861百万円（平成22年度予算要求額） 堤防の整備・強化等、十分な機能を有する排水対策や地球温暖化適応戦略の策定のための検討等にかかる費用</p> <p>効果</p> <p>増大が見込まれる外力に対し、防護・被害軽減が可能となる。</p> <p>比較</p> <p>堤防の整備・強化等、十分な機能を有する排水対策や地球温暖化適応戦略の策定のための検討等により、増大が見込まれる外力に対し、防護・被害軽減が図られ、費用に見合った効果が得られることから効率的である。</p>
代替案	<p>概要</p> <p>増大が見込まれる外力に対し、堤防の整備・強化等で対応する。</p> <p>費用</p> <p>増大が見込まれる外力に対し、堤防の整備・強化等にかかる費用が必要となる。</p> <p>効果</p> <p>増大が見込まれる外力に対し、防護・被害軽減が可能となる。</p> <p>比較</p> <p>堤防の整備・強化等を行うことにより、増大が見込まれる外力に対し、防護・被害軽減が図られる。</p>
本案と代替案の比較	代替案では増大が見込まれる外力に対し、堤防の整備・強化等で対応するが、本案では、これに加え、十分な機能を有する排水対策を実施することで越波した際の浸水時間の短縮が図られ、また、地球温暖化適応戦略の策定のための検討等により幅広い対応が可能であり、費用に対する効果がより大きくなるため、本案の方が効率的であると言える。
施策等の有効性	本施策により、地球温暖化により増大する災害リスクへの予防的な対応が可能となることから、業績指標の目標値達成に寄与するものと考えられる。
その他特記すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ○社会資本整備審議会「水災害分野における地球温暖化に伴う気候変化への適応策のあり方について」（平成20年6月19日） ○交通政策審議会「地球温暖化に起因する気候変動に対する港湾政策のあり方」（平成21年3月25日） ○国土形成計画（平成20年7月4日）第2部 第5章 第2節 様々な自然災害に的確に対応するための具体的な施策 ○社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）第5章 事業分野別の取組 <海岸事業> ○平成24年度政策チェックアップ（平成25年度実施）により事後評価を実施。

【No. 21】

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	広域侵食対策事業の創設		
担当課	河川局砂防部保全課海岸室 港湾局海岸・防災課	担当課長名	室長 五十嵐 崇博 課長 梶原 康之
施策等の概要	<p>侵食が発生している海岸全体の状況、侵食の原因や施設の整備状況等を踏まえ、地先の対策にとらわれず、広域的な海岸全体の汀線変化のバランスを図った侵食対策を適切なタイミング及び規模で段階的に実施する。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：100百万円】</p>		
施策等の目的	近年の砂浜侵食海岸における堤防等の陥没、倒壊等の災害の発生に加え、地球温暖化に伴う海面水位の上昇等により、全国規模で海岸侵食が深刻化するおそれがあることから、広域的な海岸において最適と考えられる侵食対策を効率的、効果的に実施することを目的とする。		
政策目標	4 水害等災害による被害の軽減		
施策目標	13 津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する		
業績指標	92 侵食海岸において、現状の汀線防護が完了していない割合		
検証指標	一		
目標値	約17%		
目標年度	平成24年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>広域的な海岸全体の汀線変化のバランスを図った侵食対策を適切なタイミングで実施する必要がある。しかしながら、侵食対策を実施するタイミングの遅れ等により、海岸侵食が部分的に進行する現象が生じている。</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>個別海岸毎の現況分析や原因分析により、個別海岸に最適と考えられる侵食対策を実施している。侵食対策を実施するタイミングの遅れ等により、海岸侵食が部分的に進行している。</p> <p>iii 課題の特定</p> <p>広域的な海岸全体の汀線変化のバランスを図った侵食対策を適切なタイミングで実施する必要がある。</p> <p>iv 施策等の具体的な内容</p> <p>侵食が発生している海岸全体の状況、侵食の原因や施設の整備状況等を踏まえ、個々の侵食対策を総合的に組み合わせ、適切なタイミング及び規模で、広域的な海岸全体の汀線変化のバランスを図りつつ段階的に整備を実施する。</p>		

社会的ニーズ	海岸侵食の進行は、海辺の環境や利用に影響を与えるだけでなく、防災機能の低下を招くものであり、安全で安心な社会の形成という社会的ニーズから、その対策は急務である。
行政の関与	国民の人命・資産を守るために海岸保全施設の機能強化等については、行政が主体的に対策を講じる必要がある。
国の関与	我が国は四方を海に囲まれ、全国各地で海岸侵食が進行している。こうした課題に対して、対策を講じることは国の重要な責務である。
施策等の効率性	必要最低限の費用で広域的な海岸において最適と考えられる侵食対策を行うことが可能となる。
本案	費用 100百万円（平成22年度予算要求額：侵食が発生している海岸全体の状況、侵食の原因や施設の整備状況等を踏まえ、個々の侵食対策を総合的に組み合わせ、適切なタイミング及び規模で、広域的な海岸全体の汀線変化のバランスを図りつつ段階的な実施にかかる費用）
	効果 広域的な範囲における土地消失や資産被害の防止・軽減が図られる。
	比較 上記の費用により広域的な海岸全体の汀線変化のバランスを図りつつ段階的に実施することで、広域的な範囲における土地消失や資産被害の防止・軽減が図られ、効率的である。
代替案	概要 従来どおり、個別海岸毎に最適と考えられる侵食対策を行う。
	費用 個別海岸における海岸侵食の現況分析、原因分析、海岸保全施設の整備等にかかる費用が必要となる。
	効果 個別海岸における土地消失や資産被害の防止・軽減が図られる。
	比較 個別海岸における海岸侵食の現況分析、原因分析、海岸保全施設の整備により、個別海岸における土地消失や資産被害の防止・軽減が図られる。しかし、侵食対策のタイミングの遅れ等により海岸侵食が部分的に進行することが考えられる。
本案と代替案の比較	代替案の場合、原因分析等が個別海岸毎に実施されるため、検討内容が重複する可能性があるほか、侵食対策のタイミングの遅れ等により海岸侵食が部分的に進行し、全体として本案に比べて大きな費用が必要となることから、本案が効率的である。
施策等の有効性	本施策により、土地の消失や資産被害の防止・軽減が広域的に実施されるため、侵食海岸において、現状の汀線防護が完了していない割合という業績指標の目標値達成に直接的に寄与するものと考えられる。
その他特記すべき事項	平成24年度政策チェックアップ（平成25年度実施）により事後評価を実施。

【No. 22】

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	運輸の安全性向上のための官民における戦略的取組の推進		
担当課	大臣官房運輸安全監理官	担当課長名	運輸安全監理官 最勝寺潔
施策等の概要	<p>運輸事業者、民間企業等が自主的に取り組む先進的または実験的な運輸の安全性向上のためのプロジェクト（運輸安全パイロット事業）を国が支援することにより、法規制等に求められている水準を超える安全対策事業の推進や先進安全技術の普及・促進、安全に係る社会実験の推進等を図る。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：306百万円】</p>		
施策等の目的	本施策の実施により、法規制等に求められる水準を超える安全対策を自主的に行う、安全で安心できる公共交通機関等にする。		
政策目標	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		
施策目標	1.4 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する		
業績指標	9.9 鉄道運転事故による乗客の死亡者数 1.00 事業用自動車による交通事故死者数 1.01 商船の海難船舶隻数 1.05 国内航空における航空事故発生件数		
検証指標	—		
目標値	9.9 0人 1.00 592人 1.01 466隻以下 1.05 12.2件		
目標年度	9.9 平成19年度以降毎年度 1.00 平成22年 1.01 平成23年 1.05 平成20～24年の平均		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>現状では、モードごとの規制により安全対策が実施されてきたが、未だ大規模な事故や社会的影響の大きな事故が起きている。規制による安全対策は最低限のものであり、従来のやり方だけでは防げない部分（ヒューマンエラーに関わる部分等）がある。</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>運輸安全行政については、従来からモードごとの安全規制の実施により担保されてきたところであるが、事業者に対する義務付けのみで実現できる事項には限界があ</p>		

		<p>る。</p> <p>iii 課題の特定</p> <p>法令による規制を超えて安全確保の充実を図るための事業者による自主的な活動を行政上奨励し、社会的に評価されるようなシステムを新たに形成することが必要である。</p> <p>iv 施策等の具体的な内容</p> <p>運輸事業者、民間企業等が自主的に取り組む先進的または実験的な運輸の安全性向上のためのプロジェクト（運輸安全パイロット事業）を国が支援することにより、法規制等に求められている水準を超える安全対策事業の推進や先進安全技術の普及・促進、安全に係る社会実験の推進等を図る。</p>
	社会的ニーズ	運輸事業の各モードにおいて、国民の生命・財産をおびやかす事故・トラブルが発生しており、安全で安心できる運輸事業の安全確保が望まれている。
	行政の関与	運輸事業者、民間企業等が自主的に取り組む先進的または実験的な運輸の安全性向上のためのプロジェクト（運輸安全パイロット事業）を各事業者のみで抱えるのではなく、国がうまくすくいあげて、広く展開することによって、その知見を各モードの事業者に普及させることができる。
	国の関与	運輸事業者、民間企業等が自主的に取り組む先進的または実験的な運輸の安全性向上のためのプロジェクト（運輸安全パイロット事業）を各事業者のみで抱えるのではなく、国がうまくすくいあげて、広く展開することによって、その知見を各モードの事業者に普及させることができる。
	施策等の効率性	ひとたび事故が発生すれば多大な被害を生じることになることから、本施策により法令による規制を超えて安全確保の充実を図るための事業者による自主的な活動を支援し、事故の未然防止のための施策に対し重点的に投資することは、国のこととして効率的なものである。
本案	費用	306百万円（平成22年度予算要求額）
	効果	運輸事業者、民間企業等が法規制等に求められる水準を超えて、自主的に取り組む先進的または実験的な運輸の安全性向上のためのプロジェクト（運輸安全パイロット事業）が実施される。
	比較	ひとたび事故が発生すれば多大な被害を生じることになることから、事故防止の効果は大きい。また、法令による規制を超えて安全確保の充実を図るための事業者による自主的な活動を支援することは、国として費用を抑えつつ事故の未然防止を図っている。したがって、効率的といえる。
代替案	概要	運輸事業者、民間企業等が自主的に取り組む先進的または実験的な運輸の安全性向上のためのプロジェクト（運輸安全パイロット事業）への取組を事業者の裁量に委ねる。
	費用	0円

	効果	法令による規制を超えた運輸事業者、民間企業等が自主的に取り組む先進的または実験的な運輸の安全性向上のためのプロジェクト（運輸安全パイロット事業）は、事業者の考え方や経営状況等に左右されるため、あまり実施されず、法規制等に求められている水準に止まる安全対策が実施される。
	比較	費用はかかるないが、法規制等に求められる水準に止まる安全対策が実施され、法令による規制を超えて安全確保の充実を図るための事業者による自主的な活動があまり実施されない。
本案と代替案の比較		運輸事業者、民間企業等が自主的に取り組む先進的または実験的な運輸の安全性向上のためのプロジェクト（運輸安全パイロット事業）への積極的な支援により、法規制等に求められている水準を超える安全対策が促進され、民間のみでとどまっていた、又は、アイデアはあるが実現できていなかった安全対策が実施され、広く展開される。したがって、本案の方が効率的といえる。
施策等の有効性		運輸事業者、民間企業等が法規制等に求められる水準を超えて、自主的に取り組む先進的または実験的な運輸の安全性向上のためのプロジェクト（運輸安全パイロット事業）が実施されるという効果が予測される。これにより、本施策等を実施することで、関連する4つの業績指標の達成に一定程度寄与する。
その他特記すべき事項		平成22年度政策チェックアップ（平成23年度実施）により事後評価を実施。その後は、毎年度の政策チェックアップにより事後評価を実施する予定。

【No. 23】

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	産業活性化のための港湾機能の強化		
担当課	港湾局計画課	担当課長名	課長 高橋 浩二
施策等の概要	<p>経済活性化や雇用創出に資する多目的国際ターミナルの整備を推進するとともに、バルク貨物輸送船舶の大型化等輸送形態の変化に対応した物流体系を構築するための社会実験を行う。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：74,554百万円】</p>		
施策等の目的	バルク貨物の安定的かつ低廉な輸送を可能とすることにより、国民生活に直結する我が国の産業競争力の強化を図る。		
政策目標	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
施策目標	20 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する		
業績指標	126 国際海上コンテナ貨物等輸送コスト低減率		
検証指標	—		
目標値	平成19年度比 5%減		
目標年度	平成24年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ エネルギーの9割以上及び食糧の6割を海外に依存する資源小国のが国において、海上バルク貨物について、安定的かつ低廉な輸送を確保することは、我が国の産業競争力の強化や国民生活の質の向上に必要不可欠である。 ○ しかしながら、海上バルク輸送において、大量輸送によるコスト削減や南米等遠隔地からの調達の増加により船舶の大型化等輸送形態の変化が進展しているなかで、バルク貨物を取り扱う港湾施設は老朽化・陳腐化が進行しておりこれらの輸送形態の変化に十分対応できていない状況である。 <p>ii 原因の分析</p> <p>バルク貨物を取り扱う港湾施設について、既存の整備スキームでは、港湾整備事業として公共が整備するもののほか、多くの施設が専用埠頭として民間により整備が行われており、近年の船舶の大型化に伴い高額化する整備費用や維持管理費用を負担できていない。</p> <p>iii 課題の特定</p> <p>船舶の大型化等輸送形態に対応したバルクターミナルの整備や物流体系の構築を</p>		

	<p>推進するため、必要となる施設規模やバルク輸送の拠点化などの検討を進める必要がある。</p> <p>iv 施策等の具体的な内容</p> <p>地域の企業立地と連携した多目的国際ターミナルの整備を推進するとともに、アジア諸国の成長・船舶の大型化・パナマ運河の拡張等の社会情勢の変化を踏まえた港湾施設の検討や、複数企業による共同輸送化に係る社会実験を行う。</p>
社会的ニーズ	エネルギーの9割以上及び食糧の6割を海外に依存する資源小国我が国において、海上バルク貨物について、安定的かつ低廉な輸送を確保することは、我が国の産業競争力の強化や国民生活の質の向上に必要不可欠である。
行政の関与	公共性の高い港湾施設については、港湾法の規定により国と港湾管理者（都道府県等）が整備を実施することとしており、民間や利用者と連携しつつ検討進める必要がある。
国の関与	資源や穀物等のバルク貨物は、我が国経済活動や国民生活に必要不可欠なものであり、安定的かつ低廉な輸送の確保は国策として進める必要がある。また、社会実験の成果については、全国的な視点での港湾の整備計画や整備水準に今後活用されるものであるから国が行う必要がある。
施策等の効率性	
本案	費用 船舶の大型化等輸送形態の変化に対応するための社会実験の実施のための費用。（74,554百万円の内数：平成22年度予算要求額）
	効果 船舶の大型化等輸送形態の変化に対応した施設整備等を進めることで、船社や荷主等のニーズに即した効率の良い輸送が可能となる。
	比較 社会実験の実施により、船舶の大型化等輸送形態の変化に対応した施設整備等を進めることで、船社や荷主等のニーズに即した効率の良い輸送が可能となる。また、本実験の成果は全国的な視点での港湾の整備計画や整備水準に今後活用されるものであり、集中と選択による効率の良い投資が可能となる。
代替案	概要 各港湾において各自の整備主体により、既存制度による施設整備を実施する。
	費用 各港湾において各自の整備主体による施設整備費用。
	効果 各施設整備における輸送コストの低減等。
	比較 個別事業評価を実施しているため、個別事業としての投資効果は見込まれる。
本案と代替案の比較	代替案では個別事業としての投資効果は見込まれるが、我が国全体としてみれば、大型船舶等の輸送形態への対応が遅れることにより、南米等の遠隔地と我が国を結ぶダイレクト輸送が無くなる等、安定的かつ低廉な輸送の確保が不可能となる。また、代替案では、各港湾においてそれぞれの整備主体がバラバラに整備することに

	なり、結果的に投資のバラ撒きとなる可能性があることから、本案の方が効率的であるといえる。
施策等の有効性	企業立地等と連携した多目的国際ターミナル整備を進めることで、企業活動に必要な物資輸送について、高コストな陸上輸送距離を削減できるとともに、船舶の大規模化等輸送形態の変化に対応した施設整備等を進めることで、船社や荷主等のニーズに即した効率の良い輸送が可能となるなど、国際海上貨物輸送のコスト削減が図られ、業績指標の目標達成に資することから有効である。
その他特記すべき事項	<p>○ 経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日 閣議決定）</p> <p>1. 成長戦略の推進</p> <p>(1) 低炭素革命</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 低炭素交通機関の世界最速開発・最速普及（超伝導リニア、フリーゲージトレイン等）、低炭素交通インフラ整備等の集中対策（国土ミッシングリンク、スーパー中枢港湾・<u>産業港湾インフラ</u>、モーダルシフト対策、整備新幹線等）、我が国高速鉄道システムの海外展開、公共交通機関の利用促進、コンパクトで人と環境に優しい都市・地域づくり <p>○ 総合物流施策大綱（2009–2013）（平成21年7月14日 閣議決定）</p> <p>第2. 今後推進すべき物流施策の基本的方向性</p> <p>2. 基本的方向性</p> <p>(1) グローバル・サプライチェーンを支える効率的物流の実現</p> <p>② 効率的でシームレスな物流網の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ロジスティクス機能を担う港湾・空港については、迅速で低廉な物流を確保するために、スーパー中枢港湾プロジェクトの充実・深化、<u>大型船舶に適切に対応するための産業港湾インフラの刷新</u>、港湾関連手続の電子申請化、航空自由化の推進による航空貨物ネットワークの拡充、大都市圏拠点空港の物流機能強化等、ハード・ソフト両面において取組みを進める必要がある。 <p>○平成24年度政策チェックアップ（平成25年度実施）により事後評価を実施。</p>

【No. 24】

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	物流施設の耐震強化		
担当課	港湾局振興課	担当課長名	課長 宮本 卓次郎
施策等の概要	<p>わが国の国際海上コンテナ輸送の中心的な役割を担うスーパー中枢港湾等の臨海部物流拠点において、大規模地震発生時にも一定の物流機能を確保できるように、免震機能を備えた倉庫等物流施設の整備を行う民間事業者に対する支援を強化し、その立地を促進する。</p> <p>（予算関係）</p> <p>【予算要求額：4,000百万円】</p>		
施策等の目的	本施策等の実施により、大規模地震発生時においても国際海上輸送網としての一定の物流機能を確保し、わが国の経済活動等への影響を最小限に止める。		
政策目標	6 國際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
施策目標	20 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する		
業績指標	一		
検証指標	臨海部物流拠点における免震機能を備えた物流施設の新規立地件数		
目標値	1 件以上		
目標年度	平成26年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>スーパー中枢港湾等の臨海部物流拠点において、大規模地震発生時にも一定の物流機能を確保できるように、コンテナターミナルの耐震強化とあわせて、その背後の物流施設の免震化を推進する必要がある。しかし、現状では臨海部物流拠点内（横浜港、川崎港、大阪港、神戸港、博多港）において、免震機能を備えた物流施設は立地していない。</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>免震機能を備えた物流施設は、非免震構造の施設に比べて建設コストが増大することから、物流施設を整備する民間事業者は免震化に積極的ではない。</p> <p>iii 課題の特定</p> <p>このため、免震機能を備えた物流施設を整備する民間事業者の資金調達面での負担を軽減する必要がある。</p> <p>iv 施策等の具体的な内容</p>		

		臨海部物流拠点において、免震機能を備えた物流施設の整備を行う民間事業者に対する資金的な支援を強化する。具体的には、特定民間都市開発事業において、当該事業者に対する支援限度額を拡大する。
社会的ニーズ		<p>「経済財政改革の基本方針2009」において、安心社会の実現に向けて大規模地震等への防災・減災対策を戦略的・重点的に実施することとされている。</p> <p>このため、わが国の国際海上コンテナ輸送の中心的な役割を担い、わが国の経済活動や国民生活を支えるスーパー中枢港湾等の臨海部物流拠点において耐震機能を強化し、大規模地震発生時のわが国の経済活動等への影響を最小化することが必要である。</p>
行政の関与		<p>免震機能を備えた物流施設は、非免震構造の施設に比べて建設コストが増大することから、民間事業者による積極的な取り組みが期待できない。</p> <p>一方、臨海部物流拠点において大規模地震発生時にも一定の物流機能を確保するためには、コンテナターミナルの耐震強化にあわせて、物流施設の免震化が不可欠である。</p> <p>したがって、大規模地震発生時において、わが国の経済活動等への影響を最小限に止めるためには、行政として積極的に関与し、民間事業者による免震化の取組みを支援する必要がある。</p>
国の関与		スーパー中枢港湾等の臨海部物流拠点は、わが国の経済活動や国民生活を支える国家的に重要な役割を担っており、その防災・減災対策の推進は、国が関与する必要がある。
施策等の効率性		<p>○以下のとおり、本案と代替案を比較した結果、本案の方がより高い投資効果が期待され、より効率的な施策である。</p> <p>○また、本施策は、民間事業者の能力を活用するとともに、わが国の国際海上コンテナ輸送の中心的な役割を担うスーパー中枢港湾等の臨海部物流拠点に限定して、その耐震機能を強化するものであり、大規模地震発生時のわが国の経済活動等への影響を効率的に抑制することができる。</p>
本案	費用	<p>物流施設の免震化に要する費用 (一般的には、物流施設の整備費用の数%程度。例えば、事業費約200億円の物流施設のケースでは、免震化に要する費用は10億円程度)</p>
	効果	物流施設の免震化により、大規模地震発時にも物流機能を確保し、わが国の経済活動等への影響を最小限に止めることができる。
	比較	物流施設の免震化に要する費用（当該施設の整備費用の数%程度）が必要となるが、免震化により大規模地震発生後も速やかに貨物の荷捌き・保管・流通加工等の物流機能が確保され、わが国の経済活動等への影響を抑制することが可能となるため、本案は効率的である。
代替案	概要	平常時の物流施設が被災した場合を想定し、事前にその代替施設を整備する。大規模地震発時には、代替施設を活用することにより、物流機能を確保し、わが国の経済活動等への影響を最小限に止める。

	費用	<ul style="list-style-type: none"> ○代替施設の整備費用 ○コンテナターミナルから代替施設までの輸送費用（コスト、時間） ※被災した物流施設の復旧期間中 ○被災施設（通常時の物流施設）の復旧費用
	効果	大規模地震発生時には代替施設を活用することにより、被災した物流施設の代替機能を確保し、わが国の経済活動等への影響を最小限に止めることができる。
	比較	代替施設の整備費用、被災時の代替施設までの輸送費用、被災施設の復旧費用が膨大に必要となるが、代替施設の活用により大規模地震発生後も速やかに物流機能が確保され、わが国の経済活動等への影響を抑制することが可能となるため、代替案は効率的である。
本案と代替案の比較		所要の効果を得るために必要な総費用を比較すると、明らかに本案の方が小さく、本案の方がより投資効果の高い施策である。
施策等の有効性		<ul style="list-style-type: none"> ○臨海部物流拠点において、免震機能を備えた物流施設が立地し、耐震強化されたコンテナターミナルとの連携により、震災後も速やかに貨物の荷捌き・保管・流通加工等の物流機能を確保することが可能となることから、本施策は大規模地震発生時にわが国の経済活動等への影響を最小限に止めるために有効である。
その他特記すべき事項		<ul style="list-style-type: none"> ○交通政策審議会港湾分科会答申（平成20年10月17日）「港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針」において以下の記述がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・港湾が被災した場合にも一定の海上輸送機能を確保して、経済活動等への影響を最小限に止められるように、国際海上コンテナ輸送や複合一貫輸送に対応したターミナルの耐震強化を進める。 ・震災直後から復旧完了までの期間に、国際及び国内海上輸送網としての一定の機能を確保できるように、港湾間の代替・補完機能を考慮しつつ、中枢国際港湾及び中核国際港湾の国際海上コンテナターミナルや、複合一貫輸送に対応する内貿ターミナルについては、岸壁や関連施設の耐震強化を進める。 ○「経済危機対策（平成21年4月10日）」において、以下の記述がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・「Ⅱ. 成長戦略－未来への投資」 3. 底力発揮・21世紀型インフラ整備 <ul style="list-style-type: none"> ・港湾・空港インフラの強化（スーパー中枢港湾の機能強化等） ・「Ⅲ. 「安心と活力」の実現－政策総動員」 2. 安全・安心確保等 <ul style="list-style-type: none"> ・社会資本ストックの耐震化対策等を進め、国民の安全を確保する。 ○「経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日）」において、以下の記述がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・「第2章 成長力の強化」 <ul style="list-style-type: none"> 低炭素交通インフラ整備等の集中対策（スーパー中枢港湾等） ・「第3章 安心社会の実現」 <ul style="list-style-type: none"> 大規模地震等への防災・減災対策を戦略的・重点的に実施する。 ○平成26年度までに事後検証シートにより事後検証を実施。

【No. 25】

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	観光魅力を活かした船旅の振興		
担当課	観光庁 観光地域振興課 港湾局 振興課	担当課長名	課長 笹森 秀樹 課長 宮本 卓次郎
施策等の概要	<p>瀬戸内海等における観光魅力を引き出すような船旅の振興方策について、幅広く検討する必要があり、平成21年度は本省において関係者による検討会を開催し、平成22年度はこれらで得られた成果を踏まえて具体的な船旅の形を提案し、その一部について実証運航等を行い進展を図る。</p> <p>（予算関係）</p> <p>【予算要求額：60百万円】</p>		
施策等の目的	日本には、世界的にもまれな多島美的地区が多く、周辺地域も歴史・文化自然景観や環境・食など魅力的な観光資源の豊富な地域である。しかしながら多くの観光資源は、海からのアクセスが必要なものも多く、それら観光魅力を活かした船旅による振興が必要である。		
政策目標	6 國際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
施策目標	21 観光立国を推進する		
業績指標	140 訪日外国人旅行者数 141 国内観光旅行による国民一人当たり年間宿泊数 143 国内における観光旅行消費額		
検証指標	140 訪日外国人旅行者数 141 国内観光旅行による国民一人当たり年間宿泊数 143 国内における観光旅行消費額		
目標値	140 1000万人 141 年間4泊 143 30兆円		
目標年度	140 平成22年 141 平成22年度 143 平成22年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>現在、外航クルーズについては、2004年から年平均8.9%と順調に伸びているが、国内クルーズについては、0.4%とほぼ横ばいの状況が続いている。船旅を活性化させるためには、観光客が客船やフェリーなどを活用し、容易に船旅を楽しむことができるようになるとともに、各地の観光資源の魅力を引き出すことが必要であるが、旅行者が容易に船旅を楽しめる環境となっておらず、各地の魅力ある観光資源を活用した、集客ができていないのが現状である。</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>具体的には、航路が生活路線を中心に整備されており、また、港湾施設についても</p>		

	<p>生活路線に合わせた整備となっており、観光客が容易に周遊等できる仕組みになつていない。</p> <p>iii 課題の特定</p> <p>①外航大型クルーズ、②既存の中型フェリー・客船、③小型船、④プレジャーボートの区分、それぞれにおいて船旅を振興する上で、受け入れ体制、2次交通、観光資源の活用等に課題が存在する。</p> <p>iv 施策等の具体的な内容</p> <p>① 外航大型クルーズ、②既存の中型フェリー・客船、③小型船、④プレジャーボートの区分において、観光客が容易に周遊等できる仕組みづくりを行うため、各種船舶による実証実験、アンケート調査、採算性の検証等を実施する。</p>
社会的ニーズ	瀬戸内海等の多島美の地域は、観光資源として非常にポテンシャルの高い地域であり、これら地域の観光振興を実施することにより、国内外に向けた新たなデスティネーションとするとなるととともに、当該地域の活性化が図られることとなる。
行政の関与	船旅を振興させるためには、民間事業者では対応できない部分も多く、今後の課題や採算性等を検証する必要がある。また、複数の民間事業者等が関係することから、それらを調整し、この事業を効率的、効果的に実施するためには、行政が関与する必要がある。
国の関与	瀬戸内海は複数のエリアにまたがる広域なエリアであることから、関係する自治体、民間事業者等が多数になるため、それらを調整しつつ効率的、効果的に実施するためには、国が関与する必要がある。
施策等の効率性	
本案	費用 30百万円（平成22年度予算要求額）実証実験のための集客PR、アンケート調査及び集計・分析、採算性の検証、2次交通の整備等を実施。
	効果 海からのアクセスによって、これまで知られていなかった観光資源の魅力を活かすための具体的なデーターを収集することができる。
	比較 県境や事業者の営業範囲にとらわれない広がりで、新たな観光魅力の発掘につながるため、これまでにない視点での調査となり、大きな地域での活性化につながる。
代替案	概要 自治体又は民間事業者等が営業範囲や県境内等限定されたエリアにおいて事業を実施。
	費用 仮に本案と同額と仮定する。
	効果 海からのアクセスによって、これまで知られていなかった観光資源の魅力を活かすための具体的なデーターを収集することができるが、重複などにより、ムダな費用が発生したり、事業者ごとや自治体ごとに事後に調整する必要が出てくる恐れがある。

	比較	海からのアクセスによって、これまで知られていなかった観光資源の魅力を活かすための具体的なデーターを収集することができるが、重複などにより、ムダな費用が発生したり、事業者ごとや自治体ごとに事後に調整する必要が出てくる恐れがあるので、必ずしも効率的とは言えない。
	本案と代替案の比較	代替案では、振興される地域が自治体等の範囲に限定される恐れがあるとともに、特に国内観光旅行による国民一人当たり年間宿泊数の増加及び国内における観光旅行消費額を増加させるためには、最低限2泊3日以上のルート化できる広域な範囲で実施する必要があることから本案の方が効果が著しく大きいことになる。したがって本案の方が効率的である。
	施策等の有効性	海からのアクセスによる広範囲に亘る観光という、これまで日本に見られなかった新たな観光資源を発掘することができる。 これにより、国内観光客にアピールするだけでなく、訪日外国人旅行者の増大、国内観光旅行の長期化、国内における観光旅行消費額等の増加にも寄与することが予想され、訪日外国人旅行者数等の業績指標の達成に大いに寄与すると考えられる。
その他特記すべき事項		<p>■関連する閣議決定、施政方針演説等における位置付け</p> <p>【施政方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第169国会における福田内閣総理大臣施政方針演説（平成20年1月18日） 「観光の振興は、地方活性化の目玉です。新たに観光庁を設置し、地方の自然や文化などを積極的に発信し、国内はもとより海外からの観光客を呼び込む取組を強化します。」 <p>【閣議決定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光立国推進基本計画（平成19年6月29日） ・観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成20年法律第39号） ・経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）「第2章 2. 地域活性化に記載あり」 ・新経済成長戦略のフォローアップと改定（平成20年9月19日）「第2編に記載あり」 ・経済財政の中長期方針と10年展望について（平成21年1月19日）「3に記載あり」等 <p>【閣決（重点）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会资本整備重点計画（平成21年3月21日）「第2章に記載あり」 <p>【本部決定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方再生戦略（地域活性化統合本部）（平成20年1月29日）「第2 地方再生の総合的推進に記載あり」 ・都市と暮らしの発展プラン（地域活性化統合本部）（平成20年4月11日）「3. 国際競争力の強化と国際交流の推進」に向けた平成20年度施策及び今後の検討課題に記載あり」 ・地方再生戦略（地域活性化統合本部）（平成20年12月19日）「第2 地方再生の総合的な取組の推進に記載あり」 ・「都市と暮らしの発展プラン」に基づく平成21年度の都市対策（地域活性化統合本部）

合本部) (平成21年4月21日)「3. 国際競争力の強化と国際交流の推進に記載あり」

■外部要因

景気動向、為替相場等の社会・経済動向

■政策チェックアップ等との関係

平成20年度政策チェックアップ(平成21年度実施、142訪日外国人旅行者数
13国内観光旅行による国民一人当たり年間宿泊数、145国内における観光旅行
消費額)

■事後検証の実施方法及び時期

平成22年度政策チェックアップ(平成23年度実施)により事後評価を実施

【No. 26】

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	訪日外国人旅行者の受入環境整備事業		
担当課	観光庁 国際観光政策課 国際交流推進課 観光地域振興課 観光産業課 観光経済担当参事官 観光資源課	担当課長名	課長 大高豪太 課長 瓦林康人 課長 笹森秀樹 課長 鈴木昭久 参事官 矢ヶ崎紀子 課長 久保田雅晴
施策等の概要	<p>訪日外国人2000万人時代の実現に向けた国内の受入体制の整備にあたっては、現在の受入体制を客観的に把握・分析した上で、今後必要な対策、官民の役割分担等具体的な方針を示すことにより、戦略的かつ計画的な取り組みを推進することが必要。</p> <p>具体的には、関係者、特に地域が取り組む目標を明らかにしつつ、その取り組みの成果が客観的数値をもって評価される仕組みを整備し、各地域の競争を通じて、地域が独自性を発揮し、豊かな個性ある地域づくりを進める。また、訪日外国人に関する統計・データ等の整備及び受入を担う人材の育成・活用を推進する。</p> <p>(予算関係)</p> <p>【予算要求額：189百万円】</p>		
施策等の目的	<p>訪日外国人2,000万人時代を見据え、以下の5つの視点に立った受入体制の充実を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①「もてなし」の国、日本が実感できること ②スムーズに、快適に出入国できること ③快適に過ごせること ④楽しく過ごせること ⑤安心・安全に過ごせること 		
政策目標	6 國際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
施策目標	21 観光立国を推進する		
業績指標	140 訪日外国人旅行者数		
検証指標	—		
目標値	1,000万人		
目標年度	平成22年		

施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>ビジット・ジャパン・キャンペーン（VJC）は7年目に入り、訪日外国人旅行者数は521万人（平成15年）⇒835万人（平成20年）と増加しているものの、平成22年に訪日外国人旅行者数1,000万人という目標達成のためには、受入環境整備について一層の取組みが必要である。</p> <p>また、さらに訪日外国人旅行者数2,000万人を目指すにあたっては、抜本的な取組みを進めることが必要となってくる。</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>訪日外国人旅行者を持続的に増加させていくためには、我が国の観光魅力の一層の発信に加え、旅行者のさらなる満足度の向上及び不便の解消（受入環境の整備）を行う必要がある。</p> <p>iii 課題の特定</p> <p>受入環境の整備を行うためには、受入体制の現状を客観的に把握した上で、必要な対策、官民の役割分担等について、具体的な方針を示す必要がある。</p> <p>iv 施策等の具体的な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ①受入環境の戦略的整備に向けた評価基準・メカニズムの構築 ②訪日外国人に関する統計・データ等の整備 ③受入を担う人材の育成・活用
社会的ニーズ	<p>国際相互理解の増進、我が国における旅行消費の拡大、関連産業の振興や雇用の拡大による地域の活性化といった大きな経済効果を我が国にもたらすことから、訪日外国人旅行者の増大が社会的に求められている。</p> <p>当施策は、受入環境に関する評価基準・メカニズムの導入検討、統計・データ等の整備、受入を担う人材の育成・活用を図って訪日外国人旅行者の受入環境の整備を行うものであるため、社会的ニーズは高い。</p>
行政の関与	<p>訪日外国人旅行者来訪の促進を図ることは国際的な相互理解の増進、国際平和に貢献する施策であり、国際観光の果たす旅行消費の拡大、関連産業の振興や雇用の拡大による地域の活性化といった国民経済上の効果を踏まえると、行政が関与して行うことが適当である。</p> <p>また、訪日外国人旅行者の受入環境整備については、官民関係者が連携しつつ全体的な視野で戦略的かつ計画的に取り組むべき事項であり、実施主体にとって直接的な収益性があるとは認められない当事業の性格から行政の関与が必要である。</p>
国の関与	<p>観光立国推進基本法において位置付けられているとおり、国は外国人観光客の来訪の促進を図るため、海外における観光宣伝活動の実施、情報の提供、外国人観光客の受入体制の確保等に必要な施策を講ずるものとされ、観光立国推進基本計画においても国が講ずるべき施策として定められている。</p> <p>地方自治体においてもそれぞれ訪日外国人対応施策を行っているところであるが、さらなる受入環境整備については、国、地方、民間の役割分担について検討し、全体的な視野で戦略的かつ計画的に取り組むべき事項であることから、国の関与が必要である。</p>
施策等の効率性	<p>本施策は、訪日外国人旅行者の受入環境整備を行うべく、評価基準・メカニズムの導入検討、訪日外国人に関する統計・データ等の整備、受入を担う人材の育成・活用を行うものであるため、自治体や民間などが個別に実施することに比して、集中的、効率的な事業となる。</p>

	費用	189百万円（平成22年度予算要求額）
本案	効果	<p>本案は、訪日外国人旅行者の受入環境に関する評価基準・メカニズムの導入検討を行うもので、訪日外国人の増加に繋がるものである。また、統計・データ等の整備及び受入を担う人材の育成・活用についても訪日外国人の増加に繋がるものである。</p> <p>訪日外国人旅行者数が2,000万人となった場合の旅行消費額は4.3兆円と試算されており、平成19年度の約1.5兆円と比較して大幅な増加となるため、非常に大きな経済効果が期待される。</p>
	比較	<p>本案は、訪日外国人旅行者の受入環境整備について、評価基準・メカニズムの導入検討を行うものであり、受入環境整備の一層の進展が期待できる。また、統計・データ等の整備及び受入を担う人材の育成・活用についても訪日外国人旅行者の増加を図る上で、必要不可欠な受入環境整備に関するものであり、国際観光の果たす旅行消費の拡大、関連産業の振興や雇用の拡大による地域の活性化といった国民経済上の効果を踏まえると、投下費用に見合った効果が期待される。</p> <p>(参考) 訪日外国人旅行消費額の試算 約1.5兆円（平成19年度）⇒約4.3兆円（訪日外国人2,000万人）</p>
代替案	概要	自治体や民間などが個別に実施した場合。
	費用	費用は仮に本案と同額とする。
	効果	今後の我が国全体の受入体制整備に必要となる全体的視点に基づく評価基準・メカニズムの構築、統一基準での有用な統計・データ等の整備が困難となる。また、全体的な視野に基づいた受入を担う人材の育成・活用が十分に進まない可能性がある。
	比較	自治体や民間が個別に当事業を実施した場合、その実施主体固有の視点によるものとなることから、我が国全体の訪日外国人受入環境整備にとって有用な評価基準・メカニズムの構築、データ等の取得をすることができない。また、受入を担う人材の育成・活用についても、同様に固有の視点に基づくものとなるため、全体的な視野による必要な育成・活用が十分に図られない可能性が発生する。
本案と代替案の比較	<p>今後、さらなる訪日外国人旅行者の増加を目指すにあたっては、一層の受入環境整備が必要不可欠である。受入環境整備を行うためには、受入体制の現状を客観的に把握した上で、必要な対策、官民の役割分担等に具体的な方針を示す必要がある。</p> <p>本案と代替案を比較すると、費用を同額と仮定した場合であっても、代替案では我が国の訪日外国人旅行者の受入環境整備にあたって全体的な視野に基づく効果的な評価基準・メカニズムの構築、データ等の取得、人材の育成・活用が難しいことから、本案の方がより効率的である。</p>	

施策等の有効性	<p>本施策は、訪日外国人旅行者の受入環境整備を行うべく、評価基準・メカニズムの導入検討、訪日外国人に関する統計・データ等の整備、受入を担う人材の育成・活用を行うものであるため、速効性はないものの、確実に訪日外国人旅行者の増加という目標に大きく寄与するものである。目標の達成は、景気動向などの外部要因に影響されるものの当施策は、訪日外国人旅行者数の確実な達成にも資するので、有効である。</p>
その他特記すべき事項	<p>■関連する閣議決定、施政方針演説等における位置付け</p> <p>【施政方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第169国会における福田内閣総理大臣施政方針演説（平成20年1月18日） 「観光の振興は、地方活性化の目玉です。新たに観光庁を設置し、地方の自然や文化などを積極的に発信し、国内はもとより海外からの観光客を呼び込む取組を強化します。」 <p>【閣議決定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光立国推進基本計画（平成19年6月29日） ・国土交通省設置法等の一部を改正する法律（平成20年法律第26号） ・観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成20年法律第39号） ・経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日）「第2章2.（4）アジアのゲートウェイを目指した取組に記載あり」 ・経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）「第2章 2. 地域活性化に記載あり」 ・新経済成長戦略のフォローアップと改定（平成20年9月19日）「第2編に記載あり」 ・経済財政の中長期方針と10年展望について（平成21年1月19日）「3に記載あり」等 <p>【閣決（重点）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会资本整備重点計画（平成21年3月21日）「第2章に記載あり」 <p>【本部決定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方再生戦略（地域活性化統合本部）（平成20年1月29日）「第2 地方再生の総合的推進に記載あり」 ・都市と暮らしの発展プラン（地域活性化統合本部）（平成20年4月11日）「3. 国際競争力の強化と国際交流 の推進」に向けた平成20年度施策及び今後の検討課題に記載あり」 ・地方再生戦略（地域活性化統合本部）（平成20年12月19日）「第2 地方再生の総合的な取組の推進に記載あり」 ・「都市と暮らしの発展プラン」に基づく平成21年度の都市対策（地域活性化統合本部）（平成21年4月21日）「3. 国際競争力の強化と国際交流の推進に記載あり」 <p>【有識者等の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪日外国人2,000万人時代の実現へ —もてなしの心によるあこがれの国づくり（第二の開国）— (観光立国推進戦略会議)（平成21年3月13日） <p>2,000万人時代を見据え、以下の5つの視点に立った受入体制の充実を目指し、</p>

国・地方公共団体・民間事業者の役割の明確化と連携した取組みを実施すること

- ①「もてなし」の国、日本が実感できること
- ②スムーズに、快適に出入国できること③快適に過ごせること
- ④楽しく過ごせること ⑤安心・安全に過ごせること

■外部要因

景気動向、為替相場等の社会・経済動向

■政策チェックアップ等との関係

平成20年度政策チェックアップ（平成21年度実施、142訪日外国人旅行者数）

■事後検証の実施方法及び時期

平成22年度政策チェックアップ（平成23年度実施）により事後評価を実施

【No. 27】

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	停滞プロジェクト早期完了支援事業の創設		
担当課	都市・地域整備局 市街地整備課	担当課長名	課長 望月 明彦
施策等の概要	<p>長期にわたって停滞している市街地整備事業（土地区画整理事業、市街地再開発事業等）に対し、地方公共団体が組合から事業を引き継ぐことを予定する場合や地方公共団体が中心となって経営の改善に向けての取り組みを行う場合の支援事業を創設する。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：200百万円】</p>		
施策等の目的	停滞している市街地整備事業を早期完了させることにより、市街地整備の効果を発現し、集約型都市構造を構築することを通じて、都市再生を推進する。		
政策目標	7 都市再生・地域再生等の推進		
施策目標	26 都市再生・地域再生を推進する		
業績指標	157 都市再生誘発量		
検証指標	—		
目標値	9, 200ha		
目標年度	平成23年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>中心性が低下し薄く拡がった現状の都市構造を放置すると、都市住民の日常の生活基盤が崩壊するおそれがあるため、集約型都市構造を目指した市街地の改善に取り組んでいるところであるが、完了予定年度を過ぎても事業が完了せず、改善できないまま残っている市街地も存在する。</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>昨今の未曾有の経済情勢も伴い、地方自治体の財政が貧窮しており、事業の長期化、組合事業の経営悪化、資金調達の困難性等の多様な課題を抱えているため、長期にわたって停滞している事業が見られる。</p> <p>iii 課題の特定</p> <p>停滞している事業の早期完了に向けて、国による緊急の支援が必須であるが、既存の制度では支援ができないため、新たな支援事業の創設が必要となっている。</p> <p>iv 施策等の具体的な内容</p> <p>停滞している事業の事業計画の見直し等を内容とする再生計画の作成のために、合意形成、計画策定、第三者的な専門家の要請等にかかる費用を支援する。</p>		
社会的ニーズ	市街地整備事業が未完了のまま権利関係が確定しないと、地権者が土地の売買もできず、生活が不安定になるため、停滞している市街地整備事業の早期完了は社会的ニーズが大きい。		

	行政の関与	地価の大幅な下落や宅地需要の低迷等による事業収支の悪化は、施行者のみで解決することは困難であることや、事業が停滞したままだと行政にとって必要な公共施設もできないことから、公的支援を行う必要がある。
	国の関与	未曾有の経済情勢に伴い、地方自治体の財政が貧窮していることから、国の関与は不可欠である。
	施策等の効率性	停滞している事業を早期に完了させることにより、事務費などの事業費増大の抑止や事業効果の早期発現が図られるため、国、地方公共団体にとっても、社会的にも効率的な事業となる。
本案	費用	再生計画に基づき事業を実施することにより、以下の費用縮減が可能 ・道路等の配置計画の見直し等の事業計画の適正化による費用縮減 ・早期完了することによる事務費・金利の縮減
	効果	事業計画の適正化により、事業効果の早期発現が図られるため、高い事業効果を得ることが可能
	比較	費用の縮減が可能であり、事業の必要性が高い地区に集中的な整備が可能であることから、投資に対する事業効果は高い
代替案	概要	組合の経営が悪化して停滞している事業を地方公共団体がそのまま引き継ぐことにより、事業進捗を推進する。
	費用	事業を引き継ぐ地方公共団体の財政状況が良ければ、事業の長期化を若干抑えることができるが、事業計画自体は変わらないので費用の縮減額はほとんどない
	効果	当初の事業計画通りの効果があるが、事業を早期に完了させることは難しく、事業効果の早期発現はほとんど図られない
	比較	費用が大きく、事業効果の早期発現も難しいので、投資に対する事業効果は高いとは言えない
本案と代替案の比較	本案の方が、代替案と比較して、投資に対する事業効果が高く、事業を早期に完了させることができるとなるため、集約型都市構造への転換を通じて効率的に都市再生を推進することができる。	
施策等の有効性	事業計画の見直しなど再生計画を作成し、この再生計画に基づいて一定期間で集中的に支援がなされるため、停滞しているプロジェクトが早期に完了することになり、集約型都市構造の構築促進が図られる。これにより、市街地整備事業の完了が促進されることで、関連する業績指標である「都市再生誘発量」の目標値9, 200ha（目標年度：平成23年度）を達成することができると見込まれる。	
その他特記すべき事項	平成23年度政策チェックアップ（平成24年度実施）により事後評価を実施。	

【No. 28】

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	交通結節点の利便性向上と周辺の一体的整備を重点支援する制度の創設		
担当課	都市・地域整備局 街路交通施設課	担当課長名	課長 松井 直人
施策等の概要	便利で暮らしやすい集約型都市構造の形成を推進するため、多くの人が交流する交通・交流拠点の整備を重点支援する制度を創設する。(予算関係) 【予算要求額：20,000百万円】		
施策等の目的	徒歩、自転車、自動車、公共交通といった多様なモードの連携が図られた交通・交流拠点の整備促進により、交通の円滑化と、都市機能の集積を図り、安全性、利便性の高い交通・交流拠点を整備し、環境負荷が小さく、持続可能な集約型都市構造の実現を通じて、都市再生・地域再生を推進する。		
政策目標	7 都市再生・地域再生等の推進		
施策目標	26 都市再生・地域再生を推進する		
業績指標	検討中		
検証指標	交通・交流拠点整備計画に掲げられた目標の達成率		
目標値	80%以上		
目標年度	毎年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ 今後、少子超高齢社会や人口減少社会において、活力ある都市を構築するためには、過度な自動車利用に依存した拡散型の都市構造から、公共交通を中心とした集約型の都市構造へと転換することが必要であるが、現状は、集約型都市構造への転換が充分に図れていない。</p> <p>ii 原因の分析 集約型都市構造への転換を推進するためには、歩行者、自動車、自転車、公共交通の多様な交通手段が結節する交通結節点とその周辺まちづくりを一体的に整備し、利用者にとって利便性の高い交通・交流拠点を形成することが重要であるが、現状は拠点が形成されていない。</p> <p>iii 課題の特定 交通・交流拠点を形成できていないのは、それを整備する仕組みや支援制度が構築されておらず、交通結節点とその周辺まちづくりを一体的に整備することが困難であることが原因。</p> <p>iv 施策等の具体的な内容 便利で暮らしやすい集約型都市構造の形成を推進するため、交通結節点の利便性向上と周辺まちづくりの一体的推進を図り、移動しやすく多様な都市機能が集まっていて、多くの人が交流する交通・交流拠点の整備を重点支援する制度を創設する。</p>		

社会的ニーズ	人口減少、超高齢社会、環境負荷の軽減等の社会経済動向に対応するためには、自動車に過度に依存することなく移動できる環境の創出が必要であり、従来の自動車を中心とした拡散型都市構造から、公共交通を中心としたまちづくりを行う集約型都市構造への転換が必要不可欠である。	
行政の関与	集約型都市構造を実現するためには、都市交通施策やまちづくりの関係者が一体となって取組むことが必要であり、その中心的な役割を担う行政が主体となって、関係者と連携しながら推進することが必要不可欠である。	
国の関与	集約型都市構造の実現は、我が国が直面している人口減少、超高齢社会や地球環境問題等への対策のみならず、福祉、教育、社会资本整備、中心市街地活性化、さらに郊外部の環境保全といった多様な面から今後全国の都市で取組まれるべき緊急の課題であり、その成否は国民生活に大きな影響を与えるため、国として積極的に支援するべきである。	
施策等の効率性	交通結節点とその周辺をあわせて交通・交流拠点として整備する仕組みの構築とそれに対する支援制度の創設により、民間活力の活用等による費用の縮減、かつ、関係者連携による快適な歩行者空間の形成等の効果の高い事業の実施が可能となり、集約型都市構造への転換を推進する上で、その効率性は高いと言える。	
本案	費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20,000百万円（H22年度予算要求額） ・ 交通結節点とその周辺まちづくりの関係者が策定した計画に基づき事業を実施することにより、鉄道事業者、開発事業者等の民間活力の活用による費用縮減や関係者調整による費用縮減に向けた事業計画、施行方法等の工夫が可能となり、費用縮減された事業に対しての重点的支援が可能
	効果	<p>関係者が連携して、複数の交通が結節する交通結節点とその周辺を一体的に交通・交流拠点として整備することに対して重点的な支援することにより、快適な歩行者空間の形成や交通機関間の乗換利便性の向上等が図られ、にぎわいあふれる都市再生効果の高い事業の実施が可能</p>
	比較	費用縮減を図ることが可能な事業であり、かつ、重点支援により高い効果を得ることが可能である事業に対して投資するため、投資に対して得られる効果は高い
代替案	概要	交通結節点整備に対する個別補助事業の支援を拡充することにより、交通結節点整備を促進し、集約型都市構造の実現を図る
	費用	費用は、本案と同額の20,000百万円とする
	効果	得られる効果は高くても関係者調整の困難な交通・交流拠点に重点的に投資されずに、効果は低くても関係者調整の容易な交通結節点に先行的に分散投資されることになり、総合的に見ると得られる効果は低い
	比較	得られる効果が低いため、投資に対する効果は高いとは言えない。
本案と代替案の比較		本案の方が、代替案と比較して、費用の縮減、かつ、事業効果の高い計画の実施が可能となるため、集約型都市構造への転換を効率的に推進することができる。

施策等の有効性	当施策の推進により、利便性の高い交通・交流拠点の整備促進が可能となり、集約型都市構造への転換の実現を通じて、都市再生・地域再生が推進される。
その他特記すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土文科会都市計画部会都市交通・市街地整備小委員会において集約型都市構造のあり方とその実現に向けた戦略的取組、都市交通施策のあり方について方向性が提示された。 ・23年度から、毎年度事後評価シートにより事後評価を実施。ただし、検証指標を業績指標に位置づけ、政策チェックアップで対応することを検討中（平成22年3月までに検討予定）。

【No. 29】

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	歴史的風致維持向上施設整備事業の創設		
担当課	都市・地域整備局 公園緑地・景観課	担当課長名	課長 小林昭
施策等の概要	<p>歴史まちづくり法に定める認定歴史的風致維持向上計画に基づき、公の施設として石垣や堀、水路など歴史的遺構を整備する新たな事業を創設する。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：2,000百万円】</p>		
施策等の目的	地域固有の歴史性を感じられるようなまちづくりを推進し、地域の活性化を図るために、かつての都市構造を特徴づけるような石垣や堀、水路などの復原整備等、歴史資産を活かした総合的な歴史まちづくりを推進する。		
政策目標	7 都市再生・地域再生等の推進		
施策目標	26 都市再生・地域再生を推進する		
業績指標	一		
検証指標	歴史的風致維持向上計画の認定都市のうち本事業を実施する都市の割合		
目標値	8割		
目標年度	平成26年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>平成20年に施行された歴史まちづくり法に基づき、歴史的風致維持向上計画の認定都市において各地域の特性を活かした歴史まちづくりが進められているものの、かつての都市構造を特徴づける石垣や堀、水路など歴史的遺構の復原整備についてはあまり取り組まれていない。今後認定都市が増加する中、歴史的遺構の復原整備ニーズに対してさらに対応できなくなる恐れがある。</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>歴史まちづくり法に基づく支援措置である歴史的環境形成総合支援事業は主として民間所有の建築物等に対して支援を行うものであり、都市公園事業は都市公園内の施設等への支援を行うものであるため、歴史的遺構の復原整備に対しての支援措置が不十分である。</p> <p>iii 課題の特定</p> <p>このため、認定都市を対象とした、公の施設として管理する歴史的遺構の復原整備を支援する新しい公共事業を創設することが効果的である。</p> <p>iv 施策等の具体的内容</p>		

	歴史まちづくり法に定める認定歴史的風致維持向上計画に基づき、公の施設として石垣や堀、水路など歴史的遺構を復原・整備する市町村及び都道府県の取組を支援する歴史的風致維持向上施設整備事業を創設し、総合的な歴史まちづくりを推進する。	
社会的ニーズ	歴史まちづくり法の制定以降、歴史的風致維持向上計画の認定都市が増加する中（平成21年8月1日現在、11市町村）さらに100以上の市町村で認定意向がある。公の施設としての歴史的遺構の復原整備についても、現在の11市町村中9市町村が希望している。	
行政の関与	市町村（行政）が作成する歴史的風致維持向上計画に基づき実施される事業であり、歴史的遺構は公の施設として市町村が管理していくことが不可欠であることから、市町村が主体的に関与することが必要である。	
国の関与	歴史的風致維持向上計画は、国として重要な文化財を中心とした重点区域における事業の実施によって、わが国固有の貴重な歴史的風致を維持・向上するものに限り文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣が認定するものであり、認定計画に基づく事業の実施にあたっては国として積極的に支援していくことが必要である。	
施策等の効率性		
本案	費用	2,800百万円（歴史的風致維持向上施設整備事業及び歴史的環境形成総合支援事業のH22年度予算要求合計額）
	効果	都市構造を特徴づける歴史的遺構の復原整備ニーズに適切に対応することが可能となり、景観規制や文化財の保護も合わせ、都市公園事業や歴史的環境形成総合支援事業等と組み合わせて実施することで、都市全体の歴史性を活かしたまちづくりがより一層推進される。また、公の施設として管理される歴史的風致維持向上施設の整備に対しての支援であるため、事業終了後も歴史まちづくりの推進に寄与する公共施設として適切に管理されることも担保される。さらに歴史まちづくりの推進に向けた気運も高まる。
	比較	本事業と歴史的環境形成総合支援事業をはじめとする他事業を組み合わせて実施することで、上述のような幅広い効果が期待され、費用に比べ効果が大きく、効率的である。
代替案	概要	歴史的風致維持向上施設整備事業を創設せず、既存の事業で対応
	費用	800百万円（歴史的環境形成総合支援事業のH22年度予算要求額）
	効果	町家等、民間所有の歴史的風致形成建造物の修理等や伝統行事の活性化等が一層推進され、地域の特性を活かした歴史まちづくりが進められる。

	比較	観光や地場産業の振興等に一定の効果はあるものの、民間所有の建築物の修復等や伝統行事の活性化等に限られるため、効果が限定的である。
本案と代替案の比較		本案により、代替案でも実施可能な民間所有の建築物の修復等や伝統行事の活性化等に加え、都市構造を特徴づける歴史的遺構の復原・整備が進み、代替案より都市全体の歴史性を活かした歴史まちづくりが推進される。さらに、本案は公の施設として管理される歴史的風致維持向上施設に対して支援を行うため、持続的な効果が担保される。以上のように、本案により地域の特性を活かした都市全体にわたる総合的な歴史まちづくりが可能となり、歴史まちづくり法の目的である個性豊かな地域社会の実現、都市の健全な発展及び文化の向上に、より効果的に寄与することが可能となる。したがって、費用は上述のようにかかるが、効果が著しく大きくなるため、本案の方が効率的である。
施策等の有効性		<p>①効果</p> <p>本事業の創設により、都市構造を特徴づける歴史的遺構の復原整備ニーズに適切に対応することが可能となり、景観規制や文化財の保護も合わせ、都市公園事業や歴史的環境形成総合支援事業等と組み合わせて実施することで、都市全体の歴史性を活かしたまちづくりがより一層推進される。また、公の施設として管理される歴史的風致維持向上施設の整備に対しての支援であるため、事業終了後も歴史まちづくりの推進に寄与する公共施設として適切に管理されることも担保される。さらに歴史まちづくりの推進に向けた気運も高まる。</p> <p>②検証指標等との関係</p> <p>以上より、全国的に歴史まちづくりに対する気運が高まり、歴史的遺構の整備についても十分な支援が得られるとともに他の事業と組み合わせて実施可能な本事業の活用が促進され、本事業を実施する認定都市の割合（検証指標）が増加する。</p>
その他特記すべき事項		平成26年度に事後検証シートにより事後検証を実施

【No. 30】

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	生活支援機能の集積による駅機能高度化～コミュニティ・ステーション化～の推進		
担当課	鉄道局 都市鉄道課 財務課	担当課長名	課長 米田 浩 課長 松本 年弘
施策等の概要	<p>鉄軌道の駅・停留場（周辺鉄軌道用地を含む。）に社会福祉施設、地域の交流拠点等を併設し、単なる通過点ではなく地域コミュニティの核としての位置づけを付加することにより、鉄軌道利用の促進を図るとともに、公共交通機関を利用しやすいコンパクトなまちづくりや公共交通機関を軸とした地域活性化に資する「コミュニティ・ステーション」化を推進する（予算関連）。</p> <p>【予算要求額 600百万円】</p>		
施策等の目的	従来、交通施設として旅客の流動を円滑にすることを主眼に設置されていた駅・停留場について、鉄軌道事業者が自治体、利用者等と協働して、鉄道利用者ニーズの多様化・高度化等に対応した「コミュニティ・ステーション」へと再構築する取組を支援することにより、生活支援機能（保育施設、行政窓口等）の駅・停留場への集積・集約化を図り、鉄軌道の利用促進・活性化を実現する。		
政策目標	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上		
施策目標	29 鉄道網を充実・活性化させる		
業績指標	—		
検証指標	コミュニティ・ステーション化に係る計画の策定件数		
目標値	30件		
目標年度	平成26年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>鉄軌道が、今後よりいっそう地域に根ざした存在として地域住民に愛され、地域住民が求めるサービスを展開する存在となるためには、事業者が地域の様々な関係者と議論を重ね、地域と一体となったサービス向上を通して、地域の暮らしに組み込まれた持続可能な存在となっていくことが必要である。</p> <p>このような観点から、特に都市部においては、人に優しく、活力ある都市生活を実現するためにも、公共交通機関を利用しやすいコンパクトなまちづくり等に資する生活支援機能の駅や駅周辺への集積を図り、駅や駅周辺の持つ社会的ポテンシャルを引き出すことにより、鉄軌道利用の促進・活性化を実現する必要がある。</p> <p>しかしながら、鉄軌道事業者又は生活支援サービス事業者が、地域と一体となつたサービス向上、特にそのための施設整備に係る費用を自らのみで賄うには至っていない。</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>原因として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の求めるサービス向上について鉄軌道事業者が地方公共団体や利用者等と協議する機会があまり設けられていなかったこと 		

	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援機能の駅への新設については、初期投資費用が大きく生活支援サービス事業者のみでは費用が賄えないこと ・鉄軌道事業者にとって、短期的な利益に直結しないサービス向上ための施設整備に係る費用について、自らのみで賄うインセンティブが低いことが挙げられる。 <p>iii 課題の特定</p> <p>鉄軌道が、地域住民の日常生活や社会生活を支える基盤として地域が求めるサービスを展開する存在となるためには、鉄軌道事業者が地方公共団体や利用者等と協働してサービス向上を図る意欲的な取組を促進することが必要である。</p> <p>iv 施策等の具体的な内容</p> <p>このため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道事業者を含む協議会が、地方公共団体や利用者等と協議して策定する地域公共交通総合連携計画に基づき、ホーム拡幅やバリアフリー化等の駅施設改良と併せて行う生活支援機能整備 ・鉄軌道事業者が、地方公共団体等と連携し、自らの出費により行う既存駅空間リフォームや高架下へのプレハブ設置等による生活支援機能整備 <p>を支援することにより、鉄道利用の促進を図るとともに、公共交通機関を利用しやすいコンパクトなまちづくりや公共交通機関を軸とした地域活性化に資する「コミュニティ・ステーション」化を推進する。</p>
社会的ニーズ	少子高齢化・人口減少社会の到来、地域の自立・活性化、低炭素社会づくり等、昨今の我が国の大変な構造変化と重要な諸課題への適確な対応のためにも、駅・停留所（周辺鉄軌道用地を含む。）への保育所・行政窓口等の整備により、公共交通機関を利用しやすいコンパクトなまちづくりや公共交通機関を軸とした地域活性化に資する「コミュニティ・ステーション」化の推進が求められている。
行政の関与	<p>地域と一体となったサービス向上、特にそのための施設整備は短期的な利益に直結しないことから、これらに係る費用を鉄軌道事業者又は生活支援サービス事業者のどちらか一方のみで賄うこととは困難な状況にある。</p> <p>他方、駅や駅周辺への生活支援機能の集積は、コンパクトなまちづくりへの貢献、待機児童の解消、利用者の時間的ロスの低減等、鉄軌道事業以外の外部に与える効果が高く、公共公益的観点からは、これを積極的に推進すべきものと考えられる。</p> <p>したがって、鉄軌道事業者が地方公共団体等と協働してサービス向上を図る意欲的な取組を支援することにより「コミュニティ・ステーション」化の推進を促すことが必要である。</p>
国の関与	生活支援機能整備による裨益は、機能によっては一の地方公共団体に留まらず広く沿線にもたらされるものであるところ、その効果が一企業・一地域に留まらず、少子高齢化・人口減少社会の到来、地域の自立・活性化、低炭素社会づくり等全国的な大きな政策課題に対処するための本施策について、施策目的の全国的な理解・施策効果の広域的波及を推進する観点から、国において、一定程度の支援措置を講じることが適当である。

施策等の効率性		<p>鉄軌道事業者が地方公共団体等と協議・連携することにより、地域が真に求めるサービス向上を効率的に実施することが可能となる。</p> <p>また、個別の生活支援サービス事業者ではなく、鉄軌道事業者の取組を支援することにより、外部経済効果をもたらす鉄軌道事業者による種々の取組へのインセンティブを高めるとともに、サービスの性質による縦割りを排除した効率的な支援が行われる。これにより、生活支援サービス事業者単独の取組では採算を取ることが困難な駅・駅周辺への生活支援機能集約について行政・鉄軌道事業者・生活支援サービス事業者の費用分担によりこれを推進することが可能となる。</p>
本案	費用	<p>行政コスト：国費600百万円、その他補助金交付事務に係る費用等。</p> <p>社会的コスト：鉄軌道事業者の自主的取組を支援するものであり、本施策を実施することによる追加コストは発生しない。</p>
	効果	地域住民や鉄軌道利用者にとって利便性の高い駅や駅周辺へ生活支援機能が集積することに伴い、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりへの貢献、待機児童の解消、生活支援機能利用者の時間的ロスの低減等が図られる。これにより、鉄軌道利用に係るインセンティブが高まり、鉄軌道の利用促進・活性化が実現される。
	比較	公共的空間である駅や駅周辺整備に係る一定の支援を行うことにより、鉄軌道事業者による自主的な生活支援機能整備を促進することが可能となり、地域住民や鉄軌道利用者にとって高い経済効果が見込まれることから、本案実施のコストに比べ、その効果が上回るものと考える。
	概要	地域住民や鉄軌道利用者にとって利便性の高い駅や駅周辺への生活支援機能集積を促進するため、一定規模以上の駅やその周辺において、鉄軌道事業者に対し、生活支援機能整備を義務付ける。
代替案	費用	<p>行政コスト：法令改正を行い、その執行・監督体制を整備する必要がある。</p> <p>社会的コスト：生活支援機能整備に係る支出を義務付けられることとなる。</p>
	効果	<p>鉄軌道事業者の意向に関わらず、生活支援機能が整備されるため、地域住民や鉄軌道利用者にとっての便益向上が確実に見込まれる。</p> <p>反面、地域のニーズ如何を問わず生活支援機能整備を義務付けることとなるため、地域にとって真に必要ではない施設、採算の成り立たない施設等が作られる懸念がある。</p>
	比較	地域住民や鉄軌道利用者にとっての利便性向上が確実に見込まれる反面、鉄軌道事業者に支出を義務付けることに伴う運賃上昇の懸念や不要な施設整備が行われる懸念が存在する。
	本案と代替案の比較	<p>生活支援機能が確実に整備されるという点では代替案が優れているものの、不要な供給がなされる懸念、民間活力の自主性を損なう懸念、地域ニーズは地域が一義的に判断すべきであるにも関わらず一律に義務付けを行うことに対する懸念等が存在する。</p> <p>他方、本案は、民間活力の自主性、地域の判断を尊重した上で、その効果が単に一企業・一地域に留まらず国民生活全体の質の向上につながる意欲的な取組に対し支援を行うこととしており、真に求められる生活支援機能が整備される点で代替案に比べ、優れているものと考える。したがって、本案の方が効率的である。</p>

施策等の有効性	<p>鉄軌道事業者が地方公共団体等と協議する枠組みを有効に活用し、事業者にとっての短期的な利益に直結しないサービス向上のための施設整備に係る費用について支援することで、多種多様な地域独自のニーズに即した意欲的な取組へのインセンティブが高まり、地域と一体となったサービス向上や利用の活性化による「コミュニティ・ステーション」化の推進が図られる。</p> <p>このことから、本施策を実施することにより、検証指標であるコミュニティ・ステーション化に係る計画策定件数の目標値（平成26年度末までに30件）を達成することができると見込まれる。</p>
その他特記すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ○交通政策審議会陸上交通分科会鉄道部会提言（平成20年6月19日）において <ul style="list-style-type: none"> ・今後、鉄道事業者及び地方公共団体が中心となって、利用者や住民のニーズを的確に把握して取組みを進めるとともに、関係者が多岐にわたる場合も多いことから、これらの関係者のコンセンサスを円滑に形成するための仕組みづくりについて、更に検討を進めることが重要 ・国において、利用者ニーズを踏まえた各種施設・機能の駅への集積等、多方面における取組みを促すことが求められる ○未来開拓戦略（平成21年4月17日 経済財政諮問会議決定）において、「生活支援機能（病院、保育施設、行政窓口等）、商業機能等の駅・中心市街地への集積・集約化、街なか居住の推進により、人に優しく、活力ある都市生活を実現」と記述されている。 ○平成26年度末に事後検証シートにより事後検証を実施。 ○その他、関連する施策として、高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律に基づくバリアフリー化の推進が挙げられる。

【No. 31】

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	バス交通における環境整備モデル事業の創設		
担当課	自動車交通局旅客課	担当課長名	課長 石崎仁志
施策等の概要	<p>既存の枠組みに捉われない先進的な事業運営、自治体からの支援を前提とした事業構造から新たな事業構造への転換等について検証を行ったうえで、国として規制、財政支援等のあり方等について、調査、検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 先進的なバス交通のあり方の検討 ・ 利用者の移動ニーズ、実態調査 ・ 実証実験 <p>(予算関係)</p> <p>【予算要求額：70百万円】</p>		
施策等の目的	<p>地域住民の生活交通として必要なバス事業について、少子高齢化や過疎集落の増大等バスを取り巻く環境が大きく変化し、バス交通のあり方が変革を迫られていることから、既存の規制の枠組みに捉われない先進的なバス交通のあり方について調査を行い、必要に応じて規制のあり方について検討を行い、利用者ニーズに応じた規制等とすることでバス事業の更なる発展を図り、地域公共交通の維持・活性化を推進する。</p>		
政策目標	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上		
施策目標	30 地域公共交通の維持・活性化を推進する		
業績指標	178 地方バス路線の維持率		
検証指標	—		
目標値	100%		
目標年度	平成25年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ バス事業者はバス事業を取り巻く環境の変化に対して、既存の規制の枠組みに捉われない先進的な事業運営を目指すべきであるが、自治体からの支援等を前提とした事業構造から新たな事業構造への転換等がいまだ不十分な状況。 <p>ii 原因の分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体からの支援を前提とした経営構造 ・ 収支の悪化による人件費の削減等により、新規施策等を考案する企画部門人材の不足 ・ 累積赤字等による新規施策導入への資金及び意欲不足 <p>iii 課題の特定</p> <p>環境の変化に対応するため、既存の枠組みに捉われない先進的な事業運営への転換等について、国の規制等のあり方等の検討。</p>		

	iv 施策等の具体的な内容	
	<p>① 先進的なバス交通のあり方の検討</p> <p>コスト負担、社会基盤整備のあり方、交通規制のあり方等現状のバス交通を巡る課題を列挙し、これを解決し、将来の先進的なバス交通のあり方として必要な事項について、モデル事業を行うことにより、検討する。</p> <p>② 利用者の移動ニーズ・実態調査</p> <p>大都市、地方（のある程度の規模の）都市、交通不便（空白）地域などにおいて、以下のような項目について調査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の移動ニーズの把握 ・公的主体が負うべきコスト ・利用者の負担 <p>③ 実証実験</p> <p>上記の観点について実証実験を行おうとする者に対し、費用を支援</p>	
社会的ニーズ	バス輸送に関して、昨今、様々な輸送形態の出現により、既存のバス交通のあり方は変革を迫られている。	
行政の関与	本調査は、バス事業を取り巻く規制の枠組みに捉われない先進的な事業運営やこれまでの事業構造から新たな事業構造への転換などについて調査や検討を行い、地域公共交通機関であるバス事業の維持・活性化を図るという極めて公共性の高いものであることから行政において実施する必要性がある。	
国の関与	バス輸送を取り巻く環境の変化に対応するため、既存の規制の枠組みに捉われない先進的な事業運営、自治体からの支援を前提とした事業構造から新たな事業構造への転換等を図るために、国の規制等のあり方等の見直しについて検討を行うための調査であるから、国の関与は必要である。	
施策等の効率性		
本案	費用	70百万円【平成22年度予算概算要求額】
	効果	既存の規制の枠組みに捉われない先進的な事業運営、自治体からの支援を前提とした事業構造から新たな事業構造への転換の事例について調査・分析することにより、国の規制等のあり方について反映させる。
	比較	規制等のあり方の見直しにあたっては、具体的な先進的な事例、成功事例の把握や分析が必要不可欠であり、利用者アンケートの実施や実際に実証実験として運行を行うなどその効果を検証する必要があり、上記の調査分析に係る費用に見合った効果が期待できる。
代替案	概要	地方運輸局や全国に存在する地方バス協会に協力を求め調査等を実施。
	費用	詳細な費用は未定であるが、調査はバス事業者だけでなく利用者、自治体等に対しても行う必要があり、一定の調査費及び人員が必要となる。
	効果	多数の事例等について収集することが可能。地域に密着した組織であるため、調査等にあたってはより円滑に事業を進めることが可能。
	比較	地域の実情をより把握している地方運輸局又は地方バス協会が調査等を行うことによって、より詳細なデータや背景などを収集することが可能。ただし詳細なデータの収集にあたっては、相当の期間が必要。

本案と代替案の比較	<p>調査にあたってはいずれも一定の費用がかかることになるが、代替案はより詳細なデータの収集が可能であるが、相当の時間を必要とし、時間費用がかかる。またモデル事業の実施にあたり、一部地域のみを担当する地方運輸局、地方バス協会が行う実証実験では、全国的なモデルとして活用できるかは不明であり、十分な効果は期待できない。国の規制等のあり方の見直しにあたっては地域の特性等も考慮し全国的に調査検討を行う必要があるが、代替案では関係者が多岐に渡り、手続き等により費用がかかることが予測される。</p> <p>以上の理由から本案で行なうことがより効率的である。</p>
施策等の有効性	<p>長期的な輸送人員の減少等によりバス産業の経営状況は非常に厳しく、経営破綻や路線撤退を行う事業者も少なくない状況の中、当該事業はバス事業の維持・活性化のために国の規制等のあり方の見直しを図るものである。利用者ニーズに応じた規制とすることで、新規利用者開拓のための新しいサービスなどの提供や収益基盤の安定によるバス路線の維持が図られ、業績指標178「地方バス路線の維持率」に資する効果が予測される。</p>
その他特記すべき事項	<p>平成25年度政策レビュー「バス・タクシーに関する施策」により事後評価を実施。</p>

【No. 32】

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	外海離島等の運航費軽減・需要喚起方策の調査		
担当課	海事局内航課	担当課長名	課長 蝦名邦晴
施策等の概要	外海離島の運営の厳しい航路を対象に、省エネ化・省力化その他費用低減効果の高い、先導的な取組について実証調査を行う。（予算関係） 【予算要求額：91百万円】		
施策等の目的	離島航路事業者は高齢化や人口減少、燃料油価格の高騰等により急速に運営状況が悪化している。外海離島の運営の厳しい航路を対象に、省エネ化・省力化その他費用低減効果の高い、先導的な取組について実証調査を実施することにより、事業者の運営改善努力の促進を図る。		
政策目標	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上		
施策目標	30 地域公共交通の維持・活性化を推進する		
業績指標	179 有人離島のうち航路が就航されている離島の割合		
検証指標	—		
目標値	71%		
目標年度	平成22年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ 離島航路については、島と島、島と本土を結ぶ離島住民の足及び生活物資等の輸送手段として重要な役割を果たしているものの、離島航路事業の運営状況が悪化しており、航路の維持が困難になっている。</p> <p>ii 原因の分析 離島住民の高齢化や人口減少による旅客の減少、燃料油価格の高騰等。</p> <p>iii 課題の特定 このような状況から、観光需要を喚起し、增收策を検討する必要がある。また、省エネ化・省力化等運航コスト低減を図る必要がある。</p> <p>iv 施策等の具体的な内容 省エネ化・省力化等運航コスト低減につながる設備、補修、操船についての実証調査を行う。 定期離島航路事業の空き時間での不定期航路事業（観光）による增收策の検討調査を行う。 中高生の離島航路利用・離島訪問促進方策について検討し観光需要喚起のモデルツアーアイデア調査を行う。</p>		

社会的ニーズ	離島航路については、島と島、島と本土を結ぶ離島住民の足及び生活物資等の輸送手段として重要な役割を果たしており、航路の維持、事業者の運営状況の改善に資する当該施策に対する社会的要請は高い。
行政の関与	離島航路を維持することは離島航路事業者の自助努力だけでは限界があるので、行政の関与が不可欠である。
国の関与	我が国が有している6,800余の島嶼のうち、400余の島嶼に人々が暮らしており、当該施策は特定の地域にのみ関連した施策ではないため、国が関与すべき施策である。
施策等の効率性	官民が一体となって、外海離島等における運航費軽減の取組みや、離島の観光資源等を活用した需要喚起方策の実証運航及び効果検証を行うことにより、離島航路事業の運営基盤強化につながる。
本案	<p>費用</p> <p>平成20年度に壱岐・対馬航路において実施した運航高度化事業の例 約9千万円強：フェリー4隻・ジェットフォイル2隻の省エネ化等</p> <p>効果</p> <p>フェリー4隻：約6千6百万円～1億円の年間運航費が減少 ジェットフォイル2隻：3千万円～5千万円の年間運航費が減少</p> <p>比較</p> <p>約9千万円の事業費に対して、約1億4千万円の年間運航費の削減が図られ、費用対効果は1.56となる。また、自動車航送料金が約千円引き下げられ利用者に還元されている。</p>
代替案	<p>概要</p> <p>一般旅客定期航路に就航する船舶を新造船に代替し、省エネ効果を出すこととし、建造費用を補填（一部）する。</p> <p>費用</p> <p>フェリー4隻：80億円（フェリー1隻：20億円） ジェットフォイル2隻：80億円（ジェットフォイル1隻：40億円） フェリー4隻及びジェットフォイル2隻の建造費160億円のうち、仮に、建造費の1割を補助すると国費は16億円が必要。</p> <p>効果</p> <p>新船を建造すると、省エネ効果は本案と同等以上であると考えられるが、仮にその効果が2倍だとしても年間運航費の削減は約2億8千万円となる。 また、フェリー、ジェットフォイルは、通常15～20年間使用されており、省エネ化等運航費軽減の方策が開発されなければ、本案による省エネ効果×一定年数（代替建造がなされるまでの間）分の費用削減が失われる（機会損失費用）。</p> <p>比較</p> <p>仮に建造費の1割補助（16億円）で、仮に効果が本案の2倍とすると、約2億8千万円の年間運航費削減効果となり、費用対効果は0.18となる。また、機会損失費用が発生する。</p>
本案と代替案の比較	代替案では本案でかかる費用と比べ多大な費用がかかり、費用対効果は本案の約9分の1となるので、費用対効果の点において、また代替建造まで機会損失費用が生じる点において本案よりも劣ることとなる。
施策等の有効性	経営基盤が強化されることにより、高齢化や人口減少、燃料油価格の高騰等の影響を受けにくくなり、離島航路の安定に寄与することとなる。したがって、業績指標の有人離島のうち航路が就航されている離島の割合が維持される。
その他特記すべき事項	平成22年度政策チェックアップ（平成23年度実施）により事後評価を実施。

【No. 33】

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	海上交通の低炭素化・利便性向上等総合事業の創設		
担当課	海事局内航課	担当課長名	課長 蝦名邦晴
施策等の概要	海上交通の省エネ化、省力化、IT化を通じた効率化や、ビジネスモデル転換による利便性向上等の取組みに対して支援を行う。（予算関係） 【予算要求額：1,000百万円】		
施策等の目的	海上輸送事業者は、燃料油高騰及び高速道路料金引下げによりコスト競争力が落ちており、輸送量を大きく減少させている。他方で、海上運送事業者は老朽船が多く、省エネ、CO ₂ 排出抑制が十分進んでいない。このため、海上交通の低炭素化、利便性向上を図る。		
政策目標	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上		
施策目標	30 地域公共交通の維持・活性化を推進する		
業績指標	—		
検証指標	フェリーの省エネ化率（航海距離あたりの燃料消費量）		
目標値	平成22年度から5%削減		
目標年度	平成26年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> モーダルシフトの主要な担い手であり、地域の重要な交通ネットワークを形成している海上交通の維持・活性化を図ることは重要な目標であるが、近年の燃料油高騰、高速道路料金引下げ等により、陸上輸送への逆モーダルシフトが発生している。 <p>ii 原因の分析</p> 燃料油高騰及び高速道路料金引下げにより、陸上輸送に対するコスト競争力が急激に減少したことが輸送量の減少の原因と考えられる。 <p>iii 課題の特定</p> このような現状を踏まえ、海上輸送事業者の運航効率化やサービスの向上を図ることが必要である。 <p>iv 施策等の具体的内容</p> このため、船舶の省エネ化・省力化・IT化を通じた効率化に資する設備導入と取組み等への支援、ビジネスモデル転換による利便性向上の設備導入と取組み等（例えば荷主のニーズを先取りした運送設備導入など）への支援を行う。		
社会的ニーズ	燃料油高騰及び高速道路料金引下げによる影響で、海上輸送事業者は厳しい経営状況にあり、このままでは航路の休廃止等による利用者の利便性低下や、海上貨物輸送の陸上へのシフトによるCO ₂ 排出量の増加につながるため、当該施策に対する社会的要請は高い。		

	行政の関与	燃料油高騰や高速道路料金引下げにより、海上運送事業者の経営環境は厳しく、業態の維持に関わる事態であり、個別企業の自主努力だけでは限界があるので、行政の関与が不可欠である。
	国の関与	逆モーダルシフトによるCO ₂ 排出量の増加については、地球温暖化対策として国全体で考えるべき問題であるとともに、フェリー航路は複数の地域をまたぐ幹線的な航路も多く、国が関与する必要がある。
	施策等の効率性	以下に示すとおり、本案は費用に見合った効果が得られる見込みであり、かつ、代替案に対しても費用対効果が優れており、効率的な施策であると言える。
本案	費用	海上交通の低炭素化・利便性向上事業補助等に要する費用 国費1,000百万円（年間）
	効果	海上交通の低炭素化・利便性向上事業補助金の事業費は年間1992百万円。本案では、省エネによる費用削減効果、利便性向上による収入増収効果は最低でも事業費と同額の効果があることが平成20年度に行った内航海運省エネ化促進調査事業等より分かっており、効果は年間1992百万円以上。
	比較	費用と効果を比較すると、費用の1.99倍以上の施策効果であり、かつ、効果は数カ年に渡って持続する。例えば、3カ年で見た時の費用対効果は5.97。
代替案	概要	本案と同額の費用を、本案と同様の補助率で、事業者の運賃引下げの原資として支援する。
	費用	国費1,000百万円
	効果	事業費は年間1992百万円で、費用削減効果は年間1992百万円。
	比較	費用と効果を比較すると、費用の1.99倍の施策効果であり、かつ、効果は単年度で終了する。例えば、3カ年で見た時の費用対効果は1.99。
本案と代替案の比較		本案と代替案を比較すると、費用対効果の点で本案が優れており、本案がより効率的であると言える。
施策等の有効性		①本案により、年間1992百万円以上の費用削減効果及び収入増収効果が得られる。 ②上記のうち、省エネによる費用削減効果の分は検証指標の達成に寄与する。また、これにより、海上輸送事業者の経営基盤の強化が図られることにより、海上交通の維持・活性化に寄与することとなる。
その他特記すべき事項		平成26年度までに事後検証シートにより事後検証を実施。

【No. 34】

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	観光地の魅力創出インフラ整備の推進		
担当課	総合政策局事業総括調整官室	担当課長名	事業総括調整官 平井 秀輝
施策等の概要	<p>国、地方公共団体、民間による社会资本整備等の事例を幅広く収集するとともに、社会资本整備に対して意識の高い観光地をモデル地区として、観光地域づくりの多様な関係者からなる連絡会議を設置し、現場目線で観光地にとって真に必要な社会资本を抽出し、地域の実態に即した整備のあり方・配慮事項等をまとめたガイドラインを策定する。(予算関係)</p> <p>【予算要求額:40百万円】</p>		
施策等の目的	観光地の魅力創出に必要な社会资本整備を推進する。		
政策目標	9 市場整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
施策目標	33 社会資本整備・管理等を効果的に推進する		
業績指標	—		
検証指標	観光地の魅力創出に必要な社会资本整備に関する連絡会議のモデル的取組件数		
目標値	10件		
目標年度	平成22年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>効果的な社会资本整備・管理の推進に向けて、現状では、景観整備や歩行者空間の整備、アクセスの確保等について観光地の実態に即した効果的な整備がなされていない。</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>社会资本整備を実施するにあたり、地域の観光客や観光関係事業者による現場目線を取り込めていないことが原因である。</p> <p>iii 課題の特定</p> <p>観光地にとって真に必要な社会资本整備について、的確に地域の観光客や観光関係事業者の意見を反映し、関係者間で認識を共有するため、その抽出の仕方等をガイドラインとしてまとめることが必要である。</p> <p>iv 施策等の具体的な内容</p> <p>モデル地区を設定して観光地域づくりの多様な関係者からなる連絡会議を実施し、魅力創出に必要な社会资本の抽出を行う。また、そこで得られた知見をもとに、観光地の実態に即した社会资本整備のあり方・配慮事項等をまとめたガイドラインを策定する。</p>		
社会的ニーズ	観光地においては、景観整備や歩行者空間の整備、アクセスの確保といった社会资本の整備・改善が求められていることから、本施策は社会的ニーズに適している。		
行政の関与	本施策は、国が社会资本整備を実施するにあたっての、観光地における整備のあり方等をまとめたガイドラインを策定するものであり、行政が実施すべき内容である。		

	国の関与	本施策は、国が社会资本整備を実施するにあたっての、観光地における整備のあり方等をまとめたガイドラインを策定するものであり、国が実施すべき内容である。
	施策等の効率性	本施策は、観光地の魅力創出に必要な社会资本を現場目線で抽出し、明確化するものであり、真に必要な社会资本整備の推進にとって非常に効果的である。
本案	費用	40百万円(平成22年度予算要求額)
	効果	本施策の実施により、観光地の魅力創出に必要な社会资本整備が推進される。
	比較	40百万円で、モデル地区で先導的に取組を実施するだけでなく、その成果や事例をガイドラインとしてとりまとめて他の地域にも活用できる形で提供することで、全国各地への波及効果が期待されるため、効率的である。
代替案	概要	観光地の魅力創出に必要な社会资本整備を推進するため、社会资本整備の各事業者が個々に必要と考える配慮を行う。
	費用	国費なし
	効果	各事業者が個々に必要と考える配慮内容に応じて、観光地の魅力創出に必要な社会资本整備が推進される。
	比較	費用はゼロであるが、多様な関係者の現場目線での意見が反映されないため、効果が限定的である。
本案と代替案の比較		本案では、多様な関係者の意見をもとに観光地の実態に即した社会资本整備を推進する取組であるため、代替案のように各事業者が必要と考える範囲で配慮を行う取組と比較して、より効率的に必要な社会资本整備を推進できる。
施策等の有効性		本施策の実施により、これまで十分でなかった多様な関係者の意見反映がなされることから、真に必要な社会资本整備を推進する効果が期待される。また、事後検証の際に活用する指標である「観光地の魅力創出に必要な社会资本整備に関する連絡会議のモデル的取組件数」の目標値「10件」を達成することが見込まれる。
その他特記すべき事項		<p>【関連する閣議決定、施政方針演説等における位置づけ】</p> <p>○「観光立国推進基本法（平成18年法律第117号）」第十二条に、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成に向けて、旅行関連施設や公共施設等に、国として必要な施策を講ずることが規定されている。</p> <p>○「観光立国推進基本計画（平成19年6月29日閣議決定）」において、「第2『国際競争力の高い魅力ある観光地の形成』に関する目標」として、良好な景観の形成や各種の観光資源の保護・活用、関係者の連携による魅力ある観光地づくりへの取組や魅力の発信、観光旅行客の来訪の促進に必要な交通施設の総合的な整備等の推進が位置付けられている。</p> <p>【事後評価の実施方法及び時期】</p> <p>平成22年度に事後検証シートにより事後検証を実施。</p>

【No. 35】

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	宅地建物取引業・賃貸不動産管理業等に係る新規制度の導入		
担当課	総合政策局不動産業課	担当課長名	課長 海堀 安喜
施策等の概要	<p>国民の多様な居住ニーズへの対応や、良好なストックとしての有効活用、維持・向上のために、賃貸不動産を適正に維持管理する管理業務の重要性が高まっているほか、消費者から信頼される安全安心な不動産市場の形成を図る必要があることから、賃貸不動産管理業の登録制度導入、迅速・簡易な紛争処理体制の構築、重要事項説明制度の見直しを行う。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：100百万円】</p>		
施策等の目的	本施策は、国民の多様な居住ニーズへの対応や、良好なストックとしての賃貸不動産の有効活用、維持・向上を図るほか、消費者から信頼される安全安心な不動産市場の形成を図ることを目的とするものである。		
政策目標	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
施策目標	34 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する		
業績指標	191 指定流通機構（レインズ）における売却物件の登録件数		
検証指標	—		
目標値	274千件		
目標年度	平成23年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>1200万戸超の民間賃貸住宅は、住宅ストック全体の4分の1以上を占めており、多様な国民の居住ニーズにこたえるものとして必要不可欠な存在である。国民が日々の生活を送る基盤として、また、良好なストックとして長期間にわたり活用される上でも、適切な維持管理が行われることが必要である。</p> <p>しかし、消費者の安心安全な取引への意識も高まる中、賃貸不動産に関するトラブルは増加傾向にあり（賃貸アパート・マンションに関する相談件数は年間3万件超。国民生活センター資料）、それらの多くは退去時の原状回復や家賃など賃貸住宅の管理業務に関するものである。</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>現状では、賃貸不動産管理業などの業務については、これらの業務を行う事業者に関する情報が不足するとともに、事業者の不適切な行為を防止するような事業者間での共通のルールが確立されておらず、管理業を対象とした法令も存在しない。また、不動産業全般にわたる簡易迅速な紛争解決の仕組みが存在しない。さらに、宅地建物取引業法に基づく重要事項が増加する中で、説明内容をより分かりやすく</p>		

		<p>すべきであるとの指摘もある。</p> <p>iii 課題の特定</p> <p>このため、管理業務に関する適正な処理ルールの確立をベースとして、不動産管理業の業務の明確化及び適正な業務の実施の担保のために、不動産管理業を法令上位置付け、悪質事業者を排除するための必要最小限の行為規制を行うことが有効であると考えられる。</p> <p>また、トラブルの簡易迅速な解決のため、不動産業においても事業者・業界団体等による自主的な紛争解決への取組を支援することが有効である。さらに、宅地建物取引業法に基づく重要事項説明制度の見直しによって、消費者に対する情報提供を強化することが有効である。</p> <p>iv 施策等の具体的な内容</p> <p>そこで、社会資本整備審議会不動産部会の答申を踏まえて導入される制度の構築及び円滑な運用等に向けて必要な事業を行う必要がある。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ア) 登録制度に対応したシステム開発 イ) 標準管理委託契約書等の見直し ウ) 迅速・簡易な紛争処理体制の構築 エ) 制度改正に伴う重要事項説明書の見直し オ) 新制度の周知・啓発 <p>など、新制度の導入に際して必要となる各種システムなどの整備、新制度運用に向けた環境整備を図る。</p>
社会的ニーズ		消費者の安心安全な取引への意識も高まる中、賃貸不動産に関するトラブルは増加傾向にあり、昨今社会問題化しているいわゆる追い出し行為などを行う悪質な事業者の存在が認められることから、その対応は喫緊の課題であり、社会的ニーズが高い。
行政の関与		登録制度等、規制に係る新制度の導入のために必要な措置を行うものであり、行政が関与する必要がある。
国の関与		本施策は、全国あまねく新制度の導入を図るために必要な措置であり、国が関与する必要がある。
施策等の効率性		
本案	費用	新制度の導入に際して必要となる各種システムなどの整備、新制度運用に向けた環境整備のために、100百万円（平成22年度予算要求額）を要する。
	効果	管理業務に関する適正な処理ルールの確立をベースとして、不動産管理業の業務の明確化及び適正な業務の実施の担保のために、不動産管理業を法令上位置付け、事業者の不適切な行為を排除するほか、簡易迅速な紛争処理体制を構築し、重要事項制度の見直しを行うことで、賃貸不動産管理業の活性化や消費者保護が実現する。

	比較	本施策を実施することで、賃貸不動産管理業をはじめとする不動産業の活性化や消費者保護が実現することから、必要最小限の費用により高い効果を上げることができる。
代替案	概要	新制度の導入を行わず、それに伴う各種システムなどの整備等も行わない。
	費用	なし。
	効果	原状回復や家賃など賃貸住宅の管理業務をはじめとする不動産業をめぐるトラブルが頻発し、事業者の不適切な行為を許すこととなる。
	比較	賃貸不動産管理業をはじめとする不動産業に対する不信感が高まり、業界が衰退するとともに、消費者の利益を大きく損なう。
本案と代替案の比較		代替案では賃貸不動産管理業の活性化や消費者保護が実現することはできないが、本案では適切な消費者保護が実現されるなど得られる効果が大きいため効率的である。
施策等の有効性		本施策を実施することで、優良な賃貸不動産の流通が活性化することから、関連する業績指標である「指定流通機構（レインズ）における売却物件の登録件数」の目標値274千件（目標年度：平成23年度）を達成することができると見込まれる。
その他特記すべき事項		現在、社会資本整備審議会不動産部会において、賃貸不動産管理の適正化に向けて、賃貸不動産管理業等に関する新たな登録制度について検討中であり、本年中に答申を得る予定である。 平成23年度政策チェックアップで事後検証を実施。

【No. 36】

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	人口減少の進展等を踏まえた土地管理の適正化の推進		
担当課	土地・水資源局 土地利用調整課	担当課長名	課長 山本 徹弥
施策等の概要	<p>人口減少の進行、生活環境への関心の高まり等の中で、適正に管理されない空き地・空き家等が増加していること等に対処し、土地管理の適正化の推進に資するため、空き地・空き家の管理・活用のための関係者・関係施策間の協調・連携や自治体等による土地利用規制・調整のモデル構築を図る。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：100百万円】</p>		
施策等の目的	少子高齢化による人口減少等に伴い、適正に管理されない空き地・空き家等が増加し、周辺環境の悪化や地域コミュニティの低下等の問題が発生している。また、国民の生活環境への関心の高まり等に伴い、土地の開発だけでなく、土地の管理の態様等により、周辺環境に影響を与える等の問題も発生している。このため、本施策の実施により、土地の適正管理・有効活用を推進し、人口減少の進展等を踏まえた適正かつ合理的な土地の管理及び利用を図る。		
政策目標	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
施策目標	3.4 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する		
業績指標	19.6 低・未利用地の面積		
検証指標	—		
目標値	13.1万ha		
目標年度	平成25年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>本来不動産の所有者は不動産を適正に管理すべきものと考えられるが、高齢化や相続等様々な要因により所有者による適正管理がなされず、周辺環境の悪化等の問題が発生している。</p> <p>なお、全国の市区町村を対象としたアンケート（H20土地・水資源局）では、回答のあった1,217団体のうち、約7割の団体（877団体）で、土地の管理に起因した問題が発生している。</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>適正な管理がなされない原因として、高齢化・少子化・過疎化等による管理者の不在、所有者や相続者が遠方に居住しているため管理が行き届かない、相続者の不在・不明、所有者の管理意識の低下等があげられる。</p> <p>iii 課題の特定</p> <p>一部の自治体や地域住民、NPO等において適正管理のための取組が見られるが、多くの自治体等ではノウハウ・人材・情報の不足等から対応に苦慮しているところである。</p>		

	<p>このため、空き地・空き家の管理・活用のための関係者・関係施策間の協調・連携体制の整備（空き地・空き家の管理・活用のためのプラット・フォームの構築）や、土地管理の適正化のための自治体等による土地利用規制・誘導や調整の取組への支援等を行うことが必要である。</p> <p>iv 施策等の具体的な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域ごと（中山間、都市近郊等）の特性等も踏まえた、関係者・関係施策間の連携・協調による空き地・空き家の管理・活用モデルの構築を行う。 ○土地管理の適正化のための実効性のある条例、協定制度の活用や、関係機関（弁護士会等）との連携による紛争処理（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の活用等）、専門家の活用等による自治体の人材育成ためのモデル構築を行う。 ○相続による権利関係の複雑化等に伴い所有者が不在・不明となった不動産の管理のあり方の検討を行う。 	
社会的ニーズ	<p>全国の市区町村を対象としたアンケート（H20土地・水資源局）では、回答のあった1,217団体のうち、約7割の団体（877団体）で、土地の管理に起因した問題が発生している。</p> <p>また、土地問題に関する国民の意識調査（H20土地・水資源局）でも、日頃、土地に関して身近に感じる問題として、空き地・空き家の問題が1位にあげられている。よって、本施策は社会や国民等のニーズに適っている。</p>	
行政の関与	不動産が適正に管理されないことに伴う問題を不動産市場の中のみで解決することは困難であり、市場の誘導や、市場の補完等の取組を行行政が適切に講じることにより、これらの不動産の適正な管理、有効利用を図ることが重要である。	
国の関与	不動産が適正に管理されないことに伴い、景観や環境の悪化、周辺住民等との紛争等の問題が発生しているが、現状では十分な解決が図られていない。こうした問題に対応するため、国は地方公共団体等と適切な連携を図りつつ、現状や問題の正確な把握と、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の活用や、所有者が不在・不明となった不動産の管理のあり方等、法的な問題を含めた総合的な対策を進めていく必要がある。	
施策等の効率性	本施策により国が地域ごとの特性等を踏まえたモデルを構築し、全国に普及することで、自治体等においては対策検討にかかる費用や時間を削減することが可能となり、効率的に不動産適正管理の全国展開を図ることが可能となる。	
本案	費用	1億円（平成22年度予算要求額）。具体的には、平成22～23年度の2か年で2億円を予定している。
	効果	本施策の実施により、全国の空き地（約13万ha・H15）、空き家（約700万戸・H20）の増加を抑制するとともに、全国において不動産の適正管理の推進が可能となる。
	比較	我が国は既に人口減少社会を迎えており、2015年（平成27年）以降は世帯数も減少すると予測されており、空き地・空き家の発生が今まで以上に増加する恐れがある。このため、問題が深刻化する前に対策を促進することで、全国で不動産の適正管理が推進され、適正かつ合理的な土地利用を図ることが可能となり、費用に見合った効果が得られると推測する。

代替案	概要	都道府県または市区町村がそれぞれ独自に地域ごとの空き地・空き家等の不動産の適正管理のための検討を行う。
	費用	自治体により財政事情等が異なるため総額は推計できないが、自治体が独自に検討することは費用的にも非効率である。 また、自治体によっては財政事情やノウハウ・人材不足等により検討が先送りされる、または検討できないところもあると推測される。
	効果	自治体の財政事情等により検討が先送りされる、または検討がなされない自治体においては、空き地・空き家の増加等の問題がさらに拡大する恐れが強い。
	比較	総費用と総効果の推計はできないが、検討の実施の有無により、不動産の適正管理がなされる自治体となされない自治体が発生し、人口減少社会の到来を踏まえた適正かつ合理的な土地利用を図ることができない。
	本案と代替案の比較	本案と代替案を比較すると、代替案では自治体により適正管理の検討を実施するところと実施しないところがあり、費用に見合った効果が出ないことから、本案の方が効率的である。
施策等の有効性		<p>①対象施策等の効果 本施策の実施により、全国の空き地・空き家の増加を抑制するとともに、全国において不動産の適正管理の推進が可能となる。</p> <p>②関連する業績指標等との関係 本施策の実施により、これまで欠けていた「不動産の適正管理」が具備されることから、周辺環境の悪化等の問題の解決とそれに伴う不動産の利用促進という効果が予測される。</p> <p>このため、本施策は関連する業績指標である「低・未利用地の面積」の目標値13.1万ha（目標年度：平成25年度）の達成に欠かせない施策である。</p>
その他特記すべき事項		<p>○本施策は、国土審議会土地政策分科会企画部会報告「土地政策の中長期ビジョン（国民生活を豊かにする不動産のあり方ビジョン）」（平成21年7月2日）において、「3. 新たな政策課題と対応（2）守るべき不動産価値の保全—不動産の適正管理等の推進—」に記載されている。</p> <p>○平成25年度政策チェックアップ（平成26年度実施）により事後評価を実施。</p>

【No. 37】

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	不動産市場の活性化のための情報基盤の構築		
担当課	土地・水資源局 土地市場課	担当課長名	課長 田村 計
施策等の概要	<p>透明性の高い不動産市場を形成するため、不動産に関わる多様な主体に対し、不動産情報を分かりやすく使いやすい形で提供する情報基盤（不動産情報の総合データベース）を構築する。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：147百万円】</p>		
施策等の目的	国民が安心して不動産取引を行うことができるようになると、国内外の中長期的な投資資金を日本の不動産市場に呼び込むことが必要とされている。このため、適切な不動産情報を分かりやすく使いやすい形で提供する。		
政策目標	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
施策目標	3.4 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する		
業績指標	—		
検証指標	不動産情報の総合データベースのホームページへのアクセス件数		
目標値	従来よりもより多いアクセス件数（具体的な目標値は平成22年3月までに検討を行う。）		
目標年度	平成26年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>本来不動産に関わる多様な主体にとって必要とされる不動産情報が適切に提供されるべきであるが、不動産投資に関する情報インフラが不十分であることや、取引価格や土地の安全性（土壤汚染、災害履歴等）、環境価値の高い不動産等に関する情報の不足が指摘されている。</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>不動産投資に関する情報インフラの整備や、不動産に関わる多様な主体にとって、分かりやすく使いやすい形での不動産情報の提供が不十分である。</p> <p>iii 課題の特定</p> <p>不動産に関わる多様な主体にとって、分かりやすく使いやすい形で不動産情報が提供されるための情報基盤の整備が必要である。</p> <p>iv 施策等の具体的内容</p> <p>不動産に関わる多様な主体に対して不動産情報に関するニーズ把握を行った上で、不動産に関わる多様な主体が適切な不動産情報を得られるよう、不動産情報を分かりやすく使いやすい形で提供する情報基盤（不動産情報の総合データベース）を構築する。</p>		

	社会的ニーズ	投資家に対するアンケートでは、投資家が求める環境整備として、「不動産投資に関する情報インフラ整備」が上位に挙げられており、上場企業等に対するアンケートでは、取引価格や土地の安全性（土壤汚染、災害履歴等）、環境価値の高い不動産等に関する情報の不足が指摘されている。 よって、本施策は社会や国民等のニーズに適している。
	行政の関与	情報提供者の理解と協力を促進しつつ、不動産に関わる多様な主体が必要とする不動産情報の提供を行うためには行政による一元的な関与が必要不可欠である。
	国の関与	不動産情報は全国民に対して等しく提供されるべきであるから、国による一元的な関与が必要不可欠である。
	施策等の効率性	本施策により、不動産情報の総合データベースを構築することで、不動産市場の透明性が向上し、不動産市場の活性化が図られる。このため、データベースの構築に要する費用に見合った効果が得られると推測する。
本案	費用	本施策は、平成22年度は予算147百万円で、不動産情報の総合データベースの構築を実施することを予定している。
	効果	本施策により、不動産に関わる多様な主体が適切な不動産情報を得られることで、不動産市場の透明性が向上し、不動産市場の活性化を促進する。
	比較	現在、不動産投資に関する情報インフラが不十分であることや、取引価格や土地の安全性（土壤汚染、災害履歴等）、環境価値の高い不動産等に関する情報の不足が指摘されている。このため、不動産情報の総合データベースを構築することで、不動産市場の透明性が向上し、不動産市場の活性化が図られることで、費用に見合った効果が得られると推測する。
代替案	概要	各民間企業・団体・自治体等がそれぞれ独自に不動産情報を提供するための検討を行う。
	費用	各民間企業・団体・自治体により財政事情等が異なるため総額は推計できないが、各々が独自に検討することは費用的にも非効率である。
	効果	各民間企業・団体・自治体によっては財政事情やノウハウ・人材不足等により不動産情報の提供ができないところもあると推測され、その場合は、不動産市場の透明化が進まない恐れが高い。
	比較	総費用と総効果の推計はできないが、不動産情報の提供が不十分である場合には、不動産市場の透明化を図ることができない。
本案と代替案の比較		国において本案を実施しない場合は、民間企業・団体・自治体等が独自に実施することになるが、同じ不動産情報が複数の主体から提供されることなど非効率が発生する。一方、本案を実施した場合は、国が一元的に情報基盤を構築することで、不動産情報が全国民に対して等しく、また、分かりやすく使いやすい形で提供されるため、効果が大きくなり、効率的である。
施策等の有効性	①対象施策等の効果	本施策により、不動産に関わる多様な主体が適切な不動産情報を得られることから、不動産市場の透明性が向上する。
	②関連する業績指標等との関係	

	本施策を新たに実施することで、施策目標である「不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備の推進」に寄与することが見込まれる。
その他特記すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・国土審議会土地政策分科会企画部会で平成21年7月2日に取りまとめられた「土地政策の中長期ビジョン」において、豊かな国民生活の実現に向けて不動産の利用価値を高めていくため、国民が安心して不動産取引を行うことができるようになるとともに、国内外の中長期的な投資資金を日本の不動産市場に呼び込むことが重要であり、これを実現するためには、利用者が適切に利活用でき、様々な情報ニーズにも対応できる、分かりやすく使いやすい形で情報を提供する情報基盤（不動産情報の総合データベース）を構築していくことが必要とされたところである。 ・平成26年度に事後検証シートにより事後評価を実施

【No. 38】

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	建設業と地域の相互発展促進事業の実施		
担当課	総合政策局 建設産業振興室	担当課長名	室長 藤井 賢一
施策等の概要	建設業が、行政とのパートナーシップ等の下、地域のニーズに対応した他産業分野・建設関連分野への活動領域の拡大や除雪・災害応急復旧等これまで担ってきた活動領域の維持を行う場合に、その事業の立ち上げを支援し、普及・啓発する。（予算関係）【予算要求額：320 百万円】		
施策等の目的	建設業が、行政とのパートナーシップ等の下、地域のニーズに対応した他産業分野・建設関連分野への活動領域の拡大や除雪・災害応急復旧等これまで担ってきた活動領域の維持を行う場合に、その事業の立ち上げを支援し、普及・啓発することで、経営基盤の強化と地域の持続的発展を図る。（建設業と地域の相互発展）		
政策目標	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
施策目標	35 建設市場の整備を推進する		
業績指標	199 建設業の活力回復に資するモデル的な取組の創出件数		
検証指標	—		
目標値	400 件		
目標年度	平成21年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>＜目標＞</p> <p>エンドユーザーである国民に対し、対価に応じて最も高い価値を有する建設生産物を提供すること。地域の基幹産業として地域の雇用・経済に寄与すること。</p> <p>＜現状＞</p> <p>昨今の厳しい経営環境により、建設企業の経営基盤が揺らいでおり、建設生産物の品質の低下が懸念されるとともに、地域の活力低下を招いている。</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>建設産業は単品・受注産業であるため、元々受注の波の影響を受けやすい産業であるが、中長期的な建設投資の減少によって本業のみでは企業経営に行き詰まるケースが増加している。また、基幹産業である建設業の活力低下は、地域の雇用・経済に直接的に打撃を与えている。</p> <p>iii 課題の特定</p> <p>今後、建設投資の大幅な増加が見込めない中にあっては、やる気のある企業が本業以外の分野で収益の柱を確立し、安定した経営を行える体質に変えていくことが、建設生産物の品質の確保と地域の活力回復に当たって必要な課題である。</p> <p>iv 施策等の具体的な内容</p> <p>建設業が、行政とのパートナーシップ等の下、地域のニーズに対応した他産業分</p>		

	野・建設関連分野への活動領域の拡大や除雪・災害応急復旧等これまで担ってきた活動領域の維持を行う場合に、その事業の立ち上げを支援し、普及・啓発する。	
社会的ニーズ	全産業の就業者の約1割を抱える地域の基幹産業である建設業の活力の低下は、地域の雇用・経済に与える影響が大きいことから、本施策の実施により、建設業の経営基盤の強化を図るものである。また、建設企業の有する人材、機材、ノウハウ等を生かして、地域のニーズへの担い手不足を解消し、地域の持続的発展を目指すものである。よって、社会的ニーズが高い。	
行政の関与	本施策は、国民生活や産業活動を支える根幹的な基盤である建設生産物の品質の確保を目的とするものである。また、建設業の活力低下とこれに伴う地域経済の活力低下は我が国の国民生活や産業活動に関する重要な課題である。このため、行政の関与が必要である。	
国の関与	本施策は、国民生活や産業活動を支える根幹的な基盤である建設生産物の品質の確保を目的とするものである。また、建設業の活力低下とこれに伴う地域経済の活力低下が全国的な課題となっている。このように、特定の地域に偏在する課題ではなく、国としての共通の課題に対処するために講じるものであり、国が関与する必要がある。	
施策等の効率性		
本案	費用	国費：320百万円（平成22年度予算要求額） ・建設業が、行政とのパートナーシップ等の下、地域のニーズに対応した他産業分野・建設関連分野への活動領域の拡大や除雪・災害応急復旧等これまで担ってきた活動領域の維持を行う場合における事業の立ち上げ費用、その成果を普及・啓発する費用。
	効果	行政とのパートナーシップ等によって、潜在的に見込まれる地域のニーズを新たなビジネスチャンスとして顕在化させる効果。
	比較	事業の立ち上げ費用に限定して支援するものであるが、その効果としては、事業立ち上げ後の事業者の自律的な取組による事業創出効果が期待される。また、こうした先導的な取組を普及・啓発することにより、全国的な波及効果が期待される。このため、費用対効果が大きい。
代替案	概要	個別の建設企業の自助努力による活動領域の拡大
	費用	国費なし
	効果	行政とのパートナーシップ等があることにより顕在化するであろう効果が得られない。
	比較	国費を必要としないが、効果もないで効率的ではない。
本案と代替案の比較	本案は、国費を必要とするが、投じる国費以上の事業創出効果が見込まれる。代替案は国費を必要としないが、その分本案で期待される事業創出効果も得られない。よって本案の方が代替案と比較して効率的である。	

施策等の有効性	<p>① 本施策を行うことにより、行政とのパートナーシップ等によって、潜在的に見込まれる地域のニーズを新たなビジネスチャンスとして顕在化させる効果が予測される。</p> <p>② これにより、建設業の活力回復に資するモデル的な取組を創出することが見込まれる。</p>
その他特記すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外部要因 建設投資の動向 ○ 平成22 年度政策チェックアップ結果評価書において事後検証を実施 (なお、業績指標 199については、今後目標年度を延長して更新し、更新後に事後評価を実施予定。)

【No. 39】

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	建設業の施工力の強化		
担当課	総合政策局 建設市場整備課	担当課長名	課長 松本 大樹
施策等の概要	<p>建設業の施工力を強化するため、本年度では新たに以下の取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設業の企業間取引を標準化・電子化する業界唯一の取組である CI-NET などの IT の普及促進に向けた導入検討費用の支援等を行い、その成果を普及・啓発する。（予算関係）【予算要求額：50 百万円】 ・施工現場において、元請・下請の連携による建設技能の確保・維持を図る体制確立に向けた先導的な取組に対して支援し、その成果を普及・啓発する。（予算関係）【予算要求額：50 百万円】 		
施策等の目的	<p>建設業の施工力は、経営力、企業力、人材力に基づくものである。しかしながら、建設投資の急激な減少や競争の激化により、企業の経営状況は厳しさを増しており、経営基盤が揺らいでいる。また、経営環境の悪化は労働条件の更なる悪化を招き、少子高齢化も相まって人材の確保・育成が一層困難な状況となっている。この結果として、建設業の施工力が低下し、建設生産物の品質の低下が懸念されているところである。</p> <p>こうした状況を踏まえ、本施策の実施により、企業の経営力、企業力、人材力を向上させ、建設産業全体の施工力の強化を図ることを目的とする。</p>		
政策目標	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
施策目標	35 建設市場の整備を推進する		
業績指標	199 建設業の活力回復に資するモデル的な取組の創出件数 202 建設技能労働者の過不足状況（①不足率、②技能工のD.I.）		
検証指標	—		
目標値	199 400 件 202① 1.2% 以下 202② 30 ポイント以下		
目標年度	199 平成21年度 202① 平成23年度 202② 平成23年度		

	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p><目標></p> <p>エンドユーザーである国民に対し、対価に応じて最も高い価値を有する建設生産物を提供すること。</p> <p><現状></p> <p>昨今の厳しい経営環境により、建設企業の経営基盤が揺らいでおり、建設生産物の品質の低下が懸念されている。</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>昨今の厳しい経営環境により、各建設企業の経営基盤が揺らいでおり、建設業の経営力・企業力が低下している。また、技術者・技能者の賃金や労働環境等、労働条件の更なる悪化を招き、少子高齢化と相まって、人材の確保・育成が一層困難な状況となっており、建設業の人材力が低下している。</p> <p>これらにより、建設業の施工力が低下していることが原因である。</p> <p>iii 課題の特定</p> <p>こうした施工力の低下を防ぐためには、個別企業による自助努力だけでは困難であり、元請・下請が連携して、IT導入の促進による経営力・企業力の強化、建設技能の確保・維持による人材力の強化を図ることが、建設生産物の品質を確保する上で必要な課題である。</p> <p>iv 施策等の具体的な内容</p> <p>建設業の施工力の強化を図るため以下の取り組みを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営力・企業力の強化：建設業の企業間取引を電子化するCI-NET導入に向け、元請・下請を含む相当数以上の企業が協議会を設置し、共同して、試験的導入、効果及び課題の検討を行う取組等を支援する。 ・ 人材力の強化：元請・下請が連携し、施工現場において技術者・熟練技能者等による若年労働者に対する教育訓練等を行う先導的な取組を支援し、広く普及・啓発を図る。
社会的ニーズ	本施策は、建設業の施工力を強化し、国民生活や産業活動を支える根幹的な基盤である建設生産物の品質の確保を図るものであるため、社会的ニーズが高い。
行政の関与	本施策は建設業の施工力を強化し、国民生活や産業活動を支える根幹的な基盤となる建設生産物の品質の確保を図るものである。建設生産物の品質の低下を回避することは、我が国の国民生活や産業活動全体に関わる重要な課題であるため、行政が関与する必要がある。
国の関与	本施策は建設業の施工力を強化し、国民生活や産業活動を支える根幹的な基盤となる建設生産物の品質の確保を図るものであるため、特定の地域に偏在する課題ではなく、国としての共通課題に対処するために講じるものであり、国が関与する必要がある。
施策等の効率性	

本案	費用	<p>国費：100百万円（平成22年度予算要求額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CI-NET導入に向けた検討費用の一部に対して支援を行い、その成果を普及・啓発するための費用、CI-NETの導入に対する理解を深める体験講習会を開催するための費用 ・元請・下請が連携した施工現場での建設技能の確保・維持を図る取組の検討費用の一部に対して支援を行い、その成果の普及・啓発を図るための費用
	効果	<p>経営力・企業力・人材力の強化に対し、それぞれ以下のような効果が期待される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CI-NETの普及による企業間取引・業務の効率化及び受注機会の増加 ・施工現場での技能承継が促進されることによる生産性の向上及び建設生産物の品質・安全の確保
	比較	<p>CI-NET導入の検討費用及び元請・下請の連携による建設技能の確保・維持を図る取組の検討費用の一部を支援するものであるが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CI-NETを一度導入すれば、継続的に企業間取引及び業務の効率化が図られる ・建設技能の確保・維持を図る体制が一度確立されれば、継続的に円滑な技能承継が図られる <p>といった効果が期待される。</p> <p>また、こうした先導的な取組を普及・啓発することによる全国的な波及効果が期待される。このため、費用対効果が大きい。</p>
代替案	概要	個別の企業による電子商取引システムの導入・構築及び技能習得訓練の実施
	費用	国費なし
	効果	元請・下請が連携すれば解決するであろう課題が解決されず、よって、その効果も期待できない。
	比較	国費を必要としないが、効果もない効率的ではない。
本案と代替案の比較		本案は、国費を必要とするが、投じる国費以上にCI-NETの普及による企業間取引・業務の効率化及び受注機会の増加、施工現場での技能承継が促進されることによる生産性の向上及び建設生産物の品質・安全の確保の効果が期待できる。代替案は国費を必要としないが、その分本案で期待される効果が得られない。よって本案の方が代替案と比較して効率的である。
施策等の有効性		<p>①本施策の実施により、企業の自助努力のみではなかなか進まなかった、IT導入や建設技能の確保・維持を図る体制が確立される。その結果、経営力、企業力、人材力に基づく建設産業全体の「施工力」の強化が図られる。</p> <p>②これにより、建設業の活力の回復に資するモデル的な取組の創出件数が増加するとともに、建設技能労働者の不足状況の解消（業績指標）が見込まれる。</p>
その他特記すべき事項		<ul style="list-style-type: none"> ○建設業IT導入支援は、IT戦略本部において作成された重点計画2008に位置づけられた施策であり、CI-NETを利用したEDIの普及促進を積極的に図るものとする。 ○外部要因 建設投資の動向 ○平成22年度政策チェックアップ結果評価書において事後検証を実施 (なお、業績指標199については、今後目標年度を延長して更新し、更新後に事後評価を実施予定。)

【No. 40】

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	都市部官民境界基本調査の創設		
担当課	土地・水資源局 国土調査課	担当課長名	課長 石川 佳市
施策等の概要	<p>都市部で民間開発等が行われ地積測量図が多く提出されている地域、もしくは今後民間開発等が活発に行われる可能性のある地域において、官民の境界を地籍調査に先行して確認する調査を実施する。（予算関係）</p> <p>【予算要求額 1,190百万円】</p>		
施策等の目的	都市部における地籍調査の進捗率は20%と低位であり（平成20年度末）、このような状況を改善するため、官民の境界情報を調査し、都市部における地籍整備の推進を図ることを目的とする。		
政策目標	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
施策目標	3.7 地籍の整備等の国土調査を推進する		
業績指標	<p>20.7 地籍が明確化された土地の面積 (平成22年度以降の業績指標については目標値等の見直しを行った上で、引き続き評価を行う予定)</p>		
検証指標	—		
目標値	(158千km ²)		
目標年度	(平成21年度)		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ 都市部においては平成20年度末までに約2,500km²（都市部全体の20%）しか地籍調査が実施されておらず、地籍整備の遅れが顕著である。</p> <p>ii 原因の分析 都市部では、土地が細分化され、権利関係が複雑で境界の確認に困難を伴う場合が多い等の理由から、他の地域に比べ調査に多くの費用と時間を要する。</p> <p>iii 課題の特定 都市部における地籍の明確化を進めるためには、比較的簡易に一定の効果を得ることができる調査手法を導入し、未調査地域を迅速に解消していく新たな方策の導入が必要である。</p> <p>iv 施策等の具体的な内容 国土調査法に基づく基本調査として国が官民境界調査を地籍調査に先行して実施する。</p>		
社会的ニーズ	地籍の明確化は、土地取引の円滑化等に資するものであり、地籍整備のために実施する当該施策は社会・国民的ニーズに合致する。		
行政の関与	地籍整備は、土地に関する基礎的情報を整備する極めて公共性が高い事業であり、行政の関与が不可欠である。		

	国との関与	官民境界の情報は、都市部において地籍調査を実施する際の基礎的な情報であり、基本調査として国が早期に整備することが必要である。また、特に土地取引等が多い地域においては、街づくりなど土地の有効活用に支障が生じるおそれが多く、国の主要課題である都市再生を進めるうえでも、国が主導的役割を果たす必要がある。
	施策等の効率性	本施策の実施により、官民の境界情報が広範囲で明らかになることから、境界トラブルの軽減等が図られる。また、官民境界の情報の整備により、当該情報に整合した民間の測量成果が作成されることから、当該成果を活用し、後続の地籍調査の効率化・コスト削減を図ることができる。
本案	費用	D I D（人口集中地区）約40km ² の官民の境界情報を地籍調査に先行して整備するのに要する経費 1,190百万円（約30百万円／km ² ）（平成22年度予算概算要求）
	効果	官民境界の情報が広範囲で明らかになることにより、境界トラブルの軽減等が図られる。
	比較	境界情報の明確化により、土地取引等の円滑化に資することから、調査に要した費用の効果の発現が見込まれるため効率的であるといえる。
代替案	概要	官民境界だけでなく、民民の境界まで確認する通常の地籍調査を実施する。 (D I Dでの地籍調査：約60百万円／km ²)
	費用	通常の地籍調査の場合、民間測量成果を活用した効率的な調査の実施が見込めないことから、調査に要する費用は割高となる。
	効果	都市部における地籍調査は実施そのものが難しく、調査着手が困難である。よって、地籍が明確になる地域は限定され、境界トラブルの発生のおそれがある土地が多く存在することになるため、土地の有効活用に支障が生じる。
	比較	都市部で地籍調査を実施する場合、調査着手が進まず、境界トラブルの軽減等の効果が低くなることから、効率的であるとはいえない。
本案と代替案の比較		代替案に比べ本案は、広範囲で境界トラブルの軽減等を図ることができる。また、都市部においては、街区外周の情報のみでも民間開発等に有効活用できることから、本案の成果は都市再生にも資するものである。さらに、本案の成果に整合して作成される民間測量成果を活用することで、通常の地籍調査を効率的に実施することができ、コスト削減にもつながることから、代替案に比べ本案の方が効率的であるといえる。
施策等の有効性		本施策等の実施により、D I Dのうち特に地籍の明確化の緊急性が高い地域について、公有地と民有地の境界情報を明らかにすることが可能であり、都市部における地籍整備を進めるうえで有効な施策であり、業績指標の達成に寄与することが見込まれる。
その他特記すべき事項		「経済財政改革の基本方針2009」（平成21年6月23日閣議決定） ・地籍整備を推進する 平成23年度政策チェックアップ（平成24年度実施）により事後評価を実施 (平成22年度以降の業績指標については目標値等の見直しを行った上で、引き続き評価を行う予定)

【No. 41】

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	都市再生街づくり支援調査の創設		
担当課	土地・水資源局 国土調査課	担当課長名	課長 石川 佳市
施策等の概要	<p>駅周辺部や中心市街地等の街づくりが進められている地域において、今後実施する公共事業等の円滑化を目的に、当該地域における土地境界情報の整備に対する支援を行う。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：2,500百万円】</p>		
施策等の目的	<p>土地の境界を明確化する必要性が高い地域において、基礎的な境界情報を整備するために必要となる作業経費を補助することで、後に実施される公共事業等の円滑な進捗を図るとともに、当該成果及び後に実施される公共事業等の測量成果等を活用し、国土調査法第19条5項指定等により登記所備付地図の整備を進めることで、効率的に地籍の整備を進める。</p>		
政策目標	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
施策目標	3.7 地籍の整備等の国土調査を推進する		
業績指標	<p>20.7 地籍が明確化された土地の面積 (平成22年度以降の業績指標については目標値等の見直しを行った上で、引き続き評価を行う予定)</p>		
検証指標	—		
目標値	(158km ²)		
目標年度	(平成21年度)		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ 都市部においては平成20年度末までに約2,500km²（都市部全体の20%）しか地籍調査が実施されておらず、地籍整備の遅れが顕著である。</p> <p>ii 原因の分析 都市部では、土地が細分化され、権利関係が複雑で境界の確認に困難を伴う場合が多い等の理由から、他の地域に比べ調査に多くの費用と時間を要する。</p> <p>iii 課題の特定 都市部において境界明確化の必要性の高い地域から効率的に境界情報を整備するためには、公共事業等の実施が予定されている地域等において、事業開始前に境界情報が整備されるよう支援し、その成果を活用して効率的に地籍を整備する必要がある。</p> <p>iv 施策等の具体的な内容 境界明確化の必要性の高い地域において、基礎的な境界情報の整備に要する経費を補助する。</p>		

社会的ニーズ	地籍の明確化は、土地取引の円滑化等に資するものであり、地籍整備のために実施する当該施策は社会・国民的ニーズに合致する。
行政の関与	地籍整備は、土地に関する基礎的情報を整備する極めて公共性が高い事業であり、行政の関与が不可欠である。
国の関与	中心市街地等における街づくりなど、国の主要課題である都市再生を促進するためには、土地境界情報の整備は不可欠であることから、国において実施する必要がある。
施策等の効率性	公共事業等の実施が予定されている地域において、あらかじめ境界情報を整備することにより、後に公共事業等を実施する際、権利調整に追加的な時間、コストをかけることなく、円滑に事業を進めることができる。さらに当該公共事業等の測量成果等を活用し、効率的に地籍の整備を進めることができる。
本案	費用 事業費 約55億円（国費 25億円）（平成22年度予算概算要求）
	効果 土地境界情報整備面積 約125km ²
	比較 1km ² あたり4,400万円の事業費（国費 2,000万円）で基礎的な土地境界情報を整備することができ、当該地域における公共事業等の円滑化に資することから、費用以上の効果が見込まれるため効率的であるといえる。
代替案	概要 DIDIにおける地籍調査の実施
	費用 約30億円（約6千万円／km ² × 約50km ² ）（国費 約15億円）
	効果 土地境界情報の整備面積 約50km ²
	比較 土地境界情報を整備するためには、1km ² あたり約6,000万円の事業費（国費 約3,000万円）がかかるとともに、調査完了までに多大な時間を要することから、効率的であるとはいえない。
本案と代替案の比較	本案は代替案より安価に基礎的な土地境界情報を整備できる。さらに1年間で調査できる面積も2.5倍になるため、都市部における基礎的な土地境界情報の整備が進捗するものであり、代替案に比べ本案の方が効率的であるといえる。
施策等の有効性	本施策により、年間約125km ² の面積について基礎的な土地境界情報が整備されることがから、都市部における地籍整備を進めるうえで有効な施策であり、業績指標の達成に寄与することが見込まれる。
その他特記すべき事項	「経済財政改革の基本方針2009」（平成21年6月23日閣議決定） ・地籍整備を推進する 平成23年度政策チェックアップ（平成24年度実施）により事後評価を実施。 (平成22年度以降の業績指標については目標値等の見直しを行った上で、引き続き評価を行う予定)

【No. 42】

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	山村境界基本調査の創設		
担当課	土地・水資源局 国土調査課	担当課長名	課長 石川 佳市
施策等の概要	<p>山村部において、土地の境界に詳しい者が存在するうちに境界情報を保全し、後続の地籍調査に有効に活用できるようにするとともに、境界情報の管理や測量を容易にする補助基準点を設置する。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：201百万円】</p>		
施策等の目的	山村部において急速に失われつつある境界情報を保全し、補助基準点を設置することで、山村部におけるその後の地籍調査の円滑化を図る。		
政策目標	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
施策目標	3.7 地籍の整備等の国土調査を推進する		
業績指標	<p>20.7 地籍が明確化された土地の面積 (平成22年度以降の業績指標については目標値等の見直しを行った上で、引き続き評価を行う予定)</p>		
検証指標	—		
目標値	(158千km ²)		
目標年度	(平成21年度)		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ 山村部においては平成20年度末までに41%しか地籍調査が実施されておらず、他の地域と比べても調査の遅れが顕著である。</p> <p>ii 原因の分析 山村部では土地所有者の高齢化や不在化が進んでおり、地籍調査の実施そのものが難しくなっている。</p> <p>iii 課題の特定 地籍調査未実施の山村部は10万km²と膨大にあることから、簡易な手法を用いて広範囲で境界情報を保全し、後続の地籍調査を効率的に実施する必要がある。</p> <p>iv 施策等の具体的な内容 土地の境界に詳しい者の踏査により、山村部の境界情報を保全するとともに、境界情報の管理や測量を容易にする補助基準点を設置する。</p>		
社会的ニーズ	地籍の明確化は土地取引の円滑化等に資するものであり、地籍整備のために実施する当該施策は、社会・国民のニーズに合致する。		
行政の関与	地籍整備は、土地に関する基礎的情報を整備する極めて公共性が高い事業であり、行政の関与が不可欠である。		

	国の関与	全国の地籍整備を計画的に実施することは国の責務であり、山村部における地籍調査を市町村等が円滑に実施できるよう、市町村等の負担を軽減する措置を国が主導的に講じることが必要である。
	施策等の効率性	本施策の実施により、将来の地籍調査を円滑かつ効率的に実施することが可能になる。
本案	費用	山村部約110 km ² において、境界に関する情報の保全及び補助基準点の設置を行うのに要する費用 201百万円 (平成22年度予算概算要求)
	効果	保全した境界情報や補助基準点を用いることで、後続の地籍調査事業を市町村等が円滑に実施すること可能。
	比較	作業の円滑化・効率化等により、山村部における地籍調査を実施しやすくなることから、調査の大幅な促進が見込まれるため効率的であるといえる。
代替案	概要	情報の保全を事前に行わず、通常の地籍調査を実施する。
	費用	土地所有者の高齢化等に伴い、境界の確認が困難になることから、作業を実施する時期が遅れるほど、費用や手間が増加する。
	効果	情報保全が行われていないため、現地における境界の確認ができなくなり、将来山村部では地籍調査を実施できなくなることが懸念される。
	比較	地籍調査実施の際に費用と手間が増加し、調査実施自体が困難になるおそれがあることから、将来にわたって山村部での地籍整備を促進するためには、効率的であるとはいえない。
本案と代替案の比較		地籍調査未実施の山村部が膨大であることを考えると、早期に情報の保全を図ることで、後続の地籍調査を円滑かつ効率的に実施できることから、代替案に比べ本案の方が効率的であるといえる。
施策等の有効性		後続の地籍調査において簡易な機器による境界測量が可能になるなど、後続の地籍調査のコスト削減を図り、山村部の地籍調査の確実な推進（業績指標）を図ることができ大きな効果が見込まれる。
その他特記すべき事項		「経済財政改革の基本方針2009」 (平成21年6月23日閣議決定) ・ 地籍整備を推進する 平成23年度政策チェックアップ（平成24年度実施）により事後評価を実施。 (平成22年度以降の業績指標については目標値等の見直しを行った上で、引き続き評価を行う予定)

【No. 43】

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	集落生活安定化へ向けた中間支援業務の普及促進モデル事業の創設		
担当課	国土計画局総合計画課	担当課長名	課長 川上征雄
施策等の概要	<p>地縁団体が行う集落の住民生活の安定に係る取組に対して、専門的なアドバイザーやリーダーとなる人材を派遣して支援するため、地縁団体の取組を支援する組織（中間支援組織）をモデル的に複数選定し、これら複数の中間支援組織による、人材の募集、育成、地縁団体とのマッチングまでの一体的な実施と、育成のための研修カリキュラム、テキストなどの開発に対する支援を行い、その成果を検証することにより効果的な中間支援業務のあり方を検討する。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：70百万円】</p>		
施策等の目的	中間支援組織が行う支援業務の効果的な手法の開発を行うとともに、本事業で得られた成果が本事業実施主体に蓄積されることを通じて、中間支援組織としての機能を担うべき主体の育成・定着を図り、もって、地縁団体が行う集落の住民生活の安定に係る取組への支援を円滑に実施することを目的とする。		
政策目標	10 國土の総合的な利用、整備及び保全、國土に関する情報の整備		
施策目標	40 総合的な國土形成を推進する		
業績指標	一		
検証指標	モデル事業を実施した中間支援組織による人材支援業務の定着度		
目標値	モデル事業を実施した中間支援組織の過半で、モデル事業終了後も人材支援業務が実施されること		
目標年度	平成25年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>地縁団体が集落における住民生活の安定に中心的な役割を果たすためには、リーダーとして地域の人々を牽引したり、専門的な知識を有して適切な方向に導くことができる人材が必要であるが、現状では、地縁団体にそのような人材が不足している。</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>人口減少・高齢化により地域内に適切な人材がないほか、地域外から人材を募集しても地域のニーズとうまくマッチングしない。また、地縁団体に対する人材支援を行う機能が期待されている中間支援組織が十分な役割を果たせていない。</p> <p>iii 課題の特定</p> <p>集落における生活安定のために中心的な役割を果たすべき地縁団体に対して、地元ニーズにマッチした質の高い人材を外部から派遣するといった支援を効果的に実施する必要がある。</p>		

	iv 施策等の具体的内容
	中間支援組織をモデル的に複数選定し、これら複数の中間支援組織による、人材の募集、育成、地縁団体とのマッチングまでの一体的な実施と、育成のための研修カリキュラム、テキストなどの開発に対する支援を行い、その成果を検証することにより効果的な中間支援業務のあり方を検討する。
社会的ニーズ	地方再生戦略（平成20年12月19日改定 地域活性化統合本部会合）において、地域を活性化させるには人材力の強化が必要であることが謳われている。また、国土形成計画（全国計画）（平成20年7月4日 閣議決定）においても、地域の整備に関する基本的な施策の一つとして、地域外部の人材の誘致が掲げられているところ。
行政の関与	住民の集落生活の安定を図ることは本来的に行政の役割であり、本施策は、このような取組を新たな公の考え方の下で地縁団体が行う場合に人材の側面から支援するものであることから、行政の関与は不可欠である。
国の関与	外部人材の募集は行政界の枠を超えて実施する必要があり、また、地方再生戦略においても、政府の役割として人材力強化に向けた支援を位置づけている。
施策等の効率性	
本案	費用 70百万円（平成22年度予算要求額）。
	効果 施策の実施により、中間支援組織がモデル的に人材支援業務に取り組み、課題や効果的・効率的に実施する方法等が明らかとなり、業務の立ち上がり期の不安が解消される。
	比較 直接的な支出であるモデル事業を実施した中間支援組織だけでなく、他の中間支援組織にも人材支援業務が普及・定着するといった波及効果が期待でき、中間支援組織を中心として自立的な人材支援が可能となる。
代替案	概要 本施策を実施せず、地縁団体が個々に人材を募集し、それを地方公共団体が個々に支援する。
	費用 個々の取組を試行錯誤で実施するため重複して問題が発生し、その解決の費用が多大となる可能性があるほか、個々の対応では、適切な人材のマッチングができず、集落機能の維持が困難となる場合が生じ、結果として住民の生活の保障のために係る費用が多大となる可能性がある。
	効果 地縁団体、地方公共団体がそれぞれ試行錯誤をしながら人材募集、育成等を行うこととなり、人材のマッチングができるかどうかは個々の対応による。
	比較 地縁団体、地方公共団体がそれぞれ試行錯誤しながら人材募集、育成等を行っていくこととなるため、取組の重複といった非効率な問題が発生する可能性があり、さらに地元ニーズに合った人材が確保できない可能性がある。
本案と代替案の比較	地縁団体における人材強化に向けて、代替案では、地縁団体や地方公共団体がそれぞれ試行錯誤しながら人材募集、育成等を実施するため全体として非効率であり、効果も一部にとどまるのに対して、本案ではモデル的な取組を進めることで中間支

	援組織による自立的な人材支援業務の定着が図られることから、本案の実施が効率的である。
施策等の有効性	<p>施策の実施により、中間支援組織がモデル的に人材支援業務に取り組み、課題や効果的・効率的に実施する方法等が明らかとなり、業務の立ち上がり期の不安が解消される。</p> <p>これにより、モデル事業を実施した中間支援組織において人材支援業務が定着する。</p>
その他特記すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・地方再生戦略（平成20年12月19日改定 地域活性化統合本部会合）において、地域を活性化させるには人材力の強化が必要であることが謳われている。 ・国土形成計画（全国計画）（平成20年7月4日 閣議決定）においても、地域の整備に関する基本的な施策の一つとして、地域外部の人材の誘致が掲げられるとともに、中間的な支援組織の必要性が謳われている。 ・平成25年度に事後検証シートにより事後検証を実施。検証指標等は今後、変更になる可能性がある。（平成22年3月までに検討する予定）

【No. 44】

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	広域地方計画推進交付金（仮称）の創設		
担当課	国土計画局調整課	担当課長名	課長 岩崎 泰彦
施策等の概要	複数都道府県が連携・協力して取り組む広域の活動を支える基盤整備等への支援を強化するため、広域地方計画推進交付金（仮称）を創設する。（予算関係） 【予算要求額：40,000百万円】		
施策等の目的	広域地方計画の策定（平成21年8月）を受け、複数都道府県が連携・協力して取り組む広域的な観光活性化や物流円滑化のための基盤整備等の支援を強化し、各広域ブロックの自立・成長に向けた戦略目標の実現を図る。		
政策目標	10 國土の総合的な利用、整備及び保全、國土に関する情報の整備		
施策目標	40 総合的な国土形成を推進する		
業績指標	—		
検証指標	広域地方計画を具体化するために地方が連携して定める観光活性化等の計画の目標の達成状況		
目標値	広域地方計画を具体化するために地方が連携して定める観光活性化等の計画の目標の達成が図られること		
目標年度	平成26年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律に基づき、広域的な人や物の流れを活発にすることを通じた地域活性化を図る制度として平成19年度に地域自立・活性化交付金が創設され、これまで38都府県75地域で活用されており、都府県内の拠点間のアクセス強化などにより広域的地域活性化に寄与してきたものの、複数都道府県が一体となって計画を作成し、相互に連携・協力して事業を実施するには至っていない。		
	<p>ii 原因の分析</p> 都道府県を交付対象とする現行制度を活用して、地域の自主性・裁量性を活かした取組が進められているものの、複数都道府県が連携・協力して広域の活動を支える基盤整備等に取り組むためのインセンティブが弱い。		
	また、直接の交付対象が都道府県のみとなっており、地方の経済団体など広域的地域活性化の推進に当たって中心となりうる組織に対して直接支援できる仕組みとなっていない。		
	<p>iii 課題の特定</p> 地域自立・活性化交付金を活用したこれまでの地域活性化の取組に対する支援を		

	<p>引き続き着実に実施することが不可欠であるが、平成21年8月の広域地方計画の策定を受け、都道府県等が積極的に連携・協力して広域の活動を支える基盤整備等に取り組むよう促し、広域ブロックの自立・成長に向けた戦略目標を実現するための政策手段として制度を再構築する必要がある。</p> <p>iv 施策等の具体的な内容</p> <p>このため、我が国の一極一軸型の国土構造を是正し、多様で自立的な広域ブロックからなる国土構造の構築に向けた国の役割として、一の都道府県を越えた広域の活動等、都道府県等が連携した取組への支援を強化し、広域地方計画に盛り込まれた戦略目標の実現を図るための制度を創設する。</p>	
社会的ニーズ	広域地方計画の策定に当たっては、地方公共団体、経済団体等からなる広域地方計画協議会において検討・協議を重ねてきており、今般の広域地方計画の決定を受け、広域的な視点からの地域活性化に対する都道府県等の関心・意欲が高まっている。	
行政の関与	<p>広域地方計画に基づく戦略目標の実現に向けては、広域地方計画協議会における検討・協議の経緯も踏まえつつ、国と地方が協働して取り組むという考え方方が基本となる。</p> <p>こうした考え方の下、広域の活動を支える基盤整備等は、地方の経済団体など民間の取組と連携しつつ、広域的な行政主体である都道府県が積極的に取り組んでいくことが必要である。</p>	
国の関与	広域地方計画に基づく戦略目標を実現するため、国と地方が協働して取り組むという考え方の下、広域の活動を支える基盤整備等を国として支援するものである。	
施策等の効率性	<p>本施策は、広域地方計画を具体化するために地方が連携して定める観光活性化等の計画に基づき、複数都道府県が連携・協力して取り組む基盤整備等を一定の期間（3～5年程度）内に総合的・一体的に推進するものである。</p> <p>このような広域の活動を支える基盤整備等に対して、交付金という地方の自主性・裁量性が高い仕組みにより支援することで、地域の実情に応じた効率的な事業の実施が可能となる。</p>	
本案	費用	40,000百万円（平成22年度予算要求額）
	効果	地方が連携して定める計画に基づき、複数都道府県が広域の活動を支える基盤整備等を一定の期間内に総合的・一体的に推進することにより、各広域ブロックの自立・成長に向けた戦略目標の実現が図られる。
	比較	複数の事業に対して一括して交付金を交付することで、年度途中の事業間の国費の融通に係る変更手続を不要とするなど、地方の自主性・裁量性が高い仕組みであるため、広域的な観点から費用に見合った効果が得られ、効率的な支援が可能である。
代替案	概要	広域地方計画推進交付金（仮称）により支援すべき事業を既存の補助事業等により措置
	費用	40,000百万円（交付金の予算要求額と同額と仮定） ただし、事業内容によっては既存の補助事業等の対象とならないケースもある。

	効果	各都道府県が単独で事業を実施することから、一の都道府県を越えた広域的な観点からは必ずしも効率的な基盤整備等が実施されるとは限らない。
	比較	複数都道府県が連携・協力するインセンティブがないため、広域的な観点からは必ずしも効率的な基盤整備等が実施されるとは限らず、また、補助事業者は個別事業ごとに交付申請する必要があるなど手続面での負担が大きい。
本案と代替案の比較		代替案（既存の補助事業等）と比較して、複数都道府県が連携・協力して総合的・一体的に取り組むことで、より広域的な観点からの事業の実施が担保されるとともに、内容・手続の双方において地方の自主性・裁量性が高い仕組みであるため、限られた費用でより効果的に事業を実施できる本案の方が効率的である。
施策等の有効性		地方が連携して定める計画に基づき、複数都道府県が広域の活動を支える基盤整備等を一定の期間内に総合的・一体的に推進することにより、各広域ブロックの自立・成長に向けた戦略目標の実現が図られ、広域地方計画の進捗に寄与する。
その他特記すべき事項		<p>広域地方計画（平成21年8月4日 国土交通大臣決定）は、平成20年7月に閣議決定された国土形成計画（全国計画）を受け、地方公共団体、経済団体等からなる広域地方計画協議会において地域主導で検討・協議を重ねるとともに、市町村からの計画提案やパブリックコメントなど多様な意見を反映して決定したもの。</p> <p>平成26年度までに事後検証シートにより事後検証を実施。</p> <p>なお、検証指標等は今後変更になる可能性がある（平成22年3月までに検討する予定）。</p>

【No. 45】

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	広域自立成長推進事業（仮称）の創設		
担当課	国土計画局 広域地方整備政策課	担当課長名	課長 濵谷和久
施策等の概要	<p>広域ブロック毎に、産業集積、都市間連携、地域経営を行う人材の育成等の広域的な政策課題について、必要な施策を具体化し着実に実行に移すことを責任を持って推進する一つの主体（戦略的連携機関）を創設することを促すため、①具体的広域的政策課題に即した戦略の策定、②当該戦略を実施するための体制整備及び③戦略の実験的実施を行う地域の広域連携主体を支援することとする。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：750百万円】</p>		
施策等の目的	<p>国土形成計画全国計画において、多様な広域ブロックが自立的に発展する国土の構築が基本的な方針とされ、全国計画に基づき策定された広域地方計画では、産業集積、都市間連携、地域経営を行う人材の育成等が重要なテーマとして掲げられた。これらの政策課題について、既存の都道府県の枠を超えて広域ブロック毎に戦略を作成し、産官学の広域的、戦略的連携により目標実現を図る。</p>		
政策目標	10 國土の総合的な利用、整備及び保全、國土に関する情報の整備		
施策目標	40 総合的な国土形成を推進する		
業績指標	—		
検証指標	広域ブロックの自立・成長の進展度		
目標値	各8 広域ブロックの自立・成長の進展の度合い		
目標年度	平成26年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>広域地方計画で提示された目標の中で、産業集積、都市間連携、人材育成等については、目標を実現するための道筋（HOW）と主体（WHO）に係る戦略が十分には明確になっていない。</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>このような広域的な政策課題によっては「広域地方計画協議会」の構成員である国や地方公共団体が個々に実施するよりも、個別課題に即した地域の産官学が連携した主体が対応することが必要かつ効果的。</p> <p>iii 課題の特定</p> <p>このような政策課題に対しては、都道府県の範囲を超えて、また各府省や既存の民間団体の所管範囲にもとらわれず、広域ブロックを単位とした地域経営（エリアマネジメント）という観点から戦略を策定してそれを具体化するというスキームが必要である。</p> <p>iv 施策等の具体的な内容</p> <p>産業集積、都市間連携、地域経営を行う人材の育成等の広域的な政策課題について</p>		

	、産官学の関係機関が広域的、戦略的に連携し、広域地方計画で提示された目標を実現するための施策を具体化し着実に実行に移すための戦略を策定・実行する主体の構築とその活動を支援する。
社会的ニーズ	平成21年8月に広域地方計画が大臣決定されたところであり、計画に記載された政策課題の実現方策が求められている。
行政の関与	広域ブロックの自立・成長を図ることは国土政策上の重要な課題であり、行政の支援が必要である。
国の関与	都道府県の枠を超える広域的な政策課題に対しては、国の関与が必要である。
施策等の効率性	
本案	費用 750百万円（平成22年度予算要求額）
	効果 広域ブロック毎に設置された広域的な戦略的連携機関において、各自治体の区域を超えた広域的な効果を持つ施策の戦略を機動的に構築する。
	比較 各広域ブロックの自立・成長に向けた広域的な産業集積、人材育成等を戦略的連携機関が一体的かつ総合的に戦略策定・実施するため、効率的な推進が期待できる。
代替案	概要 本施策を実施せず、広域地方計画協議会の構成員等が個々に産業集積、人材育成等の推進を実施する。
	費用 各実施主体の取組の重複といった問題が生じ、広域地方計画に位置づけられた政策の推進に係る費用が多大となる可能性がある。
	効果 広域地方計画協議会の構成員等がそれぞれ産業集積、人材育成等の推進を実施することとなり、効率的な広域ブロックの成長・発展が十分には望めない。
	比較 効率的・効果的なブロックの自立的な成長・発展は期待できない。
本案と代替案の比較	広域ブロックの自立的成長に関しては、広域地方計画協議会の構成員等が個々に策定・実施するよりも、単一主体である戦略的連携機関がグローバルかつ広域的な観点から策定・実施する方が取組の重複が避けられるなど効率的である。
施策等の有効性	本施策の実施により、広域的な産業集積、人材育成等を責任を持って推進する戦略的連携機関の創設が促されることで、広域ブロックの自立的成長・発展が進展すると予測される。 これにより、本施策を新たに実施することで、多様な広域ブロックが自立的に発展している状態を実現することができる見込まれる。

その他特記 すべき事項	<ul style="list-style-type: none">・国土形成計画（全国計画）において、多様な広域ブロックが自立的に成長・発展する国土の構築が新しい国土像として位置付けられた。全国計画に基づき、8つの広域ブロックについて、国と地方が対等の立場で参加する広域地方計画協議会の協議を経て、平成21年8月に広域地方計画が国土交通大臣決定された。・平成26年度までに事後検証シートにより事後検証を実施。検証指標等は今後、変更になる可能性がある（平成22年3月までに検討する予定）。
----------------	---

【No. 46】

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	運輸技術に関する総合的技術戦略プロセス推進に資する技術戦略ロードマップの構築		
担当課	総合政策局技術安全課	担当課長名	課長 安藤 昇
施策等の概要	<p>「ニーズの提案→当面の技術的対応可能性の検証→将来技術の可能性の検証・評価→将来技術の利用を前提とした施策展開の立案→ニーズの提案」というサイクル（テクニカルアセスメントサイクル）を実行する過程において技術戦略ロードマップ（※）を作成し、更にロードマップに従って個々の技術研究開発と基準等の制定・改正等の関連施策を相互にフィードバックさせながら、これらを一体的かつ総合的に実施するための仕組み（総合的技術戦略プロセス）を導入・推進する。</p> <p>（※）交通運輸分野の技術研究開発のうち長期的かつモード横断的に取り組むべき課題について、効果的・効率的・戦略的な政策資源の投入を可能にするため、最新技術の動向を調査・整理・蓄積した上で、今後の社会経済状況を推測しながら長期的な技術の確立・導入の見込みを検討することにより、具体的な最終目標とその過程（導入に必要となる施策を含む）を示すもの。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：15百万円】</p>		
施策等の目的	国土交通省の重要政策（安全、環境等）と運輸分野の技術研究開発とを相互にフィードバックさせながら一体的かつ総合的に推進することで、各重要施策の政策目標の実現に資することを目的とする。		
政策目標	11 ICTの利活用及び技術研究開発の推進		
施策目標	44 技術研究開発を推進する		
業績指標	228 年度計画通りに進捗した技術研究開発課題の割合		
検証指標	—		
目標値	80%		
目標年度	平成19年度以降毎年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>運輸分野の技術研究開発については、運輸モード毎には確実な政策実施が行われている反面、省全体の政策展開における位置づけが不明確になることや、中長期的な政策資源の投入判断が困難になる面があった。</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>運輸分野の技術研究開発は、運輸モード毎にニーズ・シーズを個々に分析して技術研究開発を行っているため、運輸モード毎には確実な政策実施が行われているが省全体の政策展開において明確な位置づけが行われてこなかった。</p> <p>iii 課題の特定</p> <p>昨今の政策課題である環境や安全等の省の重要政策についてはモードに限らず大きな目標の下に政策が遂行されていることから、我が国が有する運輸技術の現状と</p>		

	<p>今後の見通しをモード横断的に俯瞰できる様にすることで省の重要政策の政策展開において明確な位置づけを行うことが必要である。</p> <p>iv 施策等の具体的な内容</p> <p>「ニーズの提案→当面の技術的対応可能性の検証→将来技術の可能性の検証・評価→将来技術の利用を前提とした施策展開の立案→ニーズの提案」というサイクル（テクニカルアセスメントサイクル）を実行する過程において、技術開発から導入までの長期的かつ具体的な目標とそのスケジュールを示す技術戦略ロードマップを作成し、更にロードマップに従って個々の技術研究開発と基準等の制定・改正等の関連施策を相互にフィードバックさせながら、これらを一体的かつ総合的に実施するための仕組みを導入する。</p>	
社会的ニーズ	本施策は、国土交通省の重要政策（安全、環境等）と技術研究開発推進との相互連携・相互補完を進め、わが国経済社会・産業全体の技術力の向上とイノベーション創出や、運輸技術研究開発全体のレベルアップに資するものと考えられるため、社会や国民のニーズに適っている。	
行政の関与	国土交通省の重要政策（安全、環境等）と運輸分野の技術研究開発のあり方に関するものであるため、行政が行うものである。	
国の関与	国土交通省の重要政策（安全、環境等）と運輸分野の技術研究開発のあり方に関するものであるため、国が行うものである。	
施策等の効率性	長期的かつ具体的な目標とそのスケジュールを示す技術戦略ロードマップを作成し、更にロードマップに従って個々の技術研究開発と基準等の制定・改正等の関連施策を相互にフィードバックさせながら、これらを一体的かつ総合的に実施することで、効率的に関連施策及び技術研究開発を推進できる。	
本案	費用	15百万円（平成22年度予算要求額）
	効果	本施策を実施することで、我が国が有する運輸技術の現状と今後の見通しをモード横断的に俯瞰し、省の重要政策の政策展開における技術研究開発の明確な位置づけを行うことが可能になると想われる。
	比較	運輸技術開発のレベルアップとともに、国土交通省の重要施策の推進との相互連携・相互補完が図られ、中長期的により適切な政策資源の投入の判断が可能となるため、その費用と得られる効果を比較すると効率的であるといえる。
代替案	概要	運輸モード毎にニーズ・シーズを個々に分析して施策及び技術研究開発を実施する。
	費用	国費なし
	効果	運輸モード毎に最適な施策や技術開発は引き続き実施されるものの、交通運輸分野全体の観点からは、特段の効果の発現はない。

	比較	運輸モード毎には最適な施策や技術開発であっても、交通運輸分野全体から見てそれが最も効率的・効果的なものであるという確証がないため、更に効率的・効果的な施策や技術開発を見逃す可能性がある。そのため、代替案では、費用面では現状のままであるものの、特段の効果の発現もなく、効率的とはいえない。
本案と代替案の比較		本案の方が、今後の技術研究開発及び関連施策の展開を効率的・効果的に行うことができる、本施策の導入は効率性があるといえる。
施策等の有効性		技術開発から導入までの長期的かつ具体的な目標とそのスケジュールを示す技術戦略ロードマップを作成し、更にロードマップに従って運輸分野の技術研究開発と国土交通省の重要政策（安全、環境等）に係る基準等の制定・改正等の関連施策を相互にフィードバックさせることにより、各重要政策の推進との相互連携・相互補完が図られ、各重要政策の政策目標の実現に資すると予測される。また、本施策を実施することで、運輸技術研究開発全体のレベルアップが図られ、関連する業績指標である「230 年度計画通りに進捗した技術研究開発課題の割合」の目標値 80%（目標年度：平成19年度以降毎年度）の達成に資することが見込まれる。
その他特記すべき事項		<p>○平成21年6月23日交通政策審議会技術分科会とりまとめ「今後の交通運輸関係の技術研究開発体制のあり方について」</p> <p>運輸モード横断的に取り組むべきもの（総合的技術研究開発課題）について、テクニカルアセスメントサイクルを実行する過程において技術研究開発ロードマップを作成し、さらにロードマップに従って個々の技術研究開発とその関連施策を実施する。その成果・実績をもとにロードマップの見直し、さらには新たな交通運輸政策の企画・立案に向けてテクニカルアセスメントサイクルへとフィードバックさせる総合的技術戦略プロセスを一体的かつ総合的に展開する。</p> <p>○平成22年度政策チェックアップ（平成23年度実施）により事後評価を実施</p>

【No. 47】

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	地域交通ＩＴ基盤確立プログラムの推進		
担当課	総合政策局情報政策課	担当課長名	課長 内田 傑
施策等の概要	地方の中小公共交通事業者においても廉価に導入することが可能となる最新のＩＴを応用・活用したシステムの開発プロジェクトを公募し、その実地実証実験等を行う。（予算関係） 【予算要求額：106百万円】		
施策等の目的	地域活性化に不可欠な地方の中小公共交通事業者がＩＴの活用によりサービスの向上を図れるよう、地域交通におけるニーズを把握しつつＩＴを利活用したシステムの実証を行い、その導入、活用を支援する。		
政策目標	11　ＩＣＴの利活用及び技術研究開発の推進		
施策目標	45　情報化を推進する		
業績指標	—		
検証指標	地域交通ＩＴ基盤確立プログラムを活用したシステムの導入件数		
目標値	1件以上		
目標年度	平成24年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> 地域の公共交通は、地域の経済活動、住民の日常生活や社会生活を支える基盤として必要不可欠なものであり、この地域公共交通を維持・活性化するためには、ＩＴ技術を活用することにより利用者の利便性の向上を図ることが非常に有効である。しかしながら、地方の中小公共交通事業者は資金力に乏しく、ＩＴ技術の恩恵を享受できず、上記交通事業者の利用者も利便性を享受できない状況にある。		
	<p>ii 原因の分析</p> 上記要因としては、これまでの交通分野におけるシステムが、個々のオーダーメイド主体のものであり、初期費用・維持管理費等が高額であることが挙げられる。		
	<p>iii 課題の特定</p> この課題に対応するためには、サービス提供を行うための共通的な基盤となる技術について、地方の中小公共交通事業者においても容易に導入可能となるよう、低廉化かつ共有化を図ることが必要である。		
	<p>iv 施策等の具体的な内容</p> このため、廉価に導入できる最新のＩＴの応用・活用プロジェクトを公募・選定し、より詳細なニーズ・市場調査及び最新のＩＴの応用・活用（実地実証実験）を実施する。		
社会的ニーズ	地方の中小公共交通事業者においては、資金力に乏しいため、ＩＴ技術の恩恵を享受できていないが、地方においては、例えば、大都市圏以上に高齢化が進展して		

	いることなどにより、高齢者が安全かつ容易に公共交通機関を利用することができるためのＩＴの導入（ＩＣ乗車券システム、バスロケーションシステムなど）に対するニーズは高い。	
行政の関与	中小企業のみでは、新しい技術を導入し、活用を図るには資金的にも難しいことから、行政の支援が不可欠である。	
国の関与	<p>本施策において実施を予定している事業については、技術的に困難性が高く、多額の資金が必要である上、投資額に対しその後の収益性が高くないことなどから、民間企業における自発的な取組が望めない事業である。</p> <p>このため、このような事業の立ち上がり段階においては、最新のＩＴの応用・活用のための実地実証実験を行うのは国、導入・普及を図るのは民間企業という役割分担に基づき、国が資金を提供し、民間企業の取組をサポートする必要があることから、国の事業として実施する必要がある。</p>	
施策等の効率性	<p>本事業で求めている個々の技術に関する知見は、日常から当該技術に関し専門的な立場で携わっている法人・個人の方が、国（行政）よりも明らかに優れている。</p> <p>このため、これらの専門的な知見を有する法人・個人がプロジェクトの提案を行い、公募の結果選定された者が実施する方が、国自らが専門的な知見を有する法人・個人から情報を入手しつつ、実施すべき事業の仕様をまとめた上で調達を行うよりも効率的であり、さらに、公募（募集・提案）という形で競争原理を導入することが可能となることから、より優れたＩＴ基盤の確立に繋がる。</p>	
本案	費用	106百万円（平成22年度予算要求額）
	効果	国において、地域（地方）の中小公共交通事業者が共通に利用できる最新のＩＴの応用・活用のための実地実証実験を行うことにより、上記事業者が安価にＩＴ技術を活用することが可能となり、地域においては、住民の利便性の向上、経済の活性化を促進する効果が見込まれる。
	比較	本案の事業実施のための費用と地域（地方）の中小公共交通事業者が安価にＩＴ技術を活用することが可能となるという効果を比較すれば、効果の方が大きい。
代替案	概要	本案の事業を実施しない。
	費用	国費は0円であるが、各々の公共交通事業者において、大手事業者が導入している高額のシステムを導入せざるを得ないため、中小公共交通事業者の負担は相当程度大きなものとなる。
	効果	各々の中小公共交通事業者において、相当の費用負担が発生するため、社会全体としては、負の効果が大きい。
	比較	当該事業に要する国費は0円であるが、各々の中小公共交通事業者において、相の費用負担が発生するため、費用と比較すれば、社会全体としては負の効果の方が大きい。
本案と代替案の比較	代替案は国費がゼロであるが、社会全体としてみれば費用は本案より大きくなり、また本案の方が地域における住民の利便性の向上など得られる効果は大きいため、本案の方が効率的である。	

施策等の有効性	<p>本施策の実施により、地方の中小公共交通事業者においてもＩＴの恩恵を享受できることとなり、検証指標である「地域交通ＩＴ基盤確立プログラムを活用したシステムの導入件数」の目標値1件以上（目標年度：平成24年度）を達成することができる見込まれる。</p>
その他特記すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ○デジタル新時代に向けた新たな戦略～三か年緊急プラン～ (平成21年4月9日ＩＴ戦略本部決定) ○ＩＴによる景気・雇用・環境対策のための緊急申し入れ ～未来の前倒しのための4つの連携施策～ (平成21年3月26日自由民主党政務調査会e-Japan特命委員会) ○平成24年度に事後検証シートにより事後検証を実施。

【No. 48】

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	アジア諸国を中心とした交通分野における気候変動対策の国際的な推進強化		
担当課	総合政策局国際企画室 国際業務室	担当課長名	参事官 山口 裕視 参事官 河野 春彦
施策等の概要	<p>平成20年11月に開催された第6回日ASEAN交通大臣会合及び平成21年1月に我が国が主催した「交通分野における地球環境・エネルギーに関する大臣会合」（以下「MEET大臣会合」）の成果等を踏まえ、アジア諸国を中心とした途上国の交通分野における気候変動・大気汚染対策を更に推進するため、我が国がASEAN各国と協力して、各国による行動計画策定の支援や人材育成等のキャパシティ・ビルディング、パイロットプロジェクト、自動車環境基準の実効性確保に向けた取組等を実施するとともに、MEET大臣会合の枠組みを活用した各国政策担当者・専門家等による「交通政策責任者会合」の開催等を通じ、協調的な途上国支援を推進する。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：152百万円】</p>		
施策等の目的	国際社会が協調して取り組むべき喫緊の課題である気候変動問題について、交通分野においても積極的に貢献すべく、我が国のイニシアティブの下、我が国を始めとする先進国の知見・経験を有効に活用しつつ、特に今後CO2排出量の急増が見込まれるアジア諸国を中心とした途上国における気候変動・大気汚染対策を一層推進する。		
政策目標	12 国際協力、連携等の推進		
施策目標	46 国際協力、連携等を推進する		
業績指標	231 国際協力・連携等の推進に寄与したプロジェクトの件数		
検証指標	—		
目標値	121件		
目標年度	平成23年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>交通分野は、世界全体のCO2排出量の23%を占め、早急な排出削減対策が求められる主要セクターの一つである。特にアジア諸国を始めとする途上国については、急速な経済発展や人口増加、都市化に伴うモータリゼーションの進展等により、今後、CO2排出量の急増や大気汚染等の悪化が懸念されている。交通システムの整備が各国の産業・都市構造等に与える長期的な影響にかんがみると、特に交通システムの整備途上にある途上国においては、将来の「低炭素・低公害交通システムの実現」を目指した早急な対策を講じることが必要である。しかし、途上国における現在の交通政策では、気候変動・大気汚染対策の視点を盛り込んだ計画的・効果的な政策立案・実施が十分に講じられているとは言えない。</p>		

ii 原因の分析

今後交通需要の急増が見込まれるASEAN各国を含むアジア諸国では、交通分野における環境対策の必要性は認識されているものの、環境対策に係る技術・ノウハウ・資金や、環境対策を効果的に実施するための実施計画を有していないことが、各国による主体的・積極的な取組が実施できない原因となっている。

iii 課題の特定

途上国による気候変動・大気汚染対策を一層促進するためには、第一に、各國政府による計画的・効果的な交通政策の遂行能力を向上させることが喫緊の課題である。このためには、各國が先進国の知見・経験・政策遂行ノウハウ等を有効に活用しつつ、自らが必要とする環境対策の視点を盛り込んだ効果的な交通政策を立案して実施する経験を積むことが必要であり、こうした観点から、我が国が有する知見を途上国と共有しつつ、各國の政策担当者等のキャパシティ・ビルディングを実施し、かつ、他の先進国とも協調してそれぞれの強みに応じた効果的な途上国支援策を講じることが必要である。

iv 施策等の具体的な内容

上記の課題を踏まえ、平成22年度においては、次のような取組みを講じることとする。

(1) ASEAN各国を中心とするアジア諸国の交通環境対策支援の強化

- ・ ASEAN各国が自ら必要な環境対策を明らかにし、計画的・効果的に対策を実施できるようにするための国別実施計画の策定支援
 - ・ 各国間で環境政策に関する知見を共有するための情報の共有化・共通化の支援
 - ・ 環境改善効果の大きい自動車環境基準の策定・実施等に向けた、セミナーや研修等を通じた人材育成及びベストプラクティスの共有のための支援
 - ・ 施策の効果を事前に把握するためのパイロットプロジェクト等の実施
- ### (2) MEET大臣会合の枠組みを活用した途上国支援ネットワークの形成
- ・ MEET大臣会合に参加した先進国・途上国の交通政策担当者や国際機関・NPO等の専門家等による「交通政策責任者会合」の開催等を通じ、各国当局間等のネットワークの形成及び協調的な途上国支援の推進

社会的ニーズ

気候変動問題は、地球規模の課題であり、その対策に当たっては、あらゆる国・セクターが協働する総合的な取組が不可欠である。世界全体のCO₂排出量の23%を占める交通分野についても、交通システムの整備がもたらす長期的な影響にかんがみ、排出抑制・削減対策が早急に講じられないならば、我が国を含む先進国及び他セクターにおける削減努力にもかかわらず、気候変動に著しい悪影響をもたらすおそれがある。このため、先進国の中見等を有効活用しつつ途上国による交通分野での取組を支援することは喫緊の課題であり、本施策は、我が国に限らず広い国際社会のニーズに合致している。

行政の関与

概して経済発展と相反することとなりがちな気候変動・大気汚染対策を効果的に支援するためには、我が国を含む世界各国の政府がイニシアティブを發揮して、企

		業・NPO等の民間部門の協力を得つつ、交通政策立案・実施に係るノウハウ等を適切に途上国に移転していくことが必要であり、行政の関与は不可欠である。
	国の関与	途上国における中央・地方政府、民間レベルでの一貫した交通環境政策を確立するためには、各国の中央政府が計画的・戦略的な交通政策を立案し、各施策を主導することが必要である。このため、我が国が途上国を支援するにあたっても国家間で調整していくことが必要である。
	施策等の効率性	<p>本施策は、我が国を始めとする先進国の知見・経験等を活用して、ASEAN各国を始めとする途上国による主体的な環境対策の実施を支援し、またその実施に向けた環境を整備することにより、途上国における環境対策を効率的・効果的に推進するものである。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国の支援により、ASEAN各国が国別実施計画を策定し、自らが必要とする環境対策を明らかにすることにより、ASEAN各国が主体的・積極的に取り組む契機をつくり、自らの交通環境政策の効率的な実施やその実施にあたり我が国を含む先進国・国際機関による効率的な支援が可能となる。 ・我が国のASEAN各国への支援を通じたベストプラクティスや情報の共有化・共通化等により、各国間で環境政策に関する知見が共有されるとともに、政策効果の検証が可能となり、各国における効率的な施策の実施が可能となる。 ・我が国の支援により、ASEAN域内においてパイロットプロジェクトを実施することにより、実施結果を他のASEAN域内各国に適用することを通じて、当該施策の有効性が各国に認知され、域内各国が自主的に当該施策を導入することが可能となる。 ・我が国を始めとする先進国・途上国の交通政策担当者や、国際機関・NPO等の専門家等のネットワークを活用して、援助側の特色を生かした効率的な途上国支援が実施可能となる。
本案	費用	152百万円（平成22年度予算要求額）
	効果	ASEAN各国を始めとする途上国による主体的な環境対策の実施を支援し、またその実施に向けた環境を整備することにより、途上国における環境対策を効率的・効果的に推進する効果が見込まれる。
	比較	我が国の支援により、先進国の環境政策に関する知見を途上国と共有することを通して、ASEAN各国を始めとする途上国が効率的・効果的な交通環境政策を開拓することが可能となり、その効果は極めて大きい。

代替案	概要	本施策を実施しない場合
	費用	なし
	効果	アジア諸国を始めとする途上国では、引き続き環境対策に十分配慮を行わない交通政策を講じ、モータリゼーションの進展等により、途上国の交通分野CO2排出量は急増【IEA推計によると、2030年には途上国交通分野からのCO2排出量は倍増、アジア諸国は3倍増。アジア諸国交通分野の排出増加量は、我が国一国の総排出量に匹敵】。途上国の交通分野CO2排出增加による気候変動問題の深刻化や我が国社会経済への影響が懸念される。
	比較	引き続き途上国の交通分野CO2排出量の増加や大気汚染等の深刻化が見込まれるため、特段の効果はなく効率的とはいえない。
	本案と代替案の比較	効率性に係る本案と代替案との定量的比較は困難だが、代替案の場合、引き続き途上国の交通分野のCO2排出量の増加や大気汚染等の深刻化が見込まれるため、気候変動対策の喫緊性や途上国における交通政策の現状等にかんがみ、途上国における環境対策を効率的・効果的に推進する効果が見込まれる本案の方が効率的と考える。
施策等の有効性	本施策は、我が国を始めとする先進国の知見・経験等を活用して、ASEAN各国を始めとする途上国による主体的な環境対策の実施を支援し、またその実施に向けた環境を整備することにより、途上国における環境対策を効率的・効果的に推進するものであり、国際協力・連携等の推進に寄与したプロジェクトとして業績指標の実績値増加に資すると見込まれる。	
その他特記すべき事項	平成22年度政策チェックアップ（平成23年度実施）により事後評価を実施。	

【No. 49】

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	官民連携による海外交通プロジェクトの推進		
担当課	総合政策局国際業務室	担当課長名	参事官 河野 春彦
施策等の概要	<p>我が国産業の海外展開のための環境整備や民間が実施する多角的な取組に対する支援を行うことにより、官民が一貫した戦略の下で、我が国の優れた技術を活用した海外交通プロジェクトを積極的に展開することを推進する。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：260百万円】</p>		
施策等の目的	<p>交通インフラは、円滑・効率的な人流・物流の基盤となることから、経済社会発展に不可欠なものである。また、地球環境問題の観点からも、環境に優しい公共交通の整備は重要な政策課題となっている。</p> <p>このため、近年では、新興経済国、ODA卒業国、経済発展の著しい開発途上国のみならず先進国（以下「新興経済国等」という。）においても、交通プロジェクトの推進に向けた積極的な取組が行われている。</p> <p>このような背景の下、我が国が優れた技術を活用した海外交通プロジェクトの積極的な展開を推進することにより、新興経済国等の経済社会の発展や環境に優しい交通機関の整備を通じた地球環境問題への対応に貢献するとともに、これらを通じた我が国のプレゼンスの向上及び我が国産業競争力の強化を図る。</p>		
政策目標	12 国際協力、連携等の推進		
施策目標	46 国際協力、連携等を推進する		
業績指標	231 国際協力・連携等の推進に寄与したプロジェクトの件数		
検証指標	—		
目標値	121件		
目標年度	平成23年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>近年、交通プロジェクトの推進方策が多様化しており、従来型のODAによる協力に加えて、PPP（Public Private Partnership）等の官民連携による新たな手法が求められる事例も増えている。そのため、海外における交通プロジェクトの推進にあたっては、プロジェクトの情報収集から実施に至るまで官民の関係者による連携が不可欠である。</p> <p>また今後は、交通プロジェクトの計画や構想が更に増加すると見込まれているところ、我が国においては、海外交通プロジェクトに関わる主体が多岐にわたっていることから、その多様な関係者間の円滑な連携が課題となっている。</p> <p>ii 原因の分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新興経済国等の交通プロジェクトに関する情報収集の不足 		

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同プロジェクトに関わる我が国の多様な関係者が連携を深めるための体制が整備されていないこと。 ・ 新興経済国等政府へのPR、ハイレベルを含めた協議・啓発等の不足 ・ 我が国の技術基準等の海外展開が不十分であること 等 <p>iii 課題の特定</p> <p>官民連携の枠組みの下、オールジャパンで海外交通プロジェクトに取り組めるよう に、我が国産業の海外展開のための環境整備や民間が実施する多角的活動に対する 支援が必要である。</p> <p>iv 施策等の具体的な内容</p> <p>①我が国産業の海外展開のための環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 技術基準・法体系策定支援等による協力の基礎づくり ・ ハイレベル協議、広報マテリアル作成等による相手国における我が国技術への理解促進 ・ セミナー、人材育成等の技術支援 ・ 支援パッケージの形成による新たな協力分野の開拓 <p>②民間が実施する多角的活動に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 官民連携の場の提供、戦略策定 ・ 民間による案件形成支援 ・ 民間相互による人材育成・技術移転
社会的ニーズ	<p>交通インフラは、円滑・効率的な人流・物流を通じた経済社会発展に不可欠であり、鉄道等をはじめとした公共交通機関の整備は、気候変動等の地球規模の環境問題への対応にも貢献するものである。新興経済国等において交通プロジェクトを積極的に推進することは、更なる経済社会の発展を目指す相手国自身のニーズのみならず、気候変動問題に取り組む国際社会のニーズにも適うものであると同時に、これらを通じた我が国のプレゼンスの向上につながるものである。</p> <p>また、交通プロジェクトの推進を通じて、経済のグローバル化の中での新規市場の開拓や更なる技術の発展など我が国産業競争力の強化が期待される。</p>
行政の関与	<p>新興経済国等の交通プロジェクトの展開を推進するにあたっては、官民の多様な関係者の利害調整や枠組みの構築等が必要であり、これらを適切に実施するためには、行政が主導的な役割を果たす必要がある。また、政府間のハイレベル協議、政策対話、技術基準・法体系等策定支援等の協力の基礎づくり、技術協力、新たな協力分野の開拓等を民間のみで行うことは困難であり、行政の関与が必要である。</p>
国の関与	<p>新興経済国等においては、官民連携を活用した交通プロジェクトを国家プロジェクトとして位置付け、中央政府の主導により積極的に取り組んでいるところ、我が国の優れた技術を積極的にPRするためには、政府間のハイレベル協議、政策対話が必要である。また、技術基準・法体系等策定支援等の協力の基礎づくり、技術協力、新たな協力分野の開拓等のためには、ノウハウを有する国レベルの関与が必要である。</p>
施策等の効率性	<p>本施策により、新興経済国等において制度整備から技術移転まで一貫したオールジャパンでの支援が可能となり、効率的・効果的なプロジェクトの展開が可能となる。</p>

本 案	費用	260百万円（平成22年度予算要求額）
	効果	新興経済国等において、我が国の優れた技術の導入による交通インフラの整備及び我が国の民間企業の海外展開が促進される効果が見込まれる。
	比較	本施策により、海外交通プロジェクトに関わる我が国の多様な関係者間の円滑な連携が促進され、我が国企業の効率的・効果的な海外展開につながるとともに、新興経済国等の経済社会の発展、地球環境問題への貢献につながり、その効果は極めて大きい。
代替 案	概要	国が本施策を実施せず、個々の民間事業者の企業努力に委ねる場合
	費用	個々の民間事業者が負担
	効果	<p>国が本施策を実施せず、個々の民間事業者の企業努力に委ねる場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新興経済国等の交通プロジェクトに関わる我が国の多様な関係者が連携を深めるための体制が整備されないこと ・ 関係者の連携不足による交通プロジェクトに関する情報の不足 ・ 新興経済国等政府へのPRの不足 ・ 新興経済国等政府への我が国技術基準等の展開ができないこと ・ 政府間ハイレベル協議等の機会の欠如 等 <p>の問題が解決されず、効率的・効果的に海外交通プロジェクトを開拓することは困難となる。</p>
	比較	国費は抑制できるが海外交通プロジェクトを積極的に展開することが困難であり、効果が限定的であるため、効率的とはいえない。
本案と代替案の比較		本案と代替案を比較すると、本案では海外交通プロジェクトに関わる我が国の多様な関係者間の円滑な連携が促進されることにより、官民連携により効果的なプロジェクトの展開が可能であるため、本案の方がより効率的である。
施策等の有効性		本施策を通じて新興国等における交通インフラの整備を促進することにより、新興経済国等の経済社会の発展、環境に優しい交通インフラの整備を通じた地球環境問題への貢献につながり、国際協力・連携等の推進に寄与したプロジェクトとして業績指標の実績値増加に資すると見込まれる。
その他特記すべき事項		平成22年度政策チェックアップ（平成23年度実施）により事後評価を実施。

平成22年度予算概算要求に係る個別公共事業評価書

平成21年8月31日 国土交通省

国土交通省政策評価基本計画（平成21年3月31日最終変更）に基づき、平成22年度予算概算要求にあたって、新規事業採択時評価及び再評価を実施した。本評価書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律第10条の規定に基づき作成するものである。

1. 個別公共事業評価の概要について

国土交通省では、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての所管公共事業を対象として、事業の予算化の判断に資するための評価（新規事業採択時評価）、事業の継続又は中止の判断に資するための評価（再評価）及び改善措置を実施するかどうか等の今後の対応の判断に資する評価（完了後の事後評価）を行うこととしている。

新規事業採択時評価は、原則として事業費を予算化しようとする事業について実施し、再評価は、事業採択後5年間が経過した時点で未着工の事業及び事業採択後10年間が経過した時点で継続中の事業、社会経済情勢の急激な変化により再評価の実施の必要が生じた事業等について実施する。また、完了後の事後評価は、事業完了後の一定期間（5年以内）が経過した事業等について実施する。

（評価の観点、分析手法）

国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局が、費用対効果分析を行うとともに事業特性に応じて環境に与える影響や災害発生状況も含め、必要性・効率性・有効性等の観点から総合的に評価を実施する。特に、再評価の際には、投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等、といった視点で事業の見直しを実施する。事業種別の評価項目等については別添1（評価の手法等）のとおりである。

（第三者の知見活用）

再評価及び完了後の事後評価にあたっては、学識経験者等から構成される事業評価監視委員会の意見を聴取することとしている。

また、評価手法に関する事業種別間の整合性や評価指標の定量化等について公共事業評価手法研究委員会において検討し、事業種別毎の評価手法の策定・改定について、評価手法研究委員会において意見を聴取している。

また、評価の運営状況等について、国土交通省政策評価会において意見等を聴取することとしている（国土交通省政策評価会の議事概要等については、国土交通省政策評価ホームページ（<http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka>）に掲載することとしている）。

2. 今回の評価結果について

今回は、平成22年度予算概算要求にあたって、個別箇所で予算内示を予定している事業について新規事業採択時評価18件及び再評価26件を実施した。事業種別ごとの件数一覧は別添2、評価結果は別添3のとおりである。

再評価にあたって、個別事業ごとに事業評価監視委員会から意見等を聴取した。今後とも、これらを踏まえ適切に個別公共事業評価を実施することとしている。

<評価の手法等>

別添1

事業名 ()内は 方法を示す。	評価項目		評価を行う過 程において使 用した資料等	担当部局		
	費用便益分析					
	費用	便益				
河川・ダム事業 (代替法、CVM・TCM)	・事業費 ・維持管理費	・想定年平均被害軽減期待額 ・水質改善効果等(環境整備事業の場合)	・災害発生時の影響 ・過去の災害実績 ・災害発生の危険度 ・河川環境等をとりまく状況	・国勢調査メッシュ統計 ・水害統計 河川局		
海岸事業 (代替法、CVM・TCM(環境保全・利用便益))	・事業費 ・維持管理費	・浸水防護便益 ・侵食防止便益 ・飛砂・飛沫防護便益 ・海岸環境保全便益 ・海岸利用便益	・災害発生時の影響 ・過去の災害実績 ・災害発生の危険度	・国勢調査メッシュ統計 ・水害統計 河川局 港湾局		
港湾整備事業 (消費者余剰法)	・建設費 ・管理運営費 ・再投資費	・輸送コストの削減(貨物) ・移動コストの削減(旅客)	・地元等との調整状況 ・環境等への影響	・各港の港湾統計資料 港湾局		
空港整備事業 (消費者余剰法)	・空港の新設、滑走路の新設・延長等 ・建設費 ・用地費 ・再投資費 ・精密進入の高カテゴリー化等 ・施設整備費 ・施設更新費 ・維持管理費	・時間短縮効果 ・費用低減効果 ・供給者便益 ・運航改善効果	・地域開発効果 ・地元の調整状況	・航空旅客動態調査 ・航空輸送統計年報 航空局		

事業名	評価項目	評価を行う過 程において使 用した資料等	担当部局
船舶建造事業 <巡視船艇>	評価対象を整理した上で、右のような海上保安業務需要ごとに、事業を実施した場合(with)、事業を実施しなかった場合(without)それぞれについて業務需要を満たす度合いを評価するとともに、事業により得られる効果について評価する。	・海上警備業務 ・海上環境保全業務 ・海上交通安全業務 ・海難救助業務 ・海上防災業務 ・国際協力・国際貢献業務	海上保安庁
海上保安官署施設整備事業	評価対象事業について、右のような要素ごとに、評価指標により評点方式で評価するとともに、その他の要素も含め総合的に評価する。	・事業の緊急性 ・計画の妥当性 ・事業の効果	海上保安庁

※効果把握の方法

代替法

事業の効果の評価を、評価対象社会資本と同様な効果を有する他の市場財で、代替して供給した場合に必要とされる費用によって評価する方法。

消費者余剰法

事業実施によって影響を受ける消費行動に関する需要曲線を推定し、事業実施により生じる消費者余剰の変化分を求める方法。

TCM(トラベルコスト法)

対象とする非市場財(環境資源等)を訪れて、そのレクリエーション、アメニティを利用する人々が支出する交通費などの費用と、利用のために費やす時間の機会費用を合わせた旅行費用を求めることによって、その施設によってもたらされる便益を評価する方法。

CVM(仮想的市場評価法)

アンケート等を用いて評価対象社会資本に対する支払意思額を住民等に尋ねることで、対象とする財などの価値を金額で評価する方法。

平成22年度予算に向けた新規事業採択時評価について
(平成21年8月末時点)

【公共事業関係費】

事業区分		新規事業採択箇所数
ダム事業	直轄事業等	1
	補助事業	1
海岸事業	直轄事業	1
港湾整備事業	直轄事業	3
空港整備事業	直轄事業	1
合 計		7

注1 直轄事業等には、独立行政法人等施行事業を含む

【その他施設費】

事業区分		新規事業採択箇所数
船舶建造事業		6
海上保安官署施設整備事業		5
合 計		11

総 計	18
-----	----

平成22年度予算に向けた再評価について
(平成21年8月末時点)

【公共事業関係費】

事業区分	再評価実施箇所数						再評価結果				
	5年未着工	10年継続中	準備計画5年	再々評価	その他	計	継続	うち見直し継続	中止	評価手続中	
ダム事業	直轄事業等	0	0	0	3	5	8	7	0	1	0
	補助事業	1	0	0	12	5	18	1	0	0	17
合計		1	0	0	15	10	26	8	0	1	17

(注1) 直轄事業等には、独立行政法人等施行事業を含む

(注2) 再評価対象基準

5年未着工：事業採択後一定期間(5年間)が経過した時点で未着工の事業

10年継続中：事業採択後長期間(10年間)が経過した時点で継続中の事業

準備計画5年：準備・計画段階で一定期間(5年間)が経過している事業

再々評価：再評価実施後一定期間(5又は10年間)が経過している事業

その他：社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

新規事業採択時評価結果一覧表
(平成21年8月末時点)

【公共事業関係費】**【ダム事業】**
(直轄事業等)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等による評価	担当課 (担当課長名)	
		貨幣換算した便益:B(億円)	費用:C (億円)	B/C			
早明浦ダム再開発事業 四国地方整備局	460	522	<p>【内訳】 被害防止便益: 444億円 流水の正常な機能の維持に関する便益: 78億円</p> <p>【主な根拠】 年平均浸水軽減戸数: 52戸 年平均浸水軽減面積: 24ha</p>	297	1.8	<ul style="list-style-type: none"> ・戦後最大流量を記録した平成16年10月台風23号洪水(岩津16,400m³/s)の床上浸水745戸、床下浸水1,975戸、浸水面積7,645haをはじめとして、平成16,17年に大規模な洪水による浸水被害が頻発。 ・早明浦ダムの運用開始以降33年間の内20年間で取水制限を行うなど利水安全度が1/3程度と極めて低く、そのうち3回は利水容量が枯渇し香川県等において大きな渇水被害が発生。 ・本事業は、既設ダム嵩上げなどの代替案と比べ早期に治水効果の発現が可能であるとともに、社会的影響や自然環境に与える影響も小さく、経済性において優位である。 	本省河川局治水課 (課長 細見寛)

【ダム事業】
(補助事業)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等による評価	担当課 (担当課長名)	
		貨幣換算した便益:B(億円)	費用:C (億円)	B/C			
矢原川治水ダム建設事業 島根県	220	177	<p>【内訳】 被害防止便益: 177億円</p> <p>【主な根拠】 年平均浸水軽減戸数: 6戸 年平均浸水軽減面積: 7.0ha</p>	147	1.2	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和58年7月の島根県西部を襲った梅雨前線豪雨では、三隅川流域で死者33名、重軽傷者19名、浸水家屋1,026戸、全半壊流出家屋1,054戸という記録的な被害に見舞われた。 ・三隅川沿川の高齢化率(約32%)は高く、災害発生時には避難が容易ではない。被災後においては、高齢者は生活再建能力が低く、洪水が地元に与える影響は大きい。 ・幹線道路は山口県から県東部へとつながる国道9号のみであり、三隅川を横断する国道9号の橋梁が被災すると、山口県と山陰間の日本海側の東西交通が途絶え、社会的影響が大きい。 	本省河川局治水課 (課長 細見 寛)

【海岸事業】
(直轄事業)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等による評価	担当課 (担当課長名)	
		貨幣換算した便益:B(億円)	費用:C (億円)	B/C			
西湘海岸直轄海岸保全施設整備事業 関東地方整備局	351	2,635	<p>【内訳】 侵食防止便益: 2,635億円 浸水防護便益: 0.14億円</p> <p>【主な根拠】 侵食防止面積: 59ha 侵食防止戸数: 555戸 浸水防護戸数: 28戸</p>	244	10.8	<ul style="list-style-type: none"> ・西湘海岸は昭和40年代より侵食傾向が顕在化。 ・平成11年から現在まで最大で約30mの砂浜が侵食された。 ・また、砂浜の回復は、海水浴やビーチマラソンまたは地引網等の地域の観光資源として重要である。 ・このため、早期に砂浜を回復し、侵食による被害を未然に防ぐ必要がある。 	本省河川局海岸室 (室長 五十嵐崇博)

【港湾整備事業】
(直轄事業)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等による評価	担当課 (担当課長名)
		貨幣換算した便益:B(億円)	費用:C (億円)	B/C		
仙台塩釜港 仙台港区中野地区 多目的国際ターミナル 整備事業 東北地方整備局	69 [50]	131 【内訳】 海上輸送コスト削減便 益：129億円 その他の便益：2.2億円 【主な根拠】 平成27年予測取扱貨物 量：432千トン／年	58	2.3	・米穀類等の外貿貨物の増加に対応することで、物流効率化による地域産業の国際競争力の向上が図られる。 ・中野地区における貨物の棲み分けが可能となることにより埠頭内混雑等が解消される。	本省港湾局 計画課 (課長 高橋浩二)
境港 外港中野地区 多目的国際ターミナル 整備事業 中国地方整備局	90 [65]	235 【内訳】 輸送コスト削減便益： 233億円 CO2排出量削減便益：1.7 億円 その他の便益：0.7億円 【主な根拠】 平成27年予測取扱貨物 量：360千トン／年	79	3.0	・低廉な原材料の調達が可能となり、地域産業の国際競争力の向上が図られる。 ・港湾貨物の輸送効率化により、NOxの排出量が軽減される。	本省港湾局 計画課 (課長 高橋浩二)
竹富南航路整備事業 沖縄総合事務局	33 [33]	74 【内訳】 海難減少便益：39億円 輸送コスト削減便益：11 億円 移動コスト削減便益：23 億円 その他の便益：0.4億円 【主な根拠】 平成25年予測航路利用客 数：118千人／年	47	1.6	・浅瀬や暗礁の解消により、船舶航行時における安心・安全性の向上が図られる。 ・船舶による夜間の急患輸送の対応が可能となり、生命や健康の観点から安心・安全の向上が図られる。 ・早朝および夕方の旅客船増便が可能となり、八重山諸島各島間の交流機会の増大や、沖縄本島へのアクセスの機会拡大が可能となり、島民の生活の質の向上が図られる。	本省港湾局 計画課 (課長 高橋浩二)

※〔 〕内は内数で港湾整備事業費

【空港事業】
(直轄事業)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等による評価	担当課 (担当課長名)
		貨幣換算した便益:B(億円)	費用:C (億円)	B/C		
岩国飛行場民間航空 施設整備事業 中国地方整備局 大阪航空局	46	403 【内訳】 利用者便益 309億円 (一般化費用削減効果) 供給者便益 49億円 (着陸料収入等) 残存価値 45億円 【主な根拠】 需要予測結果：35万人 (平成24年度供用開始時)	85	4.7	・米軍再編関連措置に係る負担を担う地元地方公共団体の要望に配慮。 ・航空利便性の向上に伴い、観光需要による地元消費拡大、ビジネス需要による企業活動の活性化・新規進出等が期待される。 ・空港関連産業による雇用拡大効果が期待される。	本省航空局 空港部計画課 (課長 干山 善幸)

【その他施設費】

【船舶建造事業】

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	評価	担当課 (担当課長名)
ヘリ搭載型巡視船 建造(1隻) 海上保安庁	230	整備しようとするヘリ搭載型巡視船は、被害制御能力、長距離連続行動能力等の機能が強化されており、遠方海域・重大事案への対応体制の強化を図ることができる。	
大型巡視船 1000トン型 建造(2隻) 海上保安庁	135	整備しようとする1000トン型巡視船は、速力、夜間監視能力等の機能が強化されており、大規模災害時の救助体制及び領海警備体制の強化を図ることができる。	
中型巡視船 350トン型 建造(2隻) 海上保安庁	56	整備しようとする巡視船は、速力、操縦性能、夜間監視能力等の警備能力が強化されており、テロリストの侵入の防止、自爆テロの阻止等テロへの対応能力の強化を図ることができる。	
大型巡視艇 30メートル型 建造(2隻) 海上保安庁	30	整備しようとする巡視艇は、速力、操縦性能、夜間監視能力及び捕捉能力等の警備能力が強化されており、外国漁船の取締り、密輸・密航事犯等への対応能力の強化を図ることができる。	
大型巡視艇 23メートル型 建造(2隻) 海上保安庁	13	整備しようとする巡視艇は、航路内等を航行する船舶に対し、迅速・的確に対応できるだけの十分な速力、装備が強化されており、ふくそう海域における船舶交通の安全の確保に的確に対処できる。	
小型巡視艇 20メートル型 建造(6隻) 海上保安庁	19	整備しようとする巡視艇は、速力、夜間監視能力等の警備能力が強化されており、銃器をはじめとする密輸・密航事犯やテロリスト等の侵入等の未然防止に的確に対処できる。	

【海上保安官署施設整備事業】

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	評価				担当課 (担当課長名)
		事業の緊急性	計画の妥当性	事業の効果	その他	
石垣航空基地の整備 海上保安庁	17	100点	121点	110点	平成25年に開港する新石垣空港に石垣航空基地を移転整備することにより、南西諸島周辺における、海難救助・テロ対策・危機管理体制の強化・海洋権益の保全等多岐にわたる業務ニーズに迅速かつ的確に対応させることができる。	
新潟航空基地施設の整備 海上保安庁	4.1	110点	133点	120点	庁舎の増築により執務環境の改善を図り、海難救助・テロ対策・危機管理体制の強化・海洋権益の保全等多岐にわたる業務ニーズに迅速かつ的確に対応させることができる。	
仙台航空基地施設の整備 海上保安庁	3.7	110点	133点	120点	庁舎の増築により執務環境の改善を図り、海難救助・テロ対策・危機管理体制の強化・海洋権益の保全等多岐にわたる業務ニーズに迅速かつ的確に対応させることができる。	
釧路航空基地施設の整備 海上保安庁	3.4	109点	133点	120点	庁舎の増築により執務環境の改善を図り、海難救助・テロ対策・危機管理体制の強化・海洋権益の保全等多岐にわたる業務ニーズに迅速かつ的確に対応させることができる。	
海上保安学校環境改善等 の整備 海上保安庁	5.3	100点	133点	110点	海上保安官の能力を維持・向上するため、体系的な研修体制を構築するとともに、男女共同参画基本計画に基づく女性職員採用の拡大を図ることができる。	

※ 事業の緊急性－既存施設の老朽・狭隘・官署の分散等、施設の現況から事業の緊急性を評価する指標

計画の妥当性－計画施設の位置・規模・構造など、新たな計画内容の妥当性を評価する指標

事業の効果－新たな政策課題の実現、執務能率の増進・利便性の向上等、施設の現況から事業の効果を評価する指標

(採択要件：事業の緊急性、計画の妥当性及び事業の効果がともに100点以上)

海上保安庁
装備技術部
船舶課
(課長 浅野富夫)

海上保安庁
装備技術部
施設補給課
(課長 野見山慎吾)

再評価結果一覧
(平成21年8月末時点)

【公共事業関係費】

【ダム事業】
(直轄事業等)

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等)	対応方針	担当課 (担当課長 名)				
			貨幣換算した便益・B(億円)		費用:C (億円)								
			便益の内訳及び主な根拠										
沙流川総合開発事業 北海道開発局	その他	573	839	【内訳】 被害防止便益：781億円 流水の正常な機能の維持に関する便益：58億円 【主な根拠】 年平均浸水軽減戸数：65戸 年平均浸水軽減面積：90ha	634	1.3	・沙流川流域は、平成15年8月洪水では、浸水面積318ha、浸水戸数283戸、死者4人となるなどの被害が発生した。それ以外にも、昭和37年8月、昭和50年8月、平成4年8月、平成13年9月、平成18年8月と被害が発生した。 ・沙流川流域の日高町門別地区の水道は、河川流量不足等による取水量減少が近年5カ年において71日間もあるなど取水が不安定である。	・地域市町村等で構成される平取ダム建設促進期成会・日高総合開発期成会は、毎年、平取ダムの建設促進と早期完成を要望している。 ・平成21年3月末時点において、予算執行は進捗率34%、用地取得は99.5%となっており、そのうち私有地は100%取得済である。 ・堤体の一部構造変更、付替道路橋梁の橋長減、掘削残土の利用によるコスト縮減を図っていく。	継続	本省河川局 治水課 (課長 細見寛)			
森吉山ダム建設事業 東北地方整備局	再々評価	1,750	3,739	【内訳】 被害防止便益：2,213億円 流水の正常な機能の維持に関する便益：1,526億円 【主な根拠】 年平均浸水軽減戸数：285戸 年平均浸水軽減面積：330ha	2,608	1.4	・昭和47年7月洪水では、家屋流出倒壊10,951戸、田畠浸水8,288ha、公共被害186カ所の被害が発生した。 ・河川整備と合わせて家庭浸水被害等の軽減が可能となる。 ・米代川流域では、平成元年7月に能代市で、水田の用水不足3,000ha、亀裂は1,445haにもおよんだ。また、平成11年8月には、上小阿仁村で水道の断水が生じるなど、良好な河川環境の維持、既得用水の安定的取水等が困難となっている。 ・当該事業により、かんがい用水及び水道用水が確保されるとともに発電事業も実施可能となる。	・治水、利水とともに米代川水系河川整備計画の目標達成に必要な事業である。 ・平成19年度に堤体盛立が完了し、平成21年度より試験湛水を開始する予定であるなど、事業は着実に進捗している。 ・河川区域の付替道路のルート変更や低品質材の有効活用等のコスト縮減を今後も引き続き図っていく。	継続	本省河川局 治水課 (課長 細見寛)			
荒川上流ダム再開発事業 関東地方整備局	再々評価	1,500	1,996	【内訳】 被害防止便益：1,996億円 【主な根拠】 年平均浸水軽減戸数：2,373戸 年平均浸水軽減面積：92ha	944	2.1	・平成11年8月や平成19年9月の洪水において大きな浸水被害が発生している。 ・東京都、埼玉県の大都市を流域に抱えるため、治水安全度の向上は急務である。 ・二瀬ダムが抱える管理上の課題の解消が必要である。	・首都東京など人口密集地を流域に抱えているため治水安全度の向上が急務となっている。 ・地元からは大洞ダム建設の着手の要望が提出されるなど、二瀬ダムの管理上の課題の解消に対し強い要望がある。 ・平成19年3月に、荒川水系河川整備方針を策定した。 ・今後、事業化に向けダムサイト及び貯水池周辺の地質調査、環境調査、二瀬ダムの堆砂対策にかかる諸調査を実施する。	継続	本省河川局 治水課 (課長 細見寛)			
天童川ダム再編事業 中部地方整備局	その他	790	1,759	【内訳】 被害防止便益：1,759億円 【主な根拠】 年平均浸水軽減戸数：140戸 年平均浸水軽減面積：23ha	774	2.3	・昭和40年9月洪水では、全壊・流失13戸、半壊・床上浸水782戸、床下浸水806戸、浸水面積564haなどの甚大な被害が発生し、その後も、昭和42年、昭和44年と浸水被害が発生。 ・発電専用のダムである佐久間ダムは、堆砂が進行するとともに、土砂移動の連続性を遮断しており、ダム下流においては、河床低下や海岸侵食等の問題が顕在化している。 ・本事業は利水者との調整の上、既設の発電専用ダムを活用するため、他の河道整備の代替案と比較し、早期に治水効果を得られる、改変面積が少なく環境に与える負荷が小さいなどの点で優位である。	・昭和58年9月洪水をはじめ平成3年、平成10年、平成18年等近年においても浸水被害が発生しており、天童川中下流域の洪水氾濫等の被害を軽減することが必要となっている。 ・天童川における土砂の管理は治水・利水・河川環境の全般に関わる課題であり、恒久堆砂対策により土砂生産域から海岸までの流砂系の健全化を図ることが必要である。 ・沿川の浜松市・碧南市より事業促進の強い要望がある。 ・排砂工法の設計施工に際しては工法の工夫や新技術の積極的な採用等により、コスト縮減に努める。	継続	本省河川局 治水課 (課長 細見寛)			
三峰川総合開発事業 中部地方整備局	その他	500	951	【内訳】 被害防止便益：951億円 【主な根拠】 年平均浸水軽減戸数：104戸 年平均浸水軽減面積：31ha	677	1.4	・昭和36年6月洪水では、全壊・流失896戸、半壊605戸、床上浸水1,334戸、床下浸水11,110戸、浸水面積534ha等の甚大な被害が発生し、その後も昭和58年9月洪水では、被害戸数1,491戸、浸水面積289ha等の甚大な被害が発生している。	・天童川流域は現状においては治水安全度が低く、美和ダムの治水機能の強化が必要。 ・美和ダムの恒久的な機能維持のために必要な事業を進める。 ・沿川の市町村や団体から早期完成要望が出されている。 ・湖内堆砂対策施設の設計・施工に際しては、工法の工夫などをを行いコスト縮減に努める。 ・なお、戸草ダムは今後の社会経済情勢等の変化に合わせ、建設実施時期を検討する。	継続	本省河川局 治水課 (課長 細見寛)			

上矢作ダム建設事業 中部地方整備局	その他	1,000	1,218	【内訳】 被害防止便益：828億円 流水の正常な機能の維持に関する便益：390億円 【主な根拠】 年平均浸水軽減戸数：263戸 年平均浸水軽減面積：45ha	539	2.3	・昭和34年9月伊勢湾台風をはじめ、昭和36年、40年、44年、46年、47年洪水では浸水被害が生じております、平成12年の東海豪雨では、死者2名、被災家屋2,801戸、浸水面積1,798ha等の甚大な被害が発生している。	・将来計画として治水上の上矢作ダムの必要性は変わらないものの、矢作川水系河川整備計画の目標（東海（恵南）豪雨）を達成するためには、河道改修と矢作ダムの有効活用を実施することにより、河川整備の効果を発現させることができる。 ・社会経済上の重要性と財政の制約、治水事業効果の早期発現、戦後最大規模の洪水の実績を目標流量として、河道改修と矢作ダムの有効活用（施設改良）が有利と考えられる。	中止	本省河川局 治水課 (課長 細見寛)
山島坂ダム建設事業 四国地方整備局	再々評価	850	1,024	【内訳】 被害防止便益：657億円 流水の正常な機能の維持に関する便益：367億円 【主な根拠】 年平均浸水軽減戸数：168戸 年平均浸水軽減面積：28ha	789	1.3	・肱川流域は、平成7年洪水では1,195戸の浸水被害が発生したほか、平成16年には、床上浸水326戸、床下浸水376戸、平成17年には、床上浸水237戸、床下浸水214戸の被害が発生するなど、過去10年間に4回の浸水被害が発生している。	・平成16年5月に肱川水系河川整備計画を策定している。 ・流域自治体では肱川流域総合整備推進協議会を組織し、ダムの早期完成を強く要望している。 ・道路工事において、新工法の活用を積極的にを行うことでコスト縮減を図っていく。	継続	本省河川局 治水課 (課長 細見寛)
鹿野川ダム改造事業 四国地方整備局	その他	420	794	【内訳】 被害防止便益：463億円 流水の正常な機能の維持に関する便益：331億円 【主な根拠】 年平均浸水軽減戸数：95戸 年平均浸水軽減面積：17ha	447	1.8	・肱川流域は、平成7年洪水では1,195戸の浸水被害が発生したほか、平成16年には、床上浸水326戸、床下浸水376戸、平成17年には、床上浸水237戸、床下浸水214戸の被害が発生するなど、過去10年間に4回の浸水被害が発生している。	・平成16年5月に肱川水系河川整備計画を策定している。 ・流域自治体では肱川流域総合整備推進協議会を組織し、ダムの早期完成を強く要望している。 ・クレストゲート改造時の仮切方法の変更等でコスト縮減を図っていく。	継続	本省河川局 治水課 (課長 細見寛)

**【ダム事業】
(補助事業)**

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)				
			貨幣換算した便益・B(億円)		費用・C (億円)								
			便益の内訳及び主な根拠	B/C									
厚幌ダム建設事業 北海道	再々評価	360	515	【内訳】 被害防止便益：247億円 流水の正常な機能の維持に関する便益：268億円 【主な根拠】 年平均浸水軽減戸数：14戸 年平均浸水軽減面積：44ha	280	1.8	・昭和50年8月の洪水では、浸水家屋等228戸、浸水農地1,793ha等の甚大な被害が発生し、その後昭和56年、平成4年、12年、13年と浸水被害が頻発している。	・埋蔵文化財調査の範囲増による調査期間の増などにより完成予定期工期及び事業費の変更が生じるものの、今後も事業実施にあたっては関係機関と調整を行なながら実施していく。 ・水道取水量の減量が予定されているが、ダム規模に変更が生じるほどの規模のものではなく、水道用水及びかんがい用水の必要性並びに治水対策の必要性に変化はなく、地元からダムの早期完成要望も強い。 ・台形C-S-Gダムの採用などコスト縮減を図っており、今後もさらなる建設コスト縮減に努める。	継続	本省河川局 治水課 (課長 細見寛)			

※上記以外に、評価手続き中のダムには、「5年未着工」に該当するものとして、湊川総合開発事業 五名ダム再開発（香川県）、「再々評価」に該当するものとして、徳富ダム建設事業（北海道）、津付ダム建設事業（岩手県）、倉渉ダム建設事業（群馬県）、松川生活貯水池再開発事業（長野県）、奥船内ダム建設事業（新潟県）、常陸川ダム建設事業（新潟県）、晒川生活貯水池事業（新潟県）、犀川辰巳治水ダム建設事業（石川県）、町野川総合開発事業（北河内ダム）（石川県）、横尾川ダム建設事業（大阪府）、大河内川ダム建設事業（山口県）、「その他」に該当するものとして、増田川ダム建設事業（群馬県）、儀明川ダム建設事業（新潟県）、安威川ダム建設事業（大阪府）、金出地ダム建設事業（兵庫県）、那珂川総合開発事業（五ヶ山ダム建設事業）（福岡県）がある。

**中止事業について
(平成 21 年 8 月末時点)**

事業区分	事業名 事業主体 (所在地)	中止理由
上矢作ダム建設事業 (直轄事業等)	かみやはぎ 上矢作ダム建設事業 中部地方整備局 (岐阜県恵那市)	<ul style="list-style-type: none"> 将来計画として治水上の上矢作ダムの必要性は変わらないものの、矢作川水系河川整備計画の目標（東海（恵南）豪雨）を達成するためには、河道改修と矢作ダムの有効活用を実施することにより、河川整備の効果を発現させることができる。 社会経済上の重要性と財政の制約、治水事業効果の早期発現、戦後最大規模の洪水の実績を目標流量として、河道改修と矢作ダムの有効活用（施設改良）が有利と考えられる。以上の理由により事業（実施計画調査）を中止する。

※ 評価手続中事業（平成 20 年度評価）のうち中止となったもの

事業区分	事業名 事業主体 (所在地)	中止理由
河川総合開発事業 (補助事業)	ごうしづわ 郷土沢生活貯水池建設事 業 ながの 長野県 ながの しもいな とよおか (長野県下伊那郡豊丘 村)	治水面では、当面は暫定改修で流下能力を確保する計 画としたため。また、利水面では、地下水調査の結果 から、代替水源を確保し、ダムからの取水を必要としな くなつたため。
治水ダム建設事業 (補助事業)	たてしな 蓼科治水ダム建設事業 ながの 長野県 ながの ちの (長野県茅野市)	諏訪湖及び他河川の改修規模とのバランスを見直したうえで、ダムによらない河川改 修計画を河川整備計画に位置付けたため。

※ 評価手続中事業（平成 15 年度評価）のうち中止となったもの

事業区分	事業名 事業主体 (所在地)	中止理由
河川総合開発事業 (補助事業)	しもすわ 下諏訪ダム建設事業 ながの 長野県 ながの すわ しもすわ (長野県諏訪郡下諏訪 町)	治水面では、諏訪湖及び他河川の改修規模とのバラン スを考慮し、治水安全度を見直したうえで、ダムによ らない河川改修計画を河川整備計画に位置付けたた め。また、利水面では、新たな水道水源確保に関する 研究結果からダムからの取水を必要としなくなつたた め。
治水ダム建設事業 (補助事業)	きよかわ 清川治水ダム建設事業 ながの 長野県 ながの いいやま (長野県飯山市)	治水面では、他河川の改修規模とのバランスを考慮 し、治水安全度を見直した結果、河川改修によること としたため。また、利水面では、流雪溝の必要水量見 直しによりダムからの取水を必要としなくなつたた め。

**評価手続中事業（平成20年度評価）の再評価について
(平成21年8月末時点)**

【公共事業関係費】

事 業 区 分		再評価実施箇所数						再評価結果		
		5年 未着工	10年 継続中	準備計 画5年	再々 評価	その他	計	継続	中止	評価 手続中
ダム事業	補助事業	0	0	0	4	1	5	0	0	2
合 計		0	0	0	4	1	5	0	0	3

(注1) 再評価対象基準

5年未着工：事業採択後一定期間（5年間）が経過した時点で未着工の事業

10年継続中：事業採択後長期間（10年間）が経過した時点で継続中の事業

準備計画5年：準備・計画段階で一定期間（5年間）が経過している事業

再々評価：再評価実施後一定期間（5又は10年間）が経過している事業

その他：社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

評価手続中事業（平成19年度評価）の再評価について (平成21年8月末時点)

【公共事業関係費】

事 業 区 分		再評価実施箇所数						再評価結果		
		5年 未着工	10年 継続中	準備計 画5年	再々 評価	その他	計	継続	中止	評価 手続中
ダム事業	補助事業	0	0	0	1	0	1	1	0	0
合 計		0	0	0	1	0	1	1	0	0

(注1) 再評価対象基準

5年未着工：事業採択後一定期間（5年間）が経過した時点で未着工の事業

10年継続中：事業採択後長期間（10年間）が経過した時点で継続中の事業

準備計画5年：準備・計画段階で一定期間（5年間）が経過している事業

再々評価：再評価実施後一定期間（5又は10年間）が経過している事業

その他：社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

評価手続中事業（平成15年度評価）の再評価について (平成21年8月末時点)

【公共事業関係費】

事 業 区 分		再評価実施箇所数						再評価結果		
		5年 未着工	10年 継続中	準備計 画5年	再々 評価	その他	計	継続	中止	評価 手続中
ダム事業	補助事業	0	0	0	4	0	4	0	0	2
合 計		0	0	0	4	0	4	0	0	2

(注1) 再評価対象基準

5年未着工：事業採択後一定期間（5年間）が経過した時点で未着工の事業

10年継続中：事業採択後長期間（10年間）が経過した時点で継続中の事業

準備計画5年：準備・計画段階で一定期間（5年間）が経過している事業

再々評価：再評価実施後一定期間（5又は10年間）が経過している事業

その他：社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

**評価手続中事業（平成20年度評価）の再評価結果一覧
(平成21年8月末現在)**

【公共事業関係費】

【ダム事業】
(補助事業)

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等 による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の 進捗の見込み、コスト縮減等)	対応方針	担当課 (担当課長 名)				
			貨幣換算した便益：B(億円)		費用:C (億円)								
			便益の内訳及び主な根拠	B/C									
蓼科治水ダム建設事業 長野県	再々評価	280	716	【内訳】 被害防止便益：593億円 流水の正常な機能の維持に関する便益：123億円 【主な根拠】 年平均浸水軽減戸数：47戸 年平均浸水軽減面積：9.3ha	224	3.2	・上川は古くからたびたび洪水被害を受けており、特に昭和34年8月台風7号では、死者1名、流出家屋14戸、浸水家屋180戸、損壊家屋3戸等の甚大な洪水被害を受けた。 ・諏訪湖及び他河川の改修規模とのバランスを考慮し、治水安全度を見直したうえで、ダムによらない河川改修計画を河川整備計画に位置付けた。	中止	本省河川局 治水課 (課長 細見寛)				
郷土沢生活貯水池建設事業 長野県	再々評価	110	110	【内訳】 被害防止便益：54億円 流水の正常な機能の維持に関する便益：56億円 【主な根拠】 年平均浸水軽減戸数：8戸 年平均浸水軽減面積：3.0ha	85	1.3	・芦部川沿川では、昭和36年梅雨前線豪雨など古くからたびたび洪水被害を受けている。 ・豊丘村北部簡易水道は、水源をすべて井戸に依存する井戸水から硝酸性窒素・亜硝酸性窒素が検出され、水質悪化及び希釈井戸の枯渇が懸念されている。 ・治水面では、当面は暫定改修で流下能力を確保する計画とした。 ・利水面では、地下水調査の結果から代替水源を確保し、ダムからの取水を必要としなくなった。	中止	本省河川局 治水課 (課長 細見寛)				
大多喜ダム建設事業 千葉県	その他	—	—	—	—	—	—	評価手続中	本省河川局 治水課 (課長 細見寛)				
角間ダム建設事業 長野県	再々評価	—	—	—	—	—	—	評価手続中	本省河川局 治水課 (課長 細見寛)				
武庫川ダム建設事業 兵庫県	再々評価	—	—	—	—	—	—	評価手続中	本省河川局 治水課 (課長 細見寛)				

**評価手続中事業（平成19年度評価）の再評価結果一覧
(平成21年8月末現在)**

【公共事業関係費】

**【ダム事業】
(補助事業)**

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等 による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の 進捗の見込み、コスト縮減等)	対応方針	担当課 (担当課長 名)
			貨幣換算した便益:B(億円)	費用:C (億円)	B/C				
筑川総合開発事業 (伊良原ダム建設 事業) 福岡県	再々評価	678	1,292	480	2.7	・筑川流域では、たびたび集中豪雨による洪水被害をうけており、近年では、平成11年9月の豪雨により、床上浸水16戸、床下浸水30戸の浸水被害が発生している。 【内訳】 被害防止便益：922億円 既得用水の安定化、河川環境の保全等の便益：370億円 【主な根拠】 年平均浸水軽減戸数：808戸 年平均浸水軽減面積：254ha	・平成13年10月に、筑川水系河川整備基本方針を策定している。 ・平成16年12月に、地域住民及び関係機関の意見を踏まえた筑川水系河川整備計画を策定し、伊良原ダムが位置づけられている。 ・平成16年12月に補償基準が妥結されたことなどにより、総事業費が增加了した。 ・生活再建のために事業工程を見直したことにより、工期の延長を行った。 ・事業の進捗状況については、平成20年度までの事業費ベースで24%、用地補償追掛率は90%が見込まれ、平成29年度完成に向けて円滑な事業推進が見込まれる。 ・打設工法の変更、基礎処理工の見直し等を行い、コスト縮減を図っているが、今後も新技術・新工法の活用を検討し、コスト縮減に努める。	継続	本省河川局 治水課 (課長 細見 寛)

評価手続中事業（平成15年度評価）の再評価結果一覧
（平成21年8月末現在）

【公共事業関係費】

【ダム事業】
 (補助事業)

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等 による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の 進捗の見込み、コスト縮減等)	対応方針	担当課 (担当課長 名)				
			費用便益分析		B/C								
			貨幣換算した便益：B(億円)	費用：C (億円)									
下諏訪ダム建設事業 長野県	再々評価	240	577	<p>【内訳】 被害防止便益：568億円 流水の正常な機能の維持に関する便益：9億円</p> <p>【主な根拠】 年平均浸水軽減戸数：201戸 年平均浸水軽減面積：8.1ha</p>	178	3.3	<ul style="list-style-type: none"> ・砥川は古くからたびたび洪水被害を受けており、特に昭和46年9月豪雨災害では、流出家屋3戸、浸水家屋36戸等の甚大な洪水被害を受けた。 ・岡谷市では上下水の8割を地下水に依存しているが、井戸水16水源の内8水源でトリクロロエチレン等が検出され、また、下諏訪町でも、表流水の取水量が不安定で、井戸水からはトリクロロエチレンが検出され、水質悪化が懸念されている。 		中止	本省河川局 治水課 (課長 細見 寛)			
清川治水ダム建設事業 長野県	再々評価	102	97	<p>【内訳】 被害防止便益：49億円 流水の正常な機能の維持に関する便益：48億円</p> <p>【主な根拠】 年平均浸水軽減戸数：5戸 年平均浸水軽減面積：0.9ha</p>	54	1.8	<ul style="list-style-type: none"> ・清川は古くからたびたび水害があり、特に昭和44年の集中豪雨では床上浸水3戸、床下浸水86戸、農地被害26ha等の大きな被害があり、また飯山線鉄道橋の橋脚が洪水により流されるなどの被害を受けた。 ・飯山市では豪雪地帯であるため、冬期間の生活、特に交通確保に苦慮しており、これを解消するために新たな流雪溝用水の確保が望まれた。 		中止	本省河川局 治水課 (課長 細見 寛)			
黒沢生活貯水池建設事業 長野県	再々評価	—	—	—	—	—	—	—	評価手続中	本省河川局 治水課 (課長 細見 寛)			
駒沢生活貯水池建設事業 長野県	再々評価	—	—	—	—	—	—	—	評価手続中	本省河川局 治水課 (課長 細見 寛)			

平成22年度予算概算要求に係る個別研究開発課題評価書

平成21年8月31日 国土交通省

国土交通省政策評価基本計画（平成21年3月31日改正）に基づき、平成22年度予算概算要求にあたって、36件の個別研究開発課題について評価を行った。本評価書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律第10条の規定に基づき作成するものである。

1. 個別研究開発課題評価の概要について

個別研究開発課題評価は、研究開発に係る重点的・効率的な予算等の資源配分に反映するために行うものである。

国土交通省においては、研究開発機関等（国土技術政策総合研究所、国土地理院、気象研究所、海上保安庁海洋情報部及び海上保安試験研究センターをいう。以下同じ。）が重点的に推進する個別研究開発課題及び本省又は外局から民間等に対して補助又は委託を行う個別研究開発課題のうち、新規課題として研究開発を開始しようとするものについて事前評価を、研究開発が終了したものについて終了後の事後評価を、また、研究開発期間が5年以上の課題及び期間の定めのない課題については、3年程度を目安として中間評価を行うこととしている。評価は、研究開発機関等、本省又は外局が実施する。

(評価の観点、分析手法)

個別研究開発課題の評価にあたっては、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成20年10月31日内閣総理大臣決定）を踏まえ、外部評価を活用しつつ、研究開発の特性に応じて、必要性（科学的・技術的意義、社会的・経済的意義、目的の妥当性等）、効率性（計画・実施体制の妥当性等）、有効性（目標の達成度、新しい知の創出への貢献、社会・経済への貢献、人材の養成等）の観点から総合的に評価する。

(第三者の知見活用)

評価にあたっては、その公正さを高めるため、個々の課題ごとに積極的に外部評価（評価実施主体にも被評価主体にも属さない者を評価者とする評価）を活用することとしている。外部評価においては、当該研究開発分野に精通している等、十分な評価能力を有する外部専門家により、研究開発の特性に応じた評価が行われている。

また、評価の運営状況等について、国土交通省政策評価会において意見等を聴取することとしている（国土交通省政策評価会の議事概要等については、国土交通省政策評価ホームページ（<http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka>）に掲載することとしている）。

2. 今回の評価結果について

今回は、平成22年度予算概算要求に反映することを目的として、36件の個別研究開発課題について事前評価を実施した。課題の一覧は別添1、評価結果は別添2のとおりである。

個々の課題ごとの外部評価の結果については、別添2の「外部評価の結果」の欄に記載のとおりである。今後とも、これらを踏まえ適切に個別研究開発課題の評価を実施することとしている。

対象研究開発課題一覧

○事前評価

No.	評価課題名	ページ
1)	社会資本の予防保全的管理のための点検・監視技術の開発	165
2)	地震動情報の高度化に対応した建築物の耐震性能評価技術の開発	166
3)	美しいまちづくりに向けた公共事業の景観創出の効果分析に関する研究	167
4)	気候変動下での大規模水災害に対する施策群の設定・選択を支援する基盤技術の開発	168
5)	道路ネットワークの連結信頼性を考慮した道路構造物の補修優先順位付けに関する研究	169
6)	密集市街地における協調的建て替えルールの策定支援技術の開発	170
7)	住宅種別に応じたエネルギー消費性能評価法の開発	171
8)	建築実務の円滑化に資する構造計算プログラムの技術基準に関する研究	172
9)	伝統的技術を適用した木造建築物の耐久性向上に関する研究	173
10)	アジア国際フェリー輸送の拡大に対応した輸送円滑化方策に関する研究	174
11)	物流の効率性と両立した国際輸送保安対策のあり方に関する研究	175
12)	ひずみ集中帯の地殻変動特性に関する研究	176
13)	世界測地系における国内位置基準の監視の高度化に関する研究	177
14)	GPSによる地殻変動監視の信頼性向上のための大気擾乱の影響評価に関する研究	178
15)	地震災害緊急対応のための地理的特性から想定した被害情報の提供に関する研究	179
16)	変色水を用いた海域火山の観測研究	180
17)	都市における合理的な地下空間創造技術およびその耐震性能評価に関する研究	181
18)	太陽エネルギーを有効利用できる新規オゾン・光触媒水処理システムの開発	181
19)	地震による斜面崩壊予測とそれによる家屋・道路被害推計の統合システムの開発	181
20)	次世代無線技術の利用による低コストで安定性の高い道路情報通信システムの開発	181
21)	低炭素社会に向けた快適生活空間を創造するスギ間伐材を活用した耐火軸組構法技術の開発	181
22)	下水道システムの地震被害応急復旧戦略シミュレータの開発	181
23)	土木事業での木材活用による温暖化防止対策への貢献	181
24)	既存木造学校施設の耐震補強方法の開発	181
25)	雨天時における衛生学的安全性と水環境保全を目指した新しい都市排水処理技術の開発	181
26)	建設対象物形状の3次元座標数値化技術の開発	182
27)	土砂災害の2次災害を防止するための安価で迅速に設置できる監視装置の開発	182
28)	高品質盛土を保証する施工管理技術に関する研究	182
29)	地理空間情報の流通プラットフォーム技術開発による建設生産プロセスの効率化	182
30)	三次元サブミリメートル変位計測による遠隔観測型崖崩れ前兆検出システムの開発	182
31)	建設ICTにおけるImage Based Communications Tool（情報共有プラットフォーム）の研究開発	182
32)	腐食劣化の生じた実橋梁部材を活用した鋼トラス橋の耐荷性能評価手法に関する研究	182
33)	構造物現況形状データと設計データを用いた品質確保と施工支援に関する技術の開発	182
34)	構造物の表層強度分布測定装置および含浸強化剤の開発研究	182
35)	光ファイバセンシングによる広域社会基盤施設の高精度変状監視システムの開発	182
36)	メカニカル亀裂ストッパーを用いた鋼橋の緊急・応急補修技術の開発	183

事前評価【N o. 1】

研究開発課題名	社会資本の予防保全的管理のための点検・監視技術の開発	担当課 (担当課長名)	大臣官房技術調査課 (課長: 横山 晴生)
研究開発の概要	社会資本の予防保全的管理には、劣化や損傷を迅速かつ効率的に点検・監視し、その結果を踏まえて適時・適切に補修補強することが必要である。これまで、損傷が相当進行して表面に現れてから把握され、あるいは場所的制約により適切な検査が実施されていなかった、構造物の埋込部、狭隘部、高所、閉所等の目視困難な場所を点検可能にする技術、さらに人海戦術や目視のみで把握されていた変状を効率的・確実に点検する技術の開発を行う。 【研究期間: 平成22~24年度 研究費総額: 約1,500百万円】		
研究開発の目的	点検手法を「見えるところを見る」から「診るべきところを診る」へ転換するため、①構造物の目視困難な部位についての迅速・簡便で汎用性の高い点検・検査技術と評価基準、②目視では評価が困難な構造物の変状を検知する技術や評価基準の開発により、民間の点検技術の性能向上、点検の効率化、点検実施率の向上を図る。		
必要性、効率性、有効性等の観点からの評価	<p>【必要性】 非破壊検査などにおいて、ある程度の技術開発がなされているものの、効率的な維持管理に関する技術については、今後、開発の余地が大きいにある。点検自体が困難な場合があるため、目視点検では捕捉できない損傷を探知するための調査法の開発が必要である。(総合科学技術会議社会基盤PT分野別推進戦略中間フォローアップ(H21.5))</p> <p>【効率性】 測定機器の要求性能、評価基準の開発、実験フィールド設定は官で、数値化・解析手法の検証は官学共同で、測定部の装置製作、検査機器の移動技術や制御技術については民が有している技術開発能力を活用して行い、産学官が適切に役割分担して効率的に技術開発を進める。</p> <p>【有効性】 新たな点検・監視技術の開発により点検が難しい箇所の予防保全が可能となり、社会資本の長寿命化、ライフサイクルコストの低減が図られる。また、検査装置の開発に加えて評価技術、技術基準を一体として構築することから、信頼性の高い点検・監視手法として速やかな普及が期待できる。</p>		
外部評価の結果	目視困難な箇所を点検するための技術や、目視では評価が困難な構造物の変状を点検・監視する技術の開発は、予防保全の考え方方に立った社会資本の戦略的維持管理・更新を効率的に進めていくために不可欠なものであることから、本研究は極めて必要性が高い課題であると評価する。 研究の実施にあたっては、本研究の成果がより効果的に活用されるよう、補修によりその後の点検が困難になった場所の点検技術、全国の社会資本の問題が起きやすく注視すべき場所に関するデータ集積、点検結果の評価基準の明確化に留意されたい。また、責任を持って点検を実施しうる人材育成にも取り組んで欲しい。 <外部評価委員会委員一覧> (平成21年7月8日、技術研究開発評価委員会) 委員長 嘉門 雅史 高松工業高等専門学校長 委員 池田 駿介 東京工業大学大学院教授 大林 成行 東京理科大学名誉教授 神田 順 東京大学大学院新領域創成科学研究科教授 見城 美枝子 青森大学社会学部教授 菅原 進一 東京理科大学総合研究機構教授 土屋 幸三郎 (社) 日本土木工業協会土木工事技術委員会副委員長 三井所 清典 芝浦工業大学名誉教授 矢代 嘉郎 (社) 建築業協会技術研究部会部会長		

※研究費総額は現時点の予定であり、今後変わりうるものである。

事前評価【N o. 2】

研究開発課題名	地震動情報の高度化に対応した建築物の耐震性能評価技術の開発	担当課 (担当課長名)	大臣官房技術調査課 (課長: 横山 晴生)																		
研究開発の概要	本研究開発は、海溝型巨大地震等に備え、超高層を含む建築物サンプルの地震観測記録を解析することにより、地表面の「地震動」と建築物に作用する「地震力」との関係を明らかにして、建築物と地盤の特性の双方を考慮した地震力評価手法、地震観測結果に基づく継続的な耐震設計技術の改良方法、及び、地震観測結果に基づく地盤を含めた効率的な耐震改修技術の開発を行うものである。 【研究期間: 平成22~24年度 研究費総額: 約500百万円】																				
研究開発の目的	海溝型巨大地震等では従来の想定レベルを超える地震動の発生も予測されており、これらに対する建築物の安全性の精確な評価と確保のため耐震性能評価技術の高度化が急務となっている。本技術開発は、地表面の「地震動」と建築物に作用する「地震力」との関係を明らかにして、建築物に必要にして十分な耐震設計や耐震補強を行うための建築物の耐震性能評価技術を開発することを目的とする。																				
必要性、効率性、有効性等の観点からの評価	<p>【必要性】 30年以内に、ほぼ確実に海溝型巨大地震が発生すると予測されているが、土木・建築学会による「海溝型巨大地震による長周期地震動と土木・建築構造物の耐震性向上に関する共同提言(2006)」によれば、「応答解析モデルの高度化を行うためには、自由地盤系・周辺地盤系・近傍地盤・基礎・上部構造系の高密度な地震観測の着実な実施が必要」とされている。また、近年の地震動情報の高度化に対応して、地震調査研究の成果を工学研究の側がより有効に活用することの必要性が指摘されている(総合科学技術会議社会基盤PT分野別推進フォローアップ等(H21.5))。</p> <p>【効率性】 國土技術政策総合研究所、独立行政法人建築研究所、民間、学識経験者、関係省庁等から構成される研究運営委員会、研究諮問委員会を設置し、産学官が一体となって効率的に技術開発を進める。</p> <p>【有効性】 地震学の最新の知見に基づき予測された「地震動」に対し、建築物の耐震性能を、より高いレベルの工学的知見に基づき評価することが可能となる。これにより、巨大地震が予測される場合の地盤特性に応じた建築物の耐震基準の点検や個々の建築物の耐震改修を、過度な安全率を設定することなく、合理的に行うことができるようになる。</p>																				
外部評価の結果	<p>近年の地震動研究の高度化を踏まえ、今後30年以内にほぼ確実に起こるとされる海溝型巨大地震に備えるため、表層地盤における地震動と実際に建築物へ入力する地震動との関係を明らかにし、建築物の耐震性能評価技術を高度化しようとする本研究は、必要性が高い課題であると評価する。</p> <p>研究の実施にあたっては、多様な建築物の上部構造と基礎、さらには地盤との相互作用等の特性を考慮するとともに、本研究がより効率的に進められるよう、公共建築物以外の建築物に関するデータ収集に留意されたい。</p> <p><外部評価委員会委員一覧> (平成21年7月8日、技術研究開発評価委員会)</p> <table> <tbody> <tr> <td>委員長 嘉門 雅史</td> <td>高松工業高等専門学校長</td> </tr> <tr> <td>委員 池田 駿介</td> <td>東京工業大学大学院教授</td> </tr> <tr> <td>大林 成行</td> <td>東京理科大学名誉教授</td> </tr> <tr> <td>神田 順</td> <td>東京大学大学院新領域創成科学研究科教授</td> </tr> <tr> <td>見城 美枝子</td> <td>青森大学社会学部教授</td> </tr> <tr> <td>菅原 進一</td> <td>東京理科大学総合研究機構教授</td> </tr> <tr> <td>土屋 幸三郎</td> <td>(社)日本土木工業協会土木工事技術委員会副委員長</td> </tr> <tr> <td>三井所 清典</td> <td>芝浦工業大学名誉教授</td> </tr> <tr> <td>矢代 嘉郎</td> <td>(社)建築業協会技術研究部会部会長</td> </tr> </tbody> </table>			委員長 嘉門 雅史	高松工業高等専門学校長	委員 池田 駿介	東京工業大学大学院教授	大林 成行	東京理科大学名誉教授	神田 順	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授	見城 美枝子	青森大学社会学部教授	菅原 進一	東京理科大学総合研究機構教授	土屋 幸三郎	(社)日本土木工業協会土木工事技術委員会副委員長	三井所 清典	芝浦工業大学名誉教授	矢代 嘉郎	(社)建築業協会技術研究部会部会長
委員長 嘉門 雅史	高松工業高等専門学校長																				
委員 池田 駿介	東京工業大学大学院教授																				
大林 成行	東京理科大学名誉教授																				
神田 順	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授																				
見城 美枝子	青森大学社会学部教授																				
菅原 進一	東京理科大学総合研究機構教授																				
土屋 幸三郎	(社)日本土木工業協会土木工事技術委員会副委員長																				
三井所 清典	芝浦工業大学名誉教授																				
矢代 嘉郎	(社)建築業協会技術研究部会部会長																				

※研究費総額は現時点の予定であり、今後変わりうるものである。

事前評価【N o. 3】

研究開発課題名	美しいまちづくりに向けた公共事業の景観創出の効果分析に関する研究	担当課 (担当課長名)	国土技術政策総合研究所 環境研究部 (部長：岸田 弘之)										
研究開発の概要	<p>本研究は、全国の先進的な景観創出事例を収集・整理し、アンケート、ヒアリング、現地観測調査などの詳細な事例調査（20～25事例）に基づき、景観創出が美しいまちづくりに及ぼす効果と、その発現に資する具体的な景観創出の取組み内容を把握・整理する。そのうえで、景観創出の取組みと効果との関係の分析により、美しいまちづくりに向けた景観創出の効果の発現メカニズムを明らかにする。さらに、分析結果を踏まえ、具体的な景観創出手法や、地方公共団体や地域住民等との役割分担、景観創出の推進体制や合意形成・意思決定プロセスなど、美しいまちづくりの実現に資する効果を発現するために、直轄等の公共事業の各段階においてどのような景観創出の取組みを進めればよいかを示した「美しいまちづくりに向けた景観向上のみちしるべ（仮称）」を作成する。</p> <p>【研究期間：平成22～24年度 研究費総額：約85百万円】（評価時点）</p>												
研究開発の目的	<p>本研究は、先進的な景観創出事例の分析に基づき、これまで明らかにされてこなかった公共事業の景観創出が美しいまちづくりに及ぼす効果とその発現メカニズムを解明し、直轄等の公共事業における美しいまちづくりに向けた景観創出の取組みをよりいっそう推進することを目的とする。</p>												
必要性、効率性、有効性等の観点からの評価	<p>【必要性】 公共事業の景観創出と地域の景観形成が連携して景観向上に取組む持続的なまちづくり、すなわち“美しいまちづくり”に及ぼす効果を意識した公共事業の景観創出や景観施策・制度の活用が求められている。しかし、現状では、公共事業の景観創出が美しいまちづくりに及ぼす効果について十分には明らかにされていないため、効果を意識した景観創出の進め方や景観施策・制度の活用・改善方策等について、十分な検討ができる状況には至っていない。このような背景より、地域と公共事業が連携した美しいまちづくりの推進に向けて、これまで明らかにされてこなかった、公共事業の景観創出が美しいまちづくりに及ぼす効果とその発現メカニズムを解明する研究が必要である。</p> <p>【効率性】 本研究の実施においては、国土技術政策総合研究所環境研究部が主体的に検討を進め、事例収集にあたっては、国土交通省大臣官房技術調査課及び都市・地域整備局、道路局、河川局、港湾局、さらに各地方整備局等との連携により、効率的に実施する。また、効果分析にあたっては、学会や大学等の研究機関、土木研究所等との意見交換等を進め、効率的に研究精度の向上を図る。</p> <p>【有効性】 平成22～23年度にかけて、「美しい国づくり政策大綱」の政策レビューが行われる予定であり、このレビューの一環として平成22年度から本研究を実施することで、「国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針（案）」をはじめとする景観施策・制度の改正等に本研究の成果が反映される。さらに、研修等の機会を活用した「美しいまちづくりに向けた景観向上のみちしるべ（仮称）」の周知により各地方整備局等が実施する景観創出の実務支援を行うことで、美しいまちづくりの実現を視野に入れた直轄等の公共事業の景観創出が促進されるとともに、公共事業の景観創出を契機としてその効果を最大限に活用した美しいまちづくりが進展する。</p>												
外部評価の結果	<p>国等の公共事業における美しいまちづくりに向けた景観創出の取組みをよりいっそう推進することを目的とするものであり、重要な研究として実施すべきと評価する。実施にあたっては、地域や自治体、様々な分野が協働するための体制や合意形成のプロセス等に留意して推進されたい。</p> <p><外部評価委員会委員一覧>（平成21年7月15日、国土技術政策総合研究所研究評価委員会分科会）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">主査 石田 東生 筑波大学教授</td> <td style="width: 50%;">寶 錦 京都大学教授</td> </tr> <tr> <td>委員 中村 太士 北海道大学教授</td> <td>松村 友行 パシフィックコンサルタンツ(株) (社)建設コンサルタント協会</td> </tr> <tr> <td>根本 敏則 一橋大学教授</td> <td>藤田 正治 京都大学教授</td> </tr> <tr> <td>古米 弘明 東京大学教授</td> <td>辻本 誠 東京理科大学教授</td> </tr> <tr> <td>柴山 知也 早稲田大学教授</td> <td></td> </tr> </table> <p>※詳細については、国土技術政策総合研究所ホームページ (http://www.nrlim.go.jp/lab/bcg/hyouka/index.htm)に掲載（予定）。</p>			主査 石田 東生 筑波大学教授	寶 錦 京都大学教授	委員 中村 太士 北海道大学教授	松村 友行 パシフィックコンサルタンツ(株) (社)建設コンサルタント協会	根本 敏則 一橋大学教授	藤田 正治 京都大学教授	古米 弘明 東京大学教授	辻本 誠 東京理科大学教授	柴山 知也 早稲田大学教授	
主査 石田 東生 筑波大学教授	寶 錦 京都大学教授												
委員 中村 太士 北海道大学教授	松村 友行 パシフィックコンサルタンツ(株) (社)建設コンサルタント協会												
根本 敏則 一橋大学教授	藤田 正治 京都大学教授												
古米 弘明 東京大学教授	辻本 誠 東京理科大学教授												
柴山 知也 早稲田大学教授													

※研究費総額は現時点の予定であり、今後変わりうるものである。

事前評価【N o. 4】

研究開発課題名	気候変動下での大規模水災害に対する施策群の設定・選択を支援する基盤技術の開発	担当課 (担当課長名)	国土技術政策総合研究所 気候変動適応研究本部 (河川研究部 流域管理研究官：藤田光一)										
研究開発の概要	氾濫原の地形や社会的背景などが異なる様々な流域圏に共通する基盤技術として、1) 流域ごとの実態や実現可能性を踏まえ実務に使える施策オプションを拡充し、2) 整備目標を超過する洪水も対象に加えた各種水災害のリスク評価手法を開発し、3) 従来の河川整備では必ずしも考慮されていなかった被害内容を制御する視点も取り入れて、タイプの異なる流域ごとに、各種の施策オプションが効果を発揮する具体条件明らかにし、河川外での施策を含むオプションの選択・組み合わせ手法(適応策の計画手法)を提示する。 【研究期間：平成22～24年度 研究費総額：約90百万円】(評価時点)												
研究開発の目的	国土の高度な利用に比して水災害に対する治水整備水準が未だ低いという日本の特徴を踏まえると、気候変動に対する適応策には、各種水災害リスクの合理的な低減と、所定の期間内に実践できることが強く求められる。そのため、従来の河川整備にとらわれず流域に踏み出す新たな施策も視野に入れる一方、流域ごとの実態や過去の施策の積み重ねを踏まえて実現性の高い施策を選択する必要がある。本研究の目的は、開発する基盤技術を核とした新たな治水計画手法のたたき台を提示することで、気候変動への適応策の実現を強く推進することにある。												
必要性、効率性、有効性等の観点からの評価	<p>【必要性】 適応策の推進は、日本学術会議(2008年)や総合科学技術会議(2009年)が指摘しているとおり喫緊の課題である。また、国土交通省社会資本整備審議会(2008年)も平成25年を目処として取り組むべき課題として「災害リスクの評価法」、「流域などでの安全確保の考え方と進め方」を挙げている。</p> <p>【効率性】 代表流域の河道データ・水文量など各種データや既往施策の実践結果については本省及び各地方整備局から、また降雨量や気温など気候変動の最新の将来予測については別途共同研究「21世紀気候変動予測革新プログラム（文部科学省：H19～23）」から提供を受けるなど、各機関等との連携を活かした体制を敷いている。</p> <p>【有効性】 本研究の成果を手引きとしてとりまとめることで従来の河川整備の計画検討に本研究成果反映され、我が国の個別流域での適応策の推進が図られる。IPCC5次報告書など国際的な適応策推進の取り組みへの貢献に役立つ。代表流域での試行などの機会を活用して、研究途上の成果であっても実務に逐次適用することで、適応策実践の着手が早まる。</p>												
外部評価の結果	<p>気候変動に対する適応策のための研究として非常に重要な研究であり、気候変動適応研究本部という新しい組織により推進する仕組みを含め、重点的に実施すべきと評価する。実施にあたっては、シナリオに含まれる不確実性を踏まえた上で、地域ごとの自治体への適用のための類型化、土地利用計画を含む施策オプション等も考慮して推進されたい。</p> <p><外部評価委員会委員一覧> (平成21年7月15日、国土技術政策総合研究所研究評価委員会分科会)</p> <table> <tbody> <tr> <td>主査 石田 東生 筑波大学教授</td> <td>寶 錦 京都大学教授</td> </tr> <tr> <td>委員 中村 太士 北海道大学教授</td> <td>松村 友行 パシフィックコンサルタンツ(株) (社)建設コンサルタンツ協会</td> </tr> <tr> <td>根本 敏則 一橋大学教授</td> <td>藤田 正治 京都大学教授</td> </tr> <tr> <td>古米 弘明 東京大学教授</td> <td>辻本 誠 東京理科大学教授</td> </tr> <tr> <td>柴山 知也 早稲田大学教授</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 詳細については、国土技術政策総合研究所ホームページ(http://www.nirim.go.jp/lab/bcg/hyouka/index.htm)に掲載(予定)。</p>			主査 石田 東生 筑波大学教授	寶 錦 京都大学教授	委員 中村 太士 北海道大学教授	松村 友行 パシフィックコンサルタンツ(株) (社)建設コンサルタンツ協会	根本 敏則 一橋大学教授	藤田 正治 京都大学教授	古米 弘明 東京大学教授	辻本 誠 東京理科大学教授	柴山 知也 早稲田大学教授	
主査 石田 東生 筑波大学教授	寶 錦 京都大学教授												
委員 中村 太士 北海道大学教授	松村 友行 パシフィックコンサルタンツ(株) (社)建設コンサルタンツ協会												
根本 敏則 一橋大学教授	藤田 正治 京都大学教授												
古米 弘明 東京大学教授	辻本 誠 東京理科大学教授												
柴山 知也 早稲田大学教授													

※研究費総額は現時点の予定であり、今後変わりうるものである。

事前評価【N o. 5】

研究開発課題名	道路ネットワークの連結信頼性を考慮した道路構造物の補修優先順位付けに関する研究	担当課 (担当課長名)	国土技術政策総合研究所 道路研究部道路研究室・構造物管理研究室 (室長: 上坂克巳)										
研究開発の概要	本研究は、「異なる種類の道路構造物の健全度を同一尺度で評価する指標」及び「道路ネットワークの連結信頼性を評価する指標」を検討し、それら指標を活用して道路構造物の補修の優先順位を検討するための計算アルゴリズム及び実用的なソフトウェアのプロトタイプを開発するものである。 【研究期間: 平成22~24年度 研究費総額: 約40百万円】(評価時点)												
研究開発の目的	本研究は、上記ソフトウェアにより、道路のネットワーク機能を考慮した最適な道路構造物補修計画の策定を支援すること等を目的とする。ソフトウェアから算出される指標に基づき補修を実施することにより、地域の実情に応じた重点課題を最小限の予算で解決することができるようになる。例えば、実務担当者が道路ネットワーク機能に関するある水準（災害後でもある2地点間の交通量は2000台/時を確保する等）をソフトウェアに入力すると、その水準を満たすために必要となる補修予算額、補修が必要な道路構造物及びその優先順位に関する指標を出力値として得ることができる。これにより、計画的に必要な予算を確保し、最も効率的に補修を実施することができる。												
必要性、効率性、有効性等の観点からの評価	<p>【必要性】 道路構造物の補修は、個々の構造物それぞれを最適な状態に保つための計画に基づき実施されている。しかし、道路はネットワークとして連結されてはじめて機能するため、個々の構造物の機能の最適化から、道路管理者の枠を超えて対象地域全体を俯瞰した道路ネットワーク機能の最適化への転換が必要となっている。このことから、道路のネットワーク機能を考慮した補修計画の策定を支援するソフトウェアを開発する本研究の必要性は高い。</p> <p>【効率性】 研究で開発するソフトウェアを用いて算出した優先順位に関する指標に基づいて補修を行うことにより、これまでより少ない費用で同等の道路ネットワーク機能を確保することができる。このことから、研究費用に比べ削減できる補修費用の方が遙かに大きくなることが期待でき、費用対効果の観点からも本研究は効率的である。</p> <p>【有効性】 本研究の成果は、実務担当者が補修計画を検討する際や、幹線道路協議会等複数の道路管理者による計画調整の場で基礎資料として活用されることが期待されることから、本研究は十分な有効性を有する。</p>												
外部評価の結果	<p>道路ネットワーク機能を考慮した最適な道路構造物補修計画の策定を支援すること等を目的とするものであり、財政制約の下での道路ネットワークの有効な活用という観点から重要な課題であるため、重点的に実施すべきと評価する。実施にあたっては、平時及び災害時の目的に応じたサービス水準の設定と評価等について留意して、積極的に取り組まれたい。</p> <p><外部評価委員会委員一覧> (平成21年7月15日、国土技術政策総合研究所研究評価委員会分科会)</p> <table> <tbody> <tr> <td>主査 石田 東生 筑波大学教授</td> <td>寶 錦 京都大学教授</td> </tr> <tr> <td>委員 中村 太士 北海道大学教授</td> <td>松村 友行 パシフィックコンサルタンツ(株) (社)建設コンサルタンツ協会</td> </tr> <tr> <td>根本 敏則 一橋大学教授</td> <td>藤田 正治 京都大学教授</td> </tr> <tr> <td>古米 弘明 東京大学教授</td> <td>辻本 誠 東京理科大学教授</td> </tr> <tr> <td>柴山 知也 早稲田大学教授</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 詳細については、国土技術政策総合研究所ホームページ(http://www.nirim.go.jp/lab/bcg/hyouka/index.htm)に掲載(予定)。</p>			主査 石田 東生 筑波大学教授	寶 錦 京都大学教授	委員 中村 太士 北海道大学教授	松村 友行 パシフィックコンサルタンツ(株) (社)建設コンサルタンツ協会	根本 敏則 一橋大学教授	藤田 正治 京都大学教授	古米 弘明 東京大学教授	辻本 誠 東京理科大学教授	柴山 知也 早稲田大学教授	
主査 石田 東生 筑波大学教授	寶 錦 京都大学教授												
委員 中村 太士 北海道大学教授	松村 友行 パシフィックコンサルタンツ(株) (社)建設コンサルタンツ協会												
根本 敏則 一橋大学教授	藤田 正治 京都大学教授												
古米 弘明 東京大学教授	辻本 誠 東京理科大学教授												
柴山 知也 早稲田大学教授													

※研究費総額は現時点の予定であり、今後変わりうるものである。

事前評価【N o. 6】

研究開発課題名	密集市街地における協調的建て替えルールの策定支援技術の開発	担当課 (担当課長名)	国土技術政策総合研究所都市研究部 (部長：山下 浩一)																								
研究開発の概要	密集市街地における整備・改善の加速化を目的として「協調的建て替え特例手法」の活用促進を図るため、協調的建て替えルールの策定を支援する街区性能（防火安全性能、住環境性能）の簡易予測・評価ツールを開発するとともに、全国の類型密集市街地における街区性能の実態を定量的に把握し、確保すべき街区性能の水準の明確化と協調的建て替えルールの策定ガイドラインの検討を行う。 【研究期間：平成22～24年度 研究費総額：約175百万円】(評価時点)																										
研究開発の目的	密集市街地の特に街区内部は狭隘道路と狭小敷地で構成されているため、建築基準法集団規定（接道義務、斜線制限、建ぺい率制限等）が厳しく作用し、事業採算性が低く、建て替えが困難となっている。地権者の自助努力による建て替えの促進には、集団規定を地方公共団体の許可等により緩和・除外する「協調的建て替え特例手法」の活用が有効だが、実施を担う地方公共団体は、特例手法の科学的根拠の曖昧さや運用基準作成の困難さ等により活用を躊躇する傾向にある。本研究開発では、協調的建て替えルールの策定支援技術の開発を行うことにより、「協調的建て替え特例手法」の活用促進を図り、密集市街地の建て替え促進と防災性の向上に寄与することを目的とする。																										
必要性、効率性、有効性等の観点からの評価	<p>【必要性】 都市再生プロジェクト（第十二次決定）等において、地震時に大規模な市街地火災が発生するおそれのある危険な密集市街地の整備・改善の加速化が求められているが、本研究開発は、建築基準法集団規定を緩和・除外して民間の建て替えの促進・誘導を図る「協調的建て替え特例手法」の活用促進に必要な技術開発を行うものである。</p> <p>【効率性】 本研究開発は、密集市街地の防災性向上という国の政策と建築基準法という法令の運用改善に資することを目標とした研究であるため、国の研究機関において検討を行うことが効率的である。また、本省関連部局や地方公共団体等の関連行政機関と連携・調整するとともに、環境工学等の研究蓄積を有する外部研究機関やプログラム開発技術を有する民間企業とも連携することにより、研究の効率的な実施を図る。</p> <p>【有効性】 本研究開発の主な成果である、①街区性能の簡易予測・評価ツール、②密集市街地の類型ごとの目指すべき街区性能の水準案、③目標実現に向けた協調的建て替えルール策定ガイドライン、④協調的建て替え特例手法の活用に関する技術的基準案、を地方公共団体に提供し、密集市街地における「協調的建て替え特例手法」の活用促進を図ることにより、密集市街地の建て替え促進と防災性の向上に寄与することが期待される。</p>																										
外部評価の結果	<p>密集市街地における整備・改善を加速することを目的として、協調的建て替えを推進するためのツールの開発等を行うものであり、重要なテーマであり実施すべきと評価する。なお、実施にあたっては全体の政策展開との関係を整理して進められたい。</p> <p>＜外部評価委員会委員一覧＞（平成21年7月24日、国土技術政策総合研究所研究評価委員会分科会）</p> <table> <tbody> <tr> <td>主査 村上 周三</td> <td>(独)建築研究所</td> <td>浅見 泰司</td> <td>東京大学教授</td> </tr> <tr> <td>大村 謙二郎</td> <td>筑波大学教授</td> <td>高田 光雄</td> <td>京都大学教授</td> </tr> <tr> <td>辻本 誠</td> <td>東京理科大学教授</td> <td>野口 貴文</td> <td>東京大学准教授</td> </tr> <tr> <td>野城 智也</td> <td>東京大学教授</td> <td>芳村 学</td> <td>首都大学教授</td> </tr> <tr> <td>松村 友行</td> <td>パシフィックコンサルタント(株)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>日下部 治</td> <td>東京工業大学教授</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※詳細については、国土技術政策総合研究所ホームページ (http://www.nirim.go.jp/lab/bcg/hyouka/index.htm)に掲載（予定）</p>			主査 村上 周三	(独)建築研究所	浅見 泰司	東京大学教授	大村 謙二郎	筑波大学教授	高田 光雄	京都大学教授	辻本 誠	東京理科大学教授	野口 貴文	東京大学准教授	野城 智也	東京大学教授	芳村 学	首都大学教授	松村 友行	パシフィックコンサルタント(株)			日下部 治	東京工業大学教授		
主査 村上 周三	(独)建築研究所	浅見 泰司	東京大学教授																								
大村 謙二郎	筑波大学教授	高田 光雄	京都大学教授																								
辻本 誠	東京理科大学教授	野口 貴文	東京大学准教授																								
野城 智也	東京大学教授	芳村 学	首都大学教授																								
松村 友行	パシフィックコンサルタント(株)																										
日下部 治	東京工業大学教授																										

※研究費総額は現時点の予定であり、今後変わりうるものである。

事前評価【N o. 7】

研究開発課題名	住宅種別に応じたエネルギー消費性能評価法の開発	担当課 (担当課長名)	国土技術政策総合研究所住宅研究部 (部長：大竹亮)																								
研究開発の概要	近年、増加しつつある住宅全体のエネルギー消費量削減の実効性を高めるため、従来重視されてきた外皮性能のみならず、給湯・照明等の設備性能も考慮した総合的なエネルギー消費量の算定に基づき、エネルギー消費量の多寡を評価する手法が求められている。しかし、従前の国総研における研究、国土交通省の施策は、いずれも標準的規模・世帯の新築戸建て住宅を対象とした設計時の総合的なエネルギー消費性能評価法であり、規模や住まい方が多様化している新築集合住宅や、既存住宅の改修に対応した総合的な評価法は示されていない。そこで、本研究開発では、住宅種別に応じたエネルギー消費性能評価法を開発するものである。また、評価法開発の過程で得られる住宅規模、住まい方とエネルギー消費量の関係は、居住者向けの住まい方に關する知見としてとりまとめた。【研究期間：平成22～24年度 研究費総額：約120百万円】(評価時点)																										
研究開発の目的	住宅設計時・改修時の省エネルギー性能を高めるため、住宅種別に応じたエネルギー消費性能評価法を開発し、省エネ施策等に反映する。																										
必要性、効率性、有効性等の観点からの評価	<p>【必要性】 住宅のCO₂排出量の削減は社会的に喫緊の課題であり、エネルギー消費量の多寡を適切に評価することが求められているが、少子高齢化による世帯構成の変化やストック重視といった社会的背景に対応し、新築集合住宅や既存戸建て・集合住宅など、住宅種別に応じたエネルギー消費性能評価法が必要とされている。本研究で開発されるエネルギー消費性能評価法を、省エネ法の強化や税制優遇措置などの省エネ施策に速やかに反映させることで、家庭部門のCO₂排出量の増加に歯止めをかけることに貢献することが期待される。</p> <p>【効率性】 国土交通省住宅局や経済産業省（資源エネルギー庁）等との省庁との情報共有・連携、（独）建築研究所、北方建築総合研究所および大学との共同研究の実施、民間企業との情報交換等により効率的に実施する。</p> <p>【有効性】 住宅の省エネルギー基準や各種誘導措置や助成措置における評価基準など、行政施策へ速やかに反映させ、省エネ施策の実施という形で成果を社会へ還元する。</p>																										
外部評価の結果	<p>新築集合住宅や既存住宅など、住宅種別に応じたエネルギー消費量による性能評価法を開発し、省エネ施策に反映させることを目的とした研究であり、実施すべきと評価する。なお、研究の実施に当たっては住まい方とエネルギー消費量の関係も整理して進められたい。</p> <p><外部評価委員会委員一覧>（平成21年7月24日、国土技術政策総合研究所研究評価委員会分科会）</p> <table> <tbody> <tr> <td>主査 村上 周三</td> <td>(独)建築研究所</td> <td>浅見 泰司</td> <td>東京大学教授</td> </tr> <tr> <td>大村 謙二郎</td> <td>筑波大学教授</td> <td>高田 光雄</td> <td>京都大学教授</td> </tr> <tr> <td>辻本 誠</td> <td>東京理科大学教授</td> <td>野口 貴文</td> <td>東京大学准教授</td> </tr> <tr> <td>野城 智也</td> <td>東京大学教授</td> <td>芳村 学</td> <td>首都大学教授</td> </tr> <tr> <td>松村 友行</td> <td>パシフィックコンサルタンツ(株)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>日下部 治</td> <td>東京工業大学教授</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※詳細については、国土技術政策総合研究所ホームページ (http://www.nirim.go.jp/lab/bcg/hyouka/index.htm)に掲載（予定）</p>			主査 村上 周三	(独)建築研究所	浅見 泰司	東京大学教授	大村 謙二郎	筑波大学教授	高田 光雄	京都大学教授	辻本 誠	東京理科大学教授	野口 貴文	東京大学准教授	野城 智也	東京大学教授	芳村 学	首都大学教授	松村 友行	パシフィックコンサルタンツ(株)			日下部 治	東京工業大学教授		
主査 村上 周三	(独)建築研究所	浅見 泰司	東京大学教授																								
大村 謙二郎	筑波大学教授	高田 光雄	京都大学教授																								
辻本 誠	東京理科大学教授	野口 貴文	東京大学准教授																								
野城 智也	東京大学教授	芳村 学	首都大学教授																								
松村 友行	パシフィックコンサルタンツ(株)																										
日下部 治	東京工業大学教授																										

※研究費総額は現時点の予定であり、今後変わりうるものである。

事前評価【N o. 8】

研究開発課題名	建築実務の円滑化に資する構造計算プログラムの技術基準に関する研究	担当課 (担当課長名)	国土技術政策総合研究所建築研究部 (部長: 西山 功)																								
研究開発の概要	平成 19 年の建築基準法改正では、構造計算プログラムの大臣認定制度が創設され、プログラムによる構造計算の信頼性の確保が図られることとなった。この大臣認定制度では、事前の性能評価によってプログラムの信頼性が保障されることと引き換えに、建築確認時での図書省略と審査期間の制限により建築確認審査の簡素化と円滑化を図るものとなっている。しかしながら、現行の建築基準法令に基づく構造基準では、プログラムにおける個別のモデル化等の詳細までは標準化されていないため、これがプログラム間でのばらつきを生じることとなって、認定を受けたプログラムであっても確認審査での慎重な取扱いが必要になっている。また、認定の範囲も限定的である。そこで、本研究では、プログラムが自動計算で処理できる建築物の範囲を拡大するとともに、計算結果のばらつきを抑えるため、プログラムが従うべき構造計算の技術基準原案を作成し、建築構造のモデル化、自動計算フロー等を詳細に定めること等について検討を行う。																										
【研究期間: 平成 22~24 年度 研究費総額: 約 150 百万円】(評価時点)																											
研究開発の目的	認定構造計算プログラムが従うべき構造計算の技術基準を詳細に示すことにより、認定構造計算プログラムの活用を促すことで、建築設計や建築確認審査等の建築実務の円滑化を実現することを目的とする。																										
必要性、効率性、有効性等の観点からの評価	<p>【必要性】 以下の諸点を実現するために本研究が必要とされている ・ プログラム利用による高度化した構造基準への適合性検証の合理化 ・ 建築確認審査の簡素化、円滑化 ・ 民間ににおける構造計算プログラムの開発促進</p> <p>【効率性】 本研究の目標とする成果に関連の深い組織である日本建築行政会議、(社)日本建築構造技術者会議、(社)建築業協会、大学等の研究機関、民間のコンサルタント等と、サブテーマに応じて連携し、効率的な研究を実施する。</p> <p>【有効性】 プログラムが従うべき構造計算の技術基準を提示することで、民間により開発される構造計算プログラムの品質を安定させることにより、社会の期待する構造安全性を有した建築物を合理的に実現できる。</p>																										
外部評価の結果	<p>大臣認定プログラムの適用範囲を適切に設定することで、建築確認申請の際の申請者の負担を軽減し審査の円滑化を目的とするものであり、実施すべきと評価する。なお、実施にあたっては建築物の安全確保を研究の基本とし、また、建築設計の画一化に繋がらないよう配慮して進められたい。</p> <p><外部評価委員会委員一覧> (平成 21 年 7 月 24 日、国土技術政策総合研究所研究評価委員会分科会)</p> <table> <tbody> <tr> <td>主査 村上 周三</td> <td>(独) 建築研究所</td> <td>浅見 泰司</td> <td>東京大学教授</td> </tr> <tr> <td>大村 謙二郎</td> <td>筑波大学教授</td> <td>高田 光雄</td> <td>京都大学教授</td> </tr> <tr> <td>辻本 誠</td> <td>東京理科大学教授</td> <td>野口 貴文</td> <td>東京大学准教授</td> </tr> <tr> <td>野城 智也</td> <td>東京大学教授</td> <td>芳村 学</td> <td>首都大学教授</td> </tr> <tr> <td>松村 友行</td> <td>パシフィックコンサルタンツ(株)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>日下部 治</td> <td>東京工業大学教授</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※詳細については、国土技術政策総合研究所ホームページ (http://www.nirim.go.jp/lab/bcg/hyouka/index.htm) に掲載(予定)</p>			主査 村上 周三	(独) 建築研究所	浅見 泰司	東京大学教授	大村 謙二郎	筑波大学教授	高田 光雄	京都大学教授	辻本 誠	東京理科大学教授	野口 貴文	東京大学准教授	野城 智也	東京大学教授	芳村 学	首都大学教授	松村 友行	パシフィックコンサルタンツ(株)			日下部 治	東京工業大学教授		
主査 村上 周三	(独) 建築研究所	浅見 泰司	東京大学教授																								
大村 謙二郎	筑波大学教授	高田 光雄	京都大学教授																								
辻本 誠	東京理科大学教授	野口 貴文	東京大学准教授																								
野城 智也	東京大学教授	芳村 学	首都大学教授																								
松村 友行	パシフィックコンサルタンツ(株)																										
日下部 治	東京工業大学教授																										

※研究費総額は現時点の予定であり、今後変わらうるものである。

事前評価【N o. 9】

研究開発課題名	伝統的技術を適用した木造建築物の耐久性向上に関する研究	担当課 (担当課長名)	国土技術政策総合研究所建築研究部基準認証システム研究室・総合技術政策研究センター評価システム研究室 (室長：植本 敬大)																								
研究開発の概要	<p>全国各地に散見される伝統的技術を適用した木造建築物について、以下の項目について研究を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 耐久性上の木造構法の分類・類型化 (2) 伝統的技術を適用した木造建築物の劣化状況の実態調査 (3) 伝統的技術を適用した木造建築物に適用すべき劣化対策技術の調査 (4) 劣化対策技術適用に関する有効性の検証 (5) 維持管理技術と劣化対策技術の関連性に関する検討 <p>【研究期間：平成 22～26 年度 研究費総額：約 84.5 百万円】(評価時点)</p>																										
研究開発の目的	伝統的技術を適用した木造建築物を物理的耐久性の観点から分類・類型化し、代表的な類型についてその耐久性の実態を調査し、耐久性確保の方策を示すことを目的とする。																										
必要性、効率性、有効性等の観点からの評価	<p>【必要性】「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」第3条第4項に「国は、長期優良住宅の普及を促進するため、住宅の建設における木材の使用に関する伝統的な技術を含め、長期使用構造等に係る技術に関する研究開発の推進及びその成果の普及に努めなければならない。」と規定されたところであり、伝統的技術を用いた構造方法に関する技術開発を進めなければならない。これに対して、伝統的構法による木造住宅に対して、本省住宅局「長期優良住宅実現のための技術基盤強化を行う者に対する補助事業」として、構造性能、耐震性能の評価については技術開発が進められているところであるが、耐久性に関する検討は着手されていない。構造性能、耐震性能を長期に維持する手法が確立してこそ、長期優良住宅に位置づけられるべきであり、耐久性向上が必要不可欠となっている。</p> <p>【効率性】全国に散見される伝統的技術を適用した木造建築物の耐久性は、極めて低いと言える。例えば石場立ての束などはほぼ例外なく、腐朽しており、その構造方法から耐震性能を維持した形での補修は極めて難しい。このような状況下で、伝統的技術を適用した木造建築物は現在もある一定のシェアで建築され続けている。現在の長期優良住宅の認定基準には、これを排除する規定が無く、減免した税金が水泡に帰す可能性が否定できない。長期優良住宅関連施策に国家として投資した財政資源に比して本研究の経費は非常に小さい。</p> <p>【有効性】平成 19 年度の新設住宅着工戸数 119 万戸のうち、大手住宅メーカー 20 社のシェアは、31 万戸程度（このうち木造は約 12 万戸）に過ぎない。同年度の木造の新設住宅着工戸数は 54 万戸であり、中小工務店や大工・棟梁等の個人の着工戸数は 42 万戸と考えられ、新設住宅着工戸数の 3 割を超えており、これらの多く（少なくとも半数）が伝統的技術を何らかの形で応用していると考えられ（RC マンション等を含めた新設住宅着工戸数の少なくとも 15% に相当）、これらの耐久性を確保することは、我が国の住宅のストックに関する質の向上、並びに長期優良住宅施策実現に際して必要不可欠な技術開発と言える。</p>																										
外部評価の結果	<p>伝統的技術を適用した木造建築物について耐久性確保の方策を示すことを目的とした有意義な研究であり、実施すべきと評価する。なお、実施にあたっては、一般の木造建築物への成果の活用も期待する。</p> <p><外部評価委員会委員一覧> (平成 21 年 7 月 24 日、国土技術政策総合研究所研究評価委員会分科会)</p> <table> <tbody> <tr> <td>主査 村上 周三</td> <td>(独)建築研究所</td> <td>浅見 泰司</td> <td>東京大学教授</td> </tr> <tr> <td>大村 謙二郎</td> <td>筑波大学教授</td> <td>高田 光雄</td> <td>京都大学教授</td> </tr> <tr> <td>辻本 誠</td> <td>東京理科大学教授</td> <td>野口 貴文</td> <td>東京大学准教授</td> </tr> <tr> <td>野城 智也</td> <td>東京大学教授</td> <td>芳村 学</td> <td>首都大学教授</td> </tr> <tr> <td>松村 友行</td> <td>パシフィックコンサルタンツ(株)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>日下部 治</td> <td>東京工業大学教授</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※詳細については、国土技術政策総合研究所ホームページ (http://www.nirim.go.jp/lab/bcg/hyouka/index.htm) に掲載（予定）</p>			主査 村上 周三	(独)建築研究所	浅見 泰司	東京大学教授	大村 謙二郎	筑波大学教授	高田 光雄	京都大学教授	辻本 誠	東京理科大学教授	野口 貴文	東京大学准教授	野城 智也	東京大学教授	芳村 学	首都大学教授	松村 友行	パシフィックコンサルタンツ(株)			日下部 治	東京工業大学教授		
主査 村上 周三	(独)建築研究所	浅見 泰司	東京大学教授																								
大村 謙二郎	筑波大学教授	高田 光雄	京都大学教授																								
辻本 誠	東京理科大学教授	野口 貴文	東京大学准教授																								
野城 智也	東京大学教授	芳村 学	首都大学教授																								
松村 友行	パシフィックコンサルタンツ(株)																										
日下部 治	東京工業大学教授																										

※研究費総額は現時点の予定であり、今後変わりうるものである。

事前評価【N o. 10】

研究開発課題名	アジア国際フェリー輸送の拡大に対応した輸送円滑化方策に関する研究	担当課 (担当課長名)	国土技術政策総合研究所 港湾研究部 (港湾新技術研究官: 小泉哲也)										
研究開発の概要	<p>アジア諸国との貿易量が増大し、コンテナ輸送より高速航行、効率的荷役、トラックによる直送輸送も可能な国際フェリー輸送へのニーズが増大しているが、①国際フェリー対応の港湾施設の基準が未整備、②アジア諸地域と結ぶ国際フェリーのゲートウェイ港湾の貨物量予測が不十分、③国際フェリー航路網の進展による地域経済への影響分析が不十分である等の課題がある。</p> <p>このため本研究は、アジア地域と日本の各地域を結ぶ国際フェリー輸送について、港湾施設の基準策定に関わる技術資料とりまとめ、国際フェリー航路網の予測や地域経済へのインパクト評価ツールの開発、それらを用いたゲートウェイ港湾の評価、施策評価を行う。</p> <p>【研究期間：平成22～24年度 研究費総額：約43百万円】</p>												
研究開発の目的	<p>「国際フェリーに関わる港湾の施設の基準策定に関わる技術資料とりまとめ」、「国際フェリー航路網予測モデルならびに地域経済へのインパクト評価ツールの開発」、さらには「国際フェリーのゲートウェイ港湾の比較検討ならびに航路網拡充に向けた施策評価」を行う。</p>												
必要性、効率性、有効性等の観点からの評価	<p>【必要性】 アジア物流一貫輸送網の構築は、国土形成計画（平成20年閣議決定）にも盛り込まれており、国際フェリーの船型分析や港湾施設の基準策定に向けた検討、航路網予測モデルや地域経済へのインパクト評価ツール開発により施策等の定量的な分析を行う本研究は、今後の輸送効率化、国際競争力強化に向け、国が早急に行うべき研究課題である。</p> <p>【効率性】 本研究の実施にあたっては、国総研の港湾研究部が主体となり、船社、港湾管理者、国土交通省、大学などの国際物流に關係する関係機関・関係者と連携・協力しながら、プロジェクト研究を進める予定にしており、効率的に研究実施ができる。</p> <p>【有効性】 本研究の成果の国際フェリーの船型などは、技術基準への盛り込みのための資料となるほか、ゲートウェイ港湾の比較検討や航路網拡充の施策評価結果については、今後の我が国の物流施策の企画立案や個別の港湾計画策定等に活用でき有効である。</p>												
外部評価の結果	<p>本研究は、アジア諸国との貿易が増大し、新規航路開設も相次いでいる国際フェリーに関する研究であり、研究の意義、必要性は十分に認められる課題であることから、国土技術政策総合研究所において重点的に実施すべきものと評価する。</p> <p>なお、研究の実施にあたっては、国際フェリー航路はこれからの発展が見込まれる分野であることから、施策との関連や効果、利用者の国際フェリー選択の意図などにも十分に配慮するとともに、研究成果の施策への展開も十分に視野にいれて研究を進められたい。</p> <p><外部評価委員会委員一覧>（平成21年7月22日、国土技術政策総合研究所研究評価委員会分科会）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">主査 三村 信男 茨城大学教授</td> <td style="width: 50%;">窪田 陽一 埼玉大学大学院教授</td> </tr> <tr> <td>委員 井口 典夫 青山学院大学教授</td> <td>小林 潔司 京都大学大学院教授</td> </tr> <tr> <td></td> <td>古米 弘明 東京大学大学院教授</td> </tr> <tr> <td></td> <td>柴山 知也 早稲田大学理工学術院教授</td> </tr> <tr> <td></td> <td>野口 貴文 東京大学大学院准教授</td> </tr> </table> <p>※詳細については、国土技術政策総合研究所ホームページ (http://www.nilim.go.jp/lab/bcg/hyouka/index.htm) に掲載（予定）</p>			主査 三村 信男 茨城大学教授	窪田 陽一 埼玉大学大学院教授	委員 井口 典夫 青山学院大学教授	小林 潔司 京都大学大学院教授		古米 弘明 東京大学大学院教授		柴山 知也 早稲田大学理工学術院教授		野口 貴文 東京大学大学院准教授
主査 三村 信男 茨城大学教授	窪田 陽一 埼玉大学大学院教授												
委員 井口 典夫 青山学院大学教授	小林 潔司 京都大学大学院教授												
	古米 弘明 東京大学大学院教授												
	柴山 知也 早稲田大学理工学術院教授												
	野口 貴文 東京大学大学院准教授												

※研究費総額は現時点の予定であり、今後変わりうるものである。

事前評価【N o. 11】

研究開発課題名	物流の効率性と両立した国際輸送保安対策のあり方に関する研究	担当課 (担当課長名) 国土技術政策総合研究所 管理調整部 (部長：三上 圭一)
研究開発の概要	<p>テロへの脅威が依然して存在する中で、国際輸送における保安対策の実施は不可避となっており、米国の100%貨物検査（平成24年実施予定）をはじめ世界各国は貨物検査をはじめとした保安対策を強化する方向にある。しかし必要以上の輸送保安対策の強化は物流効率を阻害する可能性があり、現実的な保安対策の実施が必要となっている。</p> <p>本研究は、物流効率を極力阻害しない国際輸送保安対策のあり方について、国際的な連携・協調も視野に入れた検討を行う。</p> <p>【研究期間：平成22～24年度 研究費総額：約45百万円】</p>	
研究開発の目的	<p>本研究は、通常時・非常時について以下の検討を行い、政策提言するとともに、国内の関係者に対する指針を作成することを目的とする。</p> <p>1) 物流の効率性と両立した輸送保安対策実施のための港湾を中心とした対応のあり方 2) 物流の効率性と両立した輸送保安対策実施のための国際的連携・協調のあり方</p>	
必要性、効率性、有効性等の観点からの評価	<p>【必要性】 海外各国は貨物検査をはじめとした保安対策を強化する動きにあるが、過度な対策は物流効率を阻害する可能性がある。また実際に保安事件が発生した場合の対応については十分検討がなされておらず、現状では有事の際に貿易復旧までに時間を要することが懸念される。本研究はこれらの問題を踏まえ物流効率に配慮した現実的な保安対策のあり方を提案するものであり、既に構築されている国際的なサプライチェインの効率性維持の上で必要性が高い。</p> <p>【効率性】 当研究は関連する領域は幅広いが、国総研国際業務研究室が検討の中心となりつつも、テロ対策、グローバルロジスティクス、港湾等のインフラのオペレーション等を取り扱う所内の関係研究部や大学等と連携することで研究の実効性を確保する。また、国土交通省港湾局と連携・調整を図ることで、実現性の高い政策提言を行うとともに、実際にテロ対策を講じている港湾等の現場（港湾管理者やコンテナターミナル等）との連携・調整に留意する。さらには、APEC等の国際機関・米国等の海外各国の最新動向を反映した検討が可能となるよう、これら機関等との連携についても配慮する。</p> <p>【有効性】 研究成果の公表を幅広く行うことで国内の保安対策の関係者（国土交通省、港湾管理者やターミナルオペレータ、税関、保安部等）が対策を講じる上での参考資料となるほか、国際的な政策対話の場（例えばAPECの海運・港湾専門家会合）において国際的な連携・協調のあり方を提案・議論する際の案としての活用が期待できる。また、民間等による関連する技術開発の方向付けを示すものとしての活用も期待される。</p>	
外部評価の結果	<p>本研究は、国際輸送における世界的な保安対策強化の動向に対応する重要な課題であり、研究の意義、必要性は十分に認められることから、国土技術政策総合研究所において重点的に実施すべきものと評価する。</p> <p>なお、研究にあたっては、保安対策強化による物流コストへの影響とその対策及び研究の具体的な手法を検討し、政策への貢献を十分意識して、効率的な保安対策の確立に向けて研究を進められたい。</p> <p><外部評価委員会委員一覧>（平成21年7月22日、国土技術政策総合研究所研究評価委員会分科会）</p> <p>主査 三村 信男 茨城大学教授 委員 井口 典夫 青山学院大学教授 窪田 陽一 埼玉大学大学院教授 小林 潔司 京都大学大学院教授 柴山 知也 早稲田大学理工学術院教授 古米 弘明 東京大学大学院教授 野口 貴文 東京大学大学院准教授</p> <p>※詳細については、国土技術政策総合研究所ホームページ http://www.nirim.go.jp/lab/bcg/hyouka/index.htm に掲載（予定）</p>	

※研究費総額は現時点の予定であり、今後変わりうるものである。

事前評価【N o. 12】

研究開発課題名	ひずみ集中帯の地殻変動特性に関する研究	担当課 (担当課長名)	国土地理院 地理地殻活動研究センター (センター長：政春 尋志)																		
研究開発の概要	新潟-神戸ひずみ集中帯の新潟県及びその周辺において、稠密地殻変動観測を行い、ひずみ集中帯内部の詳細な地殻変動分布を得る。得られた地殻変動分布と活断層・活褶曲との対応関係を考察し、数値シミュレーションを用いた地殻の弾性パラメータの不均質に起因する地表変形パターンの考察や断層深部すべりによる地殻変動の再現を行うことにより、地殻の変形過程を解明し、内陸地震の発生メカニズムに関する知見を得る。 【研究期間：平成22～26年度 研究費総額：約96百万円】																				
研究開発の目的	ひずみ集中帯の成因と内陸地震発生メカニズムの理解に資するため、ひずみ集中帯内部の詳細地殻変動分布の解明と地殻変動の特徴的パターンを生み出す地下の変形過程の解明を行う。																				
必要性、効率性、有効性等の観点からの評価	<p>【必要性】 新潟県中越地震や新潟県中越沖地震などの甚大な被害を及ぼす内陸地震は、社会的関心が高いにもかかわらず、発生機構が十分解明されていないため、重点的な研究が必要である。内陸地震の研究のためにひずみ集中帯で重点的な観測研究を行うことの必要性については、平成21年4月に地震調査研究推進本部が策定した「新たな地震調査研究の推進について」や、平成20年7月に科学技術・学術審議会より出された「地震及び火山噴火予知のための観測研究計画の推進（建議）」においても指摘されている。</p> <p>【効率性】 国土地理院では、明治以来国家機関として高精度かつ信頼性の高い測量、地殻変動観測を実施している。現在においても、全国の地殻変動基盤観測網(GEONET)の維持、全国の水準測量の実施、SAR干渉解析による地殻変動の監視など、本研究と密接に関連する事業を行っており、ひずみ集中帯での地殻変動に関する研究を国土地理院が行うことにより効率的な執行が可能となる。</p> <p>【有効性】 本研究の成果は、内陸地震発生メカニズムの解明へ貢献し、この地域の地震長期予測に関する基礎資料となるものである。また、本研究による観測結果は地震調査委員会や地震予知連絡会など各種委員会へ報告するとともに、他の研究者へも公開する予定であり有効に活用される。</p>																				
外部評価の結果	<p>本研究は是非進められたい。ただし、周辺にGPS連続観測点がいくつか設置されることを考慮し、GPS繰り返し観測においては、連続観測点との関連も検討しつつ進められたい。また、計画ではGPS繰り返し観測が2週間程度の観測期間となっているが、観測中に緩急の動きが想定されることから、より長期の観測が設定できないかを検討されたい。</p> <p><外部評価委員会委員一覧>（平成21年7月28日、国土地理院研究評価委員会）</p> <table> <tbody> <tr> <td>委員長 大森 博雄</td> <td>東京大学名誉教授</td> </tr> <tr> <td>委 員 巖 綱林</td> <td>慶應義塾大学環境情報学部教授</td> </tr> <tr> <td>大野 邦夫</td> <td>職業能力開発総合大学校通信システム工学科教授</td> </tr> <tr> <td>小口 高</td> <td>東京大学空間情報科学研究センター教授</td> </tr> <tr> <td>笠原 稔</td> <td>北海道大学名誉教授</td> </tr> <tr> <td>里村 幹夫</td> <td>静岡大学理学部教授</td> </tr> <tr> <td>田部井 隆雄</td> <td>高知大学教育研究部教授</td> </tr> <tr> <td>中村 浩美</td> <td>科学ジャーナリスト</td> </tr> <tr> <td>細村 宰</td> <td>東京電機大学理工学部教授</td> </tr> </tbody> </table> <p>詳細については、国土地理院ホームページに掲載予定</p>			委員長 大森 博雄	東京大学名誉教授	委 員 巖 綱林	慶應義塾大学環境情報学部教授	大野 邦夫	職業能力開発総合大学校通信システム工学科教授	小口 高	東京大学空間情報科学研究センター教授	笠原 稔	北海道大学名誉教授	里村 幹夫	静岡大学理学部教授	田部井 隆雄	高知大学教育研究部教授	中村 浩美	科学ジャーナリスト	細村 宰	東京電機大学理工学部教授
委員長 大森 博雄	東京大学名誉教授																				
委 員 巖 綱林	慶應義塾大学環境情報学部教授																				
大野 邦夫	職業能力開発総合大学校通信システム工学科教授																				
小口 高	東京大学空間情報科学研究センター教授																				
笠原 稔	北海道大学名誉教授																				
里村 幹夫	静岡大学理学部教授																				
田部井 隆雄	高知大学教育研究部教授																				
中村 浩美	科学ジャーナリスト																				
細村 宰	東京電機大学理工学部教授																				

※研究費総額は現時点の予定であり、今後変わりうるものである。

事前評価【N o. 13】

研究開発課題名	世界測地系における国内位置基準の監視の高度化に関する研究	担当課 (担当課長名)	国土地理院 地理地殻活動研究センター (センター長：政春 尋志)																		
研究開発の概要	本研究は、日本列島の現実の位置の変動を監視する手法の高度化を目的とする。このような監視には、複数の宇宙測地技術を組み合わせ、国際観測と国内観測を継続して行い、その結果を統合解析して位置決定することが、信頼性の確保の点からも必要である。本研究では、VLBIとGPSの国際、国内観測を互いに整合した形で時系列的に統合する解析手法を開発するとともに、新しい仕様への移行することとなった国際VLBI観測に対応した国内VLBI観測のあり方を検討するため、VLBIシミュレーターを整備し、多様な観測条件設定におけるシミュレーション・データを用いた統合解析結果の精度評価を行い、世界測地系における国内位置基準の監視を高度に行うことができる国内VLBIの仕様案及び観測作業規程案を取りまとめる。 【研究期間：平成22～24年度 研究費総額：約26百万円】																				
研究開発の目的	VLBI観測とGPS観測を用い、世界測地系において時間の経過とともに変化する日本列島の現実の位置に対する高精度な監視の実現を目的とする。																				
必要性、効率性、有効性等の観点からの評価	<p>【必要性】 国土地理院は国家の位置基準を管理する機関として、我が国の測地基準系を維持管理している。世界測地系における我が国の正確な位置は、測量地図分野のみならず、航法や位置情報サービス等の測位に関する分野においても幅広く必要とされる基盤情報である。プレート境界に位置し地殻変動の激しい日本列島においては、国家測量成果は年月の経過とともに劣化する。これを監視するには、長距離の基線長をより高精度に観測できるVLBIと、時間及び空間密度をより高く観測できるGPSのそれぞれの特性を活かし、これらの観測結果を時系列的に統合する解析手法を構築する必要がある。また、骨格となるVLBI観測では国際観測と結合した国内観測を継続的に行う必要があるが、国際VLBI観測では新しい観測仕様への近年中の移行が決定されたため、国内VLBI観測における対応方策を早急にとりまとめなければならない。</p> <p>【効率性】 国土地理院ではVLBIとGPSの国際、国内観測について既に10年以上のデータ蓄積があり、これを用いて時系列的に高品位に統合解析する手法の評価を効率的に行える。また、国際VLBI観測の新手法移行への国内VLBI観測のあり方をシミュレーション方式で評価することにより、新手法への対応を効率的に進められる。必要となるシミュレーター整備では、既存のVLBIシミュレーターを改良することで効率的に開発を実行できる。</p> <p>【有効性】 本研究により、国際VLBI観測と結合した国内VLBI観測を継続して行うための指針策定を進めることができる。また、VLBIとGPSによる国際、国内観測を組み合わせ、世界測地系における国家位置基準の監視を高度に実現することが可能となり、将来の日本の測地基準系の構築及び精密保持への貢献が期待でき、我が国の位置情報基盤の高度化に寄与する。</p>																				
外部評価の結果	<p>VLBIの測定システムが世界的に変更されることに対応した検討を行うことは必要であるし、またGPS連続観測システムが有効な日本では、VLBIとGPSの統合的な解析についての検討も必要であるという背景を考慮し、本研究は是非進められたい。また、VLBIはプレートの運動を見いだす上で重要な役割を果たしているが、国民にあまり知られていないこともあり、研究成果を公表する方向で検討されたい。</p> <p><外部評価委員会委員一覧>（平成21年7月28日、国土地理院研究評価委員会）</p> <table> <tbody> <tr> <td>委員長 大森 博雄</td> <td>東京大学名誉教授</td> </tr> <tr> <td>委 員 巖 綱林</td> <td>慶應義塾大学環境情報学部教授</td> </tr> <tr> <td>大野 邦夫</td> <td>職業能力開発総合大学校通信システム工学科教授</td> </tr> <tr> <td>小口 高</td> <td>東京大学空間情報科学研究センター教授</td> </tr> <tr> <td>笠原 稔</td> <td>北海道大学名誉教授</td> </tr> <tr> <td>里村 幹夫</td> <td>静岡大学理学部教授</td> </tr> <tr> <td>田部井 隆雄</td> <td>高知大学教育研究部教授</td> </tr> <tr> <td>中村 浩美</td> <td>科学ジャーナリスト</td> </tr> <tr> <td>細村 宰</td> <td>東京電機大学理工学部教授</td> </tr> </tbody> </table> <p>詳細については、国土地理院ホームページに掲載予定</p>			委員長 大森 博雄	東京大学名誉教授	委 員 巖 綱林	慶應義塾大学環境情報学部教授	大野 邦夫	職業能力開発総合大学校通信システム工学科教授	小口 高	東京大学空間情報科学研究センター教授	笠原 稔	北海道大学名誉教授	里村 幹夫	静岡大学理学部教授	田部井 隆雄	高知大学教育研究部教授	中村 浩美	科学ジャーナリスト	細村 宰	東京電機大学理工学部教授
委員長 大森 博雄	東京大学名誉教授																				
委 員 巖 綱林	慶應義塾大学環境情報学部教授																				
大野 邦夫	職業能力開発総合大学校通信システム工学科教授																				
小口 高	東京大学空間情報科学研究センター教授																				
笠原 稔	北海道大学名誉教授																				
里村 幹夫	静岡大学理学部教授																				
田部井 隆雄	高知大学教育研究部教授																				
中村 浩美	科学ジャーナリスト																				
細村 宰	東京電機大学理工学部教授																				

※研究費総額は現時点の予定であり、今後変わりうるものである。

事前評価【N o. 14】

研究開発課題名	GPSによる地殻変動監視の信頼性向上のための大気擾乱の影響評価に関する研究	担当課 (担当課長名)	国土地理院 地理地殻活動研究センター (センター長:政春 尋志)																		
研究開発の概要	高分解能な数値気象モデルを用いて、時間・空間スケールの小さな大気擾乱に起因するGPSの測位誤差についての研究開発を行う。まず、特徴的な気象条件ごとに、大気擾乱と測位誤差の関連性について調査するとともに、数値気象モデルの有効性をとりまとめる。その上で、大気擾乱の測位結果への影響評価を可能とするシステムを構築する。 【研究期間:平成22~24年度 研究費総額:約27百万円】																				
研究開発の目的	GPSによる地殻変動の監視において、早期のかつ信頼性の高い地殻変動の把握に寄与することを目的とする。																				
必要性、効率性、有効性等の観点からの評価	<p>【必要性】 国土地理院は、防災活動の支援や地震や火山活動の解明への寄与を目的として、GEONET (GPS連続観測システム)の解析結果を用いて、地殻変動を監視し、関連機関等に地殻変動情報の提供を行なっている。しかし、時間・空間スケールの小さな大気擾乱に起因する誤差により、地殻変動の正確な監視が妨げられる場合がある。そのため、GPSによる地殻変動の監視において早期のかつ信頼性の高い地殻変動を把握するためには、時間・空間スケールの小さな大気擾乱が測位誤差に及ぼす影響の評価や誤差軽減手法の高度化が必要である。</p> <p>【効率性】 国土地理院は、これまで、大きなスケールの大気遅延誤差に関する研究により有意な誤差軽減を実現するなど、大気遅延誤差の軽減に関するノウハウを有している。また、数値気象モデルからの測位誤差の推定には、国土地理院において開発した衛星測位システムシミュレータを使用することができ、高分解能な数値気象モデルを生成するソフトウェアは既に公開されているものが利用できる。以上のことから、効率的に実施することが可能である。</p> <p>【有効性】 高分解能な数値気象モデルを用いた事例調査において、従来の手法では表現できない小スケールの大気擾乱による測位誤差を定性的に再現できることが確認され、数値気象モデルを高分解能化して用いる手法は本目的の達成に有効である。本研究で構築されるシステムをプロトタイプとして地殻変動監視に活用することにより、GEONETの定常解析や緊急解析結果における大気擾乱による測位誤差を評価することが可能となり、地殻変動把握の信頼性の向上に寄与することが期待される。また、本研究により、一般的のGPS測量や他の宇宙測地技術における測位精度向上に役立つ知見が得られると期待される。</p>																				
外部評価の結果	<p>最近、地殻変動観測の精度向上が、波長の短い微細な変動に対しても求められてきているという背景を考慮し、本研究は是非進められたい。ただし、将来どういう形で実用化していくのか見通しをもって進めることが重要である。大気擾乱の影響を、常時日本列島全てのGPSにくまなくかぶせるのは難しいので、例えば、あらかじめモデルを作つておき、地震が起きた場合、その地域に関してモデルを適用して精度の良い地殻変動量図がすぐに出せるようにしておくなど、応用面を含めて検討しつつ研究を進められたい。</p> <p><外部評価委員会委員一覧> (平成21年7月28日、国土地理院研究評価委員会)</p> <table> <tbody> <tr> <td>委員長 大森 博雄</td> <td>東京大学名誉教授</td> </tr> <tr> <td>委 員 巖 綱林</td> <td>慶應義塾大学環境情報学部教授</td> </tr> <tr> <td>大野 邦夫</td> <td>職業能力開発総合大学校通信システム工学科教授</td> </tr> <tr> <td>小口 高</td> <td>東京大学空間情報科学研究センター教授</td> </tr> <tr> <td>笠原 稔</td> <td>北海道大学名誉教授</td> </tr> <tr> <td>里村 幹夫</td> <td>静岡大学理学部教授</td> </tr> <tr> <td>田部井 隆雄</td> <td>高知大学教育研究部教授</td> </tr> <tr> <td>中村 浩美</td> <td>科学ジャーナリスト</td> </tr> <tr> <td>細村 宰</td> <td>東京電機大学理工学部教授</td> </tr> </tbody> </table> <p>詳細については、国土地理院ホームページに掲載予定</p>			委員長 大森 博雄	東京大学名誉教授	委 員 巖 綱林	慶應義塾大学環境情報学部教授	大野 邦夫	職業能力開発総合大学校通信システム工学科教授	小口 高	東京大学空間情報科学研究センター教授	笠原 稔	北海道大学名誉教授	里村 幹夫	静岡大学理学部教授	田部井 隆雄	高知大学教育研究部教授	中村 浩美	科学ジャーナリスト	細村 宰	東京電機大学理工学部教授
委員長 大森 博雄	東京大学名誉教授																				
委 員 巖 綱林	慶應義塾大学環境情報学部教授																				
大野 邦夫	職業能力開発総合大学校通信システム工学科教授																				
小口 高	東京大学空間情報科学研究センター教授																				
笠原 稔	北海道大学名誉教授																				
里村 幹夫	静岡大学理学部教授																				
田部井 隆雄	高知大学教育研究部教授																				
中村 浩美	科学ジャーナリスト																				
細村 宰	東京電機大学理工学部教授																				

※研究費総額は現時点の予定であり、今後変わりうるものである。

事前評価【N o. 15】

研究開発課題名	地震災害緊急対応のための地理的特性から想定した被害情報の提供に関する研究	担当課 (担当課長名)	国土地理院 地理地殻活動研究センター (センター長：政春 尋志)
研究開発の概要	考えられる災害類型に関する知識を集約し、地震発生時に当該地域の地理的特性と予想される災害の類型を自動的に出力・伝達し、また夜間であっても地震後1時間を目途に、この出力に対する専門家の判断を加え、必要な部署に伝達するシステムを開発する。 【研究期間：平成22～24年度 研究費総額：約48百万円】		
研究開発の目的	本研究は、大規模地震が発生した際に、政府の災害対策本部会議等において考えられる災害の類型等を報告し、政府等の災害対策の方針策定に寄与することを目的とする。		
必要性、効率性、有効性等の観点からの評価	<p>【必要性】 災害発生時に政府レベルの対応を決定するためには、早期に被害の概要を把握することが重要である。しかし、災害特に大地震の発生直後は被害の状況が不明である場合が少なくない。例えば、兵庫県南部地震においては、地震の2時間半後に空撮映像が放映され、初めて事態の重大性が判明した。中越地震において、最も甚大であった山古志村の被害が判明したのは翌朝になってからであった。このような状況は現在においても十分改善されているとはいはず、通信回線の不通、あるいは情報の錯綜等により、必ずしも早期に適切な情報を得ることができずに、救援等の初動活動が遅れる可能性がある。このような状況を避け初動対応を的確に実施するためには、現地の被災状況が必ずしも明確になっていない地震発生直後から、現地の地理的特性から想定できる被害の大まかな可能性について情報を提供する必要がある。</p> <p>【効率性】 地理的特性から被害の可能性を想定するには、国土地理院が所有する地理空間情報を主な判断材料として使用し、また、国土地理院が持っている地形と災害との関連性についてのノウハウを活用できることから、効率的に研究を推進出来る。</p> <p>【有効性】 本研究成果に基づき、発災後1時間程度で現地の地理的特性から大まかな被害の可能性を知ることが出来るようになれば、被災状況がまだ判明していない段階から、救援や応急対策、緊急撮影等に向けた準備を有効に進めることができる。</p>		
外部評価の結果	地震発生後1時間程度のうちに緊急に防災に役立つデータを提示するという本研究の目的は重要であり、是非進められたい。ただし、このデータを提示する上で、災害への対応を判断するのに相応しいデータを作ることが必要になるので、国土地理院として、災害に対応した主題図の作成方法など、基礎的な研究を行うことを考えるべきである。水害ハザードマップは、技術的にはほぼ確立していると考えられるが、地震災害に対応したハザードマップは、かけ崩れのおそれがある地域が必ずしも明らかになっていない部分もあることなどを考慮すると、そのような基礎的な研究を進めることが必要である。 <外部評価委員会委員一覧>（平成21年7月28日、国土地理院研究評価委員会） 委員長 大森 博雄 東京大学名誉教授 委員 岩 綱林 慶應義塾大学環境情報学部教授 大野 邦夫 職業能力開発総合大学校通信システム工学科教授 小口 高 東京大学空間情報科学研究センター教授 笠原 稔 北海道大学名誉教授 里村 幹夫 静岡大学理学部教授 田部井 隆雄 高知大学教育研究部教授 中村 浩美 科学ジャーナリスト 細村 宰 東京電機大学理工学部教授 詳細については、国土地理院ホームページに掲載予定		

※研究費総額は現時点の予定であり、今後変わらうものである。

事前評価【N o. 16】

研究開発課題名	変色水を用いた海域火山の観測研究	担当課 (担当課長名)	海上保安庁海洋情報部 技術・国際課海洋研究室 (研究室長：松本憲二)
研究開発の概要	南方諸島及び南西諸島の海域火山において、温泉水の化学組成および流量を現地で直接調査することより火山性物質の放出量を算出するとともに、航空機等によって得られた画像を解析して変色水（海底火山から放出された熱水と海水との混合により着色して見える海水）の規模、色調との関係を明らかにする。また、それらと火山活動の活発化、静穏化との関連を明らかにする。 【研究期間：平成 22 年度～平成 24 年度 研究費総額：約 6 百万円】		
研究開発の目的	変色水の観測から火山性物質放出量の定量的把握及び火山活動度の推定が出来るようになり、火山の活動予測や警戒範囲情報を含む航行警報を通して、海域火山の周辺海域を航行する船舶の更なる安全に寄与する。		
必要性、効率性、有効性等の観点からの評価	<p>【必要性】</p> <p>昨年 7 月、文部科学省科学技術審議会においても、安全で安心な社会を実現するため、「地震噴火予知のための観測研究計画（5 カ年計画）」が建議され、予測科学的視点を重視した火山噴火予知の研究を実施することが国策として求められている。</p> <p>また、火山性物質と火山活動度の関係について国内外で研究事例はあるが、それらと変色水との関連研究（活動予測）は殆ど無く、変色水の観測による海域火山活動の定量的分析への第一歩である本研究のもつ社会的・科学的必要性は極めて高い。</p> <p>【効率性】</p> <p>海域火山は静穏時でも観測機器を常設することが技術的に困難であり、活動状況を把握する唯一の観測手法は変色水の目視観測や化学分析である。このような状況のなか、これまでに培った各種の観測知見や技術を有し、かつ、船艇・航空機を保有する海上保安庁が本研究を実施することは、広範囲の観測を短期間で実施できるなど、民間機関等が実施するものに比べ効率性が高いと考えられる。</p> <p>（参考） 1 年目：薩摩硫黄島、2 年目：硫黄島、3 年目：福德岡の場</p> <p>【有効性】</p> <p>変色水の観測による海域火山活動の定量的分析は、航行船舶への噴火情報等といった安全情報の提供に資するだけでなく、国策として進めている突発的・非線形的な火山噴火現象のモニタリング、予測システムの構築に極めて貢献すると考えられる。</p>		
外部評価の結果	本研究の目標は海洋情報部の任務の中核に位置付けされると判断する。本研究遂行能力については、海域火山の観測を永年にわたって遂行している海上保安庁海洋情報部でなければ達成し得ないと考えられる。ただし、海洋情報部が所有する多くのハードウェア及び情報を有効に利用することを考慮しても、研究予算総額はやや少額と判断される。本研究の目標の達成の為には、海上保安庁の有する機動力をフル活用するだけではなく、海上自衛隊等の外部機関の協力を仰ぐことも検討していただきたい。		<p><外部評価委員会委員一覧>（平成 21 年 7 月 21 日、海洋情報部研究評価委員会）</p> <p>委員長 德山英一 東京大学 海洋研究所 教授 副委員長 野上健治 東京工業大学 火山流体研究センター 教授 委員 田丸人意 東京海洋大学 海洋工学部 准教授 ※詳細については、海上保安庁のホームページに掲載 http://www.kaiho.mlit.go.jp/seisakuhyoka/index.html</p>

※研究費総額は現時点の予定であり、今後変わりうるものである。

事前評価【No. 17～36】

競争的研究資金制度の概要	建設技術研究開発助成制度は、研究者等から課題を公募し、複数の候補の中から優れた研究開発課題を競争的に採択し、補助金を交付する制度である。採択にあたっては外部専門家による評価を実施する。	
担当課 (担当課長名)	大臣官房技術調査課 (課長: 横山 晴生)	
研究開発課題名	研究開発概要	評価
17. 都市における合理的な地下空間創造技術およびその耐震性能評価に関する研究	都市部の浅層および大深度トンネル掘削、開削で地盤の物性、既設構造物、工法の影響を総合的に考慮できる解析・設計システムを構築する。 【研究期間: 平成21年度 研究費総額: 約18.72百万円】	社会性 ^{※1)} 良好である 応用性・革新性 ^{※2)} 良好である 実現可能性 ^{※3)} 優れている ヒアリング評価) 良好である
18. 太陽エネルギーを有効利用できる新規オゾン・光触媒水処理システムの開発	太陽光を利用できる新規オゾン・光触媒水処理システムの実証、処理条件の最適化、処理システム用高機能光触媒の開発を行う。 【研究期間: 平成21年度 研究費総額: 約22.88百万円】	社会性 ^{※1)} 優れている 応用性・革新性 ^{※2)} 良好である 実現可能性 ^{※3)} 良好である ヒアリング評価) 良好である
19. 地震による斜面崩壊予測とそれによる家屋・道路被害推計の統合システムの開発	最新データベースを利用した地震時斜面崩壊・流動予測と、それに基づく家屋・道路被害推計の統合システムを開発する。 【研究期間: 平成21年度 研究費総額: 約14.95百万円】	社会性 ^{※1)} 優れている 応用性・革新性 ^{※2)} 良好である 実現可能性 ^{※3)} 良好である ヒアリング評価) 良好である
20. 次世代無線技術の利用による低コストで安定性の高い道路情報通信システムの開発	次世代無線技術を活用し安全運転支援やパーキングデポジットシステム等を実現する道路情報システムを開発する。 【研究期間: 平成21年度 研究費総額: 約19.89百万円】	社会性 ^{※1)} 優れている 応用性・革新性 ^{※2)} 良好である 実現可能性 ^{※3)} 良好である ヒアリング評価) 優れている
21. 低炭素社会に向けた快適生活空間を創造するスギ間伐材を活用した耐火軸組構法技術の開発	スギ材を活用した高い耐火性能と構造性能を満たす軸組架構を開発し、大規模木造施設等の実現に向けた技術検討を行う。 【研究期間: 平成21年度 研究費総額: 約13.26百万円】	社会性 ^{※1)} 優れている 応用性・革新性 ^{※2)} 良好である 実現可能性 ^{※3)} 良好である ヒアリング評価) 優れている
22. 下水道システムの地震被害応急復旧戦略シミュレータの開発	下水道システムの重要拠点施設および管きょ施設の被害予測手法および応急復旧過程の予測手法を開発する。 【研究期間: 平成21年度 研究費総額: 約12.22百万円】	社会性 ^{※1)} 優れている 応用性・革新性 ^{※2)} 良好である 実現可能性 ^{※3)} 良好である ヒアリング評価) 良好である
23. 土木事業での木材活用による温暖化防止対策への貢献	土木・森林・環境分野の学際的研究により、土木事業における木材の利用拡大を図り、温室効果ガス削減に貢献する。 【研究期間: 平成21年度 研究費総額: 約14.82百万円】	社会性 ^{※1)} 優れている 応用性・革新性 ^{※2)} 良好である 実現可能性 ^{※3)} 良好である ヒアリング評価) 優れている
24. 既存木造学校施設の耐震補強方法の開発	地震防災対策特別措置法改正により耐震診断が新たに義務づけられた木造学校施設の効果的な耐震補強方法を開発する。 【研究期間: 平成21年度 研究費総額: 約2.99百万円】	社会性 ^{※1)} 良好である 応用性・革新性 ^{※2)} 良好である 実現可能性 ^{※3)} 良好である ヒアリング評価) 優れている
25. 雨天時における衛生学的安全性と水環境保全を目指した新しい都市排水処理技術の開発	既存下水処理場を活用した低コストの新しい雨天時都市排水の処理システムを開発する。 【研究期間: 平成21年度 研究費総額: 約百8.84万円】	社会性 ^{※1)} 良好である 応用性・革新性 ^{※2)} 優れている 実現可能性 ^{※3)} 優れている ヒアリング評価) 優れている

26. 建設対象物形状の3次元座標数値化技術の開発	施工及び調査段階で容易に利用可能な建設対象物の3次元形状を数値化する新たな計測システムを開発する。 【研究期間:平成21年度 研究費総額:約8.19百万円】	社会性 ^{※1)} 良好である 応用性・革新性 ^{※2)} 良好である 実現可能性 ^{※3)} 良好である ヒアリング評価) 優れている
27. 土砂災害の2次被害を防止するための安価で迅速に設置できる監視装置の開発	土砂災害現場に安価な監視装置を迅速に設置し、2次災害を防いで、復旧作業の安全確保とインフラサービスの早期再開を実現する技術の開発。 【研究期間:平成21年度 研究費総額:約5.85百万円】	社会性 ^{※1)} 良好である 応用性・革新性 ^{※2)} 良好である 実現可能性 ^{※3)} 優れている ヒアリング評価) 優れている
28. 高品質盛土を保証する施工管理技術に関する研究	河川堤防、道路・宅地等の盛土の締固め管理を、近年向上した施工能力と地震・豪雨・洪水に対する耐力等の要求レベルに対応させて合理化する。 【研究期間:平成21年度 研究費総額:約8.97百万円】	社会性 ^{※1)} 優れている 応用性・革新性 ^{※2)} 優れている 実現可能性 ^{※3)} 優れている ヒアリング評価) 優れている
29. 地理空間情報の流通プラットフォーム技術開発による建設生産プロセスの効率化	建設生産プロセスにおいて、ボーリング、工事情報等の位置とリンクした情報の発信、収集、検索、利用、更新を円滑化・自動化できるプラットフォームを開発する。 【研究期間:平成21年度 研究費総額:約9.36百万円】	社会性 ^{※1)} 優れている 応用性・革新性 ^{※2)} 優れている 実現可能性 ^{※3)} 優れている ヒアリング評価) 優れている
30. 三次元サブミリメートル変位計測による遠隔観測型崖崩れ前兆検出システムの開発	崖崩れの前兆現象である数ミリメートルの斜面土砂の三次元変位を遠隔観測によりリアルタイムに検出するシステムを開発する。 【研究期間:平成21年度 研究費総額:約10.53百万円】	社会性 ^{※1)} 優れている 応用性・革新性 ^{※2)} 優れている 実現可能性 ^{※3)} 良好である ヒアリング評価) 良好である
31. 建設ICTにおけるImage Based Communications Tool(情報共有プラットフォーム)の研究開発	事業の全過程において、視覚化する情報を一元管理し、誰でも参加可能なインターネットサービスを開発する。 【研究期間:平成21年度 研究費総額:約14.17百万円】	社会性 ^{※1)} 良好である 応用性・革新性 ^{※2)} 良好である 実現可能性 ^{※3)} 優れている ヒアリング評価) 良好である
32. 腐食劣化の生じた実橋梁部材を活用した鋼トラス橋の耐荷性能評価手法に関する研究	実橋部材を対象とした実験的・解析的検討による、腐食劣化の生じた鋼トラス橋の耐荷性能評価手法を開発する。 【研究期間:平成21年度 研究費総額:約8.97百万円】	社会性 ^{※1)} 良好である 応用性・革新性 ^{※2)} 良好である 実現可能性 ^{※3)} 良好である ヒアリング評価) 優れている
33. 構造物現況形状データと設計データを用いた品質確保と施工支援に関する技術の開発	構造物出来形を取得してリアルタイムに設計と比較照合するシステムを開発し、品質管理や施工支援への利用を目指す。 【研究期間:平成21年度 研究費総額:約11.7百万円】	応用性・革新性 ^{※2)} 優れている 実現可能性 ^{※3)} 優れている 導入効果 ^{※4)} 優れている ヒアリング評価) 優れている
34. 構造物の表層強度分布測定装置および含浸強化剤の開発研究	既存コンクリート構造物等の表層部強度を推定できる携帯式削孔試験装置、および含浸性の高い表層部強化剤の開発を試みる。 【研究期間:平成21年度 研究費総額:約19.76百万円】	応用性・革新性 ^{※2)} 優れている 実現可能性 ^{※3)} 優れている 導入効果 ^{※4)} 良好である ヒアリング評価) 良好である
35. 光ファイバセンシングによる広域社会基盤施設の高精度変状監視システムの開発	広域社会基盤施設の健全性を高精度かつ連続的に長期監視できる光ファイバセンシングによる変状監視システムを開発する。 【研究期間:平成21年度 研究費総額:約8.45百万円】	応用性・革新性 ^{※2)} 優れている 実現可能性 ^{※3)} 優れている 導入効果 ^{※4)} 良好である ヒアリング評価) 良好である

3.6. メカニカル亀裂ストッパーを用いた鋼橋の緊急・応急補修技術の開発	<p>鋼橋の疲労き裂を対象に、専用の補修用デバイスを開発し、迅速かつ簡易に緊急・応急補修を行える技術を確立する。</p> <p>【研究期間：平成21年度 研究費総額：約15.86百万円】</p>	<p>応用性・革新性^{※2)} 優れている 実現可能性^{※3)} 優れている 導入効果^{※4)} 優れている ヒアリング評価) 優れている</p>																																										
外部評価の結果	<p>建設技術研究開発助成制度評価委員会の審査の結果、実施すべき課題として上記20課題が採択された。</p> <p><外部評価委員会委員一覧>（平成21年5月、建設技術研究開発助成制度評価委員会）</p> <table> <tbody> <tr> <td>委員長</td> <td>池田 駿介</td> <td>東京工業大学大学院理工学研究科教授</td> </tr> <tr> <td>副委員長</td> <td>神田 順</td> <td>東京大学大学院新領域創成科学研究科教授</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>魚本 健人</td> <td>芝浦工業大学工学部教授</td> </tr> <tr> <td></td> <td>北田 俊行</td> <td>大阪市立大学名誉教授</td> </tr> <tr> <td></td> <td>久保 猛志</td> <td>金沢工業大学環境建築学部教授</td> </tr> <tr> <td></td> <td>菅原 進一</td> <td>東京理科大学総合研究機構火災科学研究センター教授</td> </tr> <tr> <td></td> <td>田中 仁</td> <td>東北大学大学院工学研究科教授</td> </tr> <tr> <td></td> <td>津野 洋</td> <td>京都大学大学院工学研究科教授</td> </tr> <tr> <td></td> <td>東畑 郁生</td> <td>東京大学大学院工学系研究科教授</td> </tr> <tr> <td></td> <td>林 良嗣</td> <td>名古屋大学大学院環境学研究科教授</td> </tr> <tr> <td></td> <td>深尾 精一</td> <td>首都大学東京都市環境学部教授</td> </tr> <tr> <td></td> <td>松藤 泰典</td> <td>北九州市立大学国際環境工学部教授</td> </tr> <tr> <td></td> <td>吉田 治典</td> <td>岡山理科大学総合情報学部建築学科教授</td> </tr> <tr> <td></td> <td>和田 章</td> <td>東京工業大学建築物理研究センター教授</td> </tr> </tbody> </table> <p>※詳細については、国土交通省ホームページ (http://www.mlit.go.jp/tec/gijutu/kaihatu/josei.html) に掲載。</p>		委員長	池田 駿介	東京工業大学大学院理工学研究科教授	副委員長	神田 順	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授	委員	魚本 健人	芝浦工業大学工学部教授		北田 俊行	大阪市立大学名誉教授		久保 猛志	金沢工業大学環境建築学部教授		菅原 進一	東京理科大学総合研究機構火災科学研究センター教授		田中 仁	東北大学大学院工学研究科教授		津野 洋	京都大学大学院工学研究科教授		東畑 郁生	東京大学大学院工学系研究科教授		林 良嗣	名古屋大学大学院環境学研究科教授		深尾 精一	首都大学東京都市環境学部教授		松藤 泰典	北九州市立大学国際環境工学部教授		吉田 治典	岡山理科大学総合情報学部建築学科教授		和田 章	東京工業大学建築物理研究センター教授
委員長	池田 駿介	東京工業大学大学院理工学研究科教授																																										
副委員長	神田 順	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授																																										
委員	魚本 健人	芝浦工業大学工学部教授																																										
	北田 俊行	大阪市立大学名誉教授																																										
	久保 猛志	金沢工業大学環境建築学部教授																																										
	菅原 進一	東京理科大学総合研究機構火災科学研究センター教授																																										
	田中 仁	東北大学大学院工学研究科教授																																										
	津野 洋	京都大学大学院工学研究科教授																																										
	東畑 郁生	東京大学大学院工学系研究科教授																																										
	林 良嗣	名古屋大学大学院環境学研究科教授																																										
	深尾 精一	首都大学東京都市環境学部教授																																										
	松藤 泰典	北九州市立大学国際環境工学部教授																																										
	吉田 治典	岡山理科大学総合情報学部建築学科教授																																										
	和田 章	東京工業大学建築物理研究センター教授																																										

※1) 社会性

研究開発の成果が、地域が抱える建設技術に関する課題解決に資するなど、社会的ニーズがあるか、また、地域社会の生活、経済活動等への波及効果が期待できるかなど。

※2) 応用性・革新性

技術研究開発の成果が実用化されることにより、他地域への応用が図れるか、また、既存の技術に比べてどの程度の新規技術研究開発要素が認められるかなど。

※3) 実現可能性

提案された技術研究開発の目標の達成及び実用化が技術的に可能であるか、提案者が技術研究開発を実施するだけの技術研究開発計画、経費、技術研究体制を整えているかどうかなど。

※4) 導入効果

提案された技術研究開発が実用化となった場合に想定される、生産性の向上に関する導入効果（品質確保、工期短縮、コスト、環境、安全、当該技術研究開発の建設業界への普及等）が期待できるかなど。

※評価項目は公募区分により異なる。

※研究費総額は現時点の予定であり、今後変わりうるものである。